

**平成 30（2018）年度 学位請求論文（課程博士）**

**戦前期における布哇浄土宗教団の展開過程**

大正大学大学院文学研究科博士後期課程宗教学専攻宗教学

1304005 魚尾 和瑛

## 目次

序論	1
第1節 ハワイにおける日系伝統仏教研究の整理	1
第2節 問題の所在	4
第3節 研究対象と方法	5
第4節 用語の定義	8
第5節 本論の構成	8
<b>第1部 布哇開教区の設置と定着</b>	<b>10</b>
第1章 浄土宗における開教制度	10
第1節 最初期の開教制度（1898年開教区制度）	10
第2節 明治期の開教制度	14
第3節 大正期の開教制度	15
第4節 昭和期の開教制度	21
第2章 初期布哇開教区における寺院建立と開教院設置過程	27
第1節 ハマクア仏教会堂の建立	27
第2節 外地の開教区と布哇開教区	29
第3節 開教使の初期の活動	30
第4節 開教院の設置	32
第3章 布哇開教院設置後の開教施策	36
第1節 信徒組織の設立とその活動	36
第2節 布哇女学校の設立	37
第3節 ハワイ各島における開教の進展	41
第4節 開教活動の停滞	42
<b>第2部 ホスト社会への適応</b>	<b>49</b>
第4章 財団法人布哇浄土宗教団の設立過程	49
第1節 財団法人設立の前史	49
第2節 財団法人設立の経緯	52
第3節 教団規則・細則からみる変化	54
第4節 布哇開教区における法人設立の意味	56
第5章 宗教教育法への対応過程	59
第1節 ハワイにおける日系移民子弟教育	59
第2節 宗教教育法と当時の日系社会の世論	61
第3節 ハワイ仏教界の対応 ―布哇浄土宗教団を中心に―	66

第4節	布哇仏教教団連盟の設立と対応	67
第5節	布哇浄土宗教団のその後の対応	70
<b>第3部</b>	<b>日本の浄土宗とハワイの浄土宗</b>	73
第6章	記録から見る日本とハワイの浄土宗	73
第1節	財政に関する記録	73
第1項	予算・決算に関する記録	73
第2項	補助金に関する記録	76
第2節	人事に関するやり取り	79
第3節	政府からの通牒	81
第7章	日本から派遣される僧侶	84
第1節	浄土宗から派遣される僧侶	84
第2節	管長代理として派遣された僧侶	93
第3節	開教区の言説と派遣された僧侶の言説	101
第8章	窪川旭丈監督時代の布哇開教区	107
第1節	1930年代以降の日系ハワイ社会における戦争支援	107
第2節	当時の日本の浄土宗の動き	109
第3節	戦時体制協力下における窪川旭丈	111
第4節	窪川時代の布哇開教区の動き	112
第5節	窪川のハワイにおける言説	116
<b>第4部</b>	<b>分析</b>	122
第9章	布哇開教区・布哇浄土宗教団を取り巻く時代	122
第1節	定着期	122
第2節	停滞期	124
第3節	展開期	129
第4節	困惑期	134
第10章	教団の定着課程とその課題	137
第1節	課題の設定	137
第2節	教団を取り巻く課題群	139
第1項	定着期	139
第2項	停滞期	140
第3項	展開期	141
第4項	困惑期	142
第3節	課題の分析	142
第4節	課題モデルと各期の課題	145
第5節	課題モデルを用いた成果	148

第6節 本派本願寺研究との比較.....	150
終章 結論 .....	156
資料編 .....	161
資料1 ハワイ浄土宗史 .....	161
資料2 財団法人 布哇浄土宗教団規則 .....	164
資料3 財団法人 布哇浄土宗教団細則 .....	165
資料4 仏教法友会規則 .....	167
資料5 ハワイの浄土宗寺院の分布 .....	168
参考文献 .....	169

## 序論

### はじめに

ハワイに初めて日本から移民が渡ったのは、1868年のことであった。153人の移民、通称「元年者」がハワイの耕地に労働者として雇われていったのである。元年者は、途中で死亡する者や米大陸へ移る者、帰国する者など様々であった。その後、1885年には、日本政府が移民を斡旋し、耕地経営者と3年間の労働契約を結ぶ、「官約移民」が開始される。この官約移民は、1885～1894年の間に29,069人がハワイに渡ってきた<sup>1</sup>。

ところが、1894年にハワイ王国が白人支配層のクーデターによって崩壊し、ハワイ共和国が樹立される。この頃より日本の移民会社による「私約移民」の時代となっていく。私約移民は、1894～1899年の契約移民禁止までに、40,208人がハワイに渡っている。1898年にハワイ共和国がアメリカ合衆国へと併合され、ハワイ準州となると、契約移民が禁止され、私約移民から、自由な渡航となる自由移民へと変化する。1901～1907年の間に68,326人がハワイへ渡り、更に一部の移民は米大陸へと転航していった。その後1908年には日米紳士協約が結ばれ、新たな移民の渡航は禁止となる。渡航が許されたのは、再渡航者と近親家族、写真花嫁の呼び寄せのみであった。このような呼び寄せ移民は、排日移民法の制定される1924年までに62,277人にのぼった。

本論文は、このように日本から移民と共に渡った、日系宗教の中でも伝統仏教教団、特に浄土宗に注視し、その展開過程を明らかにしていくものである。

### 第1節 ハワイにおける日系伝統仏教研究の整理

まずハワイの日系仏教について概説したい。最初にハワイを訪れた僧侶は、本派本願寺の曜日蒼龍であった<sup>2</sup>。1889年に移民の極めて凄惨な状況を危惧し、ホノルル、ハワイ島ヒロなどで布教を行い、帰国した。しかし帰国後、曜日の布教方針が本願寺当局において問題となり、頓挫してしまった。その後、1894年に浄土宗の松尾定諦、岡部学応が、布哇宣教会から布哇布教へと送られ、1896年にハワイ島ハマクアにハワイ初の仏教寺院、ハマクア仏教会堂が建立されることとなる。その後、1898年に本派本願寺、1899年に真宗大谷派、1900年に日蓮宗、1903年に曹洞宗、1914年に真言宗が、教団として開教をそれぞれ開始した。特に本派本願寺は、ハワイ全島に46ヶ寺の教会所を展開する、最大宗派であった。

このような日系仏教教団や、神道、新宗教などを含めた日系宗教のハワイ布教に関する研究は、様々に行われてきた。その中でも、代表的な成果としては、東京大学宗教学研究室が中心となって1970年代後半に実施した共同調査の報告書がある。その中では布教の歴史や活動状況が記されている[柳川・森岡 1979]。特に論文篇では、日系宗教のハワイにおける形成展開過程、法制度、信者の世代交代などについて検討されているが、一部の伝統仏教教団を除き、主に戦後にハワイへと流入した教団が対象とされている[柳川・森岡 1981]。これらの調査は、ハワイの日系宗教の全体像を掴むためのものであったが、伝統教団や新宗教教団の展開過程や当時の現状などが総合的に判る、大きな成果であった。

第二次大戦前の日系仏教を対象とした研究群としては、主にハワイ日系社会において最大宗派であり、最も開教が成功したとも言える、本派本願寺を対象として、以下に挙げるよ

うな成果が提出されている。本派本願寺を対象とした研究では、様々な側面が研究対象となった。

柳川啓一・森岡清美による調査に参加した中野毅は、日系人のハワイ社会への適応過程を取り上げ、教団組織の変容を法制度との関係から分析した成果を提出している。中野は、日系宗教の法人設立に際して直面する問題を、ハワイ本派本願寺と第二次大戦後に再編成されたハワイ浄土宗教団<sup>3</sup>を事例に指摘している。中野によると、ハワイ州法人法の特徴的な法人構造は、信徒中心の「理事会制」(board of director-ship)であるのに対して、日系宗教は聖職者中心主義であり、この点が法人設立の際に直面する問題点であると指摘する。両教団とも理事長、理事会が信徒によって構成され、法的な代表権、経営権を信徒がより強く握り、更には聖職の中心である開教総長の選出・任命にも信徒が参画する、ハワイ州法人法に寄った法人組織になっている【中野 1979】。更に中野は、ハワイ本派本願寺を代表的事例として、法人設立過程と教団組織の変容を分析し、ハワイ社会への適応過程の中でハワイ本派本願寺が現地法人を設立し、アメリカの法規規定に従って、教団機構の整備などの諸条件を受容し、組織の在り方や教義などを変容させたことを明らかにした【中野 1981b】。特に法人として認可された教団組織の基本構造がアメリカの法人法の規定に従っており、法的規制に従うことは、ハワイ社会の文化的社会的価値に準ずること、即ち適応過程であると述べる。当初は、民主的な運営に馴染まない日系一世が信徒の大半を占めていたことから、教団運営は開教使中心であったものの、1923年の「議制会」設置以降、徐々に信徒支配の度合が高まり、第二次大戦以降には本格的に信徒支配が進んだ、とその変容過程について言及している。

中野は、教団組織や法規に注目したが、本多千恵は、本派本願寺の布教活動に注目する。本多は、本派本願寺の展開過程を、ストラテジー概念を導入して検討している【本多 1994】。そして、日系社会にも大きな影響力を持った本派本願寺のハワイ第2代開教総長である今村恵猛が布教を開始した時代には、①僧侶が敬遠されていたこと、②本山から経済的支援を受けられず、自給自足の方法を講じなければならなかったこと、③日系社会の上層部が仏教を軽視する傾向にあったこと、④布教が妨害されたこと、以上の四大困難があったことを指摘する。そのような状態からの脱却を目指し、更にホスト社会から同化圧力の制約を受けながらも、時代ごとの移民の動きに対応した「布教ストラテジー」を案出して、布教活動を行ったことによって、本派本願寺が繁栄したことを明らかにした。また、ホスト社会からのアメリカ化運動に対しては、仏教に対する負のイメージを除去するための「仏教＝世界的宗教」という布教ストラテジーをもって対応し成功してきたと述べている。

本多は、教団の布教戦略を対象としたが、守屋友江は、今村恵猛の思想的変遷に注目する【守屋 2001】。今村と今村率いる本派本願寺教団が、「アメリカ仏教」として誕生していく様子を明らかにした。20世紀初頭にはアメリカニゼーションと呼ばれる、「母国の文化的伝統を全て捨て去り、英語を話してアメリカ的文化を身につけ、キリスト教徒になること」を意味したナショナルリズム運動の側面を持つ動きが、アメリカ大陸やハワイを席卷していた。このような動きに鍛えられると共に、清沢満之の教団改革運動と、アメリカ生まれのプラグマティズム哲学に影響を受け、今村によって再解釈された「アメリカ仏教」が誕生していたことを、守屋は今村の著述や教団資料から詳らかにした。一方で守屋は、今村の死後「アメリカ仏教」が定着せず、真宗は日本仏教であって、アメリカ化はあり得ないという基本的認識

が開教使に潜在しているという、今村以降の「日本化」した本派本願寺についても指摘している。

また、開教使の個人的交流に注目した研究として、藤井健志、高山秀嗣の成果がある。藤井健志は、大分の東陽円月が主催した東陽学寮にて学んだ曜日蒼龍や藤村僧翼、西沢道朗らが渡布し、本山主導の正式開教以前にハワイ開教に携わったことを明らかにした[藤井 1986]。高山秀嗣は、東陽学寮を中心とした僧侶らの人脈を「真宗ネットワーク」と名付け、ハワイ初期開教ではこの人脈が活躍したが、その後の本山による地方統制路線によって衰退したことを明らかにした[高山 2011]。

他に高橋典史は、19世紀後半から第二次大戦後までの、ハワイ日系仏教徒の日本に関する「メンタリティ」の変遷について検討している[高橋 2014]。高橋は、日系仏教がハワイに定着していく過程で、二世が日本にまつわる様々なものを、二世自身がどのように自己定義したのか、メンタリティの変遷という視点から分析する。そして、戦前の変遷に関して、今村の言説から、現地社会への適応と日本への接近という一見相反するような志向性が併存し、このような主張が日米双方のナショナリズムに接合可能なものとして「二重のナショナリズム」の遡上にあつたと論じている。このような「二重のナショナリズム」が、日系二世仏教徒にも存在していたことを、日系二世の言説から明らかにしている<sup>4</sup>。その他にも、1920～30年代に本派本願寺が実施していた、二世を中心とする日本への見学団や汎太平洋仏教青年大会を事例に、トランスナショナルな活動について言及している[高橋 2016,2018]。

このように、本派本願寺に関する先行研究では、布教戦略や組織変容といった教団に関する側面や、開教使とそのネットワークに注目したもの、信徒や青年会に注目したものなど、多角的な研究がなされてきた。

他方で、教団としてのハワイ開教が最も早かった浄土宗を対象とした調査研究も行われてきた。星野英紀は、カウアイ島コロア浄土院に開教使として赴任していた林明春が記した『コロア浄土院記録』を史料として、第二次大戦前後の開教使の活動を解説し、その様相を明らかにしている[星野 1981b]。この記録からは、1940年のコロア浄土院の檀信徒の様子が見て取れる。実際に修正会には、「聖戦勇士の武運長久を祈願」し、「英霊を敬弔」する、当時の日本と同様の姿があり、日本指向が強かったことを指摘している。

また、鷺見定信は、明治初期から現代までのハワイ浄土宗の実態について、多くの成果を提出している。主要な成果を挙げると、有志団体であった布哇宣教会と、そこから派遣された岡部学応、松尾諦定の活動に注目し、浄土宗の正式開教以前の布教活動を整理した論考や[鷺見 1983]、ハワイに残されている教団資料から、1920年代に日系移民が永住土着志向へと生活スタイルを変化させた事に合わせて、開教使の教化方法が英語化・通仏教化へと変化したことを明らかにしたものがある[鷺見 1982,1984]。更に鷺見は、教化方法が変化しながらも寺院・教会にとっては檀家の葬儀・追善供養が主要な役割として残り、教化方法や理念の上では「アメリカ化」が志向されながらも、現代まで先祖供養の宗教としてハワイの浄土宗が保たれている現状も明らかにしている[鷺見 2004]。鷺見による成果は、ハワイ浄土宗の開教のあり方を、寺院への調査や教団内資料から明らかにしたものであり、教団というよりも、布教・教化方法の変化について述べたものであった。

その他にも真言宗に関しては、大師講の展開を通史的に明らかにした、星野英紀による研究がある[星野 1981a]。星野は、ハワイの日系人の信仰習俗を考える上で、見逃せない点が

複数帰属であることを指摘する。ハワイの大師講が民衆的大師信仰に基づくものであり、移民たちの発意ではじまったことをその展開過程から明らかにしている。さらに大師講に関連して、真言宗の開教過程も論じており、加持祈祷に依拠する真言宗寺院においては、複数帰属することはとりわけ特徴的であると指摘している。

また、日蓮宗に関しては、安中尚史による調査研究が進められている[安中 2004,2005]。安中は、ハワイに最初に訪れた高木行運の活動を日本の日蓮宗の機関誌的性格を持つ『日宗新報』やハワイ日蓮宗別院に残されている『ハワイ開教日誌』から明らかにしている。そして、加藤神社と神仏合同の社寺の設立計画があったことなどを報告している。また安中は、日蓮宗の海外布教を植民地布教と移民布教に分け、その特徴を政府の進める植民地政策と移民政策の相違にあることを指摘している[安中 2008]。

この他にも様々な先行研究があるが、各章においてそれぞれ参照していく。

## 第2節 問題の所在

以上のような成果が提出されているが、次のような課題があると考ええる。第1には、本派本願寺中心の研究が多いという点である。第二次大戦以前のハワイ日系仏教研究は、本派本願寺を中心として研究が進められてきた。これは、本派本願寺がハワイ日系社会において最大の規模を持ち、資料も比較的多く残されているという点が一因であろう。また、本派本願寺からは、今村恵猛という日系社会全体においても大きな存在感を持った人物が輩出され、著作が現在でも残っていることも鑑みなければならない。だが、本派本願寺を中心として検討されるハワイ日系仏教研究だけで、ハワイ仏教全体を掬い取れるのであろうか。成功例としての本派本願寺を中心とする展開過程だけでは、見落としてしまう点が存在するであろう。

第2には、教団という視点の不足が指摘できる。本派本願寺研究においても、曜日や東陽寮、今村といった開教使に注目が集まっている。鷺見は明治期における浄土宗の韓国開教の実態を明らかにする上で、開教の実態を知るためには教団レベルと開教使レベルに分けることによって、基本構造が明らかになると指摘している[鷺見 2003]。このような指摘を鑑みると、開教の実態を明らかにするという点では、本派本願寺に関しても中野や本多の研究以降、教団に関する研究が進んでいるとは言えない。また、浄土宗に関しても教団というよりも、布教内容の変化などが中心となって検討されており、教団視点での研究が不足している。

更に日本の教団とハワイの教団の関係性の検討という課題もある。本多や守屋による研究によって、本派本願寺が、ある程度日本の教団(本山)から独立していることは明らかになっている。それは、経済的な支援を受けられないことを現地において解決したことや、今村の様な「アメリカ仏教」教義の現地化という形で現れている。しかし、このような動きは、日本との関係性が希薄だからこそ生じたのではないだろうか。また高橋の研究によって、今村が1920年代後半には「日本化」したことや、見学団や汎太平洋仏教青年大会に参加した青年らの言説から、日本の影響があったことが明らかになっているものの、そのようなハワイ本派本願寺の動きは、教団のトランスナショナルな活動とは違うと考えられる。やはり、日本の教団(本山)とハワイの教団との関係性の具体相を明らかにし、経済面や人事といった実質的な関係が果たしてどうであったのか、明らかにする必要があるだろう。

第3には、日系仏教教団が定着していく過程に関する研究が少ない点である。本多は、布教ストラテジーという概念を用いて、本派本願寺がハワイに定着していく過程を描いている。星野や安中も、真言宗と日蓮宗のそれぞれの教団が定着していく過程をある程度明らかにしている。一方で、鷺見が対象とした浄土宗については、教義の変化や、明治期の開教使の活動が論じられているのみである。

以上のような3点がハワイ日系仏教教団研究における課題であると筆者は考える。

### 第3節 研究対象と方法

このような課題から本論文は、日系仏教教団がハワイに定着する過程を、日本の教団とハワイの教団の関係性に注視しながら明らかにすることを目的とする。そしてその対象を、第二次大戦以前の浄土宗に絞ることとする。ここで浄土宗を対象とする妥当性について述べたい。

ここでは守屋による、ハワイ日系仏教教団の布教形態による分類を参照したい。守屋によると、初期の教団形成には、①出身地の地縁ネットワークを利用したケース：全宗派（浄土宗・本派・大谷派・日蓮宗・曹洞宗・真言宗）、②僧侶発意による布教開始するケース：浄土宗・日蓮宗・初期本派本願寺（曜日蒼龍）、③他宗派との競合関係がみられるケース：真宗大谷派、④在家信者の講が主要な役割を持つケース：曹洞宗（観音講）・真言宗（大師講）があると論じる[守屋 2008]。守屋による分類を参照すると、曹洞宗や真言宗は、在家信者講が役割を持つ特殊な事例であり、ハワイにおける一般的な布教形態は、本派本願寺や浄土宗、日蓮宗と言える。

ただ、先にも述べたように、本派本願寺はこれまで教団や開教使などの側面から検討が多く進められており、浄土宗か日蓮宗が対象の候補となる。ここで両宗派を比較すると、浄土宗は教団としてのハワイ公式開教が最も早い。また、日蓮宗がハワイ全島に5ヶ寺に対し、浄土宗は16ヶ寺と浄土宗の方が規模が大きい。更に、鷺見によって一定の成果が提出されており、教団としての全体像を捉えやすい、という利点がある。また、後述していくが、浄土宗は本派本願寺のような成功事例ではなかったという点も対象として、本派本願寺のような成功事例と比較することで、どのような課題を抱えていたのか、その点を検討することが可能である<sup>5</sup>。また、教団の定着過程に注目することから、ハワイ開教開始から第二次大戦開戦直前までを期間と設定する。ここで改めて本論文の目的を述べると、非成功事例でない浄土宗を対象として、ハワイへの定着過程を明らかにすることである。

対象とするハワイ浄土宗について簡単に述べておく。先にも述べた様に、浄土宗のハワイ開教は1894年にはじまり、1896年にハワイ初となる仏教会堂を建立する。その後、1896年から21年間にオアフ島3ヶ寺、ハワイ島8ヶ寺、マウイ島3ヶ寺、カウアイ島2ヶ寺計16ヶ寺を建立している<sup>6</sup>。また信徒数は、1931年の統計ではハワイ全島に7,480戸の信徒数があつた[佐山 1931:353-359]。

次に本論で使用する資料について、述べておく。特にハワイ開教区の教団資料は、鷺見が一部使用しているものの、初出の資料が含まれており、そのような意味でも検討する価値のある資料である。また、当時のハワイ日系社会を理解するために、当時発行されていた日系新聞も参照する。

## ハワイ開教区の教団資料

### ①『浄土宗開教院日鑑』

『浄土宗開教院日鑑』は、1923年3月から1938年5月までの開教院の日鑑であり、現在も浄土宗ハワイ開教区ハワイ浄土宗別院に残っている資料である。表紙には、「浄土宗開教院 大正十二年三月」とだけ書かれており、内容から筆者が『浄土宗開教院日鑑』と便宜上名付けている。執筆者は複数いると思われ、主に会議の議事録や当時の浄土宗に関連するハワイ発行の新聞の切り抜きなどで構成されている。会議に関しては、開教院の会議の記録だけでなく、一部は開教使会議の内容や、檀信徒を含めた会議の議事録などが記されている。その他にも、開教院の檀信徒の世話人の名簿や寄付金名簿なども同時に記されている。巻末には、1929年に布哇仏教教団連盟が配布した、宗教教育法に対するチラシが添付されている。この資料は、鷺見も使用しておらず、初出の資料である。

### ②『開教区記録』

『開教区記録』は、『浄土宗開教院日鑑』と同様にハワイ浄土宗別院に残されている。この記録は、3冊現存しており、日本の浄土宗務所と布哇開教区のやり取りなどが書き写されている。『開教区記録1』は、第6代開教使長福田闡正が着任した1927年8月1日から1931年7月まで、『開教区記録2』は1931年7月から1946年1月までとなっている。『開教区記録2』の表題には、1946年1月までの記録となっているが、1941年8月25日付の亜米利加開教区内における辞令の書き写し以降の記録はない。そして、記録が復活するのは、終戦後の1946年2月10日付の浄土宗管長望月信享による辞令である。その後1947年7月8日に各開教使が米本土の強制収容所から帰国した記録まで記されており、表題と若干の相違点がある。また、『開教区記録3』は1947年6月から1954年12月までの記録であり、本論では取り扱わない。

これらの記録は主に、日本の浄土宗務所と布哇開教区、もしくは開教区監督とのやり取りが書き写されている。そのやり取りは、補助金や予算などの財政に関するものや、開教使や開教副使・助員の任命、帰国、辞任などの人事に関するものである。その他にも、日本の浄土宗で決められた教令や、管長からの訓示、諸連絡事項の通知が書き写されている。また、開教区全体の記録ということで、開教使会議の議事録、宗務からの依頼によって作成された調査報告、宗務所を経由して通知された日本政府（主に文部省）からの通牒なども記されている。鷺見は、『開教区記録1』に所収されている「昭和二年布哇開教区宗勢調査」と、『開教区記録2』に所収されている「昭和五年布哇開教区宗勢調査」について言及しているが、その他の点については利用していない[鷺見1984]。

## 日本浄土宗の教団資料

### ③『浄土教報』

『浄土教報』は、1889年に創刊された、浄土宗の公論機関誌的な性格を持つ雑誌である。本論では、大正大学図書館、佛教大学図書館に所蔵されているものを利用している。

### ④『宗報』

正式には『浄土宗宗報』であるが、本文には宗報のみ記されており、本論中では『宗報』と記す。浄土宗の機関誌であり、1917年5月に第1号が発行される。宗制・宗規・教令・

訓諭・訓示・告示などに変更や改正があった場合に掲載される。その他に、宗内の職員や各寺院の住職などの任免の報告なども掲載されている。また、定例の宗会終了後には、附録として宗会の議事録が掲載される。これらは、浄土宗教師が利用することができる HP「浄土宗ネットワーク」内にある「デジタルアーカイブ宗報」を利用した<sup>7</sup>。

## ハワイの日系新聞

### ⑤『布哇報知』

1912年にホノルルで牧野金三郎によって創刊された日刊紙であり、昭和初期には12,000部を発行していた<sup>8</sup>。相賀安太郎の『日布時事』と共にハワイにおける日系新聞の二大紙と呼ばれる。また、牧野は浄土宗の信者であり、戒名も浄土宗のものであった。本論では、国立国会図書館に所蔵のものを利用した。

### ⑥『日布時事』

相賀安太郎が1905年に、『日布時事』の前身である『やまと新聞』を買収し、1906年に『日布時事』に改題した<sup>9</sup>。元の『やまと新聞』は1895年に創刊しており、ハワイでは2番目に古い新聞である。本論では、Hoover Institution Library & Archivesの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した<sup>10</sup>。

### ⑦『馬哇新聞』

『馬哇新聞』は、横川金次郎により1906年にマウイ島のワイルクで創刊され、週2回の発行だった。本論では、Hoover Institution Library & Archivesの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した<sup>11</sup>。

### ⑧『加哇新報』

1904年に福永虎次郎によって創刊されたカウアイ島の週刊紙である。本論では、Hoover Institution Library & Archivesの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した<sup>12</sup>。

## アメリカ本土の新聞

### ⑨『日米新聞』

『日米新聞』は『北米日報』と『桑港日本新聞』との合流後、1899年に創刊した。のちに、『新世界』とともにサンフランシスコの邦字新聞の双璧をなした。本論では、Hoover Institution Library & Archivesの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した<sup>13</sup>。

### ⑩『新世界朝日新聞』

『新世界日日新聞』と『北米朝日新聞』が1935年に合併後、『新世界朝日新聞』と改称し発刊された。本論では、Hoover Institution Library & Archivesの邦字新聞デジタル・コレクションを利用した<sup>14</sup>。

### ⑪『羅府新報』

『羅府新報』は米国に留学中の複数の日本人学生により1903年に創刊され、ロサンゼルスを中心としたカリフォルニア南部での邦字新聞の第1号となった<sup>15</sup>。同紙はカリフォルニア州で現在も発行されている唯一の日米バイリンガル日刊新聞で、現在も発行されており長い歴史を誇る。本論では、国立国会図書館に所蔵のものを利用した。

#### 第4節 用語の定義

本論で使用する用語について、定義をしておく。まず、ハワイ浄土宗と記す場合は、1894年から1941年までのハワイ浄土宗全体を示す際に使用する。また、布哇開教区と記す場合は、1898年以降の開教区のことを示す。1938年に開教区制度改正によって亜米利加開教区となるが、基本的には布哇開教区と統一して記す。他に、布哇浄土宗教団と記述した際には、1927年以降の財団法人布哇浄土宗教団のことを示す。また、布哇浄土宗教団と布哇開教区は不可分のものであり、ほぼ同一として扱う。ただし、予算の一部などは別であり、そのような際には、その旨を記すこととする。開教使については、1次資料に「開教師」とある場合はそのまま記したが、先行研究などで表記が統一されていない場合は、異字同意と見なし、開教使と筆者が統一した。

次に移民の呼称であるが、日本から渡布した最初の世代を一世、その子弟を二世と呼ぶ。日系社会と呼ぶ場合は、両者を含んだ移民社会のことを示す。また、「定着」については、森岡清美の定着の定義を援用したい[森岡 2005:108-109]。森岡は、定着を「受容された外来宗教が在来宗教と多かれ少なかれ調整されて落着くこと」と定義する。ただし、本論で扱う、ハワイの日系社会に浄土宗が開教していくことは、外来宗教が在来宗教の中に入っていくことであり、森岡のそれとは合致しない。そこで、個人、集団、制度の定着の3つのレベルの中でも、集団的定着の定義「外来宗教を受け入れた集団が安定的に活動している状態であって、教会堂の建設あるいは自給達成を指標とする。定着の空間は集団に広がっており、時間は結成時の構成員の一生を超える可能性をはらんでいる」[森岡 2005:109]を改変し、「開教に訪れた宗教を受け入れた集団が安定的に活動している状態であり、教会堂の建設を指標とする。定着の空間は、日系社会に広がっており、時間は結成時の構成員の一生を超える可能性をはらむ」と定義する。

#### 第5節 本論の構成

序論の最後に、本論文の構成について述べておく。

第1章では、日本浄土宗の資料を整理し、開教区に関する制度を明らかにし、その変遷を見ていく。そして、これらの制度がハワイ浄土宗にどれだけの影響を及ぼしていたのか、制度面から確認する。第2、3章では、ハワイ浄土宗の開教の様子を、当時の新聞と開教使が『浄土教報』に投稿した記事などから明らかにする。第2章では、ハワイ島を拠点とした初期開教からホノルルの開教院設置の間に、どのような開教が行われていたのか、日本との関係性に注視しながら明らかにする。第3章では、ホノルルの開教院設置によって、組織的な開教が開始された後の、ハワイ浄土宗の展開過程を見ていく。そして、運営方針の変化や、教勢の停滞を招いた諸事件についても触れていく。第4章では、財団法人布哇浄土宗教団を設立するまでの過程と、法人組織の内実、そして法人化の意味について検討していく。第5章では、1929年にハワイ準州で制定された宗教教育法に、ハワイ浄土宗がどのような対応をしたのか、その対応過程とその結果がどのようなものであったのか、明らかにしていく。更に第5章では、法規に従うという外的要因がもたらした、現地適応の様相を示していく。

第6章では、『開教区記録1、2』の内容を整理し、経済、人事、政府からの通牒という3つの視点から、日本の浄土宗とハワイ浄土宗の実質的な関係性を明らかにする。この作業に

よって、その関係性の強さを明らかにし、日本の教団の延長線上にハワイ浄土宗があることを示す。第7章では、日本からハワイを訪れた、宗務視察員、慰問使、管長代理がハワイにおいてどのような活動をしたのか、また日本の浄土宗に対して、どのようにハワイ浄土宗のことを伝えたのか、『浄土教報』と日系新聞の日布の両面から確認していく。特に宗教的源泉である管長の代理僧侶が来ることによって、どのような活動が行われたのか、そしてどのような影響があったのかを確認する。第8章では、1938年に赴任した第7代開教監督窪川旭丈の時代を対象として、ハワイ浄土宗の動きを教団資料や日系新聞などから見ていく。そして、日本の時局に寄った活動をするハワイ浄土宗と、視察などによってハワイ浄土宗の課題とその課題解決のため二世に注目する窪川の動きに注目していく。

第9章では、それまでに明らかになったハワイ浄土宗史を、展開過程ごとに時代区分し、分析をしやすいように準備をおこなう。そして、当時の日米の主要な出来事と重ね、各時代の特徴的な出来事を抽出する。そして第10章では、9章にて抽出した出来事を、定着に関する課題群から分析し、展開過程においてどのような定着への課題があったのか、その変遷を明らかにする。更に、本派本願寺研究と比較することによって、浄土宗を対象とした妥当性について改めて述べる。最後に終章では、本論で明らかになった知見をまとめ、研究の課題を示すこととする。

---

1 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:120]。以下の移民数は[ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964]に依る。

2 曜日のハワイでの活動は、[常光 1968]に詳しい。

3 中野が対象としているのは、戦後のハワイ浄土宗教団である[中野 1979]。

4 日系移民のナショナリズムに関する研究は、移民・エスニシティ研究の分野で成果が提出されている。ユウジ・イチオカは、1937年の日中戦争以降、日系社会において愛国主義的な高揚があったことをimmigrant nationalismと定義する[Ichioka 1990]。また、高橋が「二重のナショナリズム」として使用している、dual nationalismは、デヴィッド・フィッツジェラルドの論を踏襲している[Fitzgerald 2004]。

5 非成功事例を対象とする点については、寺田喜朗の論に示唆を受けた[寺田 2009]。寺田は、台湾における生長の家の展開の経緯と様態を、受容要因と停滞要因の解明を通じて明らかにしている。

6 オアフ島エワ浄土宗仏教会堂は、第二次大戦中に米軍によって焼却されている。またハワイ島ラウパホエホエ仏教会堂は、2000年に廃寺になっている。

7 「浄土宗ネットワーク デジタルアーカイブ宗報 PDF」<https://jodoshu.net/guide/library/syuhou/> (2018年10月2日閲覧)

8 [田村 1986:30]

9 [田村 1986:29]

10 「邦字新聞デジタル・コレクション」<https://hojishinbun.hoover.org/> (2018年10月2日閲覧)

11 註10に同じ。新聞のレファレンスも「邦字新聞デジタル・コレクション」を参照した。

12 註10に同じ。新聞のレファレンスも「邦字新聞デジタル・コレクション」を参照した。

13 註10に同じ。新聞のレファレンスも「邦字新聞デジタル・コレクション」を参照した。

14 註10に同じ。新聞のレファレンスも「邦字新聞デジタル・コレクション」を参照した。

15 「邦字新聞デジタル・コレクション」の新聞レファレンスを参照した。

<https://hojishinbun.hoover.org/> (2018年10月2日閲覧)

## 第1部 布哇開教区の設置と定着

### 第1章 浄土宗における開教制度

#### はじめに

本章では、浄土宗の開教に関する制度、特にハワイでの開教に係る制度について検討する。開教制度については、新保義道が概要をまとめており、そちらを適宜参照していく。しかし、新保は、開教制度についてまとめているものの、出典の明記がほぼなく、出典が記載されていても誤っている部分がある[新保 1987:113-119]。そこで本論では、改めてそれらの確認も含めて筆者が原典にあたり、出典を明記すると共に大幅に補足をし、浄土宗の開教制度とそれに付随する規則を記し、その変遷について論ずる。

#### 第1節 最初期の開教制度（1898年開教区制度）

浄土宗による開教施策は、1893年に設立された「布哇宣教会」による、ハワイ開教がその始まりである<sup>1</sup>。「布哇宣教会」は浄土宗有志による組織であったが、浄土宗管長日野靈瑞や増上寺法主野上雲海といった浄土宗の要職に就く僧侶が寄付をおこなっており、単なる有志の組織ではなかった。この段階では、公式に教団としての開教は行われていなかったが、布哇宣教会による僧侶の派遣や、ハワイで最初の仏教寺院ハマクア仏教会堂建立といった有志の開教に対応するように、浄土宗自体も開教施策を本格化させる。1898年3月15日より開かれた第二臨時公会において、「議案第十号開教区区域」が提出された。この議案の段階では、開教区の地域が以下ようになっていた。

第一条 宗制第〇条ニ基キ開教区ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一開教区 広島県及大島諸島沖繩県

第二開教区 北海道

第三開教区 台湾各地及澎湖島

第四開教区 韓国京城 仁川 釜山 元山 木浦 鎮南浦

第五開教区 布哇

(『浄土教報』1898年4月15日 321号:9)

その後、同年4月14日に改定宗政宗規が發布され、その第34、35条によって開教区が制定されることになる。ここで、開教区の定義がなされる。

第三十四条

帝国若クハ外国ニシテ開教ノ必要ヲ認ムル地方ハ之ヲ区劃シテ開教区トス開教区ノ区域ヲ定ムルコトハ宗会ノ協賛ヲ要ス

第三十五条

開教区ニハ管長ノ意見ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ経テ宗制宗規ノ中或部分ヲ施行セズ若クハ別途ノ制度ヲ設ケテ施行スルコトヲ得

([中村周愍編 1898:5-6])

また第二臨時公会では、浄土宗にとって初めての開教区への予算案が提出される。この予算は、特別会計予算として計上されたものであり、議案第 10 号に基づいた区分で開教費が割り当てられている<sup>2</sup>。当初のハワイ開教に対する予算案は、

第六款 第五開教区開教費 金一千四百廿四円六拾七錢二厘

第一項 第五開教区開教費 金同上

第一目 布教師二名渡航費及手当 三百廿四円六拾七錢二厘

第二目 布教師二名扶助費 金六百元

第三目 教会所扶助費 金五百円

(『浄土教報』1898年4月25日322号:5-6)

であったが、実際にどれだけの額になったのかは、不明である。

そして同年5月7日には、「教令第一号 第二臨時公会ノ議決ヲ経テ開教区区域左ノ通之ヲ定ム」が發布され、開教区区域が定められる。

開教区区域

第一条 宗制第三十四条ニ基キ開教区ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一開教区 鹿児島県及大島諸島沖縄県

第二開教区 台湾各地及澎湖島

第三開教区 韓国京城 仁川 釜山 元山 木浦 鎮南浦

第四開教区 布哇

([中村周愍編 1898:119])

原案とは違い、北海道は開教区に指定されず、第四開教区としてハワイは割り当てられることになる。

そして、開教区区域の設定に伴い、開教使についても決められることとなる。同年8月5日には、同年教令14号によって布教規則が定められる。

第十七条 開教区ニハ開教使及開教副使若干ヲ選任シ特ニ其区域内ノ布教ヲ担任セシム

開教使及開教副使ハ巡教師ヲ以テ之ニ任ス但開教副使ハ教師ノ中ニ就テ之ニ任スルコトアルヘシ

([中村周愍編 1898:149])

この布教規則の第17条では、開教使は巡教師から、開教副使は教師<sup>3</sup>から選ぶことが決まる。巡教師とは、当時の浄土宗の布教規則によると、教師の中において、布教に堪能な者を教学院<sup>4</sup>が検討して、管長が任命する資格である。巡教師に確実にするためには、伝道講習院を卒業し、三級巡教師に任命される必要がある。この伝道講習院は、教師補以上の僧侶

が3年間、布教方法や関連する学問などを研鑽するための機関である<sup>5</sup>。講習院の課程の中では、講習生の希望によつてだが、「台湾土語支那語韓国語及英語」を学ぶことができ、開教使に必要な言語習得も可能になっていた。

同年8月6日には、教令第16号「教学院ニ諮詢シテ開教区規則左ノ通之ヲ定メ本月四日主務大臣ノ認可ヲ得タリ仍テ之ヲ発布ス」と開教区規則が定められる。

#### 開教区規則

第一条 宗制第三十五条ニ依リ本規則ヲ定ム

第二条 第一開教区乃至第四開教区ニハ毎教区ニ教務所ヲ設ケ開教使長一員ヲ置ク

第三条 開教使長ハ教師中ニ就キ管長之ヲ選任ス

第四条 開教使長ハ布教規則及教会条規ノ規定ニ依リ其区域内ノ開教事務ヲ総理シ開教使ヲ指揮監督ス

第五条 宗務所ハ開教区ノ状況ニ依リ宗学尋常科卒業生以上若クハ之レト同等ノ学力経験アル者ノ中ニ就キ方語研究生ヲ選定派遣スルコトアルヘシ

第六条 開教区ニ設置シタル本宗教会ニハ開教使ヲ其教化師トシ該教会ニ属スル事務ヲ担任セシム

第七条 開教使長ハ其開教区ノ状況ニ依リ必要ノ規定ヲ設ケ管長ノ認可ヲ受ケテ施行スルコトヲ得

開教使長ハ開教上緊急ノ必要ニ依リ遠隔ノ地方ニシテ管長ノ認可ヲ経ル暇ナキ事項ニ限り臨機応変シ事後承認ヲコトフコトヲ得

第十二条 第一開教区乃至第四開教区及大教区所属ノ開教区ニ於テ寺院ヲ創立シ若クハ再興復旧シタル者若クハ之レニ与リテカアル者ニシテ讚衆以上ノ者ハ特ニ其寺院住職ニ選挙セララルルコトヲ得

第十三条 前条ニ依リ寺院及其寺院住職ニハ其創立若クハ再興復旧ノ日ヨリ滿五ヶ年間寺院等級課金及義財ヲ徴収スルコトナシ

第十四条 宗費ノ賦課徴収規則第九条ニ基キ其区内寺院住職ヨリ徴収シ同第十条乃至第十八条ニ依リ取扱フモノトス

開教区内ニ関スル布教其他ノ事務費ハ開教使長若クハ所属教務所長若クハ開教事務取扱ニ於テ適宜之ヲ定メ管長ノ認可ヲ受クヘシ

#### 補則

第十五条 開教区ニ於テ開教使長未定ノ間ハ仮ニ開教区監督ヲ置キ開教使長ノ職務ヲ行ハシム

大教区所属ノ開教区ニ於テ開教事務取扱未定ノ間ハ所属教務所長ヲシテ其職務ヲ行ハシム

第十六条 本則ハ発布ノ日ヨリ施行ス

(〔中村周愨編 1898:114-117〕)

この開教区規則では、開教区の様々な点が定められるようになる<sup>6</sup>。第2~4、7条において、開教区ごとに教務所を設置して、開教使長を配置することが定められる。開教使長は、管長が選任し、開教使長が開教事務を総理することとされている。また、開教使長は管長か

らの認可によって、開教規定を作成することができる。このことから、開教使長が配置されることが重要であったことが判る。具体的な事例は後述するが、開教使長が配置されないということは、開教区の運営がままならないほどのことであった。ただ第 15 条において、開教使長未定の間は開教区監督を置くとされている。しかし、開教区監督は現地に赴任しないなど、あくまでも宗務所の事務処理の都合上必要なものであった。

また第 12 条では、寺院や教会堂を創立、もしくは復旧した者は、住職に選挙する場合があることを規定している。当時は住職が任命制であったことから、このような規定ができたと思われる。また、第 13、14 条では、宗費などの課金・徴収に関する内容が定められている。この規則により、教会堂を創立した日から満 5 年間は等級課金や義財を徴収しないとしている。その他の場合は、開教使長などによって宗費などを徴収するとしている。課金額などについては、教令第五号にて定められた「寺院等級課金僧侶分限義財准許荘嚴服義財金額」に準じたものである<sup>7</sup>。

同年 9 月 1 日には、同年教令 26 号によって、宗務所の会計規則が定められ、その中で開教に関する会計についても定められる。

#### 会計規則

第八条 宗規教令ノ規定ニ依リ支出スヘキ規定ノ金額ハ主務部長ヨリ例規ニ依リ財務部長ニ其仕払ヲ請求スヘシ

新ニ支出ヲ要スル事項ハ各部ノ回議ヲ経テ主務部長ヨリ例規ニ依リ其仕払ヲ財務部長ニ請求スルモノトス

但開教ニ関する経費ハ布教部長ニ於テ其計算書ヲ編制シ宗務所ノ協議ニ依リ確定スヘキモノトス

第十六条 第一開教区乃至第四開教区ノ開教費ハ六十日以内ニ限り概算前渡ヲ為スコトヲ得

第十七条 開教区開教使長若クハ開教区監督ハ所属開教区ニ対スル計算書ノ区分ニ従ヒ毎年五月三十日限り前年度ノ決算書ヲ作り宗務所ニ報告スヘシ

([中村周愷編 1898:368-371])

第 8 条では、通常の会計に関しては、主務部長が財務部長に支払いを請求するというプロセスを定めている。それに対して、開教に関する経費に限っては、布教部長が計算書を作り、更に宗務所で協議して確定するという別のプロセスを必要とすることが定められている。また、第 16 条では、開教費に限って 2 ヶ月前に支払うことができると定めており、予算が日本から現地に到着するまでの期間が考慮されている。そして第 17 条では、開教使長は決算書を宗務所に報告することが義務付けられている。

更に同日発布された、同年教令 25 号によって旅費などについても定められている。第 9 条において旅費が定められ、第 19 条にて「第十九条 台湾其他外国旅行ニ限り旅費定額ヲ以テ支弁シ難シト認ムルトキハ定額ノ旅費ニ対シ増額ヲナスコトヲ得」と海外への移動に関しては、旅費規程以上の金額を支給するようになっている。ただこの旅費規程は、開教区用の制度ではなく、国内での移動に関する規定であった。

以上、1898 年の第二公会において、開教区に関する様々な制度が定められた。しかし、

開教区規則以外は、既存の制度や規則を利用したものであり、見直す点がある程度必要であった。だが、これらの制度がもととなって、浄土宗の開教施策は進むこととなった。

## 第2節 明治期の開教制度

1898年以降、開教に関する諸制度は、改正と新制度の制定などを繰り返していく。1899年には、「開教区開教事務施行細則」が明治32年教令第23号に基づいて発布される。これは、開教事務について定めたものである。

第一条 北海道開教区乃至布哇開教区ニ関スル事務ハ本則ニ依テ施行ス

第二条 開教区教務所ヲ開教本部トシ尚ホ数個ノ区域ヲ分割シ開教事務ヲ分掌セシムル必要ヲ認メタル時ハ開教使長ニ於テ其区域及名称ヲ定メ管長ノ認可ヲ受ケ開教支部ヲ設クルコトヲ得

第三条 開教区中支部ヲ置キタル時管長ハ開教使又ハ開教副使ノ中ニ就キ開教支部長ヲ選任スルモノトス

第四条 開教使長ハ所属開教区ニ関スル左ノ事項ヲ処理ス

一 教会ノ建設廃止ニ関スル事

一 教会信徒ノ信仰ノ違否及信徒ノ退会入会並ニ其増減ヲ監査スル事

一 開教使以下職務ノ勤惰並ニ移住僧侶ノ行為ヲ監査スル事

一 開教区ノ開教ノ情況ヲ毎年六月十二月二回宗務所ニ報告スル事

一 開教区各教会ノ収支決算書ヲ取纏メ毎月之レヲ宗務所ニ報告スル事但海外遠隔ノ開教区ハ此限ニアラス

一 前項ノ外管長及宗務所ノ命令若シクハ指示シタル事項ヲ処理スル事

第六条 凡ソ開教区ノ教会所教師ノ手当及教会費ノ扶助ハ管長ニ於テ教会開始ヲ認メタル日ヨリ満三ヶ年間之レヲ支給ス

開教区地方ノ情況ニ依リ宗務所ニ於テ其扶助ノ継続ヲ必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ相当ノ期限及扶助額ヲ定メ管長ノ命令ヲ以テ之レヲ支給スルコトアルヘシ

第八条 開教使長開教使及開教副使ハ左項ニ照準シ宗務所ノ許可ヲ得テ帰休スルコトヲ得但シ宗務所ノ許可ヲ得ントスルトキハ予メ相当ノ代理者ヲ定メ願出ツヘシ

一 満三ヶ年以上継続任地ニ在ル者 三ヶ月以内

一 満四ヶ年以上継続任地ニ在ル者 六ヶ月以内

一 前項ノ外一ヶ年ヲ増ス毎ニ二ヶ月ヲ加フ但シ満十ヶ月ヲ越ユルコトヲ得ス

〔浄土教報社編 1906:127-129〕

この細則から、ハワイの開教区名が、第四開教区から布哇開教区へと名称変更されている。そして、開教区内に支部を置くことなどを許可するとともに、開教使長の役割が明示されるようになる。第4条において、教会の建設や信徒の増減の把握、開教状況を報告し、決算書を送ること、職務の具体的な内容が定められる。そして、第6条では開教使の手当や教会費の補助を3年間支給することを定め、場合によってはそれ以上支給することも定められる。その他にも、開教使らの帰休に関する内容も定められるなど、開教使長の業務や、開教

区への補助、開教使らの取扱いなど開教区運営に関する内容が具体的に定められるようになった。

また、1901年4月27日に行われた第五定期宗会においても、開教区の教会所設立方法について議案が提出された<sup>8</sup>。ただこの議案は、明治34年教令第11号によって定められた「開教区教会所敷地購入費建築扶助額及其方法」についてであり、第二開教区台北教会所と第三開教区仁川教会所の敷地購入、建設扶助に関する費用を定めたものである。従って、ハワイには関係ないものである<sup>9</sup>。

ただ同年6月1日に開催された教学院会において、「議案第三号 布教規則更正案」が提出される<sup>10</sup>。これは、布教規則第17条の更正が目的とされ、開教使の任命基準を緩和するものであった。これまで開教使は、「巡教使(ママ)」より選定していたが、これを「開教使及開教副使ハ教師中ニ就キ管長之ヲ選任ス」と改めた。先述したように、巡教使は教学院の選定もしくは、伝道講習院の卒業が必要であり、その人数は多くはなかった。そこで、教師補以上である教師から選ぶことに改めたため、基準が緩和されることとなった。このような規制緩和の背景には、開教使不足という問題があったと推測される。

その後1905年9月25日には、明治38年教令第19号によって「寺格及等級規則施行手続」が公布される。ここでは、開教区の収入を報告することが定められる<sup>11</sup>。これは先の開教事務細則と重複するものの、区別については記されていない。

また1906年4月28日から開催された教学院会議では、開教区規則の改正が検討される<sup>12</sup>。この会議で検討された議案は、明治39年教令第8号として公布される<sup>13</sup>。この改正では、開教区規則における名称が変更となり、第四開教区であったものが、布哇開教区と変更になる。これは、1899年制定の「開教事務施行細則」との整合性をとったためである。その他にも、開教使長だけでなく、開教総監という役職が追加される。ただ、これは韓国開教区に限りとなっており、開教総監が開教事務を総轄することと定められる。またその他にも、全開教区内教務所に、参事を置くことなども定められた。その後1909年には、明治42年教令第15号によって開教区区域が増補改正となる。これにより、北海道、鹿児島・(奄美)大島・沖縄、台湾、韓国、清国、布哇、樺太の開教区が定められた<sup>14</sup>。この区域変更が、明治期最後の開教制度変更となった。

### 第3節 大正期の開教制度

明治期の開教制度の変遷を見ていくと、逐次必要な制度を公布、もしくは既存の制度の改正増補していたことが判る。しかし、大正期に入ると、開教区制度など関連制度が細かく定められるようになる。

#### 1913年開教区制度

まず、1913年1月20日から開催された教学院会議において、諮詢案として開教区制度の改正が提案される<sup>15</sup>。会議では、諮詢案がそのまま賛成多数で通過し、宗会にて検討されることとなる。そして、3月25日から開催された第11定期宗会において、後に布哇開教監督となる窪川旭丈が提案者として、開教区制度改正の議案を提出する<sup>16</sup>。窪川によるとこの改正案では、「雑多ノ規則ヲ取捨シ、開教区制度ノ下ニ集メ」ることを目的としている。窪川は、宗会での質疑において、開教総監は教化や布教の責任を負えるだけの人物、開教区長は事務方、という区別を本改正によって行うことを述べている。だが、これらの職にある

者は、「是等ハ職員等級例ニ定メタ職員トシテ認メラルルコトニナツテ居リマスサウスレバソレニ相当スル俸給ヲ給セナケレバナリマセヌ」とした。その理由として、朝鮮開教区の開教総監は、釜山知恩寺住職も兼任しており、月収が知恩寺から出ているため、その収入を給料とすべきであり、宗費からは支出しないという方針を説明している。その上で

布哇開教区使長ノ如キハ多年在職シテ居リマスガ、一宗カラー厘モ支給シテ貰ツテ居リマセヌ、(中略) 斯クノ如クシテ尚開教区ニ於ケル使長ノ職ヲ全ウスルコトガ出来マス、ナルベク其方針デ参リマシテ、一宗ヨリシテ宗費ヲ補助スルコトハ勉メテ避ケ得ルヤウニ致シタイノデアリマス

(『浄土教報』1913年4月21日1056号附録:21)

と、ハワイではこれまで職員報酬を宗費から支出しなくても開教区運営ができていたから、宗費の補助を少なくしたいと述べる。つまり、開教区に関する経費に対して緊縮政策を取ろうとしたのである。このような答弁の後にこの議案は、委員会付託となり、当初の議案のまま開教区制度は、1903年12月15日に宗規第61号をもって制定されることになる。

この1913年開教区制度は、管見の限り、記録に残っていないが、議案として提出された条文が残っている。

#### 議案第二号

##### 開教区制度

##### 第一章 総則

##### 第四条 開教区ニハ開教使開教副使及開教助員ヲ置キ開教ニ従事セシム

開教使ハ六級以上開教副使ハ八級以上ノ資格分限ヲ有スル教師ニ就キ之ヲ選任ス

開教助員ハ僧侶教会衆ニ就キ之ヲ選任ス

##### 第六条 開教区教務所ニ開教区長一員理事若干員ヲ置キ教務支所ニ理事一員ヲ置ク時宜ニ由リ開教総監一員及上人巡教使若干員ヲ置クオトヲ得

開教総監ハ三級以上開教区長ハ四級以上ノ資格分限ヲ有スル開教使ニ就キ之ヲ選任シ理事ハ開教使又ハ開教区長ノ具状ニ由ニ之ヲ任免ス

##### 第七条 開教総監ハ開教区ニ於ケル布教ヲ総管シ専ラ教化振興ノ責ニ任ズ

##### 第八条 開教区長ハ開教区ヲ統轄シ所属職員ヲ指揮監督シ所管事務ニ付其責ニ任ズ

(『浄土教報』1913年4月7日1054号附録:16)

この議案の条文は、全7章40条で構成されている。1898年の開教区制度が1899年開教区開教事務施行細則と違う点は、開教に従事する僧侶を、開教使・開教副使・開教助員と区分している(第4条)ことと、開教総監と開教区長を分けたことである(6, 7, 8条)。その他には、大きな違いは見当たらない。だが、この財政緊縮傾向は、この後も継承されることとなる。

#### 1922年開教区制度

1922年に、開教区制度は再度改正されることとなる。議事録には残っていないが、

1921年の第二十一次定期宗会において、「開教区ノ整理ニツキ建議案」が提出されていることが、1922年の第二十二次定期宗会の議事録から判る<sup>17</sup>。この建議案を受けて、第二十二次定期宗会において、「宗規開教区制度更正案」が提出される。この案では、北海道開教区、西海開教区を開教区から通常の教区へと変更することをはじめ、1903年開教区制度の全部を更正することが提案されている。また、開教区において、

事後ニ補助金ヲ要求スル者少カラズユエニ第二条ノ事業ヲ経営シ得ル規定トトモニ之ヲ制限スル規定ヲ置キ且ツ宗務所ガ許可ヲ与フルニハ先ヅ宗会ノ協賛ヲ経ザル可ラザル事トセリ之又開教区整理ノ一端ナリ

（『宗報』1922年6月59号附録:14-15）

と補助金申請について問題があることから、学校などの事業経営を許可制にすると、宗務側が説明している。許可制に関しては、以下の条文によって定められている。

第二条 開教区ニハ開教事業ノ遂行又ハ幫助ノ目的ヲ以テ其地方ノ法令ニ依リ寺院教会所若クハ学校其他ノ事業ヲ施設経営スルコトヲ得

第三条 前条ニ依リ寺院教会所若クハ学校ヲ設置経営セントスル者ハ予メ宗務所ノ許可ヲ受クヘシ

宗務所カ前項ノ許可ヲ与ヘントスルニハ宗会ノ承認ヲ得ルヲ要ス

（『教学週報社 1928:250』）

これは、1922年更正開教区制度の第2, 3条に関する答弁であり、上記の条文の設置意図として、宗務は以下のような説明をしている。

寺院教会所学校等ガ開教区ニ於テ設置サルル場合ハ勿論相当ノ経費ヲ要シ宗務所ガ許可スル以上補助ヲ要求シ来ルハ自然ノ勢ナリ、依テ開教区整理ノ基礎トシテ事業経営ニ対シ宗会ガ承認権ヲ有スル事ガ必要ナリ

（『宗報』1922年6月59号附録:15）

つまり、開教区における事業の設置に、宗会の承認と宗務所の許可という二重のチェックを入れることによって、新規事業の設置を抑制しようということである。

後に述べるように開教区、特にハワイ開教区にとって学校運営は、経営基盤の一部であった。そのため、多くの開教区にとっては、経営基盤を揺るがすような条文であった。ただ、1922年以前に布哇開教区は、学校設置が済んでいることから、大きな影響はなかった。あくまでも、開教区制度の改正は、開教区のためではなく、宗費の節約という意味があったのである。ただ当時、全開教区併せて「寺院総数百三十六、教会所百、出張布教所五、幼稚園其他百五十九」あったことから、これらにかかる経費は莫大なものであった。従って、緊縮が叫ばれても仕方ない事情があったであろう。

また、1913年開教区制度で、開教総監と開教区長が別置されることになったが、実際には、「最大ナル朝鮮開教区ニ置キシコトアリ而レドモ現今ニテハ何所ニモナク区長ガ其ノ所

管事項ヲ兼○セル次第」とされた。実際に朝鮮開教区では別置したものの、1922年段階では、どこの開教区も開教区長が兼任していたことが述べられている。ただ、宗務としては、「本案ニ於テモ必ズ置ク事ハ定メ居ラズ、然シナガラ大ナル開教区ニハ対外的ニモ之ヲ置ク必要ヲ認ムルヲ以テ総監区長ト別個ニ置ク規定ヲ設ケントスルナリ」と開教総監を対外的に置く必要があるとして、総監、区長の別置制度を残したままである。

その他に、1913年開教区制度と変わっているのは、開教員を細分化したことである。まず第4条において、開教区において開教事業に従事する者すべてを、「開教員」と定める。そして、第5条において、開教員を総監、区長、開教使、開教副使、開教使補、開教助員とした。ここで注目すべきは、開教助員が僧侶または教会衆となっており、僧侶以外でも開教員として開教事業に正式に関われるようになったことである。加えて、開教副使までは管長が任命し、開教使補、開教助員は布教部長が任命することと定められ、任命が分けられたことも特徴である。ただ、その他の開教区会の設置や決算書の提出などに関しては、1913年開教区制度と相違はなかった。

最終的に1922年開教区制度は、委員付託となり、「本案ハサキニ宗政調査会並ニ教学院ニ於テ審議サレタルモノナリ。委員会ニ於テハ単ニ字句ヲ修正セシノミニテ全会一致原案ニ同意セシ次第ナリ」と、ほぼ提出案のまま制定されることとなる。

この1922年は、開教区制度だけではなく、「開教費補助規程」や「開教区寺院住職教会所主任資格規定」、「教令開教区寺院教会所等級及負担率規定」、「開教員旅費其他支給法」などが制定される、制度的なメルクマールとなった年であった<sup>18</sup>。特に「開教区寺院教会所等級及負担率規程」、「開教員旅費其他支給法」、「開教費補助規程」は、布哇開教区に大きく関係する規程であった。そこでこれら規定について詳しく見ていく。

#### **開教区寺院教会所等級及負担率規程**

前述のように開教区制度は、緊縮財政を目的とするものであった。「開教区寺院教会所等級及負担率規程」は、開教区から課金を徴収するという規程であった。1922年9月30日の大正11年教令十八号によって、本規程は制定されている。当初は、宗務所が寺院、教会所に等級を定め、相当の負担額を宗務所に支払うことになっていた。大正12年度の予算では、「開教区一宗課金額」が1,307円20銭であり、檀林などの課金額1,933円76銭に迫る近程であった<sup>19</sup>。ただこの負担率規程は、半年後の1923年3月31日の大正12年教令6号で再度更正される<sup>20</sup>。この改正では、「第六条 本規程ハ布哇開教区ノ寺院及教会所ニハ之ヲ適用セス」の条文が追加となっている。この条文が追加された理由は、1923年3月10日から開催された第二十三次定期宗会において、大正十二年度予算案が検討された際の財務部長代理によって、以下のように説明されている。

開教区ノ等級ヲ査定スル方法ハ、別段唯今ノ所規程ガアリマセヌ。全然内地ノ等級審査規程ニ準ズルコトハ出来マセヌカラ、総務會議ノ結果、宗務所ニ於テ仮リニ之ヲ作り、一応開教区長ノ報告ニ依ツテ、宗務所ガ指定シ、異議ガアレバ再審スル。特ニ開教区ハ遠方デアリマシテ、マダ確定シテハ居リマセヌ。大体此位ガ間違ナカラウト此金額ヲ計上致シマシタ。是モ樺太、朝鮮、支那、台湾丈デアリマス。布哇ニハ等級ヲ附サナイカラ、勿論課金ハ徴収シナイ積リデアリマス。夫ハ別ニ議案ヲ提出スルコトニナツテ居リマス。其理由ハ選挙例ニ関係シマス。義務ヲ負ハスレバ選挙権ヲ与ヘネバナリマセヌ。

遠隔ノ布哇ヨリ投票ヲ集メルト云フコトハ、余程ノ日数ヲ要スルノデ、実行上差間ガアラウト考ヘタカラデアリマス。

（『宗報』1923年11月75号附録:18）

つまり、開教区の寺院に等級を付与することが説明され、その規程がないことや布哇開教区に関する説明される。この財務部からの説明では、宗会議員の選挙や本山等の住職の公選の際に、ハワイからは日数がかかり投票を集めるのが大変であるから、選挙権を与えない代わりに課金をしない、ということが判る。「開教区寺院教会所等級及負担率規程」改正の議案説明においても、財務部長代理は、同様の趣旨の説明をしている。その際には、

◎十五番（小林）三次即決ヲ希望ス『賛成々々』ト呼ブモノアリ）

◎四十六番（八百谷）課金ノ義務ヲ負ハシタカラ必ズ、選挙権ヲ与ヘネバナラヌト云フモノデハナク、一步進ンデ課金ヲ納メナクトモ選挙権ハ与フベキモノデアルト考ヘラレル。如上ノ理由カラ布哇開教区ニ選挙権ヲ与ヘストモ、課金ハ賦課スルモ当然ト思ヒマス。尚ホ開教区職員ト、内地宗侶ト、意ノ疎通ヲ欠イテキル点ガアルヤウニ考ヘル故、是等ハ慎重審議ヲ要スベキ問題トシテ、議長指名五名ノ委員付託ヲ主張シマス。（『賛成々々』ト呼ブモノアリ）

（『宗報』1923年11月75号附録:29）

と、即決を希望する議員と、委員付託にして慎重な審議をすべきという議員が出ている。採決の結果、委員付託となるが、選挙権を与えなくても課金すべしという論が出るなど、宗会において、開教区の実態を把握している議員があまりいないことが推察される。ただ、開教区と日本との意思疎通が欠けているという指摘は、正しい指摘であろう。

結果としては、第6条が追加されることになる。このような財務部からの提案があった背景には、開教連盟が設立されたことが1つとして指摘できる。開教連盟は、1921年12月に元開教使や開教区に関係する僧侶らによって設立された組織である。開教連盟の理事長には、渡辺海旭、理事には元開教使吉原自覚や、初めてハワイに視察員として訪れた神林周道、評議員に元布哇開教使長伊藤円定が参加している<sup>21</sup>。このような組織が結成されたことによって、布哇開教区の窮状が宗務所へ伝えられた可能性は、大いにありうる。

### 開教員旅費其他支給法

「開教員旅費其他支給法」は、1898年に制定された会計規則で決められていた旅費を、開教員の実態に沿うようにしたものである。1898年の会計規則では、旅費のみが支給されていたが、この支給法では旅費の他に旅装費、旅行手当が定められるようになる。支給額は、第3条によって総監・区長、開教使、開教区副使、開教使補、開教助員と5段階に分けられている。しかし、第4条では「第四条 布哇開教区ニ赴任スル開教副使ニハ特ニ二等実費ヲ其他ニハ旅装費ヲ前条ノ表ノ二倍ヲ支給スルコトヲ得但総テ退任旅費ヲ支給セス」と布哇開教区へ赴任の開教副使までが二等実費が支給され、他の開教区と比べ、旅装費が2倍支給されることが記されるなど、ハワイへの渡航に関して、配慮がなされている<sup>22</sup>。

ただ、退任旅費が支給されないとあるが、第7条において、「第七条 一任期以上継続シタル者カ許可ヲ得テ帰休シ又ハ退職スルトキハ左表ニ依リ慰勞ヲ支給ス但シ帰休旅費ハ之

ヲ支給セス」ともあり、任期満了による帰休もしくは退職の場合には、慰労金が支給されるようであり、こちらに退任旅費が含まれていると考えられる<sup>23</sup>。この点に関しては、第二十二次定期宗会においても質疑がなされている。

(二十五番萩行) 第四条ノ末尾ニ『総テ退任旅費ヲ支給セス』トアリ、開教区ニ赴任シテ相当ノ事績ヲ挙ゲタル者ガ退任ニ際シソノ旅費ヲ支給セザルハ頗ル過酷ノ処置ナリト考フ、此ノ点ニツキ御答弁ヲ求ム

(番外藤井) 退任旅費ヲ支給セザルハ布哇開教区ノ開教員ノミナリ、布哇ハ赴任ノ際他ヨリ多額ノ金円ヲ支給スルユエ退任ノ際ハ省カントスルナリ

(『宗報』1922年6月59号附録:20)

支給法は最終的に委員付託にならず、即決となる。しかし、それに関して議員からは「本案ハ現ニ開教ニ努力セラルル人々及将来開教ニ従事セラレントスル人々ニ対スル規定ニシテ採決ノ不明瞭ナルハ甚ダ遺憾ニシテ開教事業ノ前途ニモ影響スル所不少ベシ宜シク指名点呼ニ依リテナリトモ明瞭ニ採決サレタシ」と、宗会における開教施策に関する採決に批判が現れている点は興味深い<sup>24</sup>。

その他にも、開教員が現地で死亡した際に慰藉料を支払うことが第11条にて定められるなど、開教員の扱いが全体的に向上したことがうかがえる。財政緊縮傾向があったとはいえ、多くの開教員を抱えることになった浄土宗としては、開教員の扱いを改善しなければならなかったため、このような支給法が定められたのであろう。

### 開教費補助規程

布哇開教区に最も関係した規程が「開教費補助規程」である。この補助規程も他の規程同様に1922年9月30日に大正11年教令十七号を以て制定された。この規程制定に関しては、宗会で議論がなされており、当初宗務が提出した案では、第2条の創立年に関して、5年となっていた。しかし、委員会において、

開教区費補助規定ハ第二条第一項及び第二項中ノ「五」ヲ「七」トアラタム。ソノ理由ハ開教区ニ於テ寺院教会所ヲ創立セシモノニ対シ補助年限五ヶ年ニテハ余リニ短カキ感アルヲ以テナリ。

(『宗報』1922年10月63号附録:38)

と、補助年限が延長され、次のような条文となった。

### 開教費補助規程

第一条 寺院又ハ教会所ノ創立ニ際シ必要ヲ認メタルトキハ創立費ノ全部又ハ一部ヲ補助ス

第二条 教会所ニハ創立七年以内ニ於テ開教費ノ一部ヲ補助ス

七ヶ年ヲ過キ尚ホ独立スル能ハサルトキハ其開教区ニ於テ相当ノ補助ヲナスヘシ

第三条 教会所ノ創立ヲ命シタル主任ニ対シテハ任命以後三ヶ年以内衣鉢料ヲ補給ス

第四条 寺院学校又ハ社会事業創始ノ場合ニハ前条ヲ準用スルコトヲ得

布哇開教区においては、後述(第6章)するように寺院や日本語学校の増改築などに関して、特に第4条を利用して補助金の申請をしている。このような補助を利用して、ハワイにおける開教活動を展開していったのである。

また、1923年には大正12年教令29号によって第5条が追加される。第5条には「第五条 本規程發布ノ日現ニ創立七ヶ年ヲ経過スルモ特別ノ事情ニ依リ尚ホ独立シ能ハサルモノハ止ムヲ得サルモノニ限り当分ノ間開教費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」とある。これは、第1,2条において規定された7年を経過しても支援が必要な開教区や教会所があり、その支援を目的としている。このことについて、第二十三次定期宗会において、財務部長代理は「事実七ヶ年ヲ経過シテモ独立シエナイ教会所ガアリ、其ノ開教区デ補助不可能ノ個所ガアル為メニ、一部ノ開教費ヲ補助シテヤリタイト云フ意味デ提案シタ次第デス。」と答弁している。具体的にはどの開教区の教会所を示しているか不明であるものの、日本の宗務としても開教区運営が困難であったことは、承知していたようである。

以上のように1922年、1923年に開教区に関する様々な制度などが決められる。その後、1925年に開教区制度の区域に「西比利亜開教区 露領西比利亜各地」が追加されるが、1923年までに開教区に関する制度は完成したのである<sup>25</sup>。

#### 第4節 昭和期の開教制度

1923年までに整備された開教制度は、少なくとも1928年まではそのまま使用されることが判っている。これは、1928年に教学週報社から発行された、『浄土宗規類纂』からも明らかである。本書によれば、1925年の西比利亜開教区の追加以降、制度の改正が記されていないからである。また、定期宗会の議事録を見ると、1927～29年までは、「開教区教会所設置承認案」が議題として挙げられている。ここでは、台湾、朝鮮、樺太、支那の各開教区に教会所設置が承認されているのみで、制度的な議論はなされていない<sup>26</sup>。

##### 1932～39年の開教区制度

だが、1932年になると第三十二定例宗会において満州に関する答弁が増えるようになる。これは、1931年の満州事変ならびに満州国立国に影響を受けている。例えば浄土宗の満州開教について、曹洞宗や真言宗豊山派に比べて予算が少ないことなどが指摘されるようになる<sup>27</sup>。ただ宗務執綱渡辺海旭からは、「私ハ満州ノ開教モ大事デゴザイマスガ、昨今ニ於ケル宗門内部ノ財政ノ窮迫、並ニ寺院ノ疲弊、殊ニ農村寺院ノ疲弊ナドヲ顧ミマス、此場合ニ於テハ少クトモ其基礎ヲ作ツテ置ケバ宜イノデアリマスカラ」と、宗内の財政問題や日本における寺院の疲弊から、予算増額は難しいことが回答されている。

制度の改正は1933年から再び検討されるようになる。1933年3月6日から開催された第三十三定例宗会において、開教区制度修正案が提出される。この案では、1922年の開教区制度と比べ、開教員の区分が変更され、監督、開教使、開教副使、開教使補、開教助員の5種になった。監督と名称を変更したことについて、宗会議員で満州開教区に開教使として赴任していた吉武堯雨は、「開教区デハ監督ト云フコトガ慣例上使ハレテ居リマシテ非常ニ便利デアリマス」と答弁している<sup>28</sup>。第6条において、開教区に総監を置くことが定められ、開教総監が開教員とは別扱いになった。この理由について、宗務からの説明はない。そ

の他にも、支那開教区が中華民国開教区と満州国開教区に分けられるようになっている<sup>29</sup>。また、開教区制度や予算などが宗会で以下のように検討される。

何等開教区ニ経験ノ無イ者ヲ開教区ノ委員ニ選ンダリ、布教員ノ方ニ最モ適当ナ者ヲソツチノ方ニエラバナカツタリ、何等一言村民ニ対シテノ協議モナク、自分勝手ニ一々決メラレルト云フコトニナツタナラバ、将来ニ於テ甚ダ悪例ヲ遺スモノデアリマス。

(『宗報』1933年5月別冊189号:103)

開教区に関する制度などが、開教区に関係なく決められている現状に宗会議員から疑問が出される。このような答弁があることから、外地、海外の開教区が日本の延長線にあって、内地の感覚で運営されていたかが判る。

更に1934年3月に開催された第三十四次浄土宗定期宗会において、「開教区制度中更正文案」が提出され、開教使の任期が満2年から満3年以上に変更される<sup>30</sup>。この変更に関しては、特に宗会の中で議論が成されていない。また、南洋開教区が新たに設置されることも決定され、1936年にはサイパンのみならず、テニアンにも教会所が設置されることが宗会で決定される<sup>31</sup>。

1937年の第三十九次定例宗会では、宗会議員から開教区において、日曜学校が有効ではないかという質疑がなされる<sup>32</sup>。しかし、布哇開教区においては、日曜学校は明治期には設置が始まっており、開教区の現状があまり伝わっていないことが判る。さらに開教使は管長が任命するということから、管長の代務者であるのに対して、内地の寺院と同じように扱っているのは問題ではないかというような質疑までなされる<sup>33</sup>。この点に関しては、庶務部長、教学部長が、開教使は自覚を持って開教に従事しているとの答弁をしている。この議事録からは、内地の宗会議員の感覚と開教区の感覚が乖離していたことがよく判る。

1938年の第四十次定例宗会では、布哇開教区がロサンゼルス北米浄土宗教会の設置に伴い、亜米利加開教区に名称が変更される。また、「開教院旅費其他支給法」の更正文案が提出され、開教使補、開教助員の旅費について、二等実費から特別三等実費へと下げられることになった。これについて教学部長は、実際に特別三等分しか支給できていない現状があることから、このような改正案を提出したことが述べている<sup>34</sup>。

1939年には、開教区制度に変更がなされる。まず、開教区の名称が再び変更となる。中華民国開教区であったものが、支那開教区に変更される。これは、1937年の盧溝橋事件以降、日本政府の立場として、蒋介石の国民政府を認めないという方針に依ったものである。教学部長による議案説明においても、「今日此ノ隣邦ハ、中華民国デアリマシタモノガ最早蔣政權ヲ認メテ居リマセヌ、我国ニ於キマシテ「中華民国」ト云フヨリモ、従来有リフレテ使ツテ居ル「支那」ト云フ方ガ宜クハナイカ」と述べており、政府の立場に同調したものである<sup>35</sup>。また、支那開教区と南洋開教区は、開教区制度による管理ではなく、直接教学部に属し、主任を教学部長が開教員の指揮監督することと変更された。

更に「開教区寺院教会所等級及負担率規程」も改正されることとなる。1923年に第6条において、布哇開教区は一宗課金の対象から外れていたが、支那開教区と南洋開教区もその対象から外すと改正される。これは、開教区制度の改正によって、支那、南洋開教区が教学部の直轄になったことによる。ただ、同6条に「但管長ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ其開教

区寺院教会所ニ対シ相当献金ヲ命ズルコトヲ得」と条件が追記されることとなった<sup>36</sup>。つまり、課金は払わなくても良いが、献金を命じることがある、ということとなったのである。ただし、実際に献金を支払った記録は、布哇（巫米利加）開教区に残っていない。

### 新浄土宗制

1940年の第四十二次定例宗会では、開教使の処遇に関する質疑が行われる。この宗会では、開教使の退任後に後任を推薦する権利を与えるべきではないかとの質問が、宗会議員からなされる<sup>37</sup>。これは当時の開教区制度では、管長による任命であったことから、開教使が直接後任を推薦することもできなかった。そのような点が、退任後の開教区にとっても良くないのではないかという観点からの質問であった。これに対して教学部長は、

開教師（ママ）ガ辞任ヲサレル時、其ノ後任推薦権ノ問題ニ関スルコトハ、是ハ余程慎重ニ考ヘナケレバナラナイ問題デアラウト存ジマス（中略）何レニ致シマシテモ開教師（ママ）ガ非常ナ奮闘ヲナサレテ居ルト云フコトニ対シテハ、是ガ待遇ニハ物心両方面ニ亘ツテ宗門ガ十分考慮シナケレバナラヌコトニ付テハ、十分関心ヲ持ツテオルト云フコトニ付テ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

（『宗報』1940年7月275号:4）

と、回答している。管長の任命権に関する内容については、慎重に考えなければならないと述べているが、具体的な明言を避けている。一方で開教使への待遇は、宗として考慮しなければならないと関心は持っているということは述べているが、具体的な内容などは述べられていない。当時、4月1日から施行された宗教団体法<sup>38</sup>が、同法へ宗規などを対応させなければならないことが、浄土宗にとって急務であった。そのような状態の中では、開教に関する制度などについて検討する余力がなかったと言える。実際に1940年10月7日には、宗教団体法に対応する新浄土宗制の審議のために、第四十三次臨時宗会が招集される。

新浄土宗制の制定過程を、宗務執綱による答弁を元にまとめていく<sup>39</sup>。まず宗教団体法が1939年4月8日に公布されると、臨時宗制審議会において原案が審議され、その原案を文部省に提出し内閣を受けた<sup>40</sup>。そして、内閣によって修正されたものを草案とし、1940年9月に審議院委員会に諮問し、再度文部省の内閣を得て、臨時宗会において審議されることとなった。結果としては、臨時宗会に提出されたものが、大幅な変更がなく新浄土宗制として発布されることとなる。

この新浄土宗制において、開教施策に関する制度も変更になる。新浄土宗制では、開教に関する条文は、「第二章 教義ノ宣布及儀式ノ執行」の内の「第二節 外地及外国布教」ならびに「第三章 管長其ノ他ノ機関」内の「第五節 開教区及教務所」に記されている。

第二十二條 開教区ニハ開教員ヲ派遣シ寺院、教会又ハ公益ニ必要ナル事業ノ施設經營其ノ他ノ方法ニ依リ開教ニ従事セシム

開教員ハ在留内地人ノ外外地人及外国人ニ対スル布教ヲ行フヲ本旨トスベシ

第二十三條 開教区ニ監督一人ヲ置キ開教員ノ監督ニ当ラシム

監督ハ開教使中ニ就キ教学部長ノ具申ニ依リ管長之ヲ任命ス

監督ノ任期ハ四年トシ重任ヲ妨ゲズ

第二十四条 開教員ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一 開教使
- 二 開教使補

開教使ハ律師以上ノ僧階ヲ有スル者ノ中ニ就キ教学部長ノ具申ニ依リ管長之ヲ任命ス

開教使補ハ権律師以上ノ僧階ヲ有スル者ノ中ニ就キ教学部長之ヲ任命ス

第二十五条 開教員ノ行フ布教其ノ他ノ事業ヲ補助スル為開教区ニ開教助員ヲ置クコトヲ得

開教助員ハ衆徒又ハ僧侶以外ノ者ニ就キ教学部長之ヲ任命ス

第二十六条 開教員及開教助員ハ四年ヲ経過スルニ非ザレバ辞任スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ管長又ハ教学部長ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七条 開教員及開教助員ノ在留地ハ教学部長之ヲ指定ス

(〔浄土宗務所総務局 1941:5-6〕)

旧浄土宗制の第 34, 35 条を元にこれまでの開教に関する諸制度は制定されてきたが、その中で開教の対象が明記されたことはなかった。当然、明記されずとも在留日本人や外地人、外国人が対象であったことは、開教区内では自明のものであったが、新浄土宗制では第 22 条に明記されることになる。また、第 24, 25 条において開教員の種別を開教使、開教使補、開教助員の 3 種にまとめられるなど、旧浄土宗制との違いが見られる。

また、旧浄土宗制と新浄土宗制で大きく違うのは、宗会議員の選出方法である。見かけ上は、開教区に関係しないように見える。しかし、開教区全体が大きな影響を受ける変更であった。旧浄土宗制では、「宗規第六十七号宗会議員選挙規則<sup>41)</sup>」によって宗会議員は各選挙区から選挙で選ばれていた。しかし、新浄土宗制では「第百十二 宗会議員ハ各推薦区ニ於テ組織スル推薦委員会ニ於テ之ヲ推薦ス」と推薦制に変更される<sup>42)</sup>。この推薦制により、これまで開教区でも一宗課金を納付している朝鮮、台湾、樺太、満州国の 4 開教区からは 1 人ずつ、宗会議員が選出されていた。しかし、この推薦制への変更により、開教区選出議員の枠が削除されることになる。これについて宗務からは、「開教区ノ開教使ト云フモノハ全部職員デアルカラ、別ニ宗会ニ宗会議員ヲ送ル必要ガナカラウト云フ理由ニ依リマシテ」という説明がなされている。これに対しては、元開教使や開教区選出議員による委員会が設置され、検討される。結果としては、提出案のまま制定されることとなるが、委員会の開教区選出議員から、委員会報告の最後に以下のような苦言が述べられている。少々長いですが、開教区に対する思いや、宗門、宗会と開教区の関係が判る内容なので引用したい。

今度ノ開教区選出議員ノ撤廃ガサウ云フ制度上ノ念理カラ割出サレテ之ガ撤廃サレルト云フコトデアルナラバ、吾々開教区選出ノ議員トシテハ欣然トシテ其ノ制度ノ変更ヲ尊重スル者デアリマス、唯茲ニ一言附加ヘテ置キタイト思ヒマスコトハ、若シモ此ノ変更ニ於テ、宗会議員トシテ開教区職責トヲ兼ネルコトハ非常ニ無理ガアルト云フコト以外ニ、若シ幾分デモ開教区ヲ軽ンズル、或ハ開教区ニ対スル非同上のナ気分ガ少シデモ動イテ居ルトシタナラバ、是ハ甚ダ遺憾ナコトデアル、現在日本ハ大東亜建設ニ向ツテ邁進シテ居ル、斯ウ云フ国策ノ方針ニ副フ為ニハ、宗門ハ海外開教ニ向ツテ一層ノ

カヲ傾ケナケレバナラヌ時デアリマス、此ノ時ニ当ツテ開教区ヲ輕ンズルトカ、開教区ノ認識ヲ持タナイト云フヤウナコトハ、開教区ニ対スル甚ダシキ認識ノ誤謬デアルト思フノデアリマス（中略）今迄宗門ニ開教区選出議員ノ制度ガアツタト云フコトハ、是ハ實際ノ上ニ於テ必要ガアツタカラ之ガ設ケラレタノデアリマス、其ノ必要ト云フノハヤハリ宗門ノ開教区ト宗会トノ接触ヲ保チ、開教区ノ代表者ヲシテ宗会ニ列席セシメテ、宗門大勢ノ動キニ付テ理解ヲ与ヘ、又必要ガアレバ開教区ノ状態モ宗会ニ報告ヲシテ、所謂開教区ト宗会トノ密接ナル関係ヲ保ツト云フ事実上ノ必要カラ設ケラレタ制度デアツタラウト思フノデアリマス（中略）今後ハ開教区職員ノ代表者トシテ宗会議員ニアラズシテ、何かソコニ宗務所ノ委員トカト云フヤウナ何か適当ナ名目ヲ設ケテ、サウシテヤハリ従前ヨリ以上ニ宗会ト開教区トノ密接ナ連絡ヲ保チ得ルヤウ方法ヲ御願致シタイト思フノデアリマス（中略）御当局ナリ、満場ノ議員諸賢ニ対シテ、開教区ニ対スル御同情ト御理解トヲ今後一層高メテ戴キ、開教区ノ発展ニ御援助アランコトヲ御願致シマス、是ハ議案トハ違ヒマスガ、此ノ議場ニ於ケル最後デアリマスカラ、一言附ヘサセテ戴イタ次第デアリマス（拍手）

（『宗報』1940年11月278号附録:38-39）

この答弁では、新浄土宗制制定のために開教区選出議員の枠が減らされることは尊重すると述べている。しかし、その一方で開教区に対する認識不足が少しでもあるとするならば、遺憾であると、宗務、宗会に対して開教区選出議員としての立場を表明している。その上で、制度がなくなったとしても、宗務、宗会、開教区が密接な関係を保てるような制度が必要であると指摘している。結果としては、このような制度ができる前に第二次大戦がはじまってしまうが、開教区選出議員としての選出枠削減の悔しさや、開教区と宗務を繋ぐ制度の重要性が痛切に語られている点が興味深い。この当時の布哇開教区は、議員を選出していなかったが、他の開教区選出議員がいたことによって、開教区の取扱いの向上に繋がっていたことは確かであろう。そのような意味でも、宗教団体法の施行という時局の影響が、制度面にも現れたと言える。

## まとめ

以上本章では、戦前の浄土宗の制度を通史的に見てきた。明治期以降、時代が下るにつれて開教区制度が徐々に制定されていき、開教区運営や開教員の取扱いなどが整備されていた。このように制度面に注目すると、開教区が日本の浄土宗の制度によって、運営されていることが判る。特に予算面や人事の面において、開教区は日本からの影響を大きく受けており、この影響に左右されながら、布哇開教区は設立され、展開していくのである。次章では、初期布哇開教区について見ていく。

<sup>1</sup> 布哇宣教会の活動については、『ハワイ開教九十年史』、『浄土宗海外開教のあゆみ』、[鷲見 1983][新保 1987]が詳しい。

<sup>2</sup> 『浄土教報』1898年4月25日 322号:5-6

<sup>3</sup> 教師とは、教師補以上の僧侶の総称である。教師補以下の讃衆、学衆は教師とは呼ばない。これらは、宗規第4号「僧侶分限規則」によって定められている[中村周愷編 1898:196]。

<sup>4</sup> 教学院は、布教や宗学などに関する規則などを検討する機関である。宗規第2号教学院規則にて定められている[中村周愷編 1898:143]。

- 
- 5 伝道講習院規則によって、授業内容などが定められている[中村周愍編 1898:178-182]。
  - 6 第 8～11 条は、国内の開教区に関する規定である。
  - 7 [中村周愍編 1898:378-382]
  - 8 『浄土教報』1901 年 4 月 7 日 429 号:7、4 月 14 日 430 号:6
  - 9 [浄土教報社編 1906:138-139]
  - 10 『浄土教報』1901 年 6 月 9 日 438 号:5
  - 11 [浄土教報社編 1906:220-221]
  - 12 『浄土教報』1906 年 5 月 7 日 694 号:4-5
  - 13 『浄土教報』1906 年 6 月 4 日 698 号:附録
  - 14 [浄土教報社編 1910:75]
  - 15 『浄土教報』1913 年 1 月 27 日 1044 号:4-5
  - 16 『浄土教報』1913 年 4 月 14 日 1055 号附録:18
  - 17 『宗報』1922 年 6 月 59 号附録:14
  - 18 『宗報』1922 年 9 月 62 号:18-20
  - 19 『宗報』1923 年 3 月 68 号:1
  - 20 [教学週報社 1928:268-269]
  - 21 『浄土教報』1921 年 11 月 25 日 1484 号:8
  - 22 [教学週報社 1928:271]
  - 23 [教学週報社 1928:271]
  - 24 『宗報』1922 年 6 月 59 号附録:20
  - 25 『宗報』1925 年 8 月 96 号:1
  - 26 『宗報』1927 年 2 月 118 号:46、1928 年 5 月 129 号:109-110、1929 年 6 月 142 号:107-108
  - 27 『宗報』1932 年 6 月 178 号:37-39
  - 28 『宗報』1933 年 5 月 189 号附録:115
  - 29 『宗報』1933 年 5 月 189 号附録:99-102
  - 30 『宗報』1934 年 6 月別冊 202 号:76
  - 31 『宗報』1936 年 6 月 226 号:67
  - 32 『宗報』1937 年 6 月 238 号:15
  - 33 『宗報』1937 年 6 月 238 号:17
  - 34 『宗報』1938 年 7 月 251 号:46
  - 35 『宗報』1939 年 8 月 264 号:32-33
  - 36 『宗報』1939 年 8 月 264 号:33
  - 37 『宗報』1940 年 6 月 274 号:38、7 月 275 号:3
  - 38 1939 年 4 月 8 日に公布され、1940 年に施行された。立法の趣旨は、宗教法規を整備統一するとともに拡充して宗教団体の法的地位を明確にし、政府の保護監督を強化するということであり、その主たる目的は戦時における国民精神作興のために宗教の「健全」な発達に促すことにあった。(井上順孝編 2005 『現代宗教事典』弘文堂:213-214)
  - 39 『宗報』1940 年 11 月 279 号:5
  - 40 執綱によると、相当の修正があったようである。
  - 41 [教学週報社 1928:42-43]
  - 42 [浄土宗務所総務局 1941:38]

## 第2章 初期布哇開教区における寺院建立と開教院設置過程

### はじめに

本章では、1883年からはじめる浄土宗によるハワイ開教の歴史を見ていく。その歴史の中でも、最初期寺院であるハマクア仏教会堂の建立過程や、開教使による初期の布教活動、そしてホノルルに開教院が設置されるまでの過程に注目していく。

### 第1節 ハマクア仏教会堂の建立

布哇宣教会が浄土宗有志による組織であることは、前章に述べた通りである。この布哇宣教会の支援の元、1894年に松尾諦定、岡部学応が派遣されることとなる。渡布当初、松尾、岡部両氏は、ハワイ島やマウイ島などのキャンプ（耕地）にキャンプ布教を行っていた。キャンプ布教とは、耕地へと開教使が出張して布教を行うものである。ただ、必ずしも人が集まったわけではなかったようで、「縁起でも無い」というような言葉をかけられていたり、博打を打っていて集まってこないなどの苦労があったようである<sup>1</sup>。ただ、このようなキャンプ布教を繰り返す中で帰依者が増加し、仏像安置の道場建立の計画が持ち上がり、岡部は1896年にハワイで初めてとなるハマクア仏教会堂を建立することとなる。

ここで、ハマクア仏教会堂の建立までの道筋を確認したい。まず、1895年に岡部が発起人となり、パウハウ耕地（プランテーション）の耕主や耕地に住む日系移民らへと仏教会堂建立の勧募文を配布した<sup>2</sup>。勧募文によると、岡部はハワイへの移民の先亡者の供養のために、仏像を安置する教会堂の造営を計画していたようである。そして、教会堂造営に併せて共有墓地も設立しようとしていた。また、『浄土教報』によると、「パウハウ主人（筆者注、パウハウ耕地の耕主）より三エークル（十二反余）永代無料貸与への約束出来」と、教会堂の建設地が無償で貸与されたことが報告されている<sup>3</sup>。

この件に関して、当時の新聞などが現存していないため、詳細なことは判らない。だが、その後の仏教会堂、寺院の建立の事例や開教使による記録から、土地の無償貸与について考えてみたい。まず、明治年間に建立され、建立の経緯が明らかになっているハワイの仏教寺院について[小谷徳水編 1914]、[本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918]、[柴田玄鳳編 1929]、[ナアレフ本願寺教団編 1935]、[新保 1987]などの各教団に関する資料と、[森田 1919][木原隆吉編 1935]といったハワイの日系社会に関する資料を基に、土地などが無償貸与されている寺院を確認する。これらの資料の管見の限り、明治に建立され、土地などの無償貸与が確認される寺院は、本派本願寺が11ヶ寺、浄土宗が2ヶ寺（ハマクア仏教会堂を含む）、曹洞宗が2ヶ寺であり、その他の宗派に関しては確認ができなかった。

これまで、1904年7月にオアフ島で発生したワイパフ争議が、土地の無償貸与に関連していることは指摘されてきた[ロナルド・タカキ 1986:160-162]。ワイパフ争議とは、ワイパフ耕地にて起きた日本人労働者によるストライキのことで、待遇改善などが求められた。このような事態に対し、帝国総領事館総領事齊藤幹が解決のために出張するも効果がなかった<sup>4</sup>。そこでワイパフの慰問とストライキの実情調査に出張していた今村恵猛に耕主が解決を頼み、ストライキから11日後に解決となった。今村が解決して以降、耕主が労資協調を維持するために仏教寺院建立を援助するようになったとされている。

だが、ハマクア仏教会堂の様に、1904年以前に建立された寺院でも土地の無償貸与が確認できた。例えば、本派本願寺のマキー布教所に1899年3月から1900年8月まで赴任していた開教使山田将為の日記によると、ストライキの仲裁も開教使の仕事だと当時は認識されていたようである。

九月四日、月、晴、  
午前九時カペア在住契約労働者百四人ストライキヲ起シ、事務所ニ押寄モ甚ダ不穩ノ態度ヲ示ス、佞テ仲裁ノ勞ヲ採ル、惣勢ヲシテ、一先キヤンプニ帰ラシメ、午後四時迄種々懇談苦情ノ原因ヲ正ス。

(〔小谷徳水編 1914:32〕)

そして、ストライキが因縁となって耕主から好意を得るようになり、布教所の設置に至ったことが記されている。

当時猶契約労働制の存続せし時代で何処の耕地にても随分色々なツラブル(ママ)絶えなかったものです。私が貴地(筆者注、マキー)へ赴任後間もなく同胞の大同盟罷工が起り頗る騒擾を極めました但し因らずこれが因縁となり動機となりて時の耕主ジョージ、フエーヤチャイルド(ママ)氏の好意と世話係及び信徒諸氏の熟誠とに因りて忽ちにして教場の創設を見るに至りました。

(〔小谷徳水編 1914:32〕)

この他にもケアリア、リフエ、オーラア、パパロア、ワイパフ、ナアレフの各本願寺は、1904年以前に耕主や精糖会社によって土地が無償貸与されていることが確認できる〔小谷徳水編 1914〕〔本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918〕〔森田 1919〕。また、ワイパフ本願寺布教場は、1904年以前の伽藍もワイパフ耕地製糖会社から敷地を永久無料貸与されている〔森田 1919:418〕。

また、ハワイ島にあるナアレフ本願寺のように、労資関係にあまり問題がなかった耕地の耕主が、積極的に寺院の建立を援助した事例もある。ナアレフ製糖会社の耕主ジョージ・ヒューエットは、1902年のナアレフ本願寺建立に際し、「敷地として、東西百八十尺、南北百二十尺の地を永代無料にて貸与」し、建築資材等の仕入れも援助していたようである<sup>5</sup>。ヒューエットは、遷仏式にも夫婦で参列しており、任期满了まで良好な関係であったことが推察される。このような事例があることは大変興味深い。

だが、基本的に開教使が労資関係の間に入り、解決の手助けをしていた、もしくは解決を耕主側から期待されていたことから、寺院建立に対して土地の無料貸与などの便宜が図られているということは確認できるであろう。

さて、ハマクア教会堂は建設地が無料貸与されるだけでなく、領事館からもある程度期待をされていたようである。1895年には、当時の総領事島村久より建立資金300ドルが寄付されている<sup>6</sup>。また、ハマクア仏教会堂は、「母国に於ては何宗派なるとを問わず、ハマクア一群五耕地在留の日本人の菩提寺として」建立されており、単に浄土宗の寺院を建立するのではなく、移民のための寺院として建立されたことが確認できる<sup>7</sup>。このような目的があ

ったからこそ、移民のみならず領事館からも期待が寄せられていたのであろう。そして、1896年9月25日工事に着手し、11月26日に入仏式が挙行され、ハマクア仏教会堂は完成となった。岡部はこの仏教会堂を中心に、耕地へと巡回布教を積極的に行い、1898年に帰国した。

## 第2節 外地の開教区と布哇開教区

以上のようにハマクア仏教会堂が建立され、更に1898年には開教区の区域や組織が決定したことにより、日本の浄土宗から開教費の支出も検討されるようになる。5月5日に発行された『浄土教報』中の記事「台湾朝鮮及布哇の開教」では、公会が賛同して開教費の支出協賛を約束している。ここで記されている開教費はそれぞれ、台湾が4000円、韓国が2000円に対して、ハワイは600円であった<sup>8</sup>。更に、第3開教区に関しては、韓国人僧侶を浄土宗僧侶として育成するための「韓僧教養費」360円が別途支出されることが決まっていた。ただ、これは実際には開教費ではなく、教令第3号で定められた明治31年度宗務所通常会計の開教扶助費のことである<sup>9</sup>。開教扶助費といえども、当初より予算面において、第2、第3開教区の方が優遇されていたことが判る。このような事実に対して、ハワイの開教使は、開教費が少なく活動が停滞していることを伝えている

他の開教区のように月々の支給を鶴首して待っているのと異なるので、信徒から開教使呼寄せを要望されてもこれに応えることが出来ず、遂に他宗（真宗）に占領せられることは全く遺憾にたえない次第であります。（中略）また、使長はホノルルで大事業を計画しているが他に開教使が一名もいないので、何の活動も出来ないのが現実の有様です。

〔新保 1987:132-133〕

更に、時期は不明であるが、実際にハワイの開教費は、韓国の3分の1、清国の2分の1、台湾の3分の2程度であり、日本円をドルに換算すると半額以下になってしまう現状も訴えられていた<sup>10</sup>。

ただ先述の記事「台湾朝鮮及布哇の開教」では、「現時の急務に応じて宗門が大いに進歩主義を以て行動すべき曙光として見べく今期の議会中（筆者注、第二臨時公会）最も賛嘆すべき所なりとす」と浄土宗が一宗を挙げて開教に取り組むことを評価している。また、「宗門が報国為宗の実跡を挙げんことも期して待つべきことなるべし」と、開教が単に宗門のためだけでなく、国家のためになることを期待していた。

また予算だけでなく、開教施策も第2、第3開教区が優先されていた。第2開教区である台湾には、1898年4月の開教区制定後、9月に開教使長が任命されており、第3開教区である韓国には、1900年に開教使長廣安真隨が任地に渡り、その後直ぐに韓国浄土宗開教院が設置されている<sup>11</sup>。このように台湾、韓国は、開教使長任命、開教院などの設置がハワイより進んでいた。日露戦争開戦後の1904年3月20日発行の『浄土教報』の社説「今後の開教方針」においても、韓国開教に力を注ぐべきとしている。

海外開教すべきの地、甚だ多し、布哇可也米国可也、北清南清又放棄すべきにあらず、

然れども多面多方に及ぶは甚だ容易の業にあらず(中略) 今後一宗の開教方針は韓国を中心として満州に及ぶ(中略) 従来よりも一層力を韓国の開教に傾注せざるべからず。  
(『浄土教報』1904年3月20日 583号:1)

ただ、教令第16号に基づき、1898年8月15日付で布哇宣教会の発起人の一人である白石堯海が、第3第4開教区の兼任監督として辞令が発せられている。だが、白石はハワイへと赴くことは生涯なく、日本から開教区の監督を行っていた<sup>12</sup>。その白石も1899年2月6日付で開教監督を辞職してしまう。この人事に関して、2月15日発行の『浄土教報』には「韓国布哇開教区監督の更迭」という記事が掲載されている。そこでは、

開教区監督白石堯海師は過般来事務多端にて其職に堪へ難きを以て屢解任を宗務に請願せしが今回弥其辞職を聞届けられ、(中略) 同師の辞職止むを得ざるを惜む  
(『浄土教報』1899年2月15日 351号:8)

とあり、白石が開教区監督以外にも様々に宗門内で業務を抱えており、辞職もやむを得なかったことが記されている<sup>13</sup>。また、白石の後任には、堀尾貫務が兼任開教区監督を引き継ぐことになったが、堀尾も白石と同様に、ハワイを訪れることはなかった。

このように予算や監督任命といった点から見たとき、浄土宗は開教施策を本格化させ、その評価、期待を受けながらも、施策としての比重は台湾や韓国に重きを置いていることが読み取れる<sup>14</sup>。

### 第3節 開教使の初期の活動

以上のように第4開教区は、他の開教区に比べ経済、人事の面で不遇であったが、1899年になると1月9日付で改定宗制宗規制定後、初めて第4開教区に開教副使が任命される<sup>15</sup>。先に布哇宣教会から派遣された田中摩訶衍と新たに日本から派遣される八壽田大定が開教副使として任命される。八壽田は、教団が派遣する開教使第1号であり、同年2月15日にハワイへと到着している<sup>16</sup>。田中は1898年3月に布哇宣教会から既にハワイへと派遣されており、岡部学応から引き継ぎを行っていた。八壽田は渡布当初、ハマクアで田中の補佐をしつつ、開教事業に従事していた。

さて当時の開教使は、『浄土教報』へと寄稿文を定期的を送っており、その記事を中心に開教使の活動を確認していきたい。まず、ハマクア仏教会堂の建立以降も開教使の活動は、キャンプ布教が中心であり、その中で帰依者や信者を増やし、活動基盤を作っていた。

そのような中で、1899年10月には、八壽田によって新たな教会堂建立が計画される。10月25日発行の『浄土教報』によると、「信徒岡村一、北川多四郎、佐々木要之丞、山田精等諸氏の熱心なる賛助を得て遂にヒロ、ラウパホエホエ港に一会堂を新築することとなり旬日の中に竣工すへき予定なり」とある<sup>17</sup>。また、教会堂の建設地に関して、ハマクアと同様に、現地人の所有している土地を永世無償で借用することになっている。ここで注目すべきは、教会堂の建立だけではなく、日本語教育の計画がなされた点である。同記事によると、「会堂竣工の上は八壽田氏は布教の傍日本語学の教授を開始し且本邦移住民の子弟を教育する目的なりと云」とあり、教会堂に付属した学校を作ることが計画されている。この教

会堂は、ラウパホエホエ教会堂、教会所と呼ばれ、遷仏式は同年 12 月 24 日に行われた<sup>18</sup>。

次に 1900 年になると、ハワイ開教の様子が「成蹟」という形で報じられる。同年 3 月 25 日発行『浄土教報』には「布哇布教の成蹟」という記事が掲載され、ラウパホエホエ教会堂の信徒数と日本語学校・日曜学校の生徒数が示されている。記事によると、信徒数は 662 人で、生徒数 18 人であった。また、生徒数については「児童携帯者は少なく又労働者の青年にして学に執くものゝ如きは皆無と云ふべき有様なれば日本語学校及日曜学校は生徒甚少数なりといふ」と移民家族に子どもが少ないことや、労働青年が日本語学校、日曜学校へと来ない現状が示されている。ただ、生徒数を別として、信徒数を見ると、ある程度八壽田によって布教が進んでいたことが確認できる。

また、当時のハワイの移民社会の信仰について田中は、8 月 25 日発行『浄土教報』に以下の内容の寄稿している。

移民の多数は真宗の門徒にして他宗教者の布教を顧みざるは信仰の堅固なるに依るべしと雖も其狭隘なる精神に至りては同一仏教徒たるの同情何れにあるを疑はざるを得ず、各宗徒にして自宗安心を領せるもの殆んど稀なり吾宗徒にして日課誓受の者唯だ一名に邂逅せるのみ(中略)宗教の効用なるものは教理の高下奥否の如何に依るにあらずして平素の熱誠摯実勤勉なる布教に基因するとを自覚せよ

(『浄土教報』1900 年 8 月 25 日 406 号:10-11)

この寄稿を見ると移民中に真宗が多いことが報告され、各信徒、門徒で所属宗派の「安心」を得られている者が少ないと田中が観察していることが判る。また、「宗教の効用」についても、教理によらず、平時の布教に起因している自覚を持つべきであると述べている。つまり、真宗が多くとも、布教・開教の機会がある、とも理解できよう。

更に八壽田は、新たな開教事業を開始する。八壽田は、1900 年 8 月からハワイ島にあるホノヒナ監獄にて監獄教誨を開始する<sup>19</sup>。1901 年 3 月 25 日発行の『浄土教報』では、「布哇に於ける監獄教誨」という記事が、ハワイの三宅友義という人物から寄稿されている。この記事によると八壽田は、ハワイに開教のために僧侶が訪れているにも拘わらず、監獄教誨に従事するのがキリスト教宣教師のみであることを遺憾に思い、監獄教誨を始めたようである。そして、ホノヒナ監獄署長と協議し、毎月 2 回、無報酬にて監獄教誨を行うことが決まった。また、1901 年 2 月 10 日には監獄内において、先亡者の追弔法会を行い、翌 11 日の紀元節でも教誨を行い、受刑者に「愛国心を奨励して感動を与へ」たことが報告されている。新保義道によると、当時のホノヒナ監獄には、プエルトリコ人 15 人、日本人 7 人、中国人 3 人、ハワイ人 2 人が収監されていたようであるが、日本人だけに教誨を行ったのか詳細は不明である<sup>20</sup>。

このように、八壽田、田中によって開教事業が進められてきたが、浄土宗として新たに開教(副)使が任命されるのは、1900 年 7 月 5 日付で開教副使に任命された伊藤圓定を待つことになる<sup>21</sup>。

伊藤は、着任後の 12 月 25 日発行『浄土教報』にハワイの地理情報などを含め、浄土宗の開教施策について寄稿している。伊藤は、浄土宗寺院(仏教会堂)が 2ヶ寺に止まっていることについて、「第一本島に吾宗信徒の少数なると」「開教使の少数なると」「開教費の僅少

なると」「開教使長の派遣なきと」の結果なりとす」と原因を述べる<sup>22</sup>。そして、これらの原因に対して、「開教費は少くとも二千元に増額し開教使十名を増員し使長の常在して之を指揮統率するを要す」と、日本の開教施策の改善を要求している。このような改善をしないと「真宗に若くは他教に要地を占領せられ後日臍を嚙むとも及ばざるに至らん」と、後のハワイにおける教勢を予見するようなことも記している。更に寄稿の最後にも「臨み改めて開教使長任命の遅きを訴へて迅速の赴任を望まんとす（中略）速に開教使長来任して東西両半球の縫線に更に一道の光明を放て」と改めて開教使長の派遣を強く要請している。また、伊藤はこの段階で白人への開教について述べており、「開教使中英語熟達の人にして白人を教ふるに堪能なる人なかりせば布哇仏教は移住民の崇信に止るへし」と単に移民のためだけでなく、英語にて布教を行う必要性を説いている。

伊藤は、その後も『浄土教報』へ寄稿を繰り返しており、1901年2月15日発行の『浄土教報』では「海外開教の順序」という題で寄稿している<sup>23</sup>。この中で仏教の海外開教の順序を宗教に対する憲法の制定内容から述べている。伊藤によると、米国の憲法が「最も寛大」であり、次いで日本の憲法であり、最も「窮屈なる制限」がなされているのが英国であると分析している。そして、寛大であるアメリカで海外開教を始めること、特にハワイは「総ての宗教者を重んじ、各国人種の集合地」であることから、ハワイから開教を始めることが最も良い順序であると述べる。その上で浄土宗の開教使が3人しかいないことに対して、「布哇八島を開教するに恨みなからしむるは今更に十名を要す」と開教使の派遣要請をしている。

また、1903年1月11日発行の『浄土教報』では、「吾人の要求」として建築費二万円、英語が堪能である開教使長と開教副使、月給500円が必要であると述べる<sup>24</sup>。そして、「開教地には一人の開教使長と及教務所とを要するは、宗規の定むる所なり。何んの意あつてか。吾第四開教区に限つて之れか実行なきや」と再度開教使長の着任要請を記している。

以上のように開教使らの寄稿文や、活動の報告から、様々な活動がハワイにおいて行われていた。新たな寺院の建立や日本語学校・日曜学校の開校、監獄教誨などが開教使らによって進められていたのである。その一方で伊藤の指摘のように、教団の開教施策には問題点があり、その改善要求もなされていた。

ただ、1901年5月以降、開教施策に多少の変化があったことは記さなければならない。まず5月になると、新たに安西承信が第4開教区の開教副使に任命される<sup>25</sup>。更に、前章で述べたように、開教使の条件が緩和される。しかし、新たな開教使の派遣は1902年までなく、第四開教区開教使長の任命・派遣も1903年まで行われなかった。

#### 第4節 開教院の設置

以上のように、ハワイへの開教施策は他の開教区に比べて、後回しにされているきらいがあった。しかし、1902年5月25日には伊藤がオーラア仏教会堂、小学校を創建し<sup>26</sup>、1903年には安西がカパアウ仏教会堂（コハラ仏教会堂）、小学校を創建するなど、ハワイの開教使は現状の施策の中で開教に従事していった。更に1902年11月2日付で小林了秀が第四開教区方語研究生として留学を命ぜられ、その後12月には開教副使に任ぜられた<sup>27</sup>。1903年1月23日にも岩崎秀孝が開教副使に任命され、開教区には6人の開教使が赴任することとなった<sup>28</sup>。このように、4つの仏教会堂、6人の開教使に然るべき指示を与え、統一ある

布教を行うための開教使長派遣の要請が各開教使から宗門に対して送られることとなる<sup>29</sup>。これまで、開教使長派遣要請は、伊藤などの寄稿文として『浄土教報』に掲載されていたが、直接教団に対して要請がなされたのである。

そして、ついに1903年2月3日付で清水信順が第四開教区開教使長として任命され、日本より派遣されることとなる<sup>30</sup>。清水は2月28日にハワイに到着し、ラウパホエホエ教会堂に教務所を設置した<sup>31</sup>。開教使長が派遣されたことについて当時のホノルルの新聞には、「清水使長赴任以来布教に寧日なく、能く各教会堂と気脈を通じ、監理その当を得たるを以て、一層の教光を放つに至れり」と、開教使長派遣が好結果になっていることが報じられている<sup>32</sup>。また、使長任命に伴い、6月5日付で伊藤と安西が開教副使から開教使へと昇格した<sup>33</sup>。

まず、ここで開教使長が派遣された意義を確認したい。教令第16号第4条では、「開教使長ハ布教規則及教会条規ノ規定ニ依リ其開教事務ヲ総理シ開教使ヲ指揮監督ス」とあり、布教規則に則る限り、ある程度自由に開教施策を取ることが可能であった。すなわち、開教使長が赴任してきたことによって、日本からの開教施策に対してこれまで開教副使がそれぞれ対応してきたものが、開教区として独自の開教施策を打ち出し、必要に応じて開教区として日本の浄土宗へと支援要請などが行えるようになったのである。

では実際に清水は開教使長として、どのような開教施策を進めたのであろうか。清水は、着任後すぐに全開教使を招集し、将来の開教事業について、小学校事業を充実させ、各教会堂に学校校舎の建築を進める方針を定め、小学正教員資格を持つ者を募集している<sup>34</sup>。そして、ハワイ島中心に行われてきた開教事業に関し、「同連島の首都たるホノルル府に於て開教本部建設の企望を齊し遅くも来月中旬までには出張の筈にて目下頻りに準備せられ居る」とホノルルに開教本部を置く方向性を固めた<sup>35</sup>。また、各教会堂を常に巡回していることが『浄土教報』にも掲載されており、勢力的に開教施策を進めていることが判る<sup>36</sup>。

だが、ホノルルへの開教本部設置は日露戦争の勃発により、思わぬ形で延期となる。1904年4月、カパアウ仏教会堂を創建した安西が、小学校新築のために宗門より未受領の補助金を請求するために一時帰国を計画した際に、召集令状を日本ハワイ間航路の船長より手渡されて、出征することが決まった<sup>37</sup>。そのため、清水はカパアウ仏教会堂を兼務することとなり、それに伴って清水はラウパホエホエ教会堂からカパアウ教会堂に開教本部を移動している<sup>38</sup>。ちなみに安西は帰日後、補助金の至急交付と後任者選定を宗務所へと陳情し、開教使を辞任している<sup>39</sup>。このような事態に対し、日本の浄土宗側も即時に対応し、開教副使として相馬千里を派遣している。更に1904年10月10日付で池田當念、木村猶恵が開教使として、羽田信道が開教副使として任命された<sup>40</sup>。3人の開教使開教副使が任命されるのは、第4開教区が制定されて以来初めてである。

このような事態の中でも、清水は精力的に小学校建築推進、拡充の方針を示し、遂に自費渡布を勧めるようになっており、開教使になると昇進できる可能性があることも示唆している。

自費で渡布して小学校を新設するか既設小学校の教員になつて半年も経れば渡航費は綽然として給食より引去り得るし三年間も教育に従事して教会堂でも新設すると直に教師補に昇進ができるここ一番奮励のし所だと思ふ

そして、1905年1月、木村がカパアウ教会堂に着任すると、清水は本部建設の準備のためにホノルルへと出発、同じく伊藤も6月に出発している<sup>41</sup>。準備の後、同年7月仮布教所兼開教区教務所をホノルルサウス街の一軒家を借りて設立した。これがハワイ浄土宗の組織化の第一歩であった。このように開教使長赴任後、組織だつて開教使の活動が進められたことによって、小学校事業の拡充、ホノルルへの本部移動、開教院の設置という方針が定められた。

### まとめ

以上、初期の第4開教区、布哇開教区の動きを見てきた。そこには、国策の影響を受けつつも、開教使の個人の資質、努力によって開教に従事している姿が浮かび上がった。また、開教使長が派遣されることによって、組織的な動きができるようになった。その一方で、間接的とはいえホノルルの開教院設置が遅れるなど、日本本国の影響を大きく受けたことも明らかになった。そのような中でハワイ島中心に開教に従事していた浄土宗は、ホノルルに開教院を設置したことによって、本格的に都市部への開教を開始することとなる。次章では、開教院設置後の布哇開教区について見ていく。

<sup>1</sup> [常光 1971:143-146][新保 1987:122-127]

<sup>2</sup> [新保 1987:107-108]

<sup>3</sup> 『浄土教報』1896年9月15日 264号:8-10

<sup>4</sup> [木原隆吉編 1935:572-573]

<sup>5</sup> [ナアレフ本願寺教団編 1935:29-41]

<sup>6</sup> [森田 1919:424-425]

<sup>7</sup> [森田 1919:424-425]

<sup>8</sup> 『浄土教報』1898年5月5日 323号:5

<sup>9</sup> [中村周愨編 1898:378]

<sup>10</sup> [新保 1987:132-133]

<sup>11</sup> [「浄土宗海外開教のあゆみ」編集委員会編 1990]

<sup>12</sup> 『浄土教報』1898年9月5日 335号:4、[新保 1987:118-119]

<sup>13</sup> 白石は辞職後も特に第3開教区韓国関連の記事に名前が出てきており、開教施策自体には関心を抱いていたと推察出来る。

<sup>14</sup> 仏教の海外進出について、藤井健志は「近代への志向」「信仰への志向」「国家への志向」という三つの動機があることを指摘し、これらの動機がきわめて複雑に複合し、仏教が海外へと進出していったと述べている[藤井 2011:112-114]。つまり、台湾や韓国への開教施策もこれらの動機が複合していたものと言えよう。

<sup>15</sup> 『浄土教報』1899年1月15日 348号:9

<sup>16</sup> 『浄土教報』1899年3月15日 354号:9

<sup>17</sup> 『浄土教報』1899年10月25日 376号:4

<sup>18</sup> 『浄土教報』1900年1月5日 383号:9-10

<sup>19</sup> 『浄土教報』1901年3月25日 427号:6、[新保 1987:508]

<sup>20</sup> [新保 1987:145]

<sup>21</sup> 『浄土教報』1900年7月15日 402号:3、9月5日 407号:6

<sup>22</sup> 『浄土教報』1900年12月25日 418号:9-10

<sup>23</sup> 『浄土教報』1901年2月15日 423号:11-12

<sup>24</sup> 『浄土教報』1903年1月11日 521号:10-12

- 
- 25 『浄土教報』1901年5月19日 435号:4
  - 26 『浄土教報』1902年7月20日 496号:9-10
  - 27 『浄土教報』1902年11月23日 514号:3、1903年1月25日 523号:6
  - 28 『浄土教報』1903年2月1日 524号:4
  - 29 [新保 1987:120-121]
  - 30 『浄土教報』1903年2月8日 525号:4-5
  - 31 この理由について新保義道は、「第一は当時あった四教会堂の略中央にあること、第二は当時島間定期船の寄港地という便利さ」と推測している[新保 1987:121]
  - 32 [新保 1987:121]
  - 33 『浄土教報』1903年6月14日 543号:4
  - 34 『浄土教報』1903年10月25日 562号:6-7、[新保 1987:121]
  - 35 『浄土教報』1903年10月25日 562号 4-5
  - 36 『浄土教報』1903年11月15日 565号:8
  - 37 『浄土教報』1904年4月17日 587号:5、[新保 1987:160-161]
  - 38 『浄土教報』1904年4月17日 587号:5
  - 39 [新保 1987:161]
  - 40 『浄土教報』1904年10月23日 614号:5
  - 41 『浄土教報』1905年7月24日 653号:3、[新保 1987:184-187]

### 第3章 布哇開教院設置後の開教施策

#### はじめに

ホノルルにおける布教拠点として浄土宗開教院が設置されて以降、ハワイ浄土宗は、組織的な活動を展開するようになる。特にそのような活動の中でもメルクマールとなったのは、布哇女学校の設置であった。また、ハワイ全域でも開教活動が活発化する。しかし、このような発展も、開教院を中心とする諸問題によって、停滞を迎えてしまう。本章では、開教院を中心に、ハワイ浄土宗の展開と停滞の様相を明らかにする。

#### 第1節 信徒組織の設立とその活動

ホノルルにおける浄土宗の布教拠点として建立された浄土宗開教院では、1905年に信徒会である「仏教法友会」が組織されることになる。1906年1月7日には発会式が行われ、この時に「仏教法友会」の規則も定められている<sup>1</sup>。

仏教法友会の規則を見ていくと、この会が現在の檀信徒会のような組織であることが確認できる。ここでは、規則からその内容を確認していく。仏教法友会の規則は、『浄土教報』1906年2月19日683号に掲載されており、そちらを翻刻したものを、資料編の資料4として添付しており、そちらを参照されたい。また規則については、第4章でも触れるが、本章では全体を概観していきたい。

法友会の規則は、全15条で構成されており、当会が開教院の附属事業であると示されている。また、ハワイ在住の仏教信徒を以て組織することが記される。ただし目的から「在布七万の同胞をして仏教の法爾に洛せしめ身心の解脱を得せしむる」と、浄土宗以外の仏教徒も対象としていたことが判る。組織としては、会に付属して、高年部・婦人部・青年部・少年部も設置されていた。会費は、1ヶ月に15セント、家族での入会は1ヶ月25セントとされている。このように、法友会の設置によって、ホノルル近辺の浄土宗檀信徒の組織化が進んでいったのである。

1906年4月15日には、仏教法友会の月刊機関誌『法友』が発行開始された<sup>2</sup>。『法友』は筆書の管見の限り、東京大学の明治新聞雑誌文庫にのみ所蔵されている、第5～9号しか現存が確認できていない。内容としては、通仏教的な説教や浄土宗教義に関する説教のみならず、宗教の必要性や天理教への対応が掲載されている。

このような組織化の展開に伴い、会員数も増加したようである。1907年になると、第1日曜が少年教会、第2日曜が婦人教会、第3日曜が高年教会、第4日曜が青年教会と、日曜日ごとに対象を絞って教会を開いていた。新保によると1907年には、少年部70人、青年部124人、婦人部121人、高年部72人、計386人戸数196戸であった〔新保1987:186-187〕。

仏教法友会の組織化が進み、活動が活発になると、仮設置されていた開教院の新築が計画される。しかし、当時の資料などは見つからない。そのため、新保による記述から、開教院の新築、発展についてまとめていく。1907年の時期は不明であるが、「浄土宗布哇開教院」の新築計画が発表された。1回目の新築のための募金では、18人から計500ドルが集まり、敷地を借りて工事が着手された。そして、9月には2階建ての教会堂が完成し、11月16、

17日の両日、上棟入仏法要が行われた。

更に1908年1月24日には、法友会評議員会において、教化活動として夜学部・運動部が新たに設置され、併せて「合同教会」と呼ばれる法要の開催も決定された<sup>3</sup>。ただ、この合同教会がどのようなものなのか、記録が残っておらず不明である。一方、夜学部では、白人教員による英語教育が行われた。運動部では、「体育養成」のために野球チームが結成されることとなる。また同時期には、婦人部の下に婦徳修養の目的で「積善講」が組織されるようになる。このように、開教院の施設が整備されるに伴って、檀信徒組織の充実化が進んでいった。

## 第2節 布哇女学校の設立

開教院が新築され、組織化がある程度完了した1908年6月、初代開教使長である清水信順が辞任する。そして、伊藤円定が1909年8月に第2代開教使長へと就任する。伊藤による最大の事業は、布哇女学校の設立である。だがこの女学校の設立への道のりは、平易なものではなかった。

伊藤は、1910年6月15日に開教院関係者を集めた大会を開き、ハワイ全島に女学校がないことを遺憾であるとして、女学校の設立を検討した<sup>4</sup>。そして、この大会の最後に「布哇女学校新築趣意書」を作成し、移民社会へと布哇女学校の設置を宣言した。この趣意書によると、以下のような内容が記されている。

...此等四千哩外の異域に生を受け親しく皇国の恩沢に浴する能はざる可憐の児童に国家的教育を授くるの要は己に十数年以前に唱へられ、今や殆んど之れが教育機関の具はらざるなきに至れり

(『浄土教報』1910年8月15日917号:6-7)

つまり、布哇女学校には、国家的教育を施す目的があったことが判る。また、同時に定められた小規は、以下のようになっている。

- 一、本校の名称を布哇女学校と称す
- 一、本校の教育方針は明治三十二年勅令第三十一号及同三十四年文部省令第四号に依るものとす
- 一、本校は日本固有の国風により淑徳を寛容し品性を高潔ならしめ併て女子に必要な高等普通学及び技芸を授け社会の知識と実用の才能とを得せしむるを以て目的とす
- 一、本校の敷地は当市サウス街浄土宗開教院の南に接せる土地を三十ヶ年リースしたるものとす
- 一、校舎、寄宿舎、及運動場の新築及設立費用合計を五千弗とす
- 一、右建築は本年六月十五日より着手し同年十月下旬落成しむるものとす
- 一、本校は在ホノルル浄土宗開教院の経営に係はるものとす(已上)

明治四十三年六月十五日

米領布哇ホノルル市浄土宗開教院主任

右発起者開教使長 伊藤円定  
（『浄土教報』1910年8月15日917号:6-7）

ここで注目すべき点は、布哇女学校の教育方針が1899年の勅令31号「高等女学校令」と1901年文部省令第4号「高等女学校令施行規則」に依拠した教育方針を取ると明記されている点である。即ち、伊藤はハワイにおいて、日本の高等女学校と同様の教育を施そうとしていたのである。しかし、実際に設置に関して、文部大臣の認可を受けたのか不明である。

だが、日系社会からの反応は複雑であった。『日布時事』の紙面には、「女学校問題に就て」という記事が掲載される。記事では、ホノルルの某有力家の意見として

▲布哇女学校とかいふものが伊藤円定師の企画よつて設立さるゝ相ですが女学校の設立といふことは兎も角もとして私は在留同胞子女の教育といふことに就いては全く大に必要を感じて居るのであります

（『日布時事』1910年6月21日）

と、子女教育の必要性には賛同する旨が掲載される。だが、浄土宗がハワイに女学校を建築する必要はないと、反対が表明される。有力者が反対する理由は、以下の4点である。

（一）今日在留同胞生活状態に照して五千弗の大金を投じて校舎等を新築するの要を見ざる事

（二）浄土宗院を一昨年新築したる際にも寄付金を募りて工事を起し落成後今日に至る迄も尚ほ其際の支払未済の債務を果たし居らざるに拘らず尚ほも附属事業として学校を新築し五千弗の寄付を募る等とは最も不可なる事

（三）殊にカカアコには同胞子女の為に日本人小学校のあるあり相当の生徒を収容して現に教授しつつあるに拘らず僅に一町内外の地に於て特に小学程度の学校を更に建つるが為一般同胞より寄付を募るの不当なる事は謂ふ可なし

（『日布時事』1910年6月22日）

（イ）可来宗教、教育の混同は吾可は不貴成（中略）

以上の他尚ほ設立者たる伊藤円定師の人格等に就いて云い度い事可あるけれども事箇人に可るから今日は可とせう云々（完）

（『日布時事』1910年6月23日）

まず費用の面では、5,000ドルをかける必要性がないことや、開教院の建設費の借金が残っていることが理由とされている。次に、当時開教院があったカカアコにはすでに日本語学校が存在しており、競合することが指摘されている。更に、教学分離の問題、また伊藤自身の人格に問題があるなどと様々な点から反対意見を述べている。

また、7月8、9日の『日布時事』には、「尼僧の教員」という投書が掲載される。この投書を書いた神川なる人物が、どのような人物なのか不明であるが、投書では全般に涉って尼僧による教育に対する反対が述べられている。ただ神川は、布哇女学校の設置に関して反対

している訳ではない。

この投書からは、趣意書が公表されたことによって、『布哇日々新聞』や『布哇新報』の紙上で布哇女学校建設の賛否の意見が交わされていたことが判る。しかり両新聞共に、現存していないため、どのような記事が掲載されたのか不明である。それでも、尼僧を教員とすることへの反対は、『日布時事』、『布哇日々新聞』などでも表明されていたことが、神川の当初から判る。

しかし伊藤としては、このような反対意見が出ることは想定外であったようである。

望らくは彼のキヤソリック教の尼衆が常に女子教育及慈善事業の中心となり居るか如く、熱心なる有志諸氏の斡旋と相俟ち這般の活動を全ふせしめられん事を祈る

(『浄土教報』1910年8月15日 917号:6-7)

伊藤は、カトリックのシスターが女子教育を行うのと同様に、尼僧が教育活動を行うと想定していた。しかし、ハワイの日系社会では、そのようには捉えていなかった。特に尼僧による教育に対しては、次のような記事が掲載される。

尼僧を以て教育の任に当らしむる事の是非に就いては、苟も被教育者たる子女に其の国民的教育を授けんとするには最も不適任である事は識者を俟たないでも知れ切つた話である (中略)

▲尼僧を以て教育の任に該らしむるのは尼僧其の者が既に我が国立の大本思想と相反して居るのである此の我国の国立思想と相反して居る思想を有して居る尼僧を以て我が同胞子女を教育せしめんとする嗚呼又殆い哉である

(『日布時事』1910年7月9日)

この記事には、尼僧が国民教育を施すのは不適任である、我が国の思想と反している、といった意見が挙げられている。この記事中の大本思想が何を指し示すのか不明であるが、尼僧という存在への忌避感があったようである。

また、カカアコ地区の教育問題として、既に布哇女学校の近くにあった、カカアコ日本人小学校が競合してしまった。新保によると、法友会の高年部長と会計がカカアコ日本人小学校の校長ならびに学務委員であり、伊藤の女学校設置に対して妨害工作を行っていたとされている<sup>5</sup>。カカアコ日本人学校の方は、1910年6月21日に学務委員臨時総会を開催して反対決議を決定し、7月11日にはカカアコ地方有志大会を開き、伊藤円定への不信任案を決議している<sup>6</sup>。ただ、不可解なことに、7月14日に行われたカカアコ地方有志大会における反対決議が、なぜか本願寺仏教青年会へと送られている<sup>7</sup>。

このような反対運動があったものの、7月28日には布哇女学校建設の寄付が1,560ドル集まった<sup>8</sup>。この事について、新保は「反対派の卑劣な行動がかえって幸いして大口寄付も多く」と記している<sup>9</sup>。8月21日には女学校の敷地を買い入れ、9月1日より建設を開始するなど、計画の公表から3ヶ月でこれほど計画が進んだことは、移民社会において女学校が求められていたことの証左と言える<sup>10</sup>。また総領事館からも800ドルの下付金を交付されたことも伝えられている<sup>11</sup>。

紆余曲折ありながらも、布哇女学校は開校することとなる。女学校がどのようなものであったのか、概観するために開校当時の生徒募集の要項や学則などを見ていく<sup>12</sup>。学校内には寄宿舎を完備されている。それぞれ本科、予科、研究科、撰科が設置されていた。本科は4年、予科が5年、研究科が1年となっており、合計10年での卒業となっていた。予科1年生は、満6歳から入学できることになっている。授業内容は、本科が日本の高等女学校程度、予科が尋常小学校程度の授業であった。他にも裁縫や茶道、マナーなども教えていたようである。授業は、1週間に20時間行い、日米両方の祭日を休みとしていた。月謝は、学年により35セント、50セント、75セント、1ドルであった。また別に寄宿舎に入る場合は月5ドルの洗濯料がかかった。

1911年1月8日に開校式、落成式が開催された。校長には、伊藤が日本から招致した尼僧永井蓮有が就任し、伊藤自身も学監となった。開校式直後の学生数は、通学生30名、寄宿生10名であった<sup>13</sup>。その他に、永井による茶道や生け花よる夜学なども開かれており、この夜学には日系移民の女性に通っていた<sup>14</sup>。

開校後しばらくは、順調に運営されていたものの、1911年9月には、「布哇女学校に売春婦が通っている」というデマを流されてしまう。これは、『日布時事』の記者なるもの<sup>15</sup>が『日布時事』の紙面に、永井尼僧が個人的に教えていた婦人3人が売春婦であると書いた記事が発端となった<sup>16</sup>。実際にこの婦人が売春婦であったのかどうか判らないものの、布哇女学校に対する嫌がらせに近い記事は繰り返された<sup>17</sup>。伊藤自身も、このような記事に対して投書をしたものの、「伊藤にも責任がある」、というような論調のみが『日布時事』によって繰り返されるだけであった。

しかし、このような嫌がらせがありながらも、布哇女学校の生徒数は順調に増えていった。1911年12月10日の『日布時事』によると、1911年12月には、総生徒数74名となり、寄宿生も26名となっていた。また、茶道生け花の夜学も約30名が通うまでになっていた。また生徒は、ホノルル以外からも入学していたことが判っており、ハワイ島から3名、マウイ島から4名、カウアイ島から2名、ホノルル市外のオアフ島から6名であった。実際に開校して以降の科目は、本科は、「修身、国語、歴史、地理、数学、裁縫、家事、手工、音楽、点茶、生花、図書、体操」で、予科は本科の授業から家事、点茶、生花を差し引いたものであった。また研究科では、「倫理、教育学、教授法、音楽」を中心としたものであった。研究科には教員養成の目的があったためである。更に別科では、任意で選んだ3科目を履修することが可能であった。1913年10月には、生徒数の増加によって第2校舎の建築を開始した。11月には新校舎での授業を開始した。1915年には、第1回の卒業式も執り行われ、参加者は在校生105名、卒業生6名であったという<sup>18</sup>。

当初は、尼僧による教育が否定的であった日系社会でも、この頃にはある程度反対意見も落ち着いたようである。1911年11月23日に行われた布哇中学校、中央学院、布哇女学校の三校による中学部教師懇話会には、尼僧も出席して教育に関する懇談を行った<sup>19</sup>。更に尼僧へのインタビュー記事が新聞に掲載されるなど、尼僧に対する興味が日系社会に起きたようであった<sup>20</sup>。ただその後も1913年には、「尼僧蓄髪勸告」という怪文書が開教院宛てに届くなど、尼僧に対する批判が完全になくなった訳ではなかった<sup>21</sup>。

### 第3節 ハワイ各島における開教の進展

以上のようにホノルルにおける浄土宗は、開教院を中心に発展を遂げた。同じくその他の地域でも、開教が進んでいた。当時の開教の様子を[新保 1987]、『浄土教報』から見ていく。

#### ・ハワイ島

当初より浄土宗の開教拠点ハワイ島であり、ホノルルに開教院が設置された後も、ハワイ島を中心に開教が行われていた。1909年11月21日には、ハワイ島にハヴィ教会堂が建立される<sup>22</sup>。このハヴィ教会堂では、既に建立されていたカパアウ（コハラ）仏教会堂附属日本人学校のハヴィ分校が元となって、中西忍海によって布教が行われていた。当時、ハヴィ周辺は、本派本願寺が最も力が強く、浄土宗も教勢を守るために教会堂の建立を決めたという<sup>23</sup>。入仏式には約1,000人の参列があったと言われ、1,700ドルをかけて建立した教会堂は、耕地内の教会堂と比べても立派であったと伝えられている。

また1911年には、当時のハワイ第2の都市であるヒロに明照院が建立される。ヒロには、1908年に仮布教所が設けられていたが、専任の開教使がいなかった。だが1910年に清水観碩が専任になり、布教を積極的に開始すると共に、法然上人七百年大遠忌記念として教会堂の建立を発願して寄付を集め始めた。そして1911年5月24、25日に新築落成式が行われた。ヒロには当時、日本人が約10,000人在住していたとされ、ヒロへの開教拠点の建立は、布哇開教区において重要であった。また、七百年大遠忌にあたり、明治天皇より加謚された明照大師の大師号から、明照院という寺号の使用許可を得ており、布哇開教区においていかに重要な寺院であったかが判る。

#### ・カウアイ島

カウアイ島への布教は、浄土宗ハワイ開教の最初期に松尾諦定が巡教して以来、1910年まで行われてこなかった。1910年1月5日に室山実静が布教のために、カウアイ島コロアへと向かう。コロア周辺には、山口県出身者が多く、室山も山口県出身であったため、便宜を移民らから計って貰い、6月25、26日にコロア浄土宗教会堂を建立、入仏式を行った<sup>24</sup>。建立資金は、山口県出身者を中心に浄土宗信徒などが寄付を集めたようである。このコロア浄土宗教会堂は、ハワイ島、ホノルル以外へ初めて建立した寺院であった。そして、室山が山口出身であったことが、開教の成功に繋がったといえる。

その後、1911年12月に吉田達祐がカパア教会設立主任の命を受けて、カパアを訪れる。当初は仮布教所を設置して布教を開始したが、1912年1月に吉田のコロアへの転任辞令が出され、原田玄徹が赴任し、教会設立の任を引き継いだ。吉田は、教会設立のためにハワイ準州政府から土地の借用できるように交渉し、1912年9月にカパア浄土宗教会と附属カパア日進小学校が完成する。ただ落慶法要は行う直前に明治天皇が崩御したため、1914年まで落慶は延期された。だが、建物の完成と同時に布教活動や学校の運営が開始されている。

#### ・マウイ島

マウイ島への布教も、カウアイ島と同様に、最初期に岡部学応が巡教して以来、空白の地となっていた。1909年11月30日に原聖道がマウイ島開教のために訪れる。マウイ島は、

既にワイルク、パイク、ラハイナには本派本願寺が、パイアには曹洞宗が教勢を広げており、原は未だに仏教教会がないプウネネを候補地として選び開教を開始する。

プウネネが空白地になっていた原因は、プウネネ耕地の耕主が敬虔なキリスト教徒であり、僧侶の布教を拒んでいたことであった<sup>25</sup>。原は、断られても何度も耕主に頼みこんで、仮布教所を耕地内に設置し、布教を開始する。1910年3月には、建築委員会を立ち上げて4,000ドルの寄付を集め、1910年の年末もしくは1911年年明けに、プウネネ仏教会堂が完成する<sup>26</sup>。このプウネネ仏教会堂が完成されたことによって、原はここを拠点にして、遠方まで布教に赴いた。1912年にはラハイナ、ワイルクに仮布教所を設置するまでになった。

#### ・オアフ島

ホノルルへの開教院の設置が済み安定すると、オアフ島郡部への布教がはじまった。コロア教会を設立した室山は、郡部に浄土宗教会がないことから、1912年1月にコロアからオアフ島北部ワイアルアへと布教に向かう<sup>27</sup>。そして5月には仮布教所を設置し、耕地への布教を行うようになる。そして耕地などの周辺の日本人の協力を得て、1913年10月にホテルを買収、改修し、1913年12月にハレイワ教会堂として創立した。また、同時にハレイワ大正小学校を創立し、学校運営もはじめた。

以上のように、開教院以外にもオアフ島以外への開教が成功し、教会堂が続々と建立、創立されており、ハワイ全体に浄土宗が定着するようになったのである。だが、このような発展も長くは続かなかった。ハワイ開教の中心となったホノルルでは、大きな問題が発生するようになる。

### 第4節 開教活動の停滞

#### ・運営方法による衝突

1913年4月になると、開教院において伊藤円定と佐山学順による開教方針の違いを発端として、対立が発生してしまう。この衝突は、当時の『日布時事』では「浄土宗の内紛」と書かれてしまう<sup>28</sup>。この内紛について、詳細な記事は残されていない。前述の記事によると、佐山派の意見として、

伊藤円定師の横暴は言語に尽くし難く佐山学順師は二ヶ年一ヶ月七弗五十仙の給料にて働き、尼僧は一ヶ月六弗を支給さるゝに過ぎず然るに伊藤使長は大金を持ち帰国し芸妓の写真迄所持して帰布せり其境遇の異なる誰れか伊藤師の専横にして部下を虐待するに憤らざるものあらんや佐山氏は寺院の為に学校の為に今日迄堪忍したるも最早堪忍袋の緒を切らし遂に辞表を提出し寺院を飛び出したる也

(『日布時事』1914年4月29日)

とあり、佐山が伊藤に対して不満を持っていたことだけは判る。この記事にある、伊藤が大金を持ち出したことや芸妓の写真の下りに関しては、佐山自身が否定している。しかし、この一件以降、開教院内外に派閥ができてしまい、伊藤派と佐山派で衝突があったことは事実

である。

同記事によると、過去に伊藤に対する排斥運動があったことが明らかになっている。

往年伊藤円定師の帰国するや布哇浄土宗の各開教使及び信徒は伊藤使長排斥運動を開始し本山に弾劾書を送りたり当時是れに署名せざりしは佐山吉田の両開教使のみ然かるに佐山師と伊藤円定師とは今や犬猿の間柄となる是れ皆伊藤使長の横暴に起因せざるはなしと

(『日布時事』1914年4月29日)

この排斥運動が事実なのか、他の資料や記録などが全くないため、詳細はわからない。だが、伊藤によるワンマンな開教方針が批判を招いていたことは事実であったようである。

5月4日の『日布時事』では、「浄土宗内紛問題無事解決」と報じられている。同記事には、伊藤と佐山による和解の内容が次のように記されている。

開教使長伊藤円定氏も世論に顧みる所あり開教使佐山学順氏又自分が寺院を去りたるは聊か早計の嫌ありと互に内に顧みる所ある折柄ハレイワ布教場の開教使吉原自覚氏は新聞紙上に於て此騒動を知り出府の上双方の意のある所を聴き取り一方法友会会員中に奔走し仲裁の勞を執る所あり左の条件の下に事件の落着を告げ佐山開教師は今夕帰院する事となれり

一、開教使長伊藤円定氏が浄土宗一般に関する布教及び其事他の業に着手する場合は専断の処置に出でず万事関係者と協議の上になすべき事

一、布哇女学校の会計は法友会附属のものとし同会に於て是れを経営し教師には相当の給料を支払ふ事

一、教育上の方針に於ては伊藤使長の専断を許さず各教諭の合議制となす事

以上の三条件の下に伊藤円定氏も得心し佐山氏も又其条件の容れられたる上は帰院せざるべからず茲に全く内紛問題の解決を告げたり

(『日布時事』1914年5月4日)

この記事では、吉原自覚が両開教使の間に立って、両者が和解案を受け入れて解決に至ったことが判る。和解案には、伊藤がこれまでワンマンで行ってきた開教区運営に関し、今後は関係各所と協議をすることが含まれている。このような和解案が出ることから、伊藤によるワンマン運営があったことは明かだろう。加えて、布哇女学校の会計を法友会附属のものとするという変更がなされた。これには、布哇女学校の教師への給料を上げるという意味もあったのであろう。そして、女学校の教育方針については、伊藤だけでなく、教師との合議制を導入するとある。

以上のように、この衝突の結果、伊藤による開教区、女学校のワンマン運営から、合議制を導入した運営へと変化が現れた。だが、1つここで留意しなければならない点がある。それは、伊藤は初期からハワイへと赴任し、開教使の個々の力で布教を続けなければならない状態で開教を続けてきたという点である。伊藤や初期の開教使は、自らの足で耕地に赴いて布教をし、檀信徒を獲得してきたのである。そのような意味では、ワンマン運営をせざるを

得なかった事情があった。つまり、このような和解案がなされたということは、開教使が個々で奮闘する時代から、組織として開教に従事する時代に移行したとも言え、開教のあり方が変化する時であった。

#### ・信徒組織の分裂

ところが、この和解案でなされた布哇女学校の会計を法友会に附属させることが、更なる問題を引き起こしてしまう。和解がなされた同年 11 月、法友会は伊藤によって解散させられてしまう。会の解散は、1914 年 10 月 6 日に起きた、「布哇女学校生徒同盟休校」事件が発端となった。

「布哇女学校生徒同盟休校」事件とはどのような事件であったのだろうか。当時の新聞からその内容を確認していく。この事件は、10 月 7 日の朝に、布哇女学校の全生徒の約半数である 78 名が、一部教員の罷免、伊藤の学監・校長代理の辞任、前教員の復帰を求めて授業をボイコットしたものである。10 月 7 日発行の『日布時事』によると、生徒らは、

- (一) 林教諭の退校と同時に小川教諭是れに代り教授しつつあれど不親切にて質問する時なぞ一問質問してはいけぬと怒り其の教授方法は全く喧嘩腰して何か何やらサツパリわからぬ事
- (二) 今一つは佐山教諭帰国と共に是れに替り伊藤監督が教授しつつあれど丸で朗読的に講釈をなすのみにて更らに要領を得ざる事
- (三) 甚だしきに至りては三輪尼僧が生徒に対し独身主義を鼓吹する事
- (四) 殊に永井尼僧の如きは女の癖に小さい生徒を撲ぐるなぞ言語同 (ママ) 断なる事
- (五) 尚ほ或る寄宿生徒には夜間外出を許しながら或る生徒には親の所に行く事すら許さざる事
- (六) 最後の理由としては林教諭に是非帰校を願ひ是等の悪風の改革を希望し同教諭の教授を受けたき事

（『日布時事』1914 年 10 月 7 日）

この 6 点を理由にボイコットをしていたようである。特に生徒にとっては、6 番目の林という教諭の復帰がボイコットの大きな目的だったようである。同記事では、法友会会長にインタビューをしている。そこでは、

当時（筆者注：林教諭辞職当時）重なる関係者集まり同教諭辞職に就き直接同教授（筆者注：林教諭のこと）に向ひ月給の安きに依るか他に理由ありやと尋ねたる際同教諭は自ら会計代理を勤め居りたれば其辺の消息は充分知悉し居る故其んな理由にあらず近来健康優れず暫らく養生せんがためなりとの事にて他に理由なしと答へし

（『日布時事』1914 年 10 月 7 日）

と林教諭は単に健康上の理由で退職したことが語られており、生徒のボイコットは林教諭の辞職に依るものと『日布時事』は、断定している。

このような事態に対して、開教院、女学校も対応をしており、翌日には『日布時事』の本

社に女学校の尼僧が赴き、生徒の挙げた理由は総て違う、という反論をしている<sup>29</sup>。また、生徒に対して、同盟休校が軽率な行為であるが、生徒が復帰できるように交渉していることも伝えられている。

また、日本総領事であった有田八郎が生徒と大人の間に入り、仲裁をするはずであった。だが、ドイツ軍軍艦がホノルル港に入港したことによって、有田は、女学校の事件に対処する十分な時間がなくなってしまった。当時、アメリカは連合国側で参戦していなかったものの、第1次大戦の最中であり、日本は日英同盟に基づき、ドイツへ宣戦布告をしていたのである。このドイツ軍軍艦入港は、ガイヤー号事件として、日本やイギリスとアメリカによる国際問題となっていた<sup>30</sup>。このような国際問題の間にも、有田総領事は布哇女学校の生徒や法友会の役員などと会談をしたようであるが、成果はなかったようである<sup>31</sup>。

更に、布哇女学校を廃止せよ、という意見も現れるようになる。

布哇女学校を潰して仕舞った方が布哇教育界の前途の為がよい  
第一尼さんが将来良妻賢母となるべき子女の教育の任に当たることは甚だ考へものである、此の際蓄髪し還俗するか若しくは教育の任を捨つるかである

(『日布時事』1914年10月18日)

一時は聞こえなくなった、尼僧による教育の是非の問題まで再び現れるようになってしまった。

伊藤も開教使長、学監として対応をしている。生徒は、伊藤の学監辞任も要求していたが、伊藤はそれを拒んでいた。だが、父兄側も混乱を收拾するために、伊藤に辞任を要求するようになる。そこで、

伊藤円定氏は第二校舎建築費不足額九百弗の負債を学務委員諸氏に於て引受くるならば予は学監を辞して差支へなしとの回答を学務委員に与ふるに至れり(中略)学務委員は(中略)熟議討論する所あり遂に九百弗の負債を引受くる事を議決すると共に本日午後伊藤円定氏に対し議決の内容を正式に通知し伊藤氏に学監の辞任を迫る所あり

(『日布時事』1914年10月10日)

と、校舎建築費の負債を学務委員が引き受けることと引き換えに、伊藤が学監を辞職することが決議される。ただ、この決議に対して伊藤は回答をしないままであった。

この頃から、伊藤と女学校父兄、学務委員との間に暗雲が立ちこめる。10月22日には、女学校父兄有志が相談会を開いて、善後策を検討する<sup>32</sup>。この相談会には学務委員も出席し、前述の林教諭による新たな学校を設立することが決定される。ただこの仮学校は、「然れども解決つき次第生徒全部を布哇女学校へ引取る事」という条件がついていたようであり、あくまでも事件解決までの一時的措置であったことが判る<sup>33</sup>。更には、有田総領事より早期解決、「教育の神聖と威信を傷つくる又甚だし」という勧告が伊藤宛てに出される<sup>34</sup>。その結果、11月13日に13人が放校、5人が停学の処分となる<sup>35</sup>。

そして11月15日、伊藤は開教使長、布哇女学校学監、布哇女学校校長代理として学務委員ならびに法友会の臨時総会を開く<sup>36</sup>。この総会の場で、伊藤は法友会、学務委員会を解

散し、明照会という新組織を結成することを明言する。

先の佐山との和解の際に、布哇女学校の会計を法友会付属のものにしたことが解散の一因となった。例えば、布哇女学校について伊藤側から行動を起こそうとしても、会計が法友会に属している以上、法友会と協議しなければ、伊藤だけで行動することはできない。更に当時の学務委員の委員長は、法友会会長が学務委員会幹事も法友会理事が兼務しており、学務委員を解散したとしても、法友会も解散しないと、伊藤が布哇女学校について行動を起こすことはできなかったのである。また、法友会会長や理事は、内紛の際にも排斥運動の際にも佐山学順側に着いていたことから、伊藤としては、解散して改めて布哇女学校の問題に取り組む他はなかったようである。既に「布哇女学校生徒同盟休校」事件は、生徒と教師の問題ではなく、伊藤と檀信徒、そして法友会との対決となってしまうていた。

この解散は、法友会の役員や会長にも通知されずに、臨時総会にて伊藤が一方的に宣言したものであった。その結果、法友会のみならず、日系新聞各紙もその方法に疑問、反対が称えられてしまう。特に『日布時事』は、当時の法友会会長を中心として結成された改革派の講演会に講演者として記者を送り込み、伊藤への個人攻撃を激化させていく<sup>37</sup>。なぜ『日布時事』が、これほど伊藤円定に対して攻撃をするのか不明ではあるものの、布哇女学校設置当初からの『日布時事』のスタンスを見ると、反伊藤という立場は明確であった。

以上のような反伊藤という風潮の中で、新たに明照会という、信徒組織が結成される。1915年1月3日には明照会の発会式が開教院で行われており、法友会と明照会と信徒組織が分裂してしまったのである<sup>38</sup>。更に機関誌『法友』は、『明照』と改名して発行が続けられ、法友会青年部は明照青年会と改められ、新たに会則が定められた<sup>39</sup>。明照青年会の結成については、大谷松治郎<sup>40</sup>の回顧録『わが人となりし足跡 - 八十年の回顧』に当時の様子が記されている。

青年の間に青年会を組織する話が持ち上がった。一方下町青年と門徒の中から一部反対の声が出た。カカアコ青年と、下町青年の折り合いがつかず、対立し浄土宗を中心に相談会を催し伊藤円定監督自ら議長となり、カカアコ青年は浄土宗青年会（筆者注：法友会青年部）を中止し、明照青年会の名目で発会式を挙げることに賛成。信徒の一部と下町青年組もこれに賛成協力することに決定した。結局カカアコ派が勝ち、明照青年会が創立されたのである。

（[大谷 1971:32]）

大谷によると、明照青年会は単に開教院の関係者だけでなく、開教院があったカカアコの青年会という性格も有していたようであり、カカアコの住人達の賛成によって明照青年会が結成されたようである。

ただ、法友会から明照会へと転ずる者や、その反対に明照会から法友会へと転ずる者が続出し、收拾がつかなくなってしまう<sup>41</sup>。この信徒組織の分裂の解消は、立川真教の時代まで続くこととなり、ホノルルや各島での発展を続けた浄土宗は、中心寺院である開教院の信徒組織の分裂によって、停滞を招いてしまうこととなる。

まとめ

以上、ホノルルにおける開教院の発展やハワイ各地の開教の進展を資料を基に見てきた。特に布哇女学校の設立は、ホノルルにおける開教院の発展の一部であった。しかし、開教が進展しながらも、信徒組織の分裂、という問題が起きたことから、開教活動が停滞していった。当初は、開教方針による開教使同士の衝突であったものが、開教使や開教院と檀信徒の衝突へと発展してしまっただのである。開教区を中心寺院である、開教院において問題が発生するということは、開教区全体に影響を与えた。当時、ハワイ各島でも開教が進展していた、布哇開教区にとって、成長段階で大きな問題を礎石に抱えてしまっただのである。しかし、このような問題を抱えながら、開教区、開教使らは、開教活動を続けたのであった。

次章では、停滞していたハワイ浄土宗が再び発展するきっかけとなった、法人化について検討していく。

- 
- 1 『浄土教報』1906年2月19日 683号:7-8
  - 2 『浄土教報』1906年6月11日 699号:5
  - 3 [新保 1987:188-189]
  - 4 『日布時事』1910年6月16日、『浄土教報』1910年8月15日 917号:6-7
  - 5 [新保 1987:190-191]
  - 6 『日布時事』1910年6月22日、7月13日
  - 7 『日布時事』1910年7月15日
  - 8 『日布時事』1910年7月28日
  - 9 [新保 1987:190-191]
  - 10 『日布時事』1910年8月26日
  - 11 『日布時事』1910年11月29日、『浄土教報』1910年12月19日:5
  - 12 『日布時事』1910年11月28日、1911年1月7日
  - 13 [新保 1987:191]
  - 14 『日布時事』1911年1月28日
  - 15 当時は各紙共に、記者による記事なのか、投書なのかの区別無く掲載されており、憶測やデマなども確認されず掲載されていた。
  - 16 『日布時事』1911年9月23日
  - 17 『日布時事』1911年9月23～25日
  - 18 [新保 1987:191]
  - 19 『日布時事』1911年11月25日
  - 20 『日布時事』1911年12月4、5日
  - 21 『日布時事』1913年10月4日
  - 22 『浄土教報』1910年1月1日 885号附録:3-4、1月2日 886号附録:1-3
  - 23 [新保 1987:213-215]
  - 24 『浄土教報』1910年8月15日 917号:6-7
  - 25 [新保 1987:228-229]
  - 26 原は、建立にあたって勸募帳を作成し、これを日本にまで持ち帰っている。そのため、ある程度他の教会よりも詳しい状況が判っている。
  - 27 [新保 1987:253-254]
  - 28 『日布時事』1913年4月29日
  - 29 『日布時事』1914年10月8日
  - 30 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:178-179]
  - 31 『日布時事』1914年10月13、15、16日
  - 32 『日布時事』1914年10月22日
  - 33 『日布時事』1914年10月26日
  - 34 『日布時事』1914年11月11日
  - 35 『日布時事』1914年11月14日

---

36 『日布時事』1914年11月16日

37 『日布時事』1914年12月3日、「本社泉記者は伊藤円定の人格なき事実を述べ」とある。

38 『日布時事』1914年12月19日号

39 [福田編 1934:72]

40 大谷は、開教院の夜学で英語を学び、伊藤の野外伝道で提灯持ちを長いこと勤めていた[大谷 1971]。事業に成功した後も、明照会、布哇浄土宗教団の一員として、ハワイ浄土宗を支えた人物である。また、日本から勲五等瑞宝章を叙勲している。

41 『日布時事』1914年12月16日号

## 第2部 ホスト社会への適応

### 第4章 財団法人布哇浄土宗教団の設立過程

#### はじめに

これまでのハワイ日系宗教の研究は、現地への適応過程という視点で論じられることが多かった。その中でも、教団組織や現地法人については、中野毅や Michihiro Ama がハワイ本派本願寺<sup>1</sup>を対象として、ハワイの法制度の側面に注目して論じてきた[中野1979,1981][Ama2011]。中野は、法人として認可された教団組織の基本構造がアメリカの法人法の規定に従っており、法的規制に従うことは、ハワイ社会の文化的社会的価値に準ずること、即ち適応過程であると述べる。そして、1923年の「議制会<sup>2</sup>」設置以降、徐々に「信徒支配(Layman control)が増大」し、第二次大戦以降には本格的に「信徒支配が増大」した、とその変容過程に言及している[中野1981:65-66]。

また、Michihiro Ama は、第二次大戦以前のアメリカ本土とハワイの本派本願寺における、組織の変容過程を明らかにしている。特に当時の教団の定款を読み解き、ハワイにおける本派本願寺の法人設立について論じている[Ama2011:38-43]。

中野や Ama による研究によって、ハワイの日系仏教の代表である本派本願寺の教団組織の形成・変容過程について詳らかにされているものの、果たして他宗派も同様であったのか、その点は検討の余地が残っている。そこで、教団による正式開教が最も早かったにも関わらず、現地法人の設立が遅かった浄土宗を対象として、財団法人の設立過程を精査する。

#### 第1節 財団法人設立の前身

財団法人設立以前の布哇開教区については、第1部にて述べてきたように、1898年より浄土宗による正式開教がはじまり、1905年にはホノルルに開教本部が設置され、開教が本格化していった。だが、先に述べたように、開教院の檀信徒組織の分裂といった諸問題を内包するなど、必ずしも順調ではなかった。これは、法人設立に関しても影響を与えていた。

そこで、法人が設立される以前の動き、即ち前史を本節では見ていく。ちなみに、日系宗教で最も早かった本派本願寺は、1906年に法人設立の申請を出している。だが、当時の知事によって申請を却下されており、次代の知事によって1907年10月に法人設立の許可が下りている<sup>3</sup>。

ハワイ浄土宗の現地法人を設立しようとした初発の動きは、1916年8月22～25日に開催された布哇開教区開教使会で見られる。

##### ▲区長の提案議案

- 一、布哇県法律の下に浄土宗教団を組織する件
- 一、右教団の規則及細則
- 一、右教団支部規則及細則
- 一、布哇開教区教区制定案
- 一、開教区規定改正案

〔『浄土教報』1916年9月15日1233号:10-11〕

ここで伊藤開教使長によって提出された議案に於いて、初めてハワイの法律が意識されるようになる。その後も、1921年7月7日に開催された開教使会議においても「一、財団組織に付き（本部案）決議 成るべく促進に努力すべし」と開教使会議にて議案が出るものの、設置に向けて努力するという決議のみであった<sup>4</sup>。しかし、実際に現地の法律に依る教団組織について検討がなされたのは、1924年7月21日から23日まで開催された「大正十三年度開教使会議」になる。この会議においては、以下のような議事録が残されている。

五 教団組織ノ件 本部ノ意向

目下本部ノ事情ニヨリテニハカニ組織シ難シ

機ヲミテ□ラナサントス、本部支部トガ準備ヲ□□。

〔『浄土宗開教院日鑑』:15〕

この議事録では、本部すなわち開教院の「事情」によって組織することが難しいことが記されている。この「事情」について直接は記録に残っていないが、「事情」として推測しうる出来事が3点ある。

第1に外国語学校取締法反対試訴の影響である<sup>5</sup>。1916年から1927年の間には、日系社会を大きく揺るがした「外国語学校取締法反対試訴」が起きている。外国語学校取締法案は、排日感情を含み、日本語学校の根絶を目指すものであった。同法が県会を通過し成立したことに對し、日系社会から「教育の自由を奪う、米国憲法違反である」と試訴が起きた。更にこの試訴は、日系人社会を「自由と人権を守るために試訴すべき」という訴訟派と「米国内に居住するのであるから、日系児童将来のために試訴しないほうがよい」という反訴派に二分した。

布哇教育会がまとめた、『布哇日本語教育史』に載っている試訴校のリストを見ると、試訴に参加した浄土宗関係の学校は10校あり、基本的には訴訟派に属していたと言えよう<sup>6</sup>。このように、外国語学校取締法案の制定といった、排日運動が展開されていた社会状況を鑑み、現地法律に則った法人へと申請することは、はばかられていたであろう。

また第2に、開教使長の頻繁な交代・帰国が続いたことである。1917年に第2代開教使長の伊藤円定が辞任し帰国することになる<sup>7</sup>。そして、1920年には、第3代開教使長久家慈光が病気のために辞任する<sup>8</sup>。更に1922年には、第4代開教使長立川真教が病氣療養のため1年間日本へ帰国している<sup>9</sup>。このような状況では、開教使会議などに於いて、法人申請に関する議論がなされるのは難しかったであろう。

そして第3に布哇開教区内において、不祥事が続出してしまったことである<sup>10</sup>。まず、1922年に病弱であった立川開教使長の「排斥運動」が開教使、檀信徒を巻き込んで勃発する<sup>11</sup>。この運動は1924年2月に立川が復帰したことによって収束する。復帰とは言い、排斥運動が起きたことによって、立川の帰布を乞う要請が何回も立川に出された結果、完治しないまま帰布することになったようである<sup>12</sup>。

ちなみに会議議事録を見ると、立川の一時帰国中の代理事務として開教使宮本文哲が業務を行っていたことを、一部開教使や檀信徒が疑問視し、代理事務を勤めたことを「排斥」

と指摘したようである<sup>13</sup>。ただ宮本自体は、代理監督を佐山学順に譲るつもりであったようであり、詳細は不明であるが、組織内において内紛があった、ということは事実であろう。

その後も、立川の死後、宮本が日本の宗務所より代理事務の辞令があった際には、明照会の名前で、宗務所や布哇開教使会、開教連盟宛に不信任の電報を発信するなど、この排斥運動や宮本に関する遺恨が残ってしまったようである。ただ宮本は、第二次大戦後も布哇開教区において奉職し、1948年には推薦によって開教総監に就任、1962年には浄土宗大本山善導寺法主に就任するなど、布哇開教区、浄土宗に対する功績がある。このようなことから、宮本に対する不信任は、一部開教使や信徒が宮本に対して不満を持っていただけであるように筆者は考える。

また、同年4月15日にワイルク浄土宗教会に着任した開教使加藤照山を一部檀信徒が擁して独立宣言を出してしまう<sup>14</sup>。これは、「ワイルク騒擾」と名付けられていた<sup>15</sup>。この騒擾は、現地法人設立に関して大きな意味を持っており、詳細に見ていきたい。

この騒擾は、ワイルク浄土宗教会の一部檀信徒が一方的に独立宣言を出しただけで無く、財団設立の手続きを行い、浄土宗布哇開教区と別組織になろうとしていたものであった。実際に1924年9月17日に財団法人として設立許可が下りており、浄土宗布哇開教区としては、初めて現地法規に則った財団法人であった<sup>16</sup>。『日鑑』の記録には、以下のような記録が残っている。

立川監督は馬哇島ワイルク教会の一部信徒は加藤照山を擁して独立宣言をなせしため病体を拝して出張し彼等一派の同教会敷地及び財産を訃報横領して独立財団手続きを了し居るを発見しそを取消すために苦辛し、一方社会の世論に訴て奮闘せらるるために世の理解及び同条は立川師に集まり第一回第二回第三回と仲裁者出で仮後にワイルク日本人会立ちて

加藤は近き将来他に転任する事、彼等の了せし財団組織の定款中不都合なる条項を訂正してワイルク教会浄土宗財団として認める事、現在の役員は全部解散して新たに運営する事

の条件を以て双方握手し約定期限逐了は日本人会にて責任を以て監視する事となつて立川監督は三ヶ月間の苦闘に疲れたる病体を擁して十一月院せられしも病勢はり身体衰弱して昇殿動さへも出来ず病床に苦悶中、更に同要勢の報告を兼ねて加藤裁の同意を求むるため布哇島に出張二〇〇四にして帰院せられ

間加哇島コロア教会主任山口隆戒をワイルク教会に加藤をコロアに赴任せし

(『浄土宗開教院日鑑』:23)

この記録によると、解決に関して、両者の間に日本人会が入って仲裁にあたっており、更に立川が病体をおしてワイルク教会まで出向いて解決に尽力したことが判る。このように、「大正十三年度開教使会議」が開催された7月は、「ワイルク騒擾」の仲裁、調停が行われていた最中であり、このような不祥事も「事情」として処理されていたのであろう。

また、この騒擾の沈静化に尽力した立川は、自身の病を押してマウイ島に赴き、調停を行っていたことにより、騒擾の解決後、体調を崩して入院してしまう。11月にホノルルへ戻ったものの、体調が戻ることなく、1925年2月12日に亡くなってしまう。立川の死去は、

当時の新聞で大きく報じられた<sup>17</sup>。このような「事情」が更に開教使長の死亡、交代を招いてしまい、より現地法人の設立は遠のいてしまったのである。

## 第2節 財団法人設立の経緯

以上のように日系社会の動きと布哇浄土宗自体が抱え込んでいた問題が重なったことによって、教団の財団法人化の動きは停滞していた。しかし、福田闡正が開教区長として着任すると、その動きは急に活発化する。

福田は、これまでハワイに着任した開教使の中でも、ハワイ着任以前から浄土宗の開教施策に特に深く携わっていた人物である。福田は、1904年に宗命によって、出征軍人慰問布教使として満州へ渡り布教活動を行い、満州内を布教行脚して布教所を開設していく。特に1915年には長春に長春寺を創建し、布哇開教区に転任するまで主任として約20年間、浄土宗の開教に携わってきた<sup>18</sup>。

この福田をハワイへと赴かせたのは、当時の浄土宗教学部長柴田玄鳳である<sup>19</sup>。柴田は、福田が1934年に開教本部新築を記念して作成した『洋上の光』に、「福田監督のプロフィール 記念帳発刊に際して」という祝文を寄稿している<sup>20</sup>。そこでは、「久しく萎微不振の情勢にありし同開教区の革新恢宏の爲め」に再三固辞する福田を説得し、最終的には、福田は1927年7月6日に布哇開教区長として任命された。以上、福田の経歴を鑑みると、開教区の運営、組織化、更には布教方法などのノウハウを持っており、その経験から組織改正が行われていったことが判る。

福田は、1927年8月7日に来布し、9月26日に「教団組織に就て相談有り」と、役員を招集すべく案内状を役員や各地区の代表者ら68名に発送している。

謹啓

御尊家御一同様益御清栄の條大慶至極に存じ奉候

偕当院は従来組織上に欠陥有之候故今回新に方針を定め当院及附属事業の開展方法を講じ度と存候間甚

御迷惑ながら来る二十八日午後正七時当院に御来車の上御協議相成下され度き様特にお願ひに及び候也

- 一 当院組織改変の件
- 二 当院附属事業の件
- 三 当院改築及改築費の件

昭和二年九月二十六日

浄土宗開教院主任 福田闡正

注意 勝手ながら時間は正確に致度候間御承知願上候

(『浄土宗開教院日鑑』:87)

この案内状では、組織に欠陥があったと福田は記しており、来布当初から、布哇開教区の組織上の欠陥を見抜いていたことが判る。また、この会議について、28日の『日布時事』、『布哇報知』二紙に案内状が掲載されている。9月28日の『日布時事』の記事によると、この組織改変は「新規撒直的に組織を改め、気分を一新して浄土宗の教勢振興を図らんとする

重要事項である」と見なされている。同記事には、浄土宗の教勢に関する考察が記されており、少々長い引用したい。

#### 歴史古い信徒多い浄土宗しかも教勢不振如何

布哇の仏教界にありて真宗に嗣いで多数の信徒を有する浄土宗である、又最も早く組織的に布教を開始したのも浄土宗である、然るに浄土宗の教勢が他の宗派に比して兎もすれば不振の観あるは種々の原因あるも、主として

- 一、布教開始に方り布哇島を先にしホノルルを後にしたこと
  - 二、ホノルルの中心地を避けて一方に偏せる土地に開教院を設けたこと
  - 三、布哇開教の策源地中樞機関として開教院の組織に不備の點ありしこと
  - 四、開教院監督に適任者を得ざりしこと
- 等に帰せねばならぬ、何故に然るやといへば

一、布哇全体に跨る事業は何でも先づ首府のホノルルに根拠を据ゑ然る後他島に及ぼさなくてはならぬ、浄土宗は明治二十七年逸早く開教使を布哇に送つたが、ホノルルを無視して布哇島から開教し、ホノルルに開教院を置いたのは明治四十二年である、これは教勢の進展と宗務の統一を図る上に甚だ拙策であつた

二、明治四十二年伊藤円定師といふ傑物が開教使長となり大ひに勢力を張つたが折角新設の開教院をホノルルの中央部を避けてサウス街の南端に置いたのは大失策である、伊藤師はカカアコー帯を将来ホノルルの中心地となると睨んだのであるが、此の予期は美事に外れてカカアコー帯はホノルルの工場地となり開教院はカカアコの開教院といふ風に見らるるに至つた

三、開教院を財団法人組織となし、各地布教場を統括する有力な機関たらしむることを怠つた

四、伊藤師は毀誉褒貶相中ばしたが却々の人物で一時師の活動で浄土宗の勢力は本願寺を凌がん計りであつた然るに伊藤師帰朝後歴代の開教使長なり監督は宗教家としては立派だつたが消極的な性格で教勢発展には不向の人物ばかりであつた

(『日布時事』1927年9月28日号)

この記事において、浄土宗の教勢不振について様々に考察がなされているが、その中でも開教院の組織に不備があつたことや、財団法人組織、すなわち現地法人を設立しなかつた点が、教勢不振を招いたと記されており、日系社会からも浄土宗の教勢不振の一因が現地法人の設立を怠つたことと認識されていたことは注目すべき点である。

ただ、伊藤がカカアコに開教院を置いたのは、記事のようにホノルルの中心になると予想したからとは言えないであろう。当時カカアコには、山口県沖家室島からの移民が多く住んでいた。沖家室島には、浄土宗寺院泊清寺のみがあり、ハワイ開教院の檀信徒の中にも沖家室島出身者が多かつたようである<sup>21</sup>。また、沖家室島出身者が開教院の世話人になっていることも確認できる他、立川の死後、三十五日忌では沖家室念仏講員による回向などが行われており、開教院の中において沖家室島出身者は重要な立ち位置に居たようである<sup>22</sup>。

さて、残念ながら福田が招集した信徒会議の内容は浄土宗に残る記録等には残っていない。しかし、9月29日の『日布時事』では、「浄土宗教団組織の件 昨夜信徒会議にて満場

一致で可決す」と会議における議案と会議の様子を伝えている。

#### 議案

##### 〔一〕浄土宗開教院組織改正の件

##### 浄土宗教団組織大綱

- 一、浄土宗教義の涵養と寺院経営維持の確立とを主旨とす
- 二、浄土宗信徒と仏教徒とを以て組織し自治制とす
- 三、法要、布教、宗教教育、婦人会、青年会、敬老会、其他社会公益の事業をなす

##### 〔二〕当院附属事業の件

従来の女学校、明照会、婦人会、青年会等は一举して浄土宗教団に併合し各員は其進展に努むること

##### 〔三〕当院改築及び改築費の件

此重要問題は今日より準備し置く必要あり各自念頭に深く刻み置かれんことを切望す

(『日布時事』1927年9月29日号)

これらの議案は、逐条討議がなされ、満場一致にて各案を可決されたことも記事には記されている。そして、教団組織の規則を制定し、速やかに政府に届け、役員選挙を行うことになったと報告されている。

また、『日鑑』に依ると、10月3日には教団規則の原案を福田が作成し、翌4日には役員会を開催、草案を作成している。その後6日には案内状が送付されている。送付先については不明だが、案内状には、「廿八日附(筆者注、前述信徒会議のこと)御願申上た各位は悉く浄土宗教団組織の発起人たる事を承諾され候」と記されており、案内状を受け取った人に対し、発起人に加わることが要請されている。このように作成された草案は、10月8日の信徒総役員会において決議され、教団規則をハワイ全島に配布することが決められる。そして、1927年11月20日、政府の認可が下り、財団法人布哇浄土宗教団の設立が完了する<sup>23</sup>。

### 第3節 教団規則・細則からみる変化

1927年10月8日に決定された、財団法人布哇浄土宗教団規則・細則は、規則は5章、細則は28条で構成されている。布哇開教区において、組織の規則が決められたのは、開教区規則を除き、開教院の信徒組織であった法友会の会則が定められた1906年以来である。

そこで、法人の目的や組織の基本構造や運営の在り方という点に絞って、法友会の会則を確認し、更に布哇浄土宗教団の規則・細則と比較して、財団法人化したことによってどのような変化が起きたのか、見ていきたい。法友会は、開教院の信徒組織であり、単純な比較はできないものの、運営の在り方を概観することは可能であろう。規則・細則ならびに法友会会則に関しては、資料2,3に記しており、そちらを参照されたい。

まず法友会の組織の目的を見ると、第2条に「本会の目的は在布七万の同胞をして仏教の法雨に浴せしめ身心の解脱を得せしむるを以て究竟の目的」として、仏教による解脱を目的としている。即ち、法友会設立当時は、浄土宗というよりも、仏教をハワイに定着されることが目的であり、日系社会に仏教の布教を行うことが目的であったと理解できる。

構成員に関しては、第1条において「在布哇仏教信徒を以て組織」とあり、教団の二重帰属が普通であった日系移民社会の特徴を反映させたものであろう。

また、組織に関しては、法友会の会長は、第6条において「ホノルル浄土宗布教場主任者を以て会長とし各部の事務を総攬せしめ」とあり、布教所主任者、即ち開教監督が会長になることが示されている。役員に関しても、各部（高年部・婦人部・青年部・少年部）の部長や幹事、評議員が信徒から選ばれることになっている。だが、第7条において「名誉職にして一ヶ年を以て満期改撰とす」と積極的な信徒による運営とは言えない状態であったことが判る。会計に関しても第6条において、「金銭の出納保管に従事」するのみであり、予算に関する処理などはできていなかったようである。つまり、法友会は、聖職者が信徒を管理する組織であったと言える。

では、次に財団法人布哇浄土宗教団の規則・細則を見ていきたい。まず、法人の目的は、第1条にて「本教団は浄土宗教義の宣布と寺門経営の確立とを目的とす」とあり、教勢の維持拡大をめざし、寺院経営を安定にすることであると記されている。この点に関しては法友会時に比べ、時代が進んだことによって、仏教というよりも浄土宗の教勢拡大を目指していることが判る。また、第2条にて本部を開教院に置き、各島の教会に支部を置くとされている。これは、統一的な開教方針を打ち出せなかった、という『日布時事』の指摘のように、各教会を組織的に系統立てるためであろう。

そして教団としての事業は、「法教、社会、営繕」とされ、それぞれの内容は細則にて規定されている。「法教」とは、法要や布教を示し、勤めるべき法要の日程や内容などは、細則第1条にて細かく規定されている。この法要については、大正10年に更正、発布された「宗規第六十八号法式条例」第3条にて定められた法要の一部が記載されている<sup>24</sup>。また、細則第2条にて、「法要、布教は団長（開教院主任）其任に當り全責任を負ふものとす」とその方針が開教使長に一任されている。また、「社会」とは細則第5条にて定められており学務部（付属の学校）、婦人部、青年部、敬老部、雑務部の活動のことを示している。ここでは、対社会における活動が含まれており、雑務部は教団機関誌の発行も担当していた。法友会においては、この「社会」に相当する部分が「部」として構成されており、組織の拡充が図られていることが判る。

「営繕」は細則第13条にて規程されており、経営部、修繕部、臨時部のこととされている。すなわち、「社会」事業は教団付属の各組織のことであり、「営繕」とは、経営などの事務のことである。

次に組織とその構成員については、規則第3条にて、「本教団は浄土宗信徒及佛教徒を以て自治制とす」と規定されている。ここで注目すべきは、浄土宗信徒のみならず、仏教徒も含めている点と、自治制を取ると明記されている点である。仏教徒も含めるという点は、法友会時と同様、二重帰属の特徴を反映させたものであろう。ただ、自治制と明記している点は興味深い。また、教団の構成員は、月35¢もしくは年4\$以上の団費を払う通常団員と、月1\$以上もしくは年10\$以上払う、特別団員とに区別されている。役員に関しては、団長は開教区長、副団長のうち一名は開教院在留開教師が任命、もう一名やその他の役員は団員総会の決議に基づく選挙若しくは指命委託制が布かれている。副団長のうち一名が僧侶ではない点や、評議員が50名、事業委員が65名という人数は特筆する点であろう<sup>25</sup>。また、総会は年に一回、役員会は毎月開催されることが記されている。役員などに関しては、名譽

職とした法友会の会則に比べて、実際に信徒で運営していく組織の形態になったと言えよう。

このように、教団運営に多くの信徒が関わっていることが規則などから判るが、運営、特に会計などはどうなっているのでしょうか。規則、細則では、財産や会計などを「資材」と記し、その処理に関しては、「団長の承認と重なる役員の方議とにより処理するものとす」としている。これは、合議制としながらも、団長すなわち開教区長が「承認」した場合のみ処理することができることである。また、細則では、「法要、布教による収納は団長（開教院主任）の取得にして本教団会計に関係なきものとす」と規定されており、法要・布教による収入は、法人とは区別され、団長（開教区長）へ直接行くようになっている。組織として、信徒が運営に関わる度合は、法友会に比べて増え、信徒の役割が増えたことが判るものの、会計という点から見ると、聖職者が運営の中心に未だ携わっていることが判る。

以上のように、規則という点から見ると、多少の変化があることが判った。ただ、その他にも実際に教団規則などが決定したことによって、布教内容や既存の組織なども変容が見られるようになる。布教内容については、驚見が先行研究で指摘するように、英語化・通仏教化が進んだ[驚見 1982,1983,1984,2004]。組織の変容としては、開教院に附属する布哇女学校が開教院の移転に伴い、名称をシュドハ学院へと変更し、男子にも中学教育を行うようになり、1928年には、自然消滅していた婦人会を浄土宗婦人会として再結成し、約500名の会員を集め、幹事合議制を導入するようになる<sup>26</sup>。また、1932年には、明照青年会を布哇明照青年会として、各島の教会に附属する各青年会と合流した統一機関とする。更に青年会に明照青年会夜学部を設置し、日系二世の世代に合致するよう日本語教育だけでなく、精神啓発などを行うようにした<sup>27</sup>。これらは、教団規則や細則ができたことが一因であろう。他にも開教院以外の浄土宗寺院も組織化を1927年以降進めていることも判っており、エワ浄土院やオーラウ浄土院、コハラ浄土院、ワイルク浄土院、カピア浄土院の婦人会や青年会、日曜学校が1927年以降、再開もしくは新たに組織として設立されている<sup>28</sup>。

運営という点から見ると、多少の変化であったものの、実際に組織としての変化をもたらした。つまり、現地法人を設立したことによって、各寺院の各組織の設置、復興の起爆剤となり、統一的な開教方針を打ち出すことができるようになったのである。

#### 第4節 布哇開教区における法人設立の意味

以上、財団法人布哇浄土宗教団の設立過程や組織の変容を、資料などに基つきながら明らかにしてきた。布哇開教区、布哇浄土宗教団は、現地の法人法に基づいた法人設立を志向しながらも、教団内外の要因によって設立することができないまま、ハワイでの布教活動を継続し、福田の着任によってやっと現地法人を設立することができた。

つまり、順調に日系社会において教勢を維持・拡大し、ハワイ社会にも適応していった本派本願寺とは違うのである。浄土宗は見かけ上は、現地への適応過程として法人設立をしたように見えるが、その内実は、教勢を維持するため、教団組織の建て直しのために現地法人の設立を行い、組織的な開教を目指したのである。法人設立という現地への適応にも、各教団によってその意味が違うのである。

更に、本派本願寺と大きく違う点は、法人の運営の在り方である。前節で確認したように、

布哇浄土宗教団の運営組織には、多くの信徒が関わっていた。だが、会計といった点から見ていくと、法要・布教に関する収入は法人ではなく、団長である開教監督の収入となっていた。また、会計の処理に関しても合議制としながらも、団長が決定権を持つなど、聖職者中心の運営であった。一方で、本派本願寺は、中野が指摘するように教団の運営に関し、「信徒支配が増大」していった。「議制会」の設置などは、まさに信徒中心の運営であった。

では、単に見かけ上、浄土宗はハワイの法規に沿った法人を設立しただけであったのだろうか。これはそもそも、開教区の在り方や開教方針の違いに依るものである。本派本願寺のハワイ開教は、今村恵猛が述べるように、「本山に於ては朝鮮、支那等に大規模の開教に従事し経費多端を極め、到底布哇の開教事業を助くるに堪へず。(中略) 独立自給の方法を講ずるの必要あり」と費用の面において日本からの経済的保護を受けることができずにいた<sup>29</sup>。また布教についても、「布哇の布教のみは徹頭徹尾布哇に於ける信徒の手によりて、自給的に独立に成就せられた」と、独立して行っていたのである。僧侶の派遣などは、日本に頼らざるを得なかったが、今村は『米國精神と宗教の自由』において、理想的私見として、本山派遣の開教使ではなく、現地即ちハワイ生まれの僧侶の育成を目指すことを述べており、僧侶の派遣すら、独立自給しようとしていた<sup>30</sup>。

だが、浄土宗の開教施策は「独立」ではない。第2章で確認したように、日本から開教費が予算として割り振られ、開教使についても宗務からの任命がない限り、補充はなされていなかった。つまり、ハワイ浄土宗は現地法人を設立しながらも、運営資金は日本からの予算に依存しており、開教費について本山や宗務と連絡、折衝などができる開教監督や開教使が運営の中心にいる必要性があったのである。あくまでも、見かけ上現地へ適応したわけではなく、そのような組織にすることが求められたのである。

財団法人化と一概に言っても、浄土宗のように開教区の発展・設立過程に問題をはらんでいた場合、現地への適応というよりも、教勢の維持という観点から成されていた。また、財団法人化しても、その運営方式は、それぞれの宗派の開教方針によって大きく異なっていたのである。

---

1 1907年に日系宗教で初めてハワイでの法人設置許可を取得している。

2 開教使会に信徒代表を加えた教団本会議のこと[中野 1981:66]。

3 [守屋 2001:108-109]、DCCA 662D2 HONPA HONGWANJI MISSION OF HAWAII

4 『浄土教報』1921年9月30日:6-7

5 試訴については、第5章を参考。

6 浄土宗関係の学校については、[新保 1987:285-295]を参照した。

7 『浄土教報』1917年8月10日 1279号:8

8 『浄土教報』1920年2月20日 1401号:9。ただ、久家はハワイから帰国後の7月に、朝鮮開教区開教区長へと任ぜられている(『宗報』1920年7月37号)。

9 [中野編 1983:221-236]、[上田 1998a,b]。中野によると、立川は喘息であったようである。ちなみに中野が立川の療養について開教使佐山学順が書いた『浄土教報』の記事について、本文中では「大正十一年八月十八日刊」となっているが、これは11月24日号:8-9の間違いである[中野編 1983:222]。

10 『浄土宗開教院日鑑』では、「不祥事」と記されており、その語を使用している。

11 『日鑑』:19-20、[福田編 1934]、[中野編 1983:235-236]

12 [中野編 1983:238]

13 『浄土宗開教院日鑑』:19-20

14 新保によると、加藤の着任後間もなく起きたとされている[新保 1987:269]。

15 [新保 1987:269-270,308-309]。ただ当時は、「紛擾」と記されていたようである[中野編 1983:243]。

---

16 DCCA 1688D2 JODO MISSION OF WAILUKU MAUI

17 『日布時事』、『布哇報知』1925年2月13～17日号

18 第3代開教使長久家慈光も朝鮮開教区の開教区長を経験しているが、福田は満州などに単身入り、日本人や中国人へと布教を行って教会堂などを建立するなど、経験値が違うと言える。

19 1912年に満州へと開教使として渡っており、その時からの旧知の仲であった[柴田 1929]。

20 [福田編 1934:13]

21 飯田耕二郎によると、カカアコを中心に沖家室島出身者がまとまって住んでいたことを明らかにしている[飯田 2013:118-124]。また筆者が2016年6月にホノルルで行った調査でも、沖家室島出身の親を持つ日系二世の檀信徒と話した際に、沖家室島出身の移民はこぞってカカアコに住んでいたことを話していた。

22 『日鑑』:4,33,35

23 [福田編 1934:43]

24 [教学週報社 1928:119-121]

25 本派本願寺は信徒評議員 35名と規定されている[中野 1981:65]。

26 [福田編 1934:47]、[新保 1987:291-292]

27 [福田編 1934:72]

28 [福田編 1934]、[新保 1987]

29 [本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918:28-29]

30 [守屋 2001:203-207]

## 第5章 宗教教育法への対応過程

### はじめに

これまで、ハワイにおける日系移民の教育に関しては、教育と宗教の分離、国民教育の可否、外国語学校取締法への訴訟といった視点で論じられることが多かった。特に沖田行司による研究では、ハワイにおける日本人学校の歴史のみならず、外国語学校取締法が日米それぞれの国家の思惑や、宗教間の対立など様々な諸条件が複雑に絡み合って成立していたことを明らかにしている[沖田 1997]。

だが、1927年に外国語学校取締法が違憲であるとされて以降の教育、特に仏教教団に関する研究蓄積がなされていない。1929年には、宗教教育法が制定されているにも関わらず、これまで対象とされていなかったのである。

一方、日系仏教教団の教育に関しては、本多千恵による本派本願寺運営の学校の役割に関する成果がある[本多 1995]。本多は、戦前ハワイにおける本願寺の日本語学校が、日系社会内外の状況に応じて変化したことを明らかにした。そして、日本語学校は、家庭と本願寺教団を媒介し、本願寺門徒の育成を助成する機関としての機能を持っていることを明らかにしている。また、ハワイ浄土宗付属の日本語学校の歴史を整理し、布教内容が移民の土着化・二世の増加によって、布教方法の英語化、通仏教化が進んだことを明らかにした鷲見定信の研究がある[鷲見 1984,1998]。しかし、これらの研究においても、宗教教育法については見過ごされてきた。

そこで本章では、1929年にハワイにおいて制定、施行された宗教教育法に対し、布哇浄土宗教団がどのような対応をしたのか、その対応過程を明らかにする。また本章において、日本人学校・日本語学校・日本人小学校などと日系移民子弟が通う様々な学校が登場するが、これらは「日本人学校」として統一して表記することとする。

### 第1節 ハワイにおける日系移民子弟教育

まず、ハワイにおける日系移民子弟の教育はどのようなものであったのであろうか。1898年にハワイ共和国がアメリカに併合されると、ハワイで出生した子ども、即ち二世達は自動的にアメリカ国籍が付与されるようになり、アメリカ合衆国市民として（実際にはハワイ準州の法律に基づいた）義務教育がなされるようになった。1934年に外務省亜米利加局第一課がまとめた『北米日系市民概況』によると、満6～14歳までを義務教育期として「エレメンタリー・スクール」「インターミディエイト・スクール」に通い、その後「ハイスクール」や大学などの教育機関があるとされている<sup>1)</sup>。1934年6月におけるハワイ内の公立学校（小中高）の生徒総数が81,240人であり、日系市民の生徒数は44,272人と半数が日系であった。このような公立学校の他にも、教育局（Hawai'i State Department of Education, HIDEOE）によって認定された私立学校においても、義務教育を受けることができる。

このような義務教育の他に日系移民子弟は、日本人学校にも通っていた。日本人学校については、『布哇日本語教育史』や前述の沖田が詳しく論じており、それらの成果から仏教系日本人学校に関する点を整理していく。

ハワイ開教開始以降、各宗派は布教や学校経営に乗り出すが、ここでの教育方針は、日本の教育を施すことであった。実際に仏教教団立に関係なく、多くの学校が日本の文部省が認定した教科書を使用し、小学校の課程に基づいており、後に日本に帰国することを念頭に置いた出稼ぎ移民という形態に応じて、このような方針が決められていたようである。

だが1906年には、ハワイ総領事を会長として創設された中央日本人会<sup>2</sup>によって、仏教系の日本人学校（主に小学校）では十分な教育が期待できないので、「真誠ナル日本人私立小学校」を創設し、文部省指定学校として認定を受けたいという願書が提出される。しかし、1908年に呼び寄せ以外の移民のハワイ渡航が禁止されると、移民の永住傾向が強まり、子弟も増加、次々に日本人学校が乱立するようになり、運営などに関する学校問題も併せて多く引き起こされた。『布哇殖民新聞』では、この問題を「宗教と教育」という視点から論陣を張り、宗教と教育の分離がより強く主張されるようになっていく。1910年には、紙上にて今村恵猛に対して「宗教及び教育の本領を論ず」といった公開質問状が掲載され、ハワイにおける教育・宗教分離論争が起きた。

『布哇殖民新聞』の社長であった江口一民は、キリスト教伝道活動の経験をもっており、仏教勢力の拡大に対して牽制したいという主観的意図が存在していたようである。しかし、単に宗教（主に仏教）の排除といった視点のみで、分離論を論じている訳ではない。仏教勢力が大きな役割を果たした移民初期から、移民自体が独立発展していく時代へと変化したから、宗教と教育を分離すべきであるという時代の変化に基づいたものであった。この論争は、ハワイにおける日本人学校の独自性を問うものであり、日本人学校の統一理念の創出という方向で収束することとなった。

このような日本人学校の教育方針や宗教・教育分離問題だけでなく、日本人学校は排日運動や米化主義にも翻弄されることとなる。アメリカ本土では、1900年頃より排日運動が展開されており、教育分野では、米化主義に基づく外国語学校取締法案の提出という形で排日運動が展開されていた。このような状況は、ハワイにも影響をあたえることとなる。

1919年1月4日には、ハワイにおけるすべての学校教師は、民主主義を備え、英語とアメリカの歴史、政治に関する知識を有していることを教育局に認定される、免許状が発給されない限り、教職につくことができないという「ジャッド案」が掲載された。その後、日系移民社会、アメリカ政府、ハワイ社会を交えた紆余曲折を経て、1920年11月18日にいわゆる「外国語学校取締法」が可決され、1921年7月1日より施行されることになった。この「外国語学校取締法」は、ハワイ内の全ての学校の教授時間、教科書について教育局の認可を受けなければならず、外国語学校の授業は公立学校始業前に行うことを禁じ、ジャッド案にあるように、教育局による教師の認定、免許状の発給が必要であることなどが規定された<sup>3</sup>。

だが、1922年7月日本語学校の教科書編纂を目的として組織された日米合同委員会において、アメリカ側の委員から、日本語学校の幼稚科廃止と学年短縮（公立小学校第3学年以上のみが通学でき、修業年限は6年）が提案された。この提案は、若干の修正がなされ、日米合同委員の建議として教育局に提出され、11月18日に「外国語学校学年短縮規則」として1923年から実施されることになった。

この規則をめぐる、日系移民社会は大きく世論が分かれることとなり、これは後に、「外国語学校取締法」自体が米国憲法に違反しているという試訴を起こすか否か、試訴派・反

試訴派として大きな溝を生むことになる。そして、1922年12月28日に『布哇報知』ならびに社長の牧野金三郎を中心に日本語学校4校が試訴に踏み切り、1923年8月23日には試訴に参加する学校は88校に増えた。この試訴に参加する学校の中には、仏教系日本人学校も含まれていた。一方で、反試訴派は総領事を始め、銀行家や起業家、キリスト教を通じてアメリカ化に貢献する牧師、医師といった日系移民社会の知識人かつリーダー的役割を果たす人々が中心であった。

当初は、巡回裁判所にて裁判が行われ、教育局の権限（学年短縮に関する権限）はなく、外国語学校取締法に反するという判決が下されたものの、教育局、試訴派共に不服としてハワイ準州大審院に上告された。しかし、後に試訴派はこの上告を撤回し、連邦地方法廷へと上告、更にそこで敗訴した側が合衆国大審院に上告することと決まり、外国語学校問題は合衆国法廷に移されることになった。1926年3月22日、サンフランシスコ第9合衆国巡回控訴院は、外国語学校取締法が憲法違反であると判決を下し、ハワイ当局は上告、1927年2月21日、合衆国大審院はハワイ当局の制定した外国語学校取締法及び関連規則が合衆国憲法に違反するとの判決を下した。

日本語学校は、1896年に牧師である奥村多喜衛がホノルルに創設したものが最初といわれるが、先に述べたように仏教系、特に本派本願寺の学校が数多く設立されることとなる。1902年に本願寺がホノルル本願寺付属小学校を開設すると、奥村の日本人小学校の生徒数が急減し、生徒を巡る仏教系、キリスト教系の対立が日系移民社会のみならず、白人層を巻き込んで起こるようになった。

米化主義という考え方において、仏教は米化を妨げる「反アメリカ的」存在としてアメリカ側から認識されていた。これは、アメリカ側だけでなく、奥村をはじめとするキリスト教側の日系移民（反試訴派など）もこのように受け止めていた。奥村は、国民教育が日本人学校から払拭されるべき、という教育方針の転換について論じ、国民教育を行う仏教系日本人学校は「非米化主義の学校」とも述べている。また、日系社会にとって不利益を被る要因であるとも批判していた。沖田は、「仏教勢力を日系移民社会から放逐することも米化主義の隠れた狙いであり、キリスト教と仏教の対立を取り巻いて、アメリカの国策としての米化主義運動が展開されていた」と論じている。

実際に1909年の調査では、日本語学校は全75校あり、そのうち23校が本派本願寺、11校が浄土宗、8校がキリスト教系、無宗教が33校であった。また時代が下り、1941年段階では、186校の日本語学校があり、仏教系日本人学校は46校であり、内訳を見ると、本派本願寺が23校、浄土宗が12校、曹洞宗10校、日蓮宗1校の学校を経営している[Hunter1971:181]。

このように、第二次大戦以前のハワイにおいて、仏教系日本人学校は統廃合などがあつたにしろ、継続的に運営されており、仏教系日本人学校の存在は、日系社会・ハワイ社会において影響力があつたと見ることができる。このような中で、宗教教育法が制定されることによって、日系仏教、特に浄土宗はどのような対応をしていったのであろうか。次節では、宗教教育法の概要と同法に対する当時の世論を見ていく。

## 第2節 宗教教育法と当時の日系社会の世論

ハワイ準州下院に提出された宗教教育法は、『布哇報知』によると1929年4月9日にソ

アレズ議員によって提出された法律である。『日布時事』では、4月18日にオー・ビー・ソアース議員によって提出されたことになっているが、成立した宗教教育法第5条によると、1929年4月30日の知事の署名によって有効とされており、4月中に提出された法律であることは間違いない。1929年4月17日の『布哇報知』には、第一議会通過後に印刷配布されたという法案の内容が和訳され掲載されており、以下がその内容になる。

#### 第343号案 宗教教育法

第1条 教育局は県下の公立学校の父兄の署名せる要求に応じて、生徒各自の選択に依る宗教教育を英語を以て既成宗教団体より受くるため一週間一時間を超過せざる範囲に於いて授業時間を割き与えざるべからず

註1 形式に於いては学校自ら宗教教育を施すと言うよりもむしろ外部より宗教教育を受くるため一週間一時間の正科時間を宗教団体に割き与えると言う意味となる

註2 用語は英語に限る（布哇現行法に依る）

註3 父兄は宗教教育の諾否を申出づる事

註4 宗教の種類選択は生徒自身の任意

第2条 宗教教育のため出席せる時間は生徒の成績を決定するに際し普通の教授に出席せると同様に加算す

第3条 若し生徒が宗教教育を受くると称しながら実際に於いてその組に出席せざる場合はその生徒は宗教教育の特典を失ふ

註 宗教教育のため時間を割き与へずと言う事

第4条 公立学校教師もしくは公立学校の資金を宗教教育に使用することを得ず

第5条 本法律は知事の署名と同時に有効とす

（『布哇報知』1929年4月17日）

ただ、これは提出案の和訳であり、実際にハワイ準州法令134号として発布されたものが以下のものである。

ACT 134

[H. B. No. 343]

AN ACT TO PROVIDE FOR THE RELEASE OF PUPILS FROM THE PUBLIC SCHOOLS OF THIS TERRITORY TO ATTEND CLASSES IN RELIGIOUS EDUCATION.

*Be it Enacted by the Legislature of the Territory of Hawaii:*

SECTION 1. The department of public instruction shall provide for the release of, and shall release, any pupil in any public school of this territory from attendance at the public school for a period not to exceed sixty minutes each week during the school year, on such days and during such school hours as the department shall designate, for the purpose of receiving religious instruction from the religious organization of his choice when such release is requested in writing by a parent, guardian, or other person having custody or control of such pupil.

SECTION 2. Actual attendance at the sessions of such religious instruction shall count as

attendance at the public schools of this territory for all purposes where attendance forms the basis of computation.

SECTION 3. The privilege of such release shall be withdrawn by the department in case the pupil does not actually attend the sessions of religious instruction.

SECTION 4. No teacher of the public schools shall participate in such religious instruction during the school hours for which he or she is employed to teach in the public schools, and no public funds shall be used directly or indirectly for such religious instruction.

SECTION 5. This Act shall take effect upon its approval.

Approved this 30th day of April, A. D. 1929.

W. R. FARRINGTON,  
Governor of the  
Territory of Hawaii.

([HONOLULU STAR-BULLETIN, LTD.1929:140-141])

成立した条文は、提出された試案とほぼ変わらない。ちなみに、同法が成立する以前の公立学校における宗教教育はどのようなものだったのだろうか。H.Elizabethによると、学外活動として公立学校の教師が始業前もしくは放課後に宗教教育を週に2回各1時間半行っていたことが判る[H.Elizabeth1939]。また、同法成立後は学外活動としてではなく、学校の授業として宗教教育が行われるようになったことが大きな違いである。

また、『布哇報知』は、法案の和訳の他に以下のような問答も掲載している。

#### 問答

問 宗教科とは如何なることを指すや

答 教会もしくはその他の宗教団体に於いて計画せる宗教教育が学校の正科とす

問 政教分離主義に抵触せざるや

答 然らず何とすれば政府の資金即ち税金を使用せず

加えて之時間の比例より見るも普通教育の障害とならず

問 他地方に例ありや

答 然り二十六個の州千五百個の都市に例あり

問 布哇に必要なりや

答 然り布哇学童の二割五分乃至三割は宗教教育を正科とせざる限り如何なる宗教をも知る事なし

問 宗教を正科とせばその結果如何

答 大陸の例に依れば学童のほとんど全部出席することとなる

問 父兄の意見如何

答 然り昨年の統計十三個の学校に適用〔放課後〕したる結果三千五百の学童の出席を父兄より要求したり

問 父兄の同意せざる子供は如何にするや

答 場合に依りて校庭に放つか若しくは修身教育をするかその場合に依りて適宜の処置を取る事あるべし

問 宗教教育をなすため普通学科に影響せずや

答 大陸五十七個の学校の報告によれば然らず

問 宗教教育のため懶惰の傾向を生ぜずや

答 若しその傾向ある場合はその生徒には宗教教育を中止すべし

問 根本的主義如何

答 両親は経験ある教役者より自身の子供が教えを受くる事を要求する権利あり而して子供の運命に関する宗教教育をなす義務あり

[判決例]

其他大陸の例は左の通り

一、宗教教育を施す教師は唯自宗の教理を知るのみならず普通の教員としても価値ある者に限る

一、多くの場合学校より出で付近教会の建物内にて行ふ

以上

(『布哇報知』1929年4月17日)

この問答が、議会に提出されたものなのか、『布哇報知』が取材したものなのか、詳細はわからない。だが、同様の法律が既に当時のアメリカ本土でも施行されており、政教分離への抵触について述べられている点は興味深い。また、本土で施行されている法律において、宗教教育を行う教師について、「普通の教員としても価値ある者」と教師資格が限定されていることが記され、ジャッド案に近い制限が本土では行われていたことが判る。

では、この宗教教育法は日系移民社会においてどのように捉えられていたのか、『布哇報知』、『日布時事』の紙面から見ていきたい。『布哇報知』は、4月16日に「少しも心配するに及ばぬ 他の宗教が反対」という見出しにて宗教教育法について触れている。この記事は牧野金三郎の談話として書かれている点も留意すべきである。ちなみに、これが日系新聞において初めて宗教教育法について記された記事である。この記事によると、最初はキリスト教の講義が学校内にて行われるという噂が流れていたことが判る。

総ての学校内にて一日1時間基督教の講義をなすべしとの法案が県会に提出されると云ふ噂がある様子で他の宗教の人々中には心配して居る向きもあるらしいが、是れは全く無用の心配である。

(『布哇報知』1929年4月16日)

これは、1927年までの外国語学校取締法の諸問題によって、日系社会、特に宗教界隈に教育と宗教の問題に対する懐疑的な態度があったことが推察される。しかし、『布哇報知』は、

正科として公立学校に（キリスト教の講義を）設けるならば第一公立学校の内部から講義が出る。(中略) 信教の自由である米国に於て学校内でキリスト教のみの講義を正科に加へるは信教の自由を拘束するものであるとの抗議あるべきは多く説くまでもあるまい。

と、信教の自由によって、そのような法律が成立することは無いと否定している。また、

外国語学校には此種の法律を適用する事は憲法違反なれば絶対に出来ない事は既に日本語学校問題に対する華盛頓大審院の判決に依りて明かなる所である。(中略) 仮りに百歩千歩を譲つて法律となつても立ち所に無効に帰せしめらるゝは絮説するまでもない

と、外国語学校取締法が違憲であった判例から、日本語学校に適応されることもなく、仮に法律となつても無効になるから問題ではないと述べる。『布哇報知』は翌 17 日の記事においても、

我が日本語学校には何等の関係もなく又生徒としてはいずれの宗教をも選び得との法文なれば文面の上よりは仏教排斥でも無い

と述べており、日本語学校・仏教の両方の排斥のための法案ではないことを伝えている。ただ、勝訴してから 2 年しか経過していない日系社会では、外国語学校への規制ではないか、という疑いが起きるのは当然のことであつただろう。

一方『日布時事』は、1929 年 4 月 20 日の紙面にて法案が下院を通過する見込みを伝えるのみで、具体的な法案の内容や外国語学校への規制について触れていない。その後、法律が成立した後の 5 月 15 日に「宗教教育案愈々実施さる 信仰の自由認めた法律」という記事を掲載する。ここでは、ハワイ教育局局長の公立学校に向けた告示の内容が掲載されており、宗教教育法の実施について、①宗教教育の時間を受ける場合は、生徒を早引きさせることや、②宗教教育の時間も出席簿をつけること、③宗教教育について、公立学校教師は関わってはならず、公金の直接間接的な使用を許可しないこと、が記されている。

また、日布時事社が発行する『日布時事布哇年鑑昭和 5-6 年』においても、「日本人に利害ある立法としては宗教教育法ぐらいなものであつた」と一文で触れる程度であつた[日布時事社編輯局編 1930:3]。これは、『布哇報知』と『日布時事』との外国語学校取締法試訴に対するスタンスの違いが影響していると言える。先に述べたように『布哇報知』や牧野は試訴派の中心であつたが、『日布時事』や社長である相賀安太郎は、反試訴派であつた。即ち、『日布時事』では試訴について触れづらく、日系社会における誤解に対して説明をしないなど、特別問題視をしていなかったようである。

さて『布哇報知』は、その後も宗教教育法について記事を掲載している。4 月 22 日には、「宗教教育法案に関し仏教徒に檄す」という題で記事を記している。この記事の中では、宗教教育法によって「致命的打撃を基督教以外の宗教に与ふるの結果を産むに至るべし」という日系移民の杞憂が誤解であり、検討するべきものであるという解説を改めて行っている。そして、宗教教育の時間は水泳や音楽の時間と同様のものであり、この法を利用して宗教心を鼓吹すべきであると論じている。特に仏教寺院・仏教徒に対しては、

公立学校生徒の大多数は仏教の子弟である。而して彼等の父兄中には子女が宗教に冷

淡なるを慨するものが少ない故に彼等は布哇県会が所謂宗教教育法案を選定せんとするを期として英語を以て之等の子女に仏教教育を授くべきである、之れ賢明なる仏教徒及び父兄の当然とるべき措置ではあるまいか。

(『布哇報知』1929年4月22日)

と記し、仏教側はこの法案を期に英語で仏教教育をすべきであると提言をしている。

以上のように、日系社会を代表する二紙のスタンスの違いがありながらも、宗教教育法自体については、特別な問題となる法律ではない、という共通した認識があり、日系社会へもそのように伝えていた。むしろ、『布哇報知』はハワイ仏教界に対して、同法を大いに活用するべきであるという、批判とも激励とも言える立場を取っていたのである。では、ハワイ仏教界、特に布哇浄土宗教団は同法についてどのように対応したのであろうか。

### 第3節 ハワイ仏教界の対応 —布哇浄土宗教団を中心に—

宗教教育法について、布哇浄土宗教団において取り扱われたのは、1929年4月16日の緊急会議が初である。ここでは、

次回ノ議会ニ提案サレヤウトシテウイル宗教法案ニ対シ目下ノ突発事件デアリ学校ノ当事者トシテ熟議ヲ要スルコトデアルトテ緊急会議ノ必要ヲ認シテ教団重役ノ来会ヲ請ヒルガ研究並ニ報告ヲナス所アリタウ

(『浄土宗開教院日鑑』:128)

とあり、この法案の提出は突発的の事件であり、対応を行っていく旨が確認されている。その後、7月22～23日にマウイ島プウネネ浄土宗教会にて行われた第8回開教使会議では、

宗教教育法案対策ノ件 (本部提出)

米国法律トシテ実施ニ付キ種々論議アリシモ本部ニ一任シ各宗協調下ニ進ムコトトス  
(『開教区記録1』:100)

と各宗派と協調路線を取ることが報告されている。その後、7月30日に開催された各宗監督会に福田監督が出席したことが記されており、仏教連盟結成について協議している<sup>4</sup>。そして、8月20日には布哇仏教教団連盟会に福田が出席、日曜学校生徒募集方法について話し合ったことが判っている<sup>5</sup>。また、8月25日の教団役員会では、「宗教教育問題」として議論されている。そこでは、

#### 二、宗教教育問題

各宗監督会が監督ばかりの連合でなく連盟して信徒も加へて一団化となす事□□布哇各宗仏教教団連盟となつた其の会としては宗教教育対策問題にあたる事となつた、それには日曜学校生徒募集をして穏当に進む事になつたのであるから信徒が一□にこの運動に助力して行きたい。

(『開教区記録1』:132)

と具体的に各宗派でまとまって宗教教育法に対応することになったことが記され、檀信徒も協力していくこととなったことが判る。

ここで他宗派の対応についても確認したい。本派本願寺は、1929年7月8～10日まで行われた議制会において「更らに研究」という方針が定められた。『日布時事』7月11日号では、議制会にて宗教教育法への対応がどのようになったのか、記事が記されている。その記事によると、議制会の中でも、宗教教育法への対策は、最も重要な討議事項であると認識されていたことが判る。また、

本願寺の外人布教使ハント氏は県教育局長や教会関係者を訪問していろいろの説明を聴取したが宗教教育が教育局と直接関係なく従つて公立校の成績とも関係ないこと判明した、以上のやうな事情で宗教教育はどの宗派がやつても構はないがハント氏が聴きしところでは、ウイークデー・オブ・リリジョンの関係からワイ・エム・シー・エーが首となつて施行するやうであるが本願寺としても多数の信徒子弟を有することとて別個に仏教の宗教教育を施す必要に迫られて在り、新法律に依る宗教教育所は児童父兄の意向で開催することとて各島の父兄の意向も調査する一方で、又本願寺として今後新法律をいろいろ研究し、結局如何にすべきや各島教会では本部の指示を待つことになつた

(『日布時事』1929年7月11日)

と、白人僧侶であるハントを通じて、教育局などから情報を収集していたことが判る。本派本願寺においても、当初は宗教教育法への対応を個々に研究するという方針であり、加えて信徒父兄の意向も調査するようであった。

また、曹洞宗も7月27日に代議員会を開いており、その中で「布哇宗教教育に対し我が曹洞宗としては如何なる方法に出づるや〔以上コナ大福寺提出〕」と対応を検討している<sup>6</sup>。そして、「コナ大福寺案たる『宗教教育法案に対し我が曹洞宗の態度如何』は仏教各宗連合協会の態度に倣ふこと」と、各宗派との協調路線を取るようになったことが判る<sup>7</sup>。

つまり、本派本願寺議制会が行われた7月初旬頃までは、各宗派が独自で研究する方針であったものが、各宗監督会での協議などを経て、浄土宗や曹洞宗の諸会議が行われた7月下旬には、各宗派が協調路線を取り、「布哇仏教教団連盟」を組織することになったことが判る。では、「布哇仏教教団連盟」はどのような組織であり、宗教教育法にどのような対応を取ったのであろうか。

#### 第4節 布哇仏教教団連盟の設立と対応

『浄土宗開教院日鑑』には、「布哇仏教教団連盟」の名でチラシ(英、日)と趣意書である「宗教教育法律の対策として」、署名書(英、日)が添付されており、これらの書類から対応を見ていく。まず連盟の設立について、日本語の趣意書を見ると、

陳者内外の事情に鑑み仏教各教団連盟の必要を認め従来各宗監督連合会発起の下に七月三十日各監督並に各宗信徒代表者会合協議の結果各宗宗義に抵触せざる範囲内に

於て仏教の根本義に基き宗派を超越して仏教徒としての使命を完うせんが為め茲に布哇仏教教団連盟を組織し全島を通じて協力一致以てその実を挙げんことを期することと相成候依て貴下の御賛同を乞ひ貴地方各開教使並に今日檀信徒代表御会合の上此の趣意を徹底せられ度囑望に不堪候

尚連盟最初の運動としては九月より実施の宗教教育法律に対し別紙の通り各父兄の署名を得るやう極力御尽力相成度切望致候

一九二九年八月一日

布哇仏教教団連盟代表者〔イロハ順〕

今村恵猛

玉代勢法雲

曾我部了暁

福田闡正

駒形善教

末藤弁孝

(『浄土宗開教院日鑑』:298)

布哇仏教教団連盟やこの趣意書は、開教使のみならず、各宗の信徒代表者も交えて協議して発足、作成されたものであることが判る。また、宗義に抵触しない範囲において、仏教の根本義、すなわち通仏教的な理解に基づいた、仏教徒としての使命を全うするために連盟が組織されたことも判る。そして、あくまでも連盟の最初の運動として宗教教育法に対応することが記されている。これは、ただ単に宗教教育法に対応するために組織されたものではない、とも見ることができる<sup>8</sup>。

では具体的に布哇仏教教団連盟は、宗教教育法にどのような対応を行ったのであろうか、引き続き趣意書から見ていく。ここでは、具体的に4つの対応が挙げられており、

#### 宗教教育法律の対策として

- 一、各島或は各地方に於ける各宗開教師並に各教団信徒代表（重役、世話人）の集会を開き協議すること
  - 二、各宗連合の下に信徒代表者（重役、世話人）協議の上、戸別訪問、その他適宜の方法によりて徹底的に父兄の諒解を求め別紙に署名を取ることに極力運動せられたきこと
  - 三、父兄の署名書は当連盟より何分の通知あるまで一括して適宜に責任者を定め保管せしめられたし
  - 四、父兄の署名ある以上、義務として仏教日曜学校に於ける宗教教育の徹底的施行を期せらるること
- 但し日曜学校未開設の向は至急開設に着手されたし

僧俗が協力して対応し、戸別訪問などを行って説明して署名を得ること、日曜学校の施行の徹底化、日曜学校開設の着手、について示されている。また、注意事項として十項目が挙げられており、宗教教育法は父兄が宗教教育をしたいと申し出て初めて時間が与えられ

ることや、宗教教育を受けなくとも成績などに影響しないこと、宗教的偏見を以て教員が接することは禁じられていることなど、宗教教育があくまでも自由に受けられることや、差別を助長させるものではないことが記されている。その上で、子どもの時に様々な異なった宗教教育を受けさせることは子どものためにならないとも記しており、仏教信徒は仏教日曜学校へと通わせることを勧めている。ただ、ここに記されている日曜学校は、連盟自体が運営するものではなかったようである。「宗教教育法に対する仏教徒側の処策」という『日布時事』8月28日の記事において、

そこで同連盟（筆者注：布哇仏教教団連盟）では仏教徒としては新法令に如何に処策すべきやを、いろいろ研究の結果、経費問題、教任者問題会場問題等の関係で到底宗教場を設立するの不可能なるを発見したので此の方は暫く断念することとし、其の代りに従来の各宗日曜学校を振興充実にして宗教場に漏れた短を補ふことに決定した

（『日布時事』1929年8月28日）

とあり、経費、教師、会場などの問題から新たな施設を設立せずに、各宗がこれまで行ってきた日曜学校を充実させる方針にしたことを伝えている<sup>9</sup>。このように各宗が一致して行動することまでは、連盟の元で決定しながらも、諸問題によって宗教場、つまり学校の設置ができなかったことが判る。また、署名書においても、

公立学校時間内に宗教教育を施されるについては私の子供はその時間内に普通の学科を授けて貰ふ事を希望します

宗教教育としては仏教の日曜学校で受けさせます

とあり、宗教教育法の下で設置される授業ではなく、各宗の設置した日曜学校を宗教教育の授業の代替としていることが判る。

では、日曜学校での宗教教育の内容についてはどうであったのだろうか。残念ながら、宗教教育の具体的な内容について、布哇浄土宗教団には資料が残されておらず不明であるが、連盟の英語版趣意書からその内容を見ていきたい。

まず、趣意書の中では、「Morality」、つまり道徳について記されている。これは、日本語のチラシにおいても、「善良な人になるには仏教日曜学校へ」、「善良な人になる基礎は道徳と宗教の力であります。」と書かれており、日曜学校に行くことによって道徳が身につく、としている。むしろ「Morality is not taught in the public schools, except on a general way.」と公立学校では一般的な方法以外では道徳を教えていない、と強い表現が見られる。また、仏教については、

Of all the religions in the world, BUDDHISM is the most practical, and is easiest applied to the problems of our every-day life in this modern age.

と、宗教の中でも仏教が最も実践的で、現代社会の日常生活の諸問題に簡単に適用できるものであると評価している。次に教義に関しては、

You will get exactly the king of training that will best fit you for the struggle of life by attending the classes in NON-SECTARIAN BUDDHISM at the Sunday-schools established by the Buddhist Federation of Hawaii.

「NON-SECTARIAN BUDDHISM」と記されていることから、各宗派の教義をある程度越えた通仏教的な内容で行っていたであろう。これは、連盟の設立趣意においても、宗派を超越して仏教徒としての使命に基づいて設立したことが示されていることから間違いないであろう。また、授業の内容について

The lessons taught in these BUDDHIST SUNDAY-SCHOOLS have been prepared in English, according to the Western way of thinking, and they bring the religion of BUDDHA up to MODERN TIMES, showing how it fits in with our present civilization and agrees with the best of modern science and philosophy.

This work is being undertaken for the benefit of the young people of Hawaii, under the auspices of the Buddhist Federation, and is approved and backed up by the ENGLISH SECTION and its committee of WESTERN BUDDHISTS.

と、英語かつ西洋の考えに準じた内容を教えると書かれており、それらの内容については連盟の英語部門と外国人仏教徒によって賛成かつ支援されていると記されている。これがハワイ社会に対して仏教の日曜学校は、日本的な教育を行っていないと示すためなのか、二世や外国人布教のためなのかは不明である。

## 第5節 布哇浄土宗教団のその後の対応

以上、布哇仏教教団連盟の対応を見てきた。ここで、布哇浄土宗教団の具体的な対応を確認したい。まず教団としては、基本的に連盟の対応を踏襲し、日曜学校の整備に着手し、日曜学校を新たに開設、もしくは既存の学校の拡充を行っている。これは、本派本願寺も同様であり、同時期に「布哇仏教教団連盟大挙奨励運動」を展開している。その結果、生徒数が増え、1929年8月ワイキキに新たな日曜学校を開設したことが記録に残っている<sup>10</sup>。

最初に、開教院のあるホノルル周辺の様子を確認したい。『浄土宗開教院日鑑』によると8月25日に、カカアコサンデースクールが吉村なる人物の自宅に於いて開校され、45人が出席したことが記されている。この吉村という人物について、『浄土宗開教院日鑑』によると、カカアコ寄付勸募委員に吉村正一氏なる名前が記されており、同氏のことかと思われる。吉村は、1930年1月25日の教団定期総会にて、日曜学校費用を教団から支出するよう提案していることから同一人物であろう。このような動きを見ると、地区の有力檀信徒の家を利用して、急遽日曜学校の拡充をしなければならなかった様子もうかがえる。また、その後、12月22日には、開教院にて日曜学校大会が開催され、カカアコ、ワイキキ、本部（開教院）日曜学校生徒約150人が集まり、大会を開いたことも記されており、参加人数なども確認できる<sup>11</sup>。

他にもホノルル周辺部やオアフ島以外について、『開教区記録 1』によると、1929年9月に、カウアイ島のカパア日曜学校・アナホラ日曜学校が新設されていることが判る<sup>12</sup>。また、同時期にオアフ島ハレイワ浄土宗教会付属大正日本語学校の校舎増築計画に対して、補助金が浄土宗務所より下付されている。他にも1930年1月にはハワイ島ヒロの付属学校を拡充するために土地購入の計画が持ち上がる。

また、後に開校するマウイ島ラハイナでは、日本語学校を新設するにあたり、1930年2月5日に「敷地購入補助金下付願」がラハイナ浄土宗教会開教使久保田賢道、檀家総代八木惣作、大元勘義の連名で、「日本語学校開校届」が「久保田賢道、学務委員長□井由松、副委員長宍戸福治、中本七蔵」の連名で、浄土宗務所教学部へ各届けを送付している。この日本語学校について福田闡正は、

浄土宗務所

教学部御中

右者昭和四年九月三日ノ秋学期ヨリ開校シタルモノニシテ彼ノ宗教教育問題ノ余波トシテ生シタルモノニ候、右申達候也

昭和五年二月十日

布哇開教区長

福田闡正 印

(『開教区記録 1』:162)

と宗務へと進達をしている。この進達では、日本語学校の開校、補助下付申請の一連の動きは、宗教教育問題の余波として起きている、と宗務へ説明している。また、このハレイワやヒロ、ラハイナは日本語学校の新築、拡充とされているが、福田の申達を見ると、日曜学校の拡充という意味も含まれていると言えよう。この他にも、日曜学校での授業や英語伝道などに関して、開教院に研究班を設置しており、1930年1月14日付けで開教副使2名が教学部から英語伝道の研究を命じられている。しかし、それらの内容に関しては記されていないため、どのような具体策が行われたのかは不明である。

## まとめ

以上、宗教教育法に対する布哇浄土宗教団、布哇仏教教団連盟の対応を見てきた。布哇浄土宗教団は当初、突発的事件として宗教教育法の対応を自宗内でおこなおうとしたが、各宗派共同のもとに布哇仏教教団連盟を組織し、対応を検討していった。結果としては、連盟の組織的な対応は、日曜学校における通仏教化の検討で止まり、連盟としての学校設置はできなかったが、ハワイ仏教界全体として対応を目指したことによって、日曜学校に大きな変化が起きたことは事実である。つまり、制定前は宗派教育が主であった日曜学校は、制定後には通仏教的な内容が主となる教育内容の変化が起きたのである。これはすなわち、現地の法律に基づき、教団が布教内容を変化させた、現地への適応とみることができよう。

これまでも、教義の英語化・通仏教化は指摘されてきているが、このような変化は移民の土着化や二世への布教方法として捉えられてきた。しかし、宗教教育法に注目すること

によって、移民の変化だけでなく、ハワイ準州の法律へ適応しなければならなかった、外的要因があったことが明らかとなった。最終的には、法制度に則った授業ではなく、各宗派の日曜学校という方式が採られたものの、同法の制定は、布哇浄土宗教団をはじめとするハワイ仏教界に大きな影響を与えたのである。

---

1 [亜米利加局第一課 1936:46-48]

2 1903年11月創設。初代会長はハワイ総領事齋藤幹[ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:161]。

3 ただし、日曜学校は除外するとされている。

4 [日鑑:131]

5 [日鑑:131]

6 『布哇報知』1929年7月27日

7 『布哇報知』1929年7月30日

8 実際にその後は、同胞慰霊祭や花祭り、成道会などを行う組織として存続していた。

9 キリスト教でもカトリックと聖公会は処策が不明であるが、組合派の布哇伝道会社では、キリスト教青年会を中心に宗教場を設置することになっていることが同記事によって伝えられている。

10 [本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1931:20]

11 ここでも吉村は、自動車で生徒を送迎するなど積極的に日曜学校に協力をしている様子が見える。

12 鷺見によると、その他にもマウイ島ワイルク浄土院付属のワイルク日曜学校、カアクロア・ワイヤブ日曜学校、ハワイ島オーラウ浄土院付属火山地方日曜学校が新たに1929年に設置されていることが確認される[鷺見 1984:218]。

## 第3部 日本の浄土宗とハワイの浄土宗

### 第6章 記録から見る日本とハワイの浄土宗

#### はじめに

本章では、現在もハワイ浄土宗別院に残されている『開教区記録』から、布哇開教区・布哇浄土宗教団と日本の浄土宗との書簡等に注目し、どのようなやり取りがなされていたのか、その実態を把握していく。『開教区記録』を使用した研究は、鷲見定信によって行われてきた[鷲見 1984,2004]。鷲見は、『開教区記録』の中に記された宗制調査、教勢調査を基に布哇浄土宗教団の布教方法の変化を明らかにした。しかし、日本の浄土宗と布哇開教区、布哇浄土宗教団のやり取りについては論じておらず、検討の余地が残っている。

また、日本とハワイの仏教の関係性について、高橋典史は、仏教徒の持つメンタリティの変遷といった視点から明らかにしている[高橋 2014]。だが、財政や人事といった、直接的な関係や影響関係については触れていない。そのような意味でも、教団資料から、財政・人事・宗務を経由した日本政府による通知通牒を中心とした、直接的な関係の具体相を明らかにすることは、ハワイ仏教研究において必要なものであり、有意義な作業であろう。

『開教区記録』については、序章において説明をしているが、内容に関して補則をしておく。本章で扱うのは、『開教区記録1』と『開教区記録2』である。これらの記録の内容を大別すると、①財政、②人事、③議事録、④調査報告、⑤政府通牒、⑥連絡通知、⑦その他、となる。このような内容の中でも、日本とハワイの関係性を見やすい、財政、人事、政府通牒について本章において見ていくこととする。また、議事録や報告に関しても、財政や人事などに関係する点も記されており、それぞれの項目で取り扱っていく。

#### 第1節 財政に関する記録

##### 第1項 予算・決算に関する記録

本節では、『開教区記録』の財政に関する記録から日布関係を見ていく。財政に関する記録の内容は、「補助金下付願」と予算・決算報告である。最初に、予算・決算について見ていく。布哇開教区の予算・決算は、それぞれ浄土宗務所に提出することが求められていた。特に予算に関しては、宗務所へ提出後、確認を受けていたようである。1928年7月2日に開催された第7回開教使会議における予算案について、当初開教使会議では、

歳入総額金壱千六十弗  
第一款 本教区寺院教会等級課金九百六十弗  
第二款 浄土宗務所下付金壱百弗

(『開教区記録1』:24)

となっていたが、宗務所が第二款を訂正削除している。他にも、布哇開教区規則の改正案においても、「第八条 本教区ノ経費ハ宗務所ノ下付金ト各寺院教会ノ□□金及其他ノ収入

ヲ以テ支弁スル」とあるものが、宗務所による訂正によって「宗務所ノ下付金ト」の一文が削除されている。また、予算案提出に関して、1936年11月18日付の宗務所教学部からの通牒では、

開教区次度予算提出ノ件

其開教区昭和十二年度予算案ヲ至急作製ノ上来ル十二月十日迄ニ本所ニ到着スルヤウ提出有之度此段及申入候也

追而右ハ本所ニ於ケル処理ハ関係上遅延ナキ提出有度

昭和十一年十一月十八日

浄土宗務所教学部印

布哇開教区監督 福田闡正殿

(『開教区記録 2』:214)

と、予算案が布哇開教区から提出されていなかったため、提出を要請されている。更に、この通牒を見ると、開教区からの予算案を見てから、宗務所が予算を組んでいることが推察される。実際に、その後1937年3月1日付の宗務所からの通知によると、

布哇開教区予算案中一部訂正承認ノ件

布哇開教区監督 福田闡正

昭和十一年十一月二十日承認ニ係ル其開教区規則更正並予算ニ関スル件中更ニ左記ノ通り訂正ノ件承認ス。

昭和十二年三月一日

浄土宗務所教学部印

(『開教区記録 2』:221)

とあるように、予算案の訂正変更に関しても宗務所の承認が必要である。このことから、浄土宗の予算案において、開教区の予算案も考慮されていたと言えよう。

ただ、予算等がある程度宗務所に管理されていながらも、布哇開教区の財政状況は、あまり良いものではなかったようである。1933年1月25日に行われた昭和8年度教団総会における会計報告を見ると、

○一金二万八千六百弗

一時借入金

○一金四千二十七弗五十二仙

教団不足総額

内金三千四百十六弗八十四仙

昭和三、四、五、六、七年度不足額

〃 六百十弗六十八仙

入仏式費不足額

(『開教区記録 2』:71)

と、布哇開教区は約33,000ドル、現在の約1億5千万円にあたる負債を抱えていたことが判る。項目内にある入仏式とは、1932年に開教院の新築・移転の際におこなった、入仏式法要のことである。

1936年11月25日付で宗務所に提出された「昭和十二年度布哇開教区通常予算案」では、

布哇開教区通常予算案

一金二千八百円	総収入額
内訳金二千八百円	宗務所下付金

(『開教区記録2』:214)

と、開教区の総収入のすべてが宗務所下付金になっている。この下付金によって、日本から派遣される開教使の旅費や、帰任する開教使の旅費・慰労金、更にはハカラウ教会の改築補助金が賄われている。

布哇浄土宗教団としては、1936年8月11～12日に開催された第13回開教使会議事録に1936年度予算案が掲載されている。予算案の歳入は、

昭和十一年度歳計予算歳出歳入ノ款項目及其ノ金額ヲ定ムルコト次ノ如シ

歳入総額金一千七百五十五弗

第一款 浄土宗務所補助金及本教区寺院教会賦課金

第一項 同上

第一目 本教区寺院教会賦課金 一千百五十五弗

第二目 浄土宗務所補助費金 六百弗(千八百円)

(『開教区記録2』:205)

布哇開教区内の寺院課金と、宗務所からの1,800円の補助金となっている。1935年8月30～31日に開催された、第12回開教使会議において承認された予算案では、歳入の款項目が「本教区寺院教会等級課金」のみであることから、1936年から補助金が下付されていることが判る。ただ、その後の1937年6月21～22日に開催された第14回開教使会議では、予算案が「内容不徹底の点あるを以て後刻吟味印刷の上再報告することとす。」と記され、『記録』に残っていない。また、1938年以降は開教使会議の議事録が『記録』に残っておらず、補助金が1936年以降、布哇浄土宗教団に下付されていたのか不明である。

布哇浄土宗教団の1936年予算案の支出内訳を見ると、開教使の旅費と1936年から実施されることになった英語伝道使の養成費で、ほぼ全ての歳入が使用されている。これらの記録を見ると、開教使の旅費が開教区と教団と両方の予算に計上されていることが判る。これは、旅費の内容に2種類あることが原因である。日本から布哇開教区へと赴任、もしくは帰任、一時帰国などの場合の旅費は、1922年に定められた「教令開教員旅費其他支給法」によって浄土宗が旅費や手当などを支給することになっている。一方で、布哇開教区内の会議などによる出張や、転任帰任などの旅費は、布哇開教区規則第10条によって、布哇開教区が支給することになっている<sup>1)</sup>。このように旅費は、浄土宗、開教区双方にとって大きな負担になっていた。布哇開教区は、予算や補助金などを日本の浄土宗に依存しなければならなかったことが判る。このように、開教区の諸経費を日本に依存しているが、更に日本の浄土宗への依存度高かったのは、各寺院が申請する補助金であった。

## 第2項 補助金に関する記録

ハワイに限らず、浄土宗の開教区の補助金に関しては、前述のように1922年に制定された「教令開教費補助規程」によって定められている。布哇開教区においては、土地購入・堂宇、学校等の新築、改築・寺院等の移転に際して補助金が申請されており、布哇開教区内の各寺院が、開教院もしくは開教監督を経由して宗務所に下付申請をしている。下付願が浄土宗務所に送付されると、日本の浄土宗において検討され、受理されると下付が決定、補助金が布哇開教区各寺院へと下付される流れになっている。

『記録』において最初に補助金について触れられているものとしては、1928年のハワイ島ヒロ明照院土地購入に関するものである。

布哇開教区  
明照寺住職 原哲雄

客年二月十五日付出願ニ係ル貴寺土地購入費補助トシテ金参千円ヲ下付ス

昭和三年三月  
二十九日

浄土宗務所印

其開教区明照寺土地購入補助願ノ件右今般別紙ノ通り指令相成候条了承右之度尚現金着ノ上ハ関係者連署ヲ以テ領収書ヲ提出セシメラレ度此段及通牒候也

昭和三年三月二十九日

浄土宗務所教学部印

(『開教区記録1』:13)

この記録からは、1927年に申請されていた土地購入補助願を受理し、1928年3月29日付にて補助金3,000円が明照院<sup>2</sup>に下付されていることが判る。またそれに伴って、開教使や総代の連名による領収書を宗務所に提出するように求められている。この補助金については、

昭和三年四月二十一日浄土宗務所ヨリ金参千円送付シ来リヒロ明照院北川磯次郎<sup>3</sup>氏ニ托シヒロヘ送ル直ニ領収書来リ領収書ハ宗務所ニ送付ス

(『開教区記録1』:13)

と、下付決定通牒から約1ヶ月後に開教区教務所がある開教院に届いていることが『記録』に残っている。この金額は、浄土宗全体の「昭和三年度歳計予算」における開教費補助の予算額が6,500円であったことを考慮すると、その約半数にあたる。これほどの補助が、ヒロ明照院へと下付されていたことが判る<sup>4</sup>。

また、開教院の移転に関して、布哇浄土宗教団として下付願が出されている。1928年9月18日付で提出された補助金下付願では、

補助金下付願

今回布哇浄土宗教団本部（開教院、布哇女学校含ム）ハ永久的ノ方針ヲ以テ広キ土地ト付属宗□ヲ買収シ更ニ開教院ノ移築ヲ遂行スベク既ニ寄附金募集ニ着手致ス就テハ開教院移築費金四万弗ノ一□ヲ補助金トシテ□下付□成下付□□奉願上□也

近テ敷地購入費金六万四千弗及開教院移築費一□ハ当地ニ於テ寄付募集及其他ノ方法ニテ支弁一致方針ニ有之候

昭和三年九月十八日

布哇浄土宗教団団長  
布哇開教区開教院主任

福田闡正印

（『開教区記録 1』：31）

と、布哇浄土宗教団団長として福田監督が申請している。この下付願では 40,000 ドルの一部を補助金として下付して欲しい旨が書かれており、実際に補助金は、1930 年 4 月 11 日付で 7,000 円下付されている。1932 年 10 月 22 日付で教学部へと提出されている「布哇浄土宗教団新築決算報告」でも、3,325 ドルが補助金であることが確認できる。当時の為替レートが 1 ドル=2 円強程度であり、7,000 円が全額支給されていることが決算報告からも判る。この移転補助金は、現在の約 1,400 万円相当であり、高額な補助金であった。このように高額な補助金が出付されることについて、教学部は先の補助金下付決定の通牒に、以下のような要請をしている。

今般開教院建築費補助トシテ金七千円也交付可相成候ニ付テハ全教区協同一致目的ノ達成ニ努メ進デ白人伝道ノ根本直本道場トシテ教線拡張ニ□セラル様御□瘴相成度此段通牒ニ□セ申進候也。

追而補助金ハ建築ノ進捗ヲ待テ交付アルベキニ付建築ノ状況勸募ノ決算等時々御報告有之度申進候。

昭和 5 年 4 月 11 日

浄土宗務所教学部

布哇開教区区長 福田闡正殿

（『開教区記録 1』：272）

通牒では、開教院を白人伝道の根本道場とし、教線を拡大するよう要請しており、このような目的から高額な補助がなされていたのである。

また、第 5 章で明らかになったように、宗教教育法に対処していく中で、付属学校等の新築・改築が 1929～30 年にかけて多く行われた。そのため、多くの補助金下付願が宗務所へと申請されることになり、浄土宗務所教学部は、1929 年 10 月 24 日付にて福田に対して以下のような通牒を送っている。

昭和五年度予算編成ノ参考ニ供シ度候條ノ左記ノ件十一月十五日迄ニ御回報相成度此段及通牒候也

昭和四年十月二十四日



堂宇等の新築改築といった補助金の下付、更に日本の経済上の影響など、布哇開教区の財政は、強く日本の浄土宗の影響下にあったことが判る。

## 第2節 人事に関するやり取り

次に人事に関する記録を見ていく。『記録』の内容の中でも人事に関するものは、記録数が多い。これは、開教使や開教副使、助員などの辞令や辞表、一時帰国許可願、開教使の履歴書などが頻繁に日布間を行き来していたことに由来する。第1章にて述べたように、開教使の人事は、管長が任免することになっているが、開教使や在留員の派遣願が開教区や各寺院から宗務所に提出されている。例えば、1928年8月7日付で「其開教区ハカラウ教会所主任候補者在留員派遣願ノ件」という通牒が教学部より開教区長宛てに届いている。この通牒では、

右は今般滋賀教区野洲組績善寺住職山中良法同芳恵開教副使及び助員に採用左記旅費旅装費等交付差遣相成候條也ト着の上は万端指導相加へ本務に精励せしむる此□□□通牒に併せ申進候也

追テ辞令旅費等は直接本人宛交付す

昭和三年八月七日

浄土宗務所教学部印

布哇開教区長福田闡正殿

左記

- 一、金三百六十一円六十三銭 赴任旅費
  - 一、金一百六十円 同旅装費
  - 一、金八十一円 旅行手当
  - 一、金七十五円五十四銭 入国税□□
- 計金六百七十八円十七銭也

(『開教区記録1』:34)

と、ハワイからの派遣願に対して開教副使と開教助員を選任し、派遣することが記されている。また、第2節で述べたように、赴任に当たって旅費などが支給されている。この事例では、夫婦での採用となっているが、当時は、開教使（もしくは開教副使）の妻が開教助員として寺院運営の手伝いや日本語学校などの手伝いを行っている場合が多かったためである。また、同様の通牒は、定期的の開教区長に届いており、『記録』が記され始めた1927年以降、定期的な布哇開教区に人員が補充されていたことが判る。布哇開教区は当初、人員不足に悩んだことは、第2章で述べた通りであるが、人員の拡充があったことも布哇開教区の展開に重要な要素であった。

だが1938年には、宗務所より以下のような通牒が届いている。

辞任帰朝ノ際ハ一ヶ年以上（予算編成一ヶ年以前）ニ内申ノ上後任来着本務引継ヲ了セザレバ帰朝ヲ許サズ

右御了承相成度理由ハ開教使補充ハ旅費、予算等ノ関係アリテ直ニ補充不可能ノ事情有之候タメ

八月十五日付  
浄土宗務所  
〔開教区記録 2〕 :279-280)

この通牒は、予算などの都合上、開教使の補充がすぐには不可能であるという内容である。また、当時の浄土宗は開教使の確保も難しかったようである。当時の開教監督窪川旭丈は、浄土宗務所教学部長江藤激英に、開教副使の即時派遣を求める通知を 1939 年 2 月 14 日付にて送っている。

## 2. 浄土宗北米教会及ヒロ明照院在留開教副使ヲ即時派遣相成度事

理由、申請既ニ半歳ニ及ブモ何等指示ヲ得ズ。特ニ北米教会ノ如キ教線七八十□ニ及ビ主任野崎開教使ハ独立学校二校ヲ有シ石塚開教使ハ任意ニ出寺シテ寺務ヲ取ラザルコト既ニハヶ月ニ及ビ法務ノ手廻ハラザルコト完リ見ルニ及ビズ若シ開教院或ハ教会ニ冗員アラバ之ヲ補欠シ得ルモ如何セン開教院以外ノ十六教会ニ一人ノ在留員ナリ補欠融通ノ途ナシ開教ノ障害言語ニ絶セリヒロ明照院ノ欠員補充ノ要又同様ナリ開教使ノ窮情ヲ□□急速処理ヲ乞フ。

(『開教区記録 2』 :285)

しかし、『記録』ではヒロ明照院への欠員補充は成されていない。むしろ同年 4 月 26 日付の通牒では、

予而具申中ノ其開教区ロスアンゼルス教会所在留員補充ノ件本日付ヲ以テ其開教区ホノルル開教院在留開教使無垢品在真ヲ適任者ト認メ転任発令相成左記旅費手当支給相成候條此段及通牒候也

(『開教区記録 2』 :289)

と窪川が開教院に余剰人員がないことを具申しながらも、開教院在留の開教使を開教副使に格下げして北米教会に転任させている。以上のように、布哇開教区は常に人事、特に開教使の派遣に関して、日本の浄土宗の動きの影響を受けていた。

これは、人員の派遣だけでなく、制度も同様であった。1936 年には、開教区職員の帰休に関する制度に関する通知が届く。

従来開教区職員帰休ノ□ハ二ヶ年ヲ経過シ□レバ帰休許可ヲ具コト慰労ヲ□□居リ候□外地予算膨張ノ折□従来ノ支給方法ニ依ル催持困難ナレバ宗規ノ通り四ヶ年ヲ□タル者ニ許可慰労ヲ□シ二ヶ年ヲ□□者ハ□セズ□聴置キ二ヶ年ヲ経ザル者ニハ特別緊急ノ事情アル場合ヲ除ク外許可セザル事ニ本年度ヨリ実施□居リ候條各監督ニオカレテモ右之事情御了承ノ上□□有之度此□及通牒候

昭和十一年十月三日 浄土宗務所教学部<sup>印</sup>

布哇開教区監督 福田闡正殿

(『開教区記録 2』 :213)

この通知では、開教職員の帰休によって支払う旅費などが予算を逼迫していることから、これまで2年が経過すれば一時帰休が許されたものが、宗規で決められた4年を経過しないと許可しない、という制度変更が示されている。第1章において確認したように、1933年に改正された開教区制度においても、一時帰休に関しては、1925年に改正された開教区制度と同様であった<sup>5</sup>。しかし、翌年1934年3月に開催された第三十四次浄土宗定期宗会において、開教区制度中更正案が提出され、満3年以上に変更される<sup>6</sup>。ただ、第三十四次宗会において、南洋開教区が新たに設置されることが決まり、更に1936年の第三十七次定期宗会において、昭和11年度予算案中の開教費について財務部長野口周善が、

開教費ノ一千五百円増、是モ開教員ノ旅費手当ニ於テ一千五百円程ドウシテモ赤字が出マスノデ、来年度ハソレダケ増額致シマシタ、主ニ遠イ所カラ往復スル旅費手当ニナリマス、

(『宗報』1936年6月別冊226号:39)

と、開教員の旅費が増えていることについて述べている。このように、開教区に関する制度は、日本の宗会などによって決定されており、あくまでも日本の延長として、布哇開教区が運営されていることが判る。

### 第3節 政府からの通牒

次に政府からの通牒を見ていきたい。通牒は、文部省によるものが全てである。これは、宗教団体の監督庁が、文部省であるからである。これらの通牒は、日本の浄土宗務所を経由して開教区へと届いている。通牒の内容を見ていくと、「全国体育デー」の実施に関するものや、社会教化施設調査報告の依頼、教化動員に関する通牒、国体の本義に関する通牒、五箇条御誓文奉戴記念の実施、新年奉祝に関する通牒と、文部省が各宗派、教団へと依頼・指導をしているものが多い。また、通牒によっては、浄土宗務所が概要を抜粋して送っている場合もあるが、通牒そのものと、宗務所による具体的な指示が書かれた通知がセットになっているものが多い。

例えば、1929年9月16日付で通知されている「教化動員参加ニ関スル件」では、文部省による「教化動員実施ニ関スル要旨」の動員書と共に、浄土宗務所主事里見達雄の名前で具体的な指示が記されている。

#### 教化動員参加ニ関スル件

今般文部省ニ於テハ時局ニ鑑ミ国民精神作興公私経済生活改善ヲ二大目標トシ全国的ニ教化動員ヲ行フニ当リ本宗ニ対シテモ参加協力ヲ求メラレ候所計画ハ誠ニ機宜ヲ得タルモノト認メラレ候ニ付欣然参加ノ方針ヲ以テ協力致スコトニ相定メ候間該動員ノ趣旨ヲ教区内一般ニ周知セシムルト共ニ特ニ左記各項ニ基キ実行効果ヲ挙クルヤウ致シ度依命此段通通牒候也

追テ実行方法決定ノ上ハ速ニ報告相成度併セ申添候

(『開教区記録1』:110)

ここ通知では、文部省の政策に協力することが示されており、その方法を決定したら宗務所へ報告するように記されている。具体的な方法としては、

- 一、教区内寺院住職並ニ宗侶ニ対シ教化動員ノ先驅トシテ最善ヲ尽サシムルコト
- 一、教区布教団長ト協カシ担任布教師ヲ始メ団員ノ総動員ヲ行ヒ期間ヲ限り教化動員ノ効カヲ完全ナラシムルト共ニ運動ノ徹底ヲ期スルコト
- 一、教区社会事業委員ヲ督励シ施設及ヒ関係者ノ連絡ヲ一層緊密ニシ組織的運動ヲ起サシムルコト
- 一、秋期彼岸会十夜法要等ノ利用其他教区ノ情勢ニ基キ適當ナル方法ヲ講スルコト以上

(『開教区記録 1』:110)

と、実際に社会事業施設などにおいて、教化運動を行うことや、法要の際に教化動員の方針を伝えることなどが挙げられている。

ちなみに、このような通知などの強制力は、それなりにあったものと考えられる。開教区の予算が常に宗務所に掌握されていたことに加え、予算案などの報告がない場合、宗務所から催促の通知が届いていたことは、前述した通りである。例えば、文部省宗教局による「社会事業及社会教化事業調査」の依頼が、1930年8月22日付で浄土宗務所社会課を経由して届いている<sup>7</sup>。しかし、この報告が遅かったため、10月2日付で再び宗務所より調査紙と督促が送られてきている<sup>8</sup>。だが、督促状は『記録』上では届いておらず、教化運動の実施についても何かしら開教区内にて行い、報告をしたと考えられる。これは、文部省からというよりも、浄土宗務所からの強制力があり、その結果として文部省の通牒・通知に関しても実施をしていたと見ることができるであろう。

だが、国体の本義に関する文部次官通牒では、「右通牒主旨ヲ周知徹底セシメラレ度此段依命通牒ス」と一文が書かれており、周知徹底と強い文言が使われている。ここでいう「右通牒」とは、1935年10月15日に内閣閣甲第80号として内閣書記官長が各省次官に通牒したものであり、いわゆる、第二次国体明徴声明のことである。文部次官から浄土宗管長への通牒に加え、第二次国体明徴声明と、浄土宗務所からの通知も同封されて送られていた。この通知では、

昭和十年十月十六日官文一八一号ヲ以テ文部次官ヨリ左記達示有之候ニ就テハ管下宗侶並教会衆一般ニ対シ国体ノ本義ヲ確認セシメ其口超ヲ錯ラザル様指導ス相成此段及通牒候也

昭和十年十月十八日 浄土宗務所印

(『開教区記録 2』:191)

と、僧侶や檀信徒に対して、国体の本義を確認して、勝手な解釈を行わないように指導するように求めている。1935年10月の『宗報』では、指導に関する具体的な実行事項が掲示されているが、『記録』には記されていない。12月15日が国民精神作興詔書渙発の記念

日であることから、当日は神社もしくは仏閣教会に集まり、詔書奉読式を行うことなどが示されている<sup>9</sup>。布哇開教区においてこのような式典が実際に行われたのか不明である。ただ、1937年7月16日の『日布時事』では、「非常時に対応して国民精神動員 宗教、社会関係団体当局と協力一致」というような記事が掲載されており、少なからず日系社会において、認知されている内容であったであろう。

このように、文部省からの通牒は、浄土宗務所を通じて布哇開教区へと伝わっていた。特に内容が日本の当時の時局に関するものは、政府や文部省からではなく、浄土宗務所による強制力によって、布哇開教区もそれらの指導、指示に従うように動いていたことが推察できた。

### まとめ

以上、財政・人事・政府からの通牒という3点に絞り、布哇開教区・布哇浄土宗教団と浄土宗務所とのやり取りを見てきた。これらの3点に共通しているのは、常に日本の浄土宗によって布哇開教区全体の動きが、左右されているということである。即ち、布哇開教区は常に日本の浄土宗から影響を受けていた。それは時には補助金という形で開教区の発展に繋がり、時には予算縮小・人員補充不可といった悪影響を受けてきたのである。さらに日本の浄土宗にとっては、布哇開教区が日本国外にあり、ハワイ・アメリカの法令に基づいた教団組織となっていながらも、教団行政上では日本の延長にあるものとあまり変わらない扱いであったとも言える。財政・人事という開教区、教団運営を左右する点を完全に宗務所が掌握していたことが、大きく関係していたのである。

ただ、現地における布教方法などは、驚見が明らかにしてきたように、ハワイ独自の在り方を開教使達が創意工夫していた。教義も英語化という避けられない変化があった[驚見1984]。だが、日本とのやり取りは財政・人事といった通知だけではない。日本から開教使ではなく、時には慰問使として、あるいは管長代理として僧侶が派遣されていた。そこで次章では、派遣された僧侶らの言説などから、どのように開教区が見られていたのか、また彼らがどのような影響をもたらしたのか、その実態を検証する。

---

1 「第十条 本教区開教院ノ区内赴任、転任、辞任出張等ニ関スル実費□□等ハ開教区規則ニ則リ本教区ヨリ支給スルモノトス」『開教区記録 2』:217-219

2 記録では明照寺となっているが、明照院のことである。

3 北川磯次郎は、当時のヒロ明照院の総代である。

4 『宗報』1928年3月127号:1-3

5 『宗報』1933年5月別冊189号:99-103

6 『宗報』1934年6月別冊202号:76

7 『開教区記録 1』:270

8 『開教区記録 1』:194-195

9 『宗報』1935年10月号218号:3-5

## 第7章 日本から派遣される僧侶

### はじめに

本章では日本から派遣され、視察・慰問などを行った僧侶の言説や活動を参照し、どのように日本の浄土宗が布哇開教区のことを見ていたのか、そして日本から派遣された僧侶が開教区にどのような影響を与えたのかを、前章から引き続き『開教区記録』を用いて、明らかにする。

当時の開教使の言説や布教方針については、前述のように鷺見や守屋が当時の資料を用いて明らかにしてきた[守屋 2001][鷺見 1984,2004]。また高橋は、日本との関係性に注目して、仏教徒がどのようなメンタリティの変遷を経たのかを明らかにしている[高橋 2014]。だが高橋の研究は、日布関係という視点に立ちながらも、ハワイにおける二世の言説を中心に展開している点が見受けられ、日本の教団側から見て、ハワイはどのように位置付けられていたのか、という視点が不足している。

そこで、日本の浄土宗の延長線上にある布哇開教区という視点から、日本から派遣される僧侶はハワイをどう見たのか、そしてハワイにどのような影響を与えたのか、そして布哇開教区は派遣された僧侶をどのように位置付けていたのか、その具体相を見ていく。

### 第1節 浄土宗から派遣される僧侶

開教使や付属学校などの教員以外で、日本の浄土宗からハワイに派遣された僧侶は、記録上7人である。彼らは、宗より何らかの使命を持って派遣されてきた。松涛泰巖は、文部省からの派遣ではあるが、ハワイにおいて開教院で講演会を開くなど僧侶としての活動もしており、本節の対象として取り扱う。第1節では、浄土宗から派遣辞令を受け、視察員や慰問使として派遣された、神林周道・長谷川良信・神居琳応・大村桂巖と前述の松涛泰巖の言説と活動を確認していきたい。

#### ○神林周道

神林は、1915年6月1日に宗務視察員として来布した。記録に残る中では、浄土宗からハワイに派遣された視察員は、神林が初めてである。神林派遣の目的は、視察だけでなく「教務整理」も目的としていることが、『浄土教報』に記されている<sup>1</sup>。

この教務整理とは、第3章で述べた「布哇女学校生徒同盟休校」事件の解決のことである。1915年6月14日の『日布時事』には、「浄土宗紛議遂に解決せり 仏様の仲裁にて」という記事が掲載されている。この記事では、

昨年十月初旬当地浄土宗開教院付属女学校生徒同盟休校事件より伊藤円定氏と意思の疎通を欠きたる信徒は今日まで相反目し別に大正学院なる名称の女学校まで創立するに至り

(『日布時事』1915年6月14日)

と、休校事件後の様子が記されており、布哇女学校が分裂してしまっていたことが判る。

更に同記事には、神林が仲裁に入ったことが記されている。

今回浄土宗総本山より派遣されたる神林周道氏に依り紛議を解決するに至りたり即ち一昨十二日依る及び昨十三日の両夜の二回集会し関係者一同協議の上左の如き覚書を交換し円満なる解決を告げ大正学院生徒十六名は本日午前七時本校に帰復したり

#### ▲覚書

今般関係者一同協議の上従来紛議を解決するため如来の宝前に於て左の申合せをなすものとす

- 一、相互意見の相異より伊藤主任との間に一時意思の疎通を欠きたる信徒は信仰の本義に基き感情を一洗して寺檀の関係を旧に復する事
- 一、浄土宗開教院及び布哇女学校に関係なく別に信仰修養に資する機関として法友会を存置することを妨げざる事
- 一、退学したる生徒は此際特に複校を許し同時に大正学院を廃する事
- 一、林教員は浄土宗に関係なく任意求職を妨げざる事
- 一、佐山氏は伊藤区長の具申に依り開教使に復しホノルル以外の地に赴任せしむる事

以上  
唐松嘉助 正司弥三郎 神林周道 伊藤円定 楠寅次郎 三澤俊温 岩本福次郎 西口為楠 村田為三 綿本伝吉 高村九平

(『日布時事』1915年6月14日)

以上のように、覚書が交換され、学校の分裂状態が解決に至ったことが判る。覚書を見ると、寺檀関係、布哇女学校に関しては、休校事件以前に戻っているものの、法友会は残ることになっており、明照会と併存することになっていることが判る。ただ、6月15日の『日布時事』の読者投稿欄では、

浄土宗開教院附属女学校のストライキ生徒が愈々本日本校に帰つたが神林調査員の口手柄だ(一父兄)

(『日布時事』1915年6月15日)

と、父兄による投書がなされており、神林によって、一応解決したと日系社会では見なされたようである。その後、神林がハワイ各島を巡っていることは判っているが、いつ帰日したのかは不明である。また、帰国後の報告なども見つかっていない。

#### ○長谷川良信

長谷川は、1922年に宗務視察員として来布している。社会事業視察が主たる任務であり、米国本土・ドイツへと向かう途中にハワイに約1ヶ月間滞在した<sup>2</sup>。当時の新聞などからは、「浄土宗本山特派使」、「内務省囑託」の肩書きが確認できる<sup>3</sup>。長谷川は、『浄土教報』上に視察途中の詳報を「鵬雲記程」として投稿している。この投稿は、全14回中9回がハワイについて記されたものであり、ここでは「鵬雲記程」から長谷川の言説を確認していく。

「鵬雲記程」の記事の内容は、寺院や社会事業施設などの視察内容のみならず、移民の抱える諸問題やハワイの新聞記者、役人との面会記録など多岐に涉っている。内容を大別すると、①視察報告、②開教施策、③移民問題、④講演、⑤その他となる。これらの内容について、長谷川の私見も記されている。

これらの内容に従ってそれぞれを見ていく。①視察報告としては、各浄土宗寺院・教会の様子や会合の内容などが記されている。この内容に最も多く紙幅が使われているが、それは「鵬雲記程」が報告を兼ねているからと推測される。視察に関しては、布哇に到着以降、「以来十有二日、専ら宗会に依る布哇開教状況の調査に従事」とあり、かなりの時間を使っていることが判る<sup>4</sup>。

視察の報告では、法友会・明照会の分裂に関しても言及している。

四月五日(晴) 朝立川氏と共に開教院旧信徒総代たる見澤、楠、高村三氏を歴訪して所謂法友会の感情融和に努むる所あらむとす、蓋し明照、法友二会の疎隔は今に開教進展上の一大支障なるを以てなり

(『浄土教報』1922年5月26日1502号:3)

ここに名前が挙げられている旧信徒総代の3人は、先に神林による仲裁の覚書に出てくる3人であろう。同記事からは、両会の融和を分裂から7年が経過した後も立川監督が行っていることが判る。更に立川は、長谷川がアメリカ大陸に出発する前日にも、長谷川を伴って楠氏を訪ねている。この事については、

四月廿六日、(晴) 立川氏は旧法友会幹部の感情を融和するに熱心なるものあり、今朝も予を拉して楠氏を訪はしむ、而も楠氏の言ふ所聞けば事情紛糾して又俄に円融を見るべきこと難きが如し、何れにせよかゝる旧葛藤が今日迄解決を見ずして来れるは遺憾至極なり

(『浄土教報』1922年7月7日1507号:5)

と立川が信徒会をまとめようとしている姿や、旧信徒総代の感情的な葛藤が未だ解決されないことを記しており、このような明照、法友両会の対立が開教の支障になっていることを報告している。

その他にも、長谷川は公立小学校や感化院、社会事業施設、一般病院、精神科病院、ライ病病院なども視察している。特に精神科病院については、日本における「精神病患者救護の不振なる現状」と日本との違いを指摘しており、アメリカでは(当時としては)整った施設がハワイの端まで整っていることに敬服せざるを得ないと述べている<sup>5</sup>。

②開教施策は、視察報告に付随する形で記されている。しかし、その記述の全てが日本の浄土宗の開教施策への批判である。パーハウ教会(ハマクア仏教会堂)を視察した際には、

旧時我が宗の教勢権内にありしが、今や真宗教会設立せられてその壟断に委し、加之、その十数年来心血を注ぎし語学校すら去歳併合せられて今や根本的に失脚の状態なり

といふ、一宗本部の無関心と当事者機宜を失せるの遺憾は拭ふ能はざる所なり。（中略）方に一宗本部の猛省を要する所たり。（中略）一宗開教方針の迂拙を悲しむと共に、布哇開教の重大なる意義に就て自ら發明する所尠からず

（『浄土教報』1922年6月2日1503号:4-5）

と、日本の本山、宗務がハワイ開教に無関心であることを批判している。このバーハウは、ハワイにおける浄土宗最初の寺院であり、その発祥の地が今や真宗の教勢に負けそうであることを嘆き、このような厳しい批判を記している。特に長谷川が開教施策について厳しく批判しているのは、マウナケア山を視察した際である。

あゝ何すれぞ布哇の小を言はむ、何すれぞ布哇を蔑視せむや、人事も亦如斯し、邦人動もすれば布哇の蕞爾たるを以て布哇の重要を遺忘す、我が開教事業に見るも亦又然り、是を一般殖民地の開教と同一視して民族擁護の使命を軽んじ、日米調和の大任を忘れ、米国伝道の策進を敢てせず、旧套三十年今にして悟るあらず、寧ろ退嬰擲抛をすら甘んぜんとす事情に迂味なるの過罪、真に恐るべく悲しむべきものありといふべし

（『浄土教報』1922年6月16日1505号:3）

長谷川は、マウナケア山において浄土宗のハワイ開教施策が朝鮮・満州開教区と同じように扱われ、しかも蔑視されていることに憤りと悲しみを表している。更にマウイ島ワイルク教会では、檀信徒から開教使派遣要請を聞き、「予は信徒諸氏が教会の爲めに熱心誠実なるは多とする所なる（中略）又一宗が此の多大の信頼を寄せつゝある宗務本山に於て冷然として開教使欠員の儘に放擲するが如きは誠しむべきの至りなるを思ふ。」と本山の対応を批判している<sup>6</sup>。

その他にも耕地の衛生状況が悪く、開教使夫人が死去していることに関して、「異境の殉教者（筆者注、開教使夫人）に対する我等宗徒の無関心を責めらるる心地す」と述べている<sup>7</sup>。このように長谷川は、視察を通じて布哇開教区の窮状を目の当たりにして、日本からの開教施策を批判すると共に、開教区への関心を持たなければならないと自戒していることが判る。

③移民問題としては、二重国籍問題について触れている<sup>8</sup>。そもそもこの二重国籍問題とは、国籍離脱の条件が厳しい当時の日本の国籍法の問題であった。ハワイで生まれた日系移民の子どもは、米国籍と日本国籍の両方を持っている。しかし、当時の日本における国籍法<sup>9</sup>では、17才未満のうちに日本領事館に届け出ない限り、国籍離脱ができない。このため、二重国籍状態の日系二世が多い。そのため、ハワイ社会における日系移民への不信感の一因であり、移民自身も問題視していた。

長谷川は、「我が内地識者の在外同胞に対して無関心不親切なるの致す所といはざるを得ず候」と、国籍法が海外同胞を苦しめているにも関わらず、国内の識者が無関心であると、日本本国の識者による冷遇を批判している。更に、「為政者はよろしく此の国籍離脱の制限を徹し」と国籍法の改正について、政府への意見を述べている。

また長谷川は、日本国籍を離脱して米国籍になった移民を、「中性的国民」と呼び、その

ような青年達が「恩情と義理との中間に立ちて進退是れ谷まるの苦裏を訴へつつあり」と日本の生活に馴染んだ親（一世）とハワイでの生活との間で挟まれて苦しい思いをしていることを紹介している。その上で、このような「中性的国民」に対して、「仏者は常に此の離国の同胞に向つて不断の友不請の友となりて最後の擁護者たるべき」と、仏教者が、国籍離脱者の支えになるよう、僧侶・開教使の在り方について論じている。

④講演は、ハワイ各地で行った講演について記録をさす。その内容や、講演の反応など様々に記している。長谷川は、各島の寺院を訪れた際には、ほぼ毎回講演を行っている。例えば、4月2日に開教院で行った『日米問題と仏教』という講演の際には、日本領事館に勤めるある人から、キリスト教徒の学者の講演<sup>10</sup>では、「全然日本の精神を欠如せる点に痛憤」しており、長谷川の講演には共鳴することがあった、という感想を聞いたと記している<sup>11</sup>。そして、講演が「国民的信念を慰むるに足るものありけり」と同胞慰問になったことに安堵している様子が見ええる。

その他にもヒロでは、日本劇場を会場にして「現代の社会問題」という講演を行っている<sup>12</sup>。これは、信徒のみならずヒロの日系移民などに向けたものであったようであり、「会衆約四百、此地の有識階級を網羅す」と記されている。この講演では、日米関係や仏教とキリスト教との関係について話したようであり、「日米関係、仏耶関係の上に多少共良好なる影響を及ぼせることは予の信じて疑はざる所なり」と、ハワイにおける諸問題に少しでも良い影響が出るように講演を行ったと記している。

⑤その他にも、ハワイの英字新聞である『ホノルルスターブレティン』(“Honolulu Star-Bulletin”)の記者と面談したことが記されている<sup>13</sup>。記者は、浄土宗の開教精神が単なる移民擁護の精神から来ているのではないかと質問している。これに対して長谷川は、浄土宗の開教精神について、「仏教文化の洽及によりて精神的に日米の親善を期する所以」、「米国民が東亜三千年の文化の精髓たる仏教を理解し依て以て世界永遠の平和に貢献せられむことを望む次第なり」と答えている。そして、来布の目的も「以上の如き我が宗開教の精神が那邊まで徹底せるかを詳知せんが為めにして固より国粹擁護、日本村建設の助長にはあらず」と述べている。

長谷川の言説からは、日本の浄土宗の開教施策の批判や、日本政府や識者の国籍法への対応の批判などが展開されている。また長谷川は、仏教を日米親善に寄与するものとして捉えていたことが判る。

## ○神居琳応

神居は、1926年6月19日に同胞慰問使として来布し、同年8月10日に日本に帰国した。資料上、浄土宗が同胞慰問使として布哇開教区に派遣したのは、神居1人のみである。神居は、開宗750年紀年法要の導師も各寺院にて勤めた。神居の来布に関しては、開教院による「寄金勧募趣意書」に目的や主旨が記されている。

移民地や殖民地には猶更、宗教信仰が無ければ立派に国運の発展を期することは出来ません。是れ同胞の数多、移住せる我布哇の地にも諸種の宗教、特に仏教信仰が旺に鼓吹せらるゝ訳であります。而して其仏教各派の中に於ては最近諸名僧の来教せらるゝもの多き中に、独り我浄土宗のみ、名匠の巡教なく、教化動もすれば衰頽に帰せ

んとするのは同胞の為め実に嘆かほしい次第であります。(中略) 信徒各位より御喜捨を賜り折角の法要をして厳修し、同胞精神の向上並に国運発展の基礎を強固にするの道を進めしめ給はんことを衷心より願ひして息まない所以であります。

(『浄土宗開教院日鑑』:55)

この趣意書によると、浄土宗だけが名僧と呼ばれる僧が来布していないと、開教区が認識していたことが判る。そこで、宇治平等院管長でもあった神居に白羽の矢が立ったのである。また、同胞精神の向上と国運発展も目的としていた。

神居の来布において重要な出来事は、布哇開教区初の五重相伝が開かれたことである。五重相伝とは、浄土宗檀信徒にとって重要な儀礼儀式であり、戒名の生前授与も行われる。開教院における五重相伝は、6月22～25日まで行われ、来聴者が堂からあふれていたことが『日布時事』の記事に記されている<sup>14</sup>。この他にもヒロ明照院では、7月13～18日に神居による五重相伝が行われたことが判っている<sup>15</sup>。

神居が各島で行った講演は人気があったようであり、『布哇報知』・『日布時事』両紙には、各講演会が大盛況であったことが報じられている。神居が平易な言葉で仏教について語っていることが一因だったようである。講演の内容は、移民問題や人口問題、日米親善問題などの当時の世相を反映したものや、ソクラテスなどの西洋哲学、明治の偉人の道徳観などの哲学的なもの、法然の思想や地獄極楽の存在についてといった、仏教や浄土宗についてなど、幅広い内容を語っていたようである。注目すべきは、これほど講演の内容などが詳細に新聞の紙面に登場するのは、浄土宗の僧侶では神居が唯一である。

このような神居の動向の中でも、特に興味深い点は、耕主、即ち日系移民達が多く属する農園の耕主と会見していることである。神居は、マウイ島プウネネ教会を訪れた際に、耕主と会見し、

布哇仏教は平等大悲の宗教であつて又米国仏教である。仏教僧侶は等しく三宝恩を中心として米国のために平等平和を造らんと此の土地の安全に尽くしている

(『日布時事』1926年8月1日)

と、ハワイにおける仏教の役割について述べたという。この記事では、仏教がアメリカのために役立っている、役立とうとしていると記しており、日米親善に仏教が役立っているという神居の見解が示されている。

また神居は、浄土宗の僧侶として初めて、日系新聞に寄稿を寄せている。神居がハワイを離れる直前の8月10日から15日を除く17日まで、『布哇報知』の紙面に「在留同胞慰問に就て」という特別寄稿が掲載された。これらの内容は、ハワイで行った講演をまとめたものであると推測される。

これらの記事では、「東洋文明には精神文化の特長がある、西洋文明には物質文化の特長がある、其れが岸辺に於て相触れ、相砕け、融合し、一致し、世界の文化を統一する重大責任を有つてをる」とハワイを東西文化の融合地としている<sup>16</sup>。また、後藤新平の移民政策に触れ、人口過剰に対する問題は移民政策で解決することができるも、政治家が政論家ばかりで実行家ではなく、むしろハワイの移民は、日本における人口過剰問題の懸案を実

行して解決していると述べ<sup>17</sup>、そのような移民は「他国の御厄介に成つて居られるものがあります、そこには気兼ね苦勞の多いことであらふと思へば、拙僧のやうに日本内地に居るものは真に同情申上げねばなりません。」と述べる。

一方で浄土宗・浄土教の教えにも触れ、「阿弥陀仏の根本思想」が本願であり、「小さい個人を捨り大きいものゝ中に生かしてゆくことが仏陀の本願」であり、大乘思想であると述べる<sup>18</sup>。そして、明治維新によって封建的な愛国思想が「中央専権の愛国思想」になり、「これが明治維新の大乘思想」であると論ずる。更にこのような愛国心は「国際的愛国」でなければならないと主張する。また、善導大師や法然の思想に触れ、浄土宗は「慈悲の大精神に動かされたる宗門」であり、慈悲によって「日米の親善」ができるのだと、浄土宗の教えが国際親善に繋がると述べる<sup>19</sup>。そして、神居は投稿の最後に、アメリカの移民の門戸が再び開くような行動を移民に求めている<sup>20</sup>。

在留同胞諸君よ、希くば皇上の稜威の下に生、仏陀や宗祖の聖訓に基き、堅実なる信念に住し、米国の領地に衣食せられる已上は、米国の法規に従ひ、米国の人々と親交を重ね、日米親善の鍵と為り諸君の立派な行動によつて一度閉ぢられたる日本移民の門戸も再び開放せられるやうに穩健着実なる行動をせられんことを望んで止まない次第である

(『布哇報知』1926年8月17日号)

以上のように、神居の言説からは、浄土宗の教えから日米親善が語られていることが判る。また、開教院の趣意書では、国運発展が謳われているが、神居にとっては、日米親善や排日移民法撤廃が国運の発展と捉えられていた。また、神居の言説にも愛国心といった語が屢々使用されているものの、それは国際的視点から論じられたものであった。

#### ○松涛泰巖

松涛は、1928年12月1日に文部省からの命によって来布した。松涛は、九州帝大教授である他、浄土宗の僧侶であった。松涛は1918年にも、文部省留学生としてハワイを訪れており、欧米に渡る途中に約2週間視察を行ったことが判っている<sup>21</sup>。ただ、この際の記録などは残っておらず詳しいことは判らない。

1928年に来布した際は、『日布時事』の記事によると、文部省の命令によってハワイの教育や日本語教育の視察を行うことが目的であった<sup>22</sup>。この視察に関しては、松涛が当時教授として勤務していた九州帝大の要覧に、視察の記録が掲載されている<sup>23</sup>。『日鑑』の記録によると、松涛は開教院に滞在していたようであり、当時開教使として赴任していた宮本文哲などは松涛の教え子でもあったようである。

『日鑑』には、開教院で行われた講演会について記録が残っている。この講演は、「大和民族の国民精神」という題で行われ、内容がまとめられている。

松涛氏の大和民族の国民精神につき所信を獅子吼された  
現代の流行思想の中に立つて力強く我等民族の行くべき所を教へた快き大演説であつた而して其の内容は大括次の如きものがあつたのである

- 一、忠孝一本（君をあがめ先祖を尊ぶ）
- 二、皇室中心
- 三、義侠心
- 四、国民性は強くしかも他国の文化思想を取り入れ同化して行く斯くして大和魂のまけずぎらいなことや順応性同化性に傾き及ぼしその深遠な蘊蓄を約一時間半に涉つて披瀝された近時頻りに洋化米化の叫ばれる時痛快な雄叫であつた

（『日鑑』：119）

この記録が、開教使の誰が記したのか不明であるが、「近時頻りに洋化米化の叫ばれる時痛快な雄叫であつた」とあるように、開教使にとってアメリカ化に対して抵抗感があつたことが判る。また、皇室に関する発言がなされたのは、来布した浄土宗僧侶としては初めてであつた。

#### ○大村桂蔵

大村は、1930年7月18日に汎太平洋仏教青年大会の日本代表として来布した。大村は、陸軍大学、大正大学の教授であり、大会の副議長を勤めた。また、大会終了後は、ハワイとアメリカ本土の宗教教育の視察も行った。『日布時事』では大村を、

陸軍大学、大正大学教授の大村桂蔵氏は『教育と宗教』を主筆し『教育学汎論』『国民教育の根本義』の著述などありて、故国に於ける宗教教育のオーソリチーである。

（『日布時事』1930年7月19日）

と、僧侶というよりも宗教教育の専門家と日系社会に紹介していた。また、大村自身も同記事において、

宗教教育は形式の上では米国が一番進んでゐるやうた欧州の其れは理屈に凝り過ぎてゐる、米国は新らしく且つ實際的で今度其れを視察しやうと思つてゐる。布哇でもミツション・スクールを見たい、日本は四五年来宗教教育が盛んで中学高女でも宗派に偏せぬなら宗教を教育してもよいと云ふほどになつて来た云々

（『日布時事』1930年7月19日）

と、アメリカやハワイの宗教教育に関して興味を持って訪れたと述べている。7月19日から27日まで行われた汎太平洋仏教青年大会の間、大村は副議長として種々の会議や式典などに参加し、ホノルルでは、一般向けの講演などは行わなかつたようである<sup>24</sup>。『日布時事』によると、一般向けの講演は、マウイ島、ハワイ島、オアフ島ハレイワでのみ行われたようであり、その内容も基本的には、宗教と教育や、皇室に関するものであつた<sup>25</sup>。また、マウイ島では療養院を慰問に訪れ<sup>26</sup>、ハワイ島では布哇島中央教育会主催の教育講習会において講師を務めるなどした。しかし、他の来布した僧侶達とは違い、あまり仏教や浄土宗に関した言説などが残っていない<sup>27</sup>。

一方、『浄土教報』への寄稿では、浄土宗の開教制度に関する批判や、開教使の在り方に

ついて記している。大村が各寺院を視察した際に、現地の檀信徒から

開教師（ママ）が早く日本へ帰らぬやうによく勧めて行ってくれとの注文を、教団員から聞く。（中略）教団員の頭痛は開教師（ママ）の引退帰国にある。それのみを苦に病んで居る。思へば教団員は気の毒だ。

（『浄土教報』1930年8月31日1866号:5）

と、開教使が帰国してしまうことの悩みを聞いたことを記している。更に浄土宗の教勢が本派本願寺に負けていることについて、「本派本願寺の今村監督が三十年以上も其地位を維持して頑張つて居るに対して、我浄土宗は余りに監督が変り過ぎて居る。」と開教監督の頻繁な交代が浄土宗の教勢不振の原因であると指摘している。その他にも、教勢の拡大には「巧みなる英語伝道者を要する」と述べ、「青年宗侶にして英語に巧みなる者而かも殉教な精神に燃ゆる者で、布哇に躍進する人がほしいと思ふ。」と、英語伝道の必要性を述べている<sup>28</sup>。

大村による開教区の視察報告は、ハワイにおける開教施策や、開教に対する宗内の意見にある程度変化をもたらしたようである。大村の帰国後、『浄土教報』の社説にあたる巻頭言では、「布哇開教の将来」という記事が掲載される。同記事では、大村が当初宗教教育の研究旅行を目的としていたが、開教区の実情を見て、

教授は屢々旅行目的を変更して萎微沈滞せる宗門開教事業の現状に奮起し、只管その作興に尽力し、旅行の大部分の勢力をこの為めに費したさうである

（『浄土教報』1930年11月16日1877号:1）

と目的を開教事業の立て直しに変更したことが伝えられている。その上で開教事業の二大要素が「伝道師と伝道費で、人と資金」と述べ、そこに問題があると示す。特に資金に関して、

日本仏教の宗教的信仰的慣例に於て、基督教の如く一般信者が進んで開教事業、即ち外国伝道に資金を提供することは殆んど絶無である以上、伝道資金の問題は到底将来に於ても今日以上の増加は望めないかも知れない。

（『浄土教報』1930年11月16日1877号:1）

と、日本仏教とキリスト教との違いから資金の増加が望めないとしている。その上で、「故に将来開教事業の発展は主として開教使自身の人的解決に依る外はな」と、開教使の育成に力を入れることを今後の開教施策にするべきと提言している。具体的には、大正大学に開教使養成機関を設けることなどと記されているが、大村による報告を元に「一宗的世論を喚起」して、宗務所の方針を変化させることが必要である、と巻頭言に示している。

このように、当初は目的が違ったとはいえ、大村が布哇開教区を訪れたことは、浄土宗内に開教事業の見直しを迫る空気を作ったのである。ただ、このような提言がなされながらも、具体的な布哇開教区への開教施策の変化は見られなかった。

## 第2節 管長代理として派遣された僧侶

さて先の5人とは違い、五島法住・酒井教順・窪川旭丈の3人は、浄土宗管長代理として、大きな法要の導師を勤めることを主な目的として派遣された。当時の浄土宗では、大きな法要や宗が指定した法要などを地方や開教区で行う際には、管長代理を指名し、その僧侶が導師や法話などを行っていた。

ハワイに派遣される管長代理は、日本の浄土宗によって任命されている。選定基準などは不明であるが、3人共、当時の有名な布教師であり、そのような点から選ばれていることが推測できる。ただ、布哇開教区側も派遣される人選に関して指命をしていたようである。1924年にハワイで行われた開教使会議では、開宗750年大法要について話し合いが行われており、この際に法要の導師の人選についても検討されている。

### 3. 使僧請待ノ件

人選 第一候補 増上寺法主  
第二・・・ 椎尾博士  
第三・・・ 岩井上人  
第四・・・ 福島上人

(『日鑑』:12)

ここでは、第1候補が当時の増上寺法主、以下3名が挙げられており、布哇開教区としては、ある程度の知名度と実力を持つ僧侶を派遣して欲しい様子がうかがえる。第2候補の椎尾博士とは、椎尾弁匡のことであり、第3候補の岩井上人とは、後に浄土宗管長になる岩井智海のことであり、いずれも当時から名実ともに揃った僧侶であった。ところが、開宗750年法要は、後に立川監督が死亡したこともあり、1926年に来布した神居が法要の導師を勤めることになる。

それでは、管長代理として来布した僧侶達は、ハワイにおいてどのような活動を行ったのであろうか。

### ○五島法住

五島は、1928年6月29日に来布し、同年8月21日に帰国した。五島は、初めて浄土宗管長代理という肩書きで布哇開教区に派遣された僧侶である。その他にも、総本山特使、同胞慰問使と肩書きが書かれているが、主たる目的は、善導大師1250年法要の導師を勤めることであった。

善導大師1250年法要とは、1930年が善導大師の死から1250年になることを記念して行われた、「善導大師一千二百五十年遠忌報恩大法要」のことである。1927年4月1日に教令第12号として発せられた「善導大師遠忌報恩法要規程」によって、総本山知恩院では1930年3月に、その他一般寺院や教会所は1930年2月末までに行う事と決められた<sup>29</sup>。開教区の中でも、善導の遺跡などが残る支那開教区に於いては、1930年5月と決められているが、その他の開教区に関しては一般寺院などに準じた扱いとなっていた。また、教令第十三号「善導大師遠忌報恩伝道並ニ記念事業規程」の第2条では、海外への宣伝が謳

われており、善導大師や浄土宗の教義などを内外に伝えることが事業として行われていた<sup>30</sup>。実際に善導大師の伝記の英訳は、知恩院内の学寮を中心に行われていたようである<sup>31</sup>。五島の行程については、『日鑑』に記録が残っている(Table1)<sup>32</sup>。

Table 1 五島の日程表

6月30日	来布	オアフ島
7月1日	本部善導遠忌午後二時	オアフ島
7月2日	開教使会議	オアフ島
7月3日	開教使会議、本部青年修養伝道	オアフ島
7月4日	本部青年修養伝道	オアフ島
7月5日	本部青年修養伝道	オアフ島
7月6日	本部五重オサライ	オアフ島
7月7日	ハレイワ教会	オアフ島
7月8日	ハレイワ教会	オアフ島
7月9日	午後二時発ホ馬哇へ	船
7月10日	馬哇三教会	マウイ島
7月11日	馬哇三教会	マウイ島
7月12日	馬哇三教会	マウイ島
7月13日	馬哇三教会	マウイ島
7月14日	馬哇三教会	マウイ島
7月15日	馬哇三教会	マウイ島
7月16日	馬哇三教会、十一時ラハイナ発	マウイ島、船
7月17日	朝布哇コナ、マフコナ着晩ハビー教会	ハワイ島
7月18日	昼ハビー、晩カパウ	ハワイ島
7月19日	昼夜カパウ	ハワイ島
7月20日	朝コハラ発昼ワイメヤ布教パウハウ着	ハワイ島
7月21日	夜パウハウ	ハワイ島
7月22日	昼パウハウ、夜ラウパホエホエ布教	ハワイ島
7月23日	昼夜ラウパホエホエ、オーカラ	ハワイ島
7月24日	明照院五重	ハワイ島
7月25日	明照院五重	ハワイ島
7月26日	明照院五重	ハワイ島
7月27日	明照院五重	ハワイ島
7月28日	明照院五重	ハワイ島
7月29日	朝オーラア教会昼夜	ハワイ島
7月30日	オーラア教会	ハワイ島
7月31日	午前オーラア墓参ヒロに帰る	ハワイ島
8月1日	ヒロ明照院よりカウへ発	ハワイ島
8月2日	カウより帰る	ハワイ島
8月3日	ハカラウ	ハワイ島
8月4日	ハカラウ	ハワイ島
8月5日	ワイナリ	ハワイ島
8月6日	ワイナリ	ハワイ島
8月7日	予備	ハワイ島
8月8日	予備	ハワイ島
8月9日	午後四時発ホノルルへ	船
8月10日	午前七時着ホ	オアフ島
8月11日	休養	オアフ島
8月12日	午前八時発ホ加哇へ	船
8月13日	加哇二教会	カウアイ島
8月14日	加哇二教会	カウアイ島
8月15日	加哇二教会	カウアイ島
8月16日	加哇二教会	カウアイ島
8月17日	午前加哇発ホノルルへ	船
8月18日	午前五時半着晩開教院益	オアフ島
8月19日	昼開教院益	オアフ島
8月20日	帰国準備	オアフ島
8月21日	春洋丸発ホ	船、帰国

この記録によると、五島は移動も含め休む間もほとんどなく、善導の法要や法話などを行っていたようである。6月29日にホノルルに到着し、検疫などが完了して30日に上陸すると、翌7月1日には開教院の善導大師1250年忌法要を行い、講演会を行っている。この講演会については、『布哇報知』の紙面に「我々の生活を両手にたどって オアフ劇場の大講演」という記事で紹介されている<sup>33</sup>。同記事によると、聴衆約1,000人が集まったようであり、1時間40分の講演が行われたようである。この講演では、慈悲と智慧について述べており、「進んで止まぬ智慧求むると同時に進んで一日の奉仕を以て慈悲を表さねばならぬ」と智慧の向上が慈悲の実践ともなり、この2つを合わせることによって仏行が全うされると教義的な内容から、社会での行動規範について述べていた。

この講演会が成功したことによって、7月3～5日に行う予定の青年修養講話は、一般向けにも公開することとなった。また、4日の午後の講話では夫人修養講話も行っている。これらの講話の内容について、『日鑑』には簡単な記録が残っている。『日鑑』によれば、慢心を抑えるには礼拝行に勤めることや、阿弥陀如来について、感謝の心についてなど、2日の講演会と同様に教義や一般道徳など様々な内容が語られていることがわかる<sup>34</sup>。

また、五島の来布は、それなりに日系社会に影響を及ぼしたようで、7月6日の『布哇報知』には、「昨今のホノルル宛然僧侶の町だ 宗教家の永住土着が第一必要である」という記事が掲載される。この記事では、

お寺に詣ると云ふ事は心の慰安を求むると云ふ事で寺に詣る人の多い程、其社会には悪事が少いと結論に達する（中略）アナタ夜遅くなつて困りますよ一体どこへ遊びに行つたのですかなど亭主に愠気する人はお寺詣りをなすがよい、然らば亭主は料理屋趣味を転じてお寺主義となり、自然家庭が平和に治まる。（中略）家庭の平和を保つ一つは夫婦揃つてお寺や教会に親しむと云ふ事が必要条件であらねばならぬ

（『布哇報知』1928年7月6日）

と寺への参詣が奨励されている。同記事は、女性向けの紙面に掲載されているが、仏教に関する内容が女性向け紙面に掲載されることは、『布哇報知』においては珍しいことである。これは、4日に夫人向けの講演会を行ったことが一因であろう。特に寺への参拝から家庭に平和が訪れると書かれている点は、興味深い。

また五島は、8日にはハレイワ浄土宗教会において、入仏式や先亡回向の導師を勤めるなど、善導遠忌の法要や講話のみならず、種々の法要、行事に参加している。7月9日以降は、各島を巡教し、ハワイ島ヒロ明照院では7月24～28日まで、五重相伝の戒師を勤めている。そして、8月18日にホノルルに戻ると、19日まで開教院の盆法要を勤め、21日には帰国の途についている。

以上のように、日系社会においてもある程度の影響を及ぼした。しかし、五島の離布直後の8月23日には、高松宮宣仁親王が乗艦する練習艦八雲を含む、帝国練習艦隊がハワイに寄港したことにより、新聞の紙面のみならず、『日鑑』からも善導遠忌や布哇仏教などの話題は消えてしまった。

## ○酒井教順

酒井は1932年6月30日に来布し、同年8月30日に帰国した。酒井の主な任務は、浄土宗開教院移転に関する新殿堂落成式と管長代理として、各寺院で行われる宗祖降誕八百年大法要の導師を勤めることであった。酒井は、1906年5月に当時の管長山下現有猊下が、韓国開教区に巡教する際に、御代説として派遣されており、開教区における活動実績があることが判っている<sup>35</sup>。酒井に関する記録は、『日鑑』にはほとんど無く、ハワイの日系新聞にも落成式に関するものが残っているのみである。唯一、酒井の動きを具体的に記しているのは、マウイ島で当時発行されていた『馬哇新聞』のみであり、それもマウイ島内での動静のみである。

酒井は、7月2～4日にかけて行われた本堂落成式・入仏式・宗祖降誕八百年法要の導師を勤めており、入仏式には約5000人が参拝に訪れたと記録されている<sup>36</sup>。新築となった開教院に関しては、日系社会の企業を利用したことや、日本から小野田セメントを輸入して建設に使用したことなどから、建物自体や建築費用などに関する記事が散見される<sup>37</sup>。

酒井の来布の特徴として、酒井を戒師とした受戒会が数多く開かれていることが挙げられる。オアフでは7月7日より1週間、受戒会が行われており、新聞にも、

人生問題解決は宗教でなくてはならぬ、此の不況時代に最も適応せる宗教行議は通仏教的の受戒会である。宗門の如何に拘わらず速に加入して真に趣く総ての方向を知られよ

(『布哇報知』、『日布時事』1932年6月30日)

と開教院で行われる受戒会の広告が掲載されていた。この広告では、浄土宗的な受戒ではなく、「通仏教的の受戒」と書かれている点が特徴であろう。つまり、浄土宗の信徒のみならず他宗派からの参加も勧めていることが判る。これは、ハワイ特有の多重帰属という特徴が反映されているからであろう<sup>38</sup>。また、オアフ以外にも、マウイ島、カウアイ島でも受戒会は行われており、ハワイ島では五重相伝が行われるなど、これまで来布した僧侶よりも数多くの受戒会が開かれている。

## ○窪川旭丈

窪川は、他の来布した僧侶と違い、管長代理としてハワイを訪れた直後に第6代開教監督福田闡正の後代として開教監督として着任しており、事情が特殊である。本章では、管長代理として来布した期間について焦点を当てる。

窪川は、1937年6月18日に三上人遠忌法要の管長代理導師として来布し、同年8月10日に帰国した。三上人遠忌法要とは、1937年が浄土宗第二祖鎮西国師聖光、第三祖記主禪師良忠、知恩院二世勢観上人のそれぞれ、七百回忌、六百五十回忌、七百回忌にあたり、これらをまとめて執り行った法要のことである。1935年3月30日に発布された教令第3号によって、種々の法要規定などが定められた<sup>39</sup>。ただ、この教令では「大紹正宗国師記主禪師遠忌記念法要規程」と、勢観について触れられていないが、同年7月25日の浄土宗管長岩井智海による訓示第2号では、「迺ク大紹正宗国師、然阿記主禪師、勢観房源智上

人ノ御遠忌ヲ邀フルニ当リ曩ニ之レニ関スル諸種ノ規程ヲ設ケテ之を公布セリ」と三上人の遠忌法要になっている<sup>40</sup>。教令第3号の規程によると、

## 第二章 記念伝道

第九条 教区及開教区布教団ハ昭和十一年四月ヨリ同十三年三月ニ至ル間ニ於テ時期ヲ定メ記念伝道ヲ行フベシ記念伝道ハ二祖三祖ノ指南ニ依リ宗意ノ顕彰ヲ趣旨トス

第十条 教区及開教区ニ於テ前条ニ規程スル記念伝道ヲ行ヒタルトキハ之ヲ宗務所ニ届出ヅベシ

第十一条 宗務所ハ教区又ハ開教区ヲ指定シ第九条ニ規定スルモノノ外ニ特ニ記念伝道ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ニ依リ宗務所ガ特ニ指定シテ伝道ヲ行ハシメタル教区又ハ開教区ニ対シテハ補助金ヲ交付スルコトアルベシ

(『宗報』1935年3月211号:6)

とあり、三上人遠忌の実施に関して、1936年から1938年の間に行うことが規定され、更に宗務所が指定した開教区には、補助金が交付されることになっていたことが判る。ただ、『日鑑』や『記録』などには、補助金の交付に関する記録はなく、交付されたのかどうか不明である。

また、この三上人遠忌は、浄土宗にとって特別な意味が付与されるものになっていく。1935年3月から企画されてきたこの遠忌は、1936年2月26日の二・二六事件といった国内の事件や、日中間の緊張の高まりといった国際情勢を鑑み、国策と協調した意味が付与されていくようになる。その課程を以下で確認していく。

1935年7月20日に告示された告示第20号では、「時局ニ処スル我國民ノ生活指導ノタメ特ニ法然上人並ニ第二祖第三祖及勢観上人ノ業績ヲ顕昭スベク左記ノ通り施行ス」と布教方針に関して、時局に関する国民の生活指導と法然と三上人の業績を顕彰するためと別に扱われている<sup>41</sup>。しかし、1937年3月6～12日まで総本山知恩院で行われた三上人遠忌に際して配布されたパンフレット『三上人御遠忌のしるべ』では、以下のように記載されている。

国民思潮は全く混沌たる状態を呈し、日常の信義礼節より長幼の序、男女の分に至るまで次第に門却せられ、大にしては国体の尊厳を忘れ国民たるの本義を失はんとするものあるに至りました。

是を以て大正十二年十一月十日には国民精神作興に関する詔書を下したまひ（中略）昭和元年十二月二十八日、今上陛下踐祚朝見の御儀には「思想はややもすれば」（中略）勅語を煥発あらせられ、いたく晨襟を悩ませ給ふことは洵に恐懼の至りであります。元祖大師開宗以来皇室の殊遇を蒙ること最も厚い我が宗の教徒たるものは、その僧侶たると在俗たるとを問はず、常に宜しく意を致して国民信念の徹底に貢献するところがなくてはなりません。

殊に最近十年間に於ける著しき国運の進展は、同時に内外各方面に向つて多大の危機を孕み、非常時国難の今日より大なるものなきは、夙に国民の痛感する所でありま

す。

かかる国家の重大時期に際して我宗は、第二祖鎮西国師七百回忌、第三祖記主禪師六百五十年回忌、知恩院第二世勢観上人七百回忌を迎ふるのであります。(中略)大法要を勤修し、報本追恩に資すると共に、広く布教伝道の陣容を張つて国民思想の善導に尽し、更に又直接社会教化の実績を挙ぐる為に、各種の記念事業を施設し、以て皇恩の万々に酬み奉らんとする所以であります。

(〔三上人遠忌事務局 1936:1-5〕)

このパンフレットでは、1923年の国民精神作興に関する詔書ならびに1926年の「踐祚後朝見式ノ勅語」について触れ、三上人大遠忌は、国民の思想善導の一環であり、皇恩に報いるものである明示されるようになる。このパンフレットは1936年6月に作成されたものであるが、1937年1月1日に告示された告示第1号でも、

方今列国ハ希有ノ世變ニ際会シ我国亦非常ノ時難ニ遭遇スコレ正ニ挙国弥々振張ヲ要スルノ秋ナリ偶々宗門ハ本春ヲ以テ三上人追遠忌辰ノ法要ヲ修行ス須ク闔宗道俗協力一致以テ正法ノ興隆ト宗風ノ宣揚ニ邁往スベキナリ

(『宗報』1937年1月233号:3)

と、時局と三上人遠忌を関係させた記述が見られる。このように、三上人遠忌は国家の動きに則った意味付けがなされるようになっていった。

さて、布哇開教区における三上人遠忌に際して最初に検討されたのは、『日鑑』に依ると、1936年1月25日の教団総会である。ここでは、「五、三上人御遠忌勸修ノ件 昭和十一年カ昭和十二年高僧推薦スルコト」と検討されている。また『記録2』からは、1936年8月11、12日に開催された第13回開教使会議において、

#### 請願案

##### A.本宗三上人法要勤修ノ件 (本部、ヒロ、ワイルク)

- 管長特請カ、管長代理特請カ
- 予算編成ノコト

##### △決議

- 管長特請ハ昭和十二年ノ夏季トシテ事情ニヨレバ其ノ翌年ニテモ宜シ) 宮本ヲ相談役トシテ交渉ハ本部ニ委任ス。
- 交渉ハ出来ル限り速カニシテ結果ヲ各教会ニ通知ノコト。
- 管長□願不可能ノ際ハ適任者ヲ管長代理トシテ特請。其ノ交渉モ本部一任。

(『記録2』:201-202)

と、三上人遠忌に関して、管長の派遣要請を検討していることが判る。これまでの管長代理の派遣に関しては、日本とハワイのどちらが派遣依頼をしているのか不明であった。しかし、三上人遠忌に関しては、布哇浄土宗教団が、管長へと派遣依頼を検討していたことが判る。当然、浄土宗のトップがハワイへ来ることは、宗教的な意味のみならず、ハワイ

日系社会における浄土宗の立ち位置にも影響があると予想していたであろうが、特に2点の理由があったと推測できる。

まず第1に浄土宗内の事情として、当時、台湾や韓国、満州などの開教区には、すでに管長親教がなされており、そのような点からも布哇開教区が管長親教を求めていたと思われる。第2にハワイ日系社会としては、1926年に本願寺派第二十二世大谷光瑞の弟、大谷尊由が来布、1930年には日蓮宗管長代理柴田一能が来布するなど、他宗派のいわゆる高僧がハワイを訪れていたことが背景にある。そのような中で管長をハワイに呼ぶことは、ハワイ仏教界や日系社会において、浄土宗の立場が優位になると考えられていてもおかしくはない。

このような布哇浄土宗教団内での検討があった後、1937年5月25日の『日布時事』に「窪川旭丈師来布 三上人法要に布教」という記事が掲載される。ここでは、窪川の来歴などが紹介され、「布哇よりの熱烈に特招を懇望した結果日本全土布教日程を割り約二ヶ月間布哇の天地に法雨を濯くことを諾した」と、布哇開教区が窪川を指名したことが記されている<sup>42</sup>。また同記事では、窪川が三上人遠忌のために来布することについて「今回大法要の三上人中浄土宗第三祖記主禪師の開基にかかる光明寺の現貫主が、布哇の三上人大法要に伝導することは誠に意義深いものがある」とその意義を記している。三上人の内、三祖良忠は光明寺の開山上人であると伝えられており、当時の光明寺貫主窪川が来布し、法要を勤めることは、当時の日系社会の中でも意義深いものとして捉えられていたであろう。

窪川は、1937年6月18日に来布し、ハワイ各島を巡り、8月10日に帰国した。ただ、残念ながら『日鑑』や『記録2』には、来布・離布の日付が記されているのみで、法要の内容などの記録は残されていない。しかし、各日系新聞には、窪川について記事が残されており、これらの記事から窪川の動きを確認したい。

6月19日の『日布時事』には、窪川の来布を伝える記事が掲載されている<sup>43</sup>。ここでは、ハワイに到着した直後のインタビューが掲載されており、「場合によっては、米大陸へ行くかも知れません」と、ハワイだけでなくアメリカ本土にも法要と布教に赴くつもりであったことを述べている。実際には、ハワイのみでの帰国となってしまったが、窪川自身が開教区に対して興味を持っていることが判る。また、6月21日の『日布時事』には「三上人大法要と窪川僧正日程 縦横無尽の大雄弁」という記事が掲載され、6月20日に開教院に於いて勤められた三上人大遠忌法要の様子が伝えられている<sup>44</sup>。同記事に依ると午後1時半からの法要には、多くの参拝者が集まり、窪川は2時間に及ぶ法要と法話を行ったようである。また、夜には法要記念の結縁授戒会が開催され、約300人が訪れ、窪川から戒が授けられている。そして、6月21～23日の午後2回、法要と法話を行う予定であるなど、窪川がハワイを訪れたことは、浄土宗の檀信徒にとって一大事であったようである。

窪川の評判として、『馬哇新聞』には「一席三万両」というニックネームが紹介されている<sup>45</sup>。実際に日本でそのように呼ばれていたのか不明であるが、増上寺執事長時代に、増上寺大殿新築の寄付金募集に際して、法話を一席行くと3万金の寄付者を出した、というエピソードが紹介されており、窪川の法話はそれだけ聞く価値のあるものだとして紹介されている。マウイ島での巡教では、三上人遠忌法要の他、講演会と結縁授戒会が行われている。プウネネ浄土院における講演会では、布哇開教区の歴史について語っており、清水・伊藤

時代と現在（1937年）を比較した内容であった<sup>46</sup>。また、受戒会では、100名以上が受者として参加していたことも伝わっている。

また、窪川は浄土宗のみならず、他宗教にも招かれている。6月24日にはハワイ島ヌアヌ基督教青年会において、7月29日には曹洞宗コナ大福寺にて説教を行っている<sup>47</sup>。更に法要以外にも療養院への慰問など、移民への慰問活動も行っていた<sup>48</sup>。そして、約2ヶ月に渡りハワイ各島を巡った窪川は、8月10日に日本への帰路についた<sup>49</sup>。

ハワイにおける三上人遠忌においては、講演会の内容などの詳細な記録が残っておらず、日本と同様の意味付けがなされて執り行われていたのか不明である。ただ、窪川の来布以降、布哇開教区に、満州事変以降、国策に協力していく日本の浄土宗からの要請が増えていき、窪川監督時代になると様々な変化が現れる。

### 第3節 開教区の言説と派遣された僧侶の言説

以上、派遣された僧侶、管長代理8人の言説と活動を確認してきた。では、このような日本から訪れた僧侶に関して、布哇開教区はどのように対応したのであろうか。法要の準備や寄付といった対応だけでなく、実際に来布する僧侶が勤める法要に関して、他の慰問伝道や法要の宣伝は行われているものの、法要について大々的に記事が投稿され、日系社会に説明が行われているのは、五島による善導大師遠忌法要のみである。

浄土宗開教院は、1928年6月24日から28日の5日間、『布哇報知』紙上に「善導大師千二百五十年御遠忌を迎ふるに先ち全布哇同胞に訴ふ」という記事を投稿している。これらの記事の内容を大別すると、①法要に関すること、②仏教について、③善導・浄土宗について、④キリスト教との関係性、⑤社会への貢献となる。

①法要に関することは、善導大師1250年法要に際して五島が来布し、法要と講演会を行う事が日系社会に向けて紹介している。対外的に、五島の来布について述べているのは、この記事が初めてである。そして「善導大師への予備知識を以てどうぞ御法要に御参列していただきたいのでございます。」と、この投稿記事の目的が述べられている<sup>50</sup>。

②仏教については、ハワイの仏教について触れられており、開教院がどのようにハワイにおける仏教を捉えているのか、よく判るものである。当時のハワイにおける仏教について、

仏教は日本の国体宗教国民性等と契合した他にみられぬ日本そのものへの仏教と仕立てられて日本を生かした。そして日本の仏教は日本色のまま日本人と共に布哇に入った。しかしてそれは恐らくは布哇の日本仏教であった。

（『日布時事』1928年6月25日）

と、日本の仏教が移民と共に流入していったものであると述べている。また、日本仏教は、国体や宗教、国民性と一致したものであると述べている。その上で、

今この布哇の仏教をながむる時、今迄は日本仏教制度そのままの延長か、特殊神秘的説教かさもなくば迷信的現世執着の祈祷位でしかなかつた。文字そのままの生々した開教のひらめきの片鱗たも窺ふことが出来なかつた。

『日布時事』1928年6月25日)

と、布哇仏教が、日本仏教の延長であり、開教とは言い難いということを自ら示している。更に、布哇仏教の在り方について以下のように述べる。

移民伝道であれ、外人伝道であれ、一般伝道であれ、それらの奉ずる仏教が真に布哇仏教そのものであればよいのだ、特に必ず日本語でなければならぬとか、そんなことは実に信仰からみれば末の問題、陰のみを捉へんとするあわてかただ。布哇の包含する一切、米布国、歴史憲法、伝統性、風俗習慣、地理寄稿、宗教言葉などをエンドースした各々の人が真に生き得る仏教であればよい、(中略) 移人であつた布哇の日本仏教もこの時こそ布哇それ自身の仏教とならねばなるまい

『日布時事』1928年6月25日)

ここでは、ハワイを構成する一切を「エンドース (endorse)」即ち、指示する人達の中で生きる仏教であれば、日本語であろうと誰を対象にしようとかまわないと述べている。この指示する人達とは、日系移民や外人(日本人・移民以外)の全てつまり、ハワイに在住する人々全体のことであろう。つまり、開教院としては、布哇仏教は日本人のための仏教ではなく、ハワイに住む人々全体を対象とした仏教である、と捉えていたのであろう。

また、③善導・浄土宗については、当然だが多くの分量が割かれている。6月26日の投稿記事では、善導の略伝が書かれており、その後の27、28日の記事では、善導・浄土宗の教義について書かれている。善導の思想については、「〔一〕罪と覚醒」、「〔二〕自己制服」、「〔三〕指方立相、西方極楽と阿弥陀仏」、「〔四〕凡入報土〔善悪同位極楽往生〕」、「〔五〕平生念仏」と5つに分けて説明をしており、これらの内容は現在の浄土宗の教義と照らし合わせても、違くない内容となっている。

一方、④キリスト教との関係性については、キリスト教に対する複雑な態度が見て取れる。投稿記事の初回では、

げに、アジアは文明文化の発祥地、世界指導啓発の策源地であつた。知らずやその昔同じアジアに偉なる聖なる二つの御光のあらわれたことを約五百年の隔たりをみるとは言へ、一は印度におしやか様の仏光、それは東へ東へと波及した。他はエルサレムにキリストの神光、それは西へ西へと広がった。(中略)それが偶然にして必然、必然にして偶然にもその名も示す太平洋の真只中、世界の樂園なる我布哇に集まつた。

『布哇報知』1928年6月24日)

と、キリスト教と仏教が対等であり、両方が尊重される教えであることが記されている。ただ、その一方で善導・浄土宗の教義とキリスト教との類似性について、「仏教の生れし同じアジア〔西方〕の他の聖なる偉なるみ光ゴッドについて一言付加することをお許し下さい」と前置きをしながら、

最近日本に於てキリスト教の某師曰く、善導大師のアミダ思想は当時の景教〔キリス

ト教の一派] のインフルーエンスによりて立てられたものであると。この研究的真偽は兎に角として少くとも表さんとする究竟の仏教は何所までも汎一神教〔普遍的真理即一仏、客顕体〕であることよりみればこの論の真偽は当然分れねばならぬ

キリスト教は元来超越一神教である、しかし善導のみた阿弥陀は超越一神的でもない、実に実包遍在の諸仏をみつつ弥陀一仏とする汎一神教的であります。最近西洋哲学のパンエンセイズムといふ発見と主張とはその語意は同一である、然し彼と此れとを比べ活事実の問題にくると必然分れねばならぬ

〔『布哇報知』1928年6月28日〕

と、善導の思想がキリスト教からの影響を受けているという研究結果が日本では言われているが、キリスト教が超越一神教であるのに対し、善導の思想は汎一神教であり、別のものであると述べる。この記事からは、浄土宗のキリスト教の教義とは違うのだという主張が見られる。キリスト教がマジョリティであるハワイ社会において、仏教、善導・浄土宗の教義が影響関係にあるということを明確に否定し、浄土宗のキリスト教に対する優位性とは言わなくとも、独立した教えであることを日系人社会に向けて述べている。

以上のように、教義に関する内容が多いなか、⑤社会への貢献に関する内容があることにも注目したい。これは、浄土宗の教義的立場から説かれたものである。浄土宗における罪悪感を「浄土教は罪悪観に立ちて自身はこれ罪悪生死の凡夫初めなき初めより此のかた常に悪道に没し欲や義理、めざめぬ道徳や超越観念の三界に迷ひ仏にあふべく無因無縁、金槌の川流れ浮びつこなしと自覚せねばならぬ。げに一切物はこれ天地社会の恵と力の賜、全分社会のためにあらねばならぬ。」と説明する。その上で善導が導いた、口称念仏の教えは、「ナムアマダブツとはアマダバー〔無量寿〕とアマダユース〔無量光〕との徳と力とを兼具し給ふ現在説法のみ仏で」あり、社会を供養する教えであると述べる<sup>51</sup>。つまり、善導・浄土宗の教えを信仰し念仏を称えるものは、社会を供養する者であると説くのである。

そして、

世に隠居なるものあり、沢山金がたまつた、孫の顔もみた、そして安心してのんきにブラブラ遊んであるのを云ふ。布哇中にももう少し金でもたまつたらなどと考慮中の者なきか。思ふにホノルル市内にも支那人の纏足をみる印度に長爪行者なるものあり昔の西洋人のコルセットや細腰、日本人の婦人帯、皆此の思想の反映ならん。不自然な姿をして働かずにジツトしてゐる、これらの者を見ると社会のために悲しくなる。

(中略) 五尺の此の身を考へる時誰か斯くの如きの不自然をなし得るか? 全分社会のため自己に最も適当なる仕事を選び、之れを社会への供養として、絶えざる研究と改善とを加へて行くべきである。目出度き、有難きナムアマダブツはここ迄徹底せねばならぬ。

〔『日布時事』1928年6月28日〕

と、ハワイ社会での具体的な事例を交えながら、念仏の信仰を持つものは、社会への供養として、自己にあった仕事をしなければならないと信仰だけでなく、社会生活における行動の徹底も説いている。このような信仰者の働きが、

この善導の思考と信仰が日本に入り法然によりて初めて日本的に具現された。此の思想信仰をして又真に布哇そのもののために生かすべく努めるこそ、善導大師への報恩であり、この上なき御法要のしるしであると信じます。

(『日布時事』1928年6月28日)

と、ハワイのためにもなり、善導への報恩にもなるのだと、信仰と社会とが接続していることを述べている。特に、信仰をハワイ社会のためと説く点には、注目すべきであろう。

これらの開教院の投稿記事では、善導の思想や教義などの紹介と同時に、ハワイの仏教やハワイ社会に貢献する仏教ということが示されており、開教院としては、日本の仏教からハワイの仏教へと昇華し、ハワイにおいて貢献できる仏教であると、喧伝したかった様子がうかがえる。このように開教院が、ハワイの仏教というものを意識し、仏教の社会における有用性や、貢献のあり方について述べているのは、管見の限り他にはない。

以上のように、開教院の言説からは、日本から管長代理が訪れて勤める法要の意味が、日本的な解釈ではなく、ハワイ仏教やハワイ社会のためといったある種の超国家的、架け橋的な浄土宗教義の解釈として現れていることが判った。また、この時期は、福田が開教監督に着任し、教団組織も再編されて法人化するなど、布哇開教区にとって発展、展開し始める時期であった。そのような意味でも、日本的な浄土宗解釈から一歩進んだ、ハワイ仏教という現地化を進めることができる土壌が醸成したと言え、更に管長代理による法要が現地化の試行のきっかけとなったと言える。

## まとめ

以上、日本から派遣された僧侶の言説、更には布哇開教区側の言説を確認してきた。ここでそれぞれの立場によって、言説にどのような傾向があったのか、また、日本の浄土宗の延長線上にあると思われる布哇開教区が実際にどうであったのか、検討してまとめたい。

まず、派遣僧侶らの言説を整理していくと、長谷川や神居は、仏教や浄土宗の教えが日米親善のためになるという「日米の架け橋としての仏教」との言説が見られる。その一方で、九州帝大や陸軍大学の教授という、国の政策に近い立場である松濤や大村からは、皇室に関する言説が現れるなど、その立場によって違った言説の傾向が現れている。特に松濤の講演に対しては、同調する開教使の様子も伺え、現地化(米化)が必ずしも開教使にとって望まれたものではなかったことも見えてきた。

だが開教区の現状という点に関しては、調停のために来布した神林をはじめ長谷川や大村は、その大変さを理解した上で、日本の浄土宗の開教施策を強く非難している。派遣された僧侶らは、開教区の現状を視察し、その現状を理解した上でその問題点を日本へと伝えている。すなわち日本の浄土宗としては、布哇開教区は日本の延長線上にあると思っていたが、布哇開教区の現状が単に延長線上にあるものではないということが、派遣僧侶らの報告によって伝えられたのである。

また、慰問使として訪れた神居や管長代理として訪れた五島、酒井、窪川は、五重相伝や受戒会を多く厳修している。これは、彼らがいわゆる高僧であり、開教区、檀信徒双方

が、彼らに宗教的な指導力、力を求めた結果である。先にも確認したように、高僧の派遣は、当時の布哇開教区にとっては悲願であった。だからこそ、神居の招致のために寄金勧募を行い、広くハワイの檀信徒に訴えたのである。日本の浄土宗からすると、日本の延長線上にありながらも、ハワイは距離や国策などの影響から他の開教区に比べても二の次であった。それは第2章で確認したように、予算などの面でも初期布哇開教区は冷遇されていたことから判る。だが、布哇開教区の発展と共に、管長代理による法要に併せて、教義の現地化という独自の路線を開教区は打ち立てようとしていたのである。

しかし、布哇開教区は日本の浄土宗の動きに影響を受けていく。次章では、本章で見てきた現地化と正反対の動きが現れる、窪川監督時代に焦点を当て、布哇浄土宗教団、布哇開教区の動きを確認する。

---

1 『浄土教報』1915年3月19日1155号:4

2 『浄土教報』1922年3月25日1496号:8-9

3 『日布時事』1922年3月31日

4 『浄土教報』1922年5月5日1499号:2

5 『浄土教報』1922年5月19日1501号:4-5

6 『浄土教報』1922年6月16日1505号:6

7 『浄土教報』1922年6月9日1504号:4

8 『浄土教報』1922年5月5日1499号:3

9 國籍法(明治32年法律第66号)のこと。ここで長谷川が問題視している条文については、第一条と第二十四条についてである[内閣官報局1912:241-245]。

第一條 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス其出生前ニ死亡シタル父カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ

第二十四條 滿十七年以上ノ男子ハ前五條ノ規定ニ拘ハラス既ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服スル義務ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前六條ノ規定ニ拘ハラス其官職ヲ失ヒタル後ニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

10 この講演に関して長谷川は、ヌアヌ教会で行われた札幌帝大教授高杉教授の講演であると記している。この講演については、『日布時事』1922年3月30日の「最近日本の思想界は軽率に流れてゐる」という記事に記されている。記事によると高杉は、日本国民一般の思想は甚だ軽率であり、神社のような日本の過去の誤りは葬らなければならないと講演したようであり、これに対して聴衆が不満を持ったようである。

11 『浄土教報』1922年5月12日1500号:4

12 『浄土教報』1922年6月9日1504号:4

13 『浄土教報』1922年5月19日1501号:3-4

14 『日布時事』1926年6月23日

15 『日布時事』1926年6月25日

16 『布哇報知』1926年8月10日

17 『布哇報知』1926年8月11日

18 『布哇報知』1926年8月13日

19 『布哇報知』1926年8月14日、16日

20 1924年の排日移民法によって、新規の移民は基本的に出来なくなっていた。

21 『浄土教報』1918年3月15日:11-12

22 『日布時事』1928年12月1日

23 [松涛泰巖1929]

24 『日布時事』1930年7月20~27日

25 『日布時事』1930年8月1日、4日、5日、8日、18日。

26 『日布時事』1930年8月4日

27 『日布時事』1930年8月5日、12日。教育講習会では、「現代教育思潮」という講題で3日間講習

---

が行われていた。

- 28 『浄土教報』1930年11月2日 1875号:3-4
- 29 『宗報』1927年4月 116号:7-8
- 30 『宗報』1927年4月 116号: 8
- 31 『浄土教報』1928年1月20日 1742号:10
- 32 『日鑑』:111
- 33 『布哇報知』1928年7月2日
- 34 『日鑑』:105-110
- 35 『浄土教報』1906年5月21日 696号:3、5月28日 697号:2
- 36 『布哇報知』1932年7月3~5日
- 37 『布哇報知』1932年6月30日、7月1、2日、『日布時事』1932年5月31日、6月3日
- 38 多重帰属については、[星野 1981b]、[井上 1985]が詳しい。
- 39 『宗報』1935年3月 211号:6-7
- 40 『宗報』1935年7月 215号:1
- 41 『宗報』1935年7月 215号:3-5
- 42 『日布時事』1937年5月25日
- 43 『日布時事』1937年6月19日
- 44 『日布時事』1937年6月21日
- 45 『馬哇新聞』1937年6月18日
- 46 『馬哇新聞』1937年7月12日
- 47 『日布時事』1937年6月22日、7月26日
- 48 『日布時事』1937年7月3、8、10日
- 49 『日布時事』1937年8月7日
- 50 『布哇報知』1928年6月24日
- 51 『布哇報知』1928年6月27、28日

## 第 8 章 窪川旭丈監督時代の布哇開教区

### はじめに

本章では、窪川旭丈が布哇開教区監督として赴任した 1937～41 年までを対象として、戦時体制に協力していく日本の浄土宗に対して、布哇開教区がどのような対応を取っていったのかという点に焦点を当てていきたい。

第二次大戦直前のハワイ仏教に、日本と同調するような動きがあることは、既に守屋友江や高橋典史が指摘をしている。守屋は、本派本願寺開教総長今村恵猛の死後、総長になった口羽義教が、外国人僧侶のハントを排斥し、ナショナリスティックな言説を展開させ、本派本願寺教団が「日本化」したことを明らかにした[守屋 2001:219-222]。また、高橋典史は、移民の意識や心情をメンタリティとして把握し、今村恵猛や日系移民仏教徒のメンタリティの中には、「二重のナショナリズム」と呼ばれる、「日本ナショナリズムを文化ナショナリズムの領域に留め、アメリカの市民ナショナリズムとは背反しない限りにおいて日本へのコミットメントを確保しようとする志向性」があったことを明らかにした[高橋 2014]。

これらの先行研究の指摘のように、布哇浄土宗教団は日本と同調するような動きが見られる。だが、結論を先取りして述べると、窪川時代の布哇開教区は必ずしも、単に日本の動きと同調するだけではない、アンビバレントな布哇開教区、窪川の動きというものが現れている。現地への適応だけでなく、日本への同調だけでもない、布哇浄土宗の動向は、日本との独自路線を歩んだ本派本願寺の変化とは異なる様相が現れており、その具体相を明らかにすることによって、戦前における日本の延長線上にある布哇開教区の独自性が総括されることになる。

### 第 1 節 1930 年代以降の日系ハワイ社会における戦争支援

1930 年代から 1941 年までのハワイは、日系移民社会で、日本の愛国主義が高揚した時代であった。天長節の前後には、必ず『布哇報知』、『日布時事』共に特集記事が組まれている。

例えば『日布時事』は、天長節にちなんで 4 月 29 日が定例休刊日にあたり、前日の 28 日に特集記事を組んでいる。1933 年までは、第 1 面に日本に於ける天長節の様子などを伝えているのみであったが、1934 年以降、特集紙面が組まれるようになった。ここでは、日本の天長節の様子や皇室に関する記事のみならず、ハワイ各地の天長節の様子や日系一世による投稿記事など多数掲載されている。またこれらの記事と共に奉祝広告が多く出されており、各商店や日本語学校、病院、各種団体などの名前が掲載されている。ハワイの仏教教団も 1929 年に設立された布哇仏教教団連盟として、連盟に所属する 6 宗派の開教監督、総長の名前も掲載された奉祝広告を出している。ただ、1938 年は、1937 年に勃発した第二次上海事変の影響があり、「事変下の天長節」という東京に於ける観兵式の様子を伝える記事のみが掲載されているが、1939 年以降は、再び特集紙面が掲載されるようになっている。

また、1931 年に勃発した満州事変から日米開戦まで、ハワイから慰問袋や慰問金の日本への送付が行われた。『日布時事』の紙面上、初めて慰問金が送られたのは、1931 年 12 月 24 日に 5 ドルが荒木貞夫陸軍大臣宛のものであり、その後、金額は様々であるが、慰問金

が陸軍や海軍宛に送られている。そして、1932年8月には、ハワイ移民からの慰問金などに関して、荒木陸軍大臣、岡田啓介海軍大臣からの謝辞が『日布時事』に掲載される<sup>1</sup>。

1937年7月に盧溝橋事件が勃発すると、8月中頃から皇軍将兵慰問金が集まるようになる。『日布時事』によると8月12日にはロサンゼルスにて日本人会が献金したことを伝えており、ハワイにおいても14日前後には日布時事社に自発的献金が集まり始めたようである<sup>2</sup>。この盧溝橋事件以降の献金は、記事として登場した14日から19日までの6日間で6,358円が集まるなど、日系社会において大きな流れとなる。その後、献金は日米開戦まで額の多少はあるものの、定期的に日本へと送られるようになった。

また、日本本国においても、ハワイからの献金が話題になったようである。『日布時事』には、ハワイからの献金に対する日本側の反応が記事となって掲載される。この記事は、日布時事の東京特派員によるものであり、日本におけるハワイからの献金のニュースが10月2日に流れたことに対する反応である。

布哇同胞献金者に勇士の親達は感謝 挙国一致の祖国に布哇同胞の赤誠が今日ほど強く響いたことはない

◇出征勇士の歓迎、慰問品の調達、献金、千人針、国民精神総動員一いまや銃後の衛□し、挙国一致の赤誠の一色に塗られた祖国、その祖国の人々に、今日ほどハワイ在留同胞の存在が徹底的に認識せられ、且つ有難く感じられたことは未だ曾てないであらう  
◇今日の日本国民の協力一致と、ハワイ同胞への感謝と、それは□乍ら歴史的のものだ、布哇在留同胞は日進、日露両役に献金と恤兵品を送り、上海満州事変にも亦同様の赤誠を寄せた、関東大震災、三陸風水害、関西風水害、其他の天災に対しても義捐金を送つてゐる然し今回ほどに、その誠意が全日本国民の心を打つたことはない

(『日布時事』10月17日)

この記事を見ると、ハワイの移民が継続的に多くの支援、献金を日本へと行っており、特に日中戦争に関しては、日本の国内においてもハワイからの献金は、存在感があったということが判る。

このような中で、仏教教団も献金などの活動を活発化させていく。仏教系団体としては、8月23日にワヒアワ曹洞宗婦人会が、国防費として100円を献金したのが記録上最初である<sup>3</sup>。その後24日には、ワヒアワ本願寺仏教婦人会が300円<sup>4</sup>などと続々と仏教系諸団体も献金するようになっていく。また、寺院としては、8月30日に日蓮宗別院が信徒から集めた125ドル65セントを献金したのが最初である<sup>5</sup>。更に10月13日には、本派本願寺の布哇仏教婦人会が中心となって作成した慰問袋5,940個が日本に送られるなど、仏教系団体が中心となった献金、慰問袋送付が数多く見受けられる<sup>6</sup>。

浄土宗としては、マウイ島ラハイナ浄土宗明照婦人会が9月23日に33ドル50セントを献金したのが初発であり、他宗に比べると初動が1ヶ月程遅い<sup>7</sup>。その後も10月6日にカウアイ島コロア浄土宗婦人会が101円70銭<sup>8</sup>、10月9日にはハワイ島ハヴィ浄土院明照婦人会が慰問袋214個を、同島コハラ浄土宗教会を中心としたコハラ同胞婦人会による慰問袋133個が送られている<sup>9</sup>。

このように、1930年代後半の日系ハワイ社会は、日中戦争への支援が積極的に行われ、更に日本、戦線の動向が注目された時代であった。また、日本映画を放映する映画館では松竹による軍事映画や日本帝国軍歌集、支那事変ニュース映画などが続々と放映されるなど、日系社会の娯楽にも愛国主義的な風潮が見られた<sup>10</sup>。では、同時代の日本の浄土宗はどのような戦時体制へ協力をしていたのであろうか。

## 第2節 当時の日本の浄土宗の動き

まず、日本の浄土宗がどのような戦時体制への協力をしていったのか、『浄土教報』からその動きを概観する。1931年に起きた満州事変以降、日本の浄土宗は様々な活動を展開するようになる。満州事変に関する記事の初出は、1931年10月4日号であり、9月23日に山形の寺院で満州事変戦死者と関東大震災の横死者の慰霊供養が行われたことが記されている<sup>11</sup>。また同号によると、10月1日には大民倶楽部主催による満州事変戦死者追悼会が増上寺で行われている<sup>12</sup>。

翌10月11日号では、「満州事変と支那開教区」という見出しの記事が掲載され、支那開教区の様子を知ることができる。

先づ日支軍衝突するや奉天寺は直に戦死者慰霊に努め戦死者新国六三伍長等の遺□に守備隊と計り七日々々の追善回向をす一方、二十二日より二十四日迄慰問袋を全市の信徒より募集、第一期二百個を得て直に守備の皇軍に配布。尚、今回の戦争に依り失職せる数万のルンペン救済の爲め、九月三十日奉天寺に各宗僧侶並に中華寺院も参加して、日華連合仏教団の名に依つて、給食に決し市政公所より十万人分のパンを得て、配布方法を講じ、支那人側より非常に感謝されて居る、

(『浄土教報』1931年10月11日1918号:7-8)

事変直後から戦死者の慰霊が行われ、慰問袋を現地で募り配布している。また、日本人中国人の区別なく、仏教教団が協力して戦災者に食料の支援を行っていることが判る。また、同記事には、陸軍京都第16師団から各宗本山宛の依頼書についても触れられている。この依頼書では、「満州事変における帝国の増兵は自衛権の発動であつて断じて侵略にあらず(中略)此所に貴下の護国の大我、王法護持の大勇猛心に訴へ宗教家の奮起を願いたい。」と、事変の国としての理解を仏教教団、僧侶から伝えるよう依頼がなされていることが報告されている。

日本国内からの慰問袋送付については、10月18日号が初出であり、ここでは、宮城教区の布教団が慰問袋100個を作成し遼陽に発送されたことが記されている<sup>13</sup>。これ以降、『浄土教報』では、全国の浄土宗各寺院が慰問袋を現地へと送付し始めたことを伝えている。また、10月25日号では、社説として「満州事変の公正なる判断」という記事が掲載される。ここでは、日本の自衛権の発動であり、欧米の干渉は支那の虚言にだまされているのであり、事変に対する正当なる判断を持って国民に教化すべきであるという内容が掲載される<sup>14</sup>。これは、先の第16師団の依頼書の内容と類似している。また、同号には陸軍大佐と陸軍参謀本部の軍人による、満州における日本軍の行動の正当性が記事として掲載されている。ここでも、日本による自衛権の発動や、満州は日露戦争の正当な条約の結果であること、挙国

一致して日支問題に当たることが説かれている<sup>15</sup>。そして満州へ慰問使の派遣も行われる。11月1日号によると、京都、大阪、滋賀、福岡の大教区から満州に向けて慰問使の派遣が行われたことが伝えられている<sup>16</sup>。浄土宗としても11月26日の通牒にて在満軍隊、在留民慰問のために管長代理として野上運外を、特派慰問使として教学部長中村弁康、支那開教区長吉武堯雨を派遣することを決定している<sup>17</sup>。この頃から徐々に、浄土宗は戦時体制への協力体制を整えていく。

また、開教所・教会所の設置もなされていくようになる。1937年4月には福州に開教所が設置される。この開教所の設置は、特殊な事情があったようであり、『浄土教報』によると、

南支那に飛躍の浄土布教陣 期待裏に福州開教所設立さる

幾多の排日歴史を有する南支那福州に、特に同地総領事よりの依頼もあつて、今回浄土宗開教所が設立された。

言ふまでも無く我邦と中華民國とは共に仏道を信じて宿縁深く、其親善には時には排日の声高く親疎消長はあつたが本年の如きは経済使節の渡支により其の友誼を温め彼我の往来殊に濃やかなる折から、敢然として茲に教会所を設立し、以て更に提携し道情を深めんとした教学部の英断は最近の快ヒットであり、之に対しては力強き声援と激励が各方面より寄せられて居る。

(『浄土教報』1937年4月4日2181号:9)

とあり、南支那福州総領事の依頼によって抗日の激しい南支に福州開教所を設立し、現地融和と工作を担うようになった。このような形での開教所の設置は、管見の限り初めてである。

更に盧溝橋事件が勃発すると8月には、天津、北京へと開教所の設置を決定する。当時、浄土宗は北支に開教所、教会所が無かったが、宗務所は「北支今後の重要性に鑑み、北京、天津に仮教会所を開設し、本宗々勢の前進根拠地たらしむべく準備中」と設置を決める<sup>18</sup>。8月15日には告示第28号として、北支天津へ仮開教所設置の決定が告示される<sup>19</sup>。そして、9月11日の第39次浄土宗臨時宗会において、議案号外第1号として天津、北平(北京)の教会所設置が検討される<sup>20</sup>。ここでは、

従来宗門ト致シマシテ、教会所其他何等ノ設備ガナカツタ為ニ皇軍ノ慰問或ハ在留邦人ノ慰問等諸種ノ点ニ於キマシテ一方ナラヌ不便ヲ感じタノデアリマス(中略)此ノ天津北平等ニ、仮令事変ガ終了後ニオキマシテモ、我国トノ最モ密接ナル枢要箇所ト致シマシテ、並ニ宗門トシテ追ンデ教会所ヲ設置スル必要ヲ認め

(『宗報』1937年9月241号附録:11)

と、軍や在留民への慰問や事変後の要所の確保という意味で、教会所の設置が教学部長より求められる。この議案は即時に議決し、9月15日に告示第36号として「宗規開教区制度第四十三条第二項ニ依リ左記各地ニ教会所ヲ設置シ宗会ノ協賛ヲ経タリ」と天津、北平の教会所設置が決定公布される<sup>21</sup>。この2カ所の教会所の設置に関して、教勢の拡大という意図もあるものの、教会所の設置が時局に伴って行われている<sup>22</sup>。

また、満州事変の時と同様に、文部省から事変に関し、「貴派教師ヲシテ宜シク信徒ヲ教導シ正シク時局ヲ認識セシムルニ努メ以テ国民タルノ本分ヲ守ラシムルト共ニ協力一致弥々国民精神ノ振作ニ遺憾ナキヲ期セラレ度」と、政府の見解を正しく信徒に伝えることが求められている<sup>23</sup>。

その他にも組織にも変化が見られる。第39次浄土宗臨時宗会では、臨時事変部の設置が検討され、15日に宗務所内に慰問使派遣や慰問金品派遣を取り扱う臨時事変部が設置される<sup>24</sup>。また増上寺も時局を反映して増上寺布教師会を設立する<sup>25</sup>。初代会長は窪川旭丈が推挙されることになり、採択された宣言では「国民精神ノ振興ニ関シテハ宗教的信念ニ俟ツハ国民等クシ高調セラルルノ現状ニ鑑ミ特ニ仏教々家ノ奮起ヲ要スルモノ大ナリ（中略）精神報国ノ実蹟ヲ挙ゲンコトヲ期ス」と国民精神の振興が謳われている。これは、第39次浄土宗臨時宗会にて決定された「精神報国時局特別伝道方針」と同様であり、浄土宗全体としてこの伝道方針に基づいた統一した布教などが行われるようになる。更に教義に関しても影響が見られ、事変後の8月10日に行われる教学高等講習会では、宗乗の他に「満支事情」という項目が追加されるなど、開教区に関するだけでなく、組織や布教方針、教義など様々に時局に対応して、戦時体制へと協力していくこととなる。

### 第3節 戦時体制協力下における窪川旭丈

次に、前述のような戦時体制協力下で、窪川がどのような活動を行っていたのか確認したい。まず窪川の略歴を確認し、渡布以前の活動を見ていく。窪川は、1874年山梨県生まれの浄土宗僧侶で、1937年には第7代布哇開教区監督となった僧侶である。窪川は、1907年に宗会議員に当選すると、1909年には浄土宗宗務所宗務執事と教学部長を兼務し、1911年には布教部長を歴任するなど宗政に深く関わってきた。また、1911年の宗祖七百年遠忌では、一級巡教師としても日本全国で講演会や法話を行うなど、布教面にも強い僧侶であった。

そして、1929年には鎌倉にある大檀林光明寺の貫主となり、1930年4月には、東京普通宗学院院長を兼任し、1934年に増上寺布教師会が設立されると初代会長に推挙されるなど、浄土宗内においても影響力のある僧侶であった。

また、窪川は浄土宗のみならず、宗外でも多くの活動や団体に関わっていた。1926年に設置された宗教制度調査会の委員として、1926年5月13日から1938年3月24日まで所属していた他<sup>26</sup>、仏教連合会の主事なども勤めており、宗内外で影響力があった。

窪川は『浄土教報』に記事を多数投稿しているが、日本における宗教法案や、浄土宗の開教施策、寺院経済、宗会についてなど内容が多岐に渡っている。このような記事の中でも浄土宗の戦時体制協力や開教に関する記事を見ていくと、窪川が光明寺貫主に就任した後も精力的に活動をしていることが判る。実際に1936年3月29日号の『浄土教報』では、3月23日からの窪川の予定が掲載されているが、23日まで光明寺の彼岸を行い、その夜には秋田に行き、31日まで時局講演会、五重相伝を行い、その後4月1日からは小田原においても時局講演会や施餓鬼会を行っている<sup>27</sup>。時局講演会では、国威発揚、時局への協力を檀信徒に要請するものであり、このような講演会は戦時体制協力の基本活動の一つであった。また1937年に「精神報国時局特別伝道方針」が採択されると、窪川は皇威宣揚御回顧並戦死者、公病死者、殉難者追悼大法要及時局大講演会において、11月4～10日まで北海道や青森、岩手、山形を訪れている<sup>28</sup>。

また、第1章で述べたように、窪川は宗務執事、布教部長時代の1913年に開教区制度の大幅改革を宗会に議案として提出するなど、開教施策にも明るかった。また、1914年には宗命を帯びて満州・韓国の視察を行っている。そして、1936年1月1日号の『浄土教報』の特集記事「海外教線拡張に就いて」という記事を投稿している<sup>29</sup>。この記事の中において、「経済と信仰と二つながら貧弱なること、海外布教不振の病根である」と浄土宗の開教施策を批判している。そして「せめて内地人の多い北米の一地点に、教会所の一つ位持たなくては、布哇布教など云ふても權威が無いではないか」とハワイのみならず、北米への布教の必要性も説いている。このような点からも、ハワイへと管長代理として派遣されるだけの開教に関する知見があり、選出されたと推測できるであろう。

以上のような窪川の活動を見ていくと、時局に則した活動に参加しているだけでなく、開教施策にも関係していることが判る。

#### 第4節 窪川時代の布哇開教区の動き

1937年6月から8月にかけて管長代理として来布した窪川は、第6代布哇開教区長福田闡正の辞任によって、第7代監督に任命されることになる。新保義道によると、窪川の開教監督任命は1937年11月9日とされているが<sup>30</sup>、『日鑑』では、福田の依願免職ならびに窪川の開教監督任命は共に1937年11月19日となっており、本論文では『日鑑』の記述を採用する<sup>31</sup>。

##### ・監督交代の間

まず福田が帰国した1937年9月15日から、窪川が来布した1938年1月21日の間について確認したい<sup>32</sup>。この間で大きな開教区での出来事としては、日支事変戦死者追悼会が行われたことである。9月28日に開教院にて婦人会や青年会など合同の役員会を開き、支那事変戦死者大追悼会を開催することを決定する<sup>33</sup>。そして、10月17日に「皇威宣揚御回願戦病死英霊殉難精霊追悼大法要」を開教院にて開催した。この法要について『日布時事』、『布哇報知』は詳しく記事にしており、そちらから内容について確認したい<sup>34</sup>。

記事によると、この大法要は、9月2日に増上寺で行われた岩井管長による法要並びに精神報国時局大講演会に準拠したものであると記されている。そして、この法要に志納された浄財から1,023円が領事館に届けられ、日本へと献金されたようである。また法要後の法話では、宮本文哲による精神報国法話が行われ、参詣者に感激を与え、「成果を修めた」と評している。ハワイに於いて、日系仏教教団が盧溝橋事件における追悼会を行ったのは、管見の限り浄土宗が初発である。

このように、福田の帰国直後に戦時体制へ協力するような法要、法話が行われているように見えるが、第6章で触れたように1935年には「国体の本義に関する文部次官通牒」が送付され、1937年7月21日は「日支事変ニ付慰問金品募集ノ件」、11月1日には「国民精神作興週間実施通知」の各通知が布哇開教区宛てに届くなど、日本の時局に併せた動きの一環であった。

##### ・組織の建て直し

以上のような状態の布哇開教区に、窪川は1938年1月に監督として来布する。『日布時

事』には、ハワイに到着した直後の窪川のインタビューが掲載されている。ここで窪川は、「年が年ですから五年も十年も布哇に居る訳に行きませんので、家族は東京へ残して来ました。布哇浄土宗の規則、組織の建て直しといふことが私に課せられた大きな使命でせう」と述べている<sup>35</sup>。つまり窪川には、開教区の改革が求められていたことが判る。この改革が何を指し示しているのか、具体的な記述はないが、教団・開教区の財政状況がその一因であったようである。

1937年9月20日に行われた役員会において、福田が辞任する挨拶を行っている<sup>36</sup>。この記録のメモには、「布哇バンクに九千弗、ビショップに二万弗、□□代より八百弗 未だ是だけの負債あり」と財団法人布哇浄土宗教団が多額の負債を抱えていることが判る。このメモは開教使の誰かが書いたものであり、この発言自体、福田のものなのか、役員会に参加した役員のものなのか、不明である。実際に窪川の来布直後の1938年3月2日には、移転前の開教院の土地使用料ならびに利子が払えず、開教院の建物が差し押さえされそうになる<sup>37</sup>。この騒動は、布哇浄土宗教団の副団長や有力信徒が使用料などを支払ったことによって収まったが、このような状態であったことは、組織の建て直しが必要であったという証左であろう。

さて、窪川監督時代は、1938年から1941年の3年間だが、開教施策には大きな変化があった。まず1938年3月には、開教区区域が再編される。これは、教令第19号において、「「布哇開教区」トアルヲ「亜米利加開教区」ト更メ」ることが決められたことによる<sup>38</sup>。この再編に関し、窪川は布哇浄土宗教団の役員へと通牒を送っている。この通牒において窪川は、区域再編は「宗会ノ協賛ニ依リ」行われていることを述べている<sup>39</sup>。だが、注目すべきは、この再編を日本内地における現状打破のためであると記している点であり、特に日中戦争勃発以降の「日本国民ノ全テガ挙国一致精神動員」のために再編されたという解釈がなされている点であろう。この再編は、窪川には知らされずに行われたようであり、6月には浄土宗務所教学部に「布哇開教区ヲ亜米利加開教区ニ更正ノ件」と伺い出ている。

#### ・窪川の米本土渡航

また窪川は、着任後2月に教団総会を行い、3月3日から1ヶ月間、各島を視察・巡教を行っている<sup>40</sup>。窪川は、各寺院において彼岸法要や説教を行い、3月28日にホノルルへと戻ってきている。また、1938年4月16日に北米浄土宗一周年法要参列と、現地視察のために窪川は出張する<sup>41</sup>。この本土への出張は、サンフランシスコの『日米新聞』、『新世界朝日新聞』やロサンゼルス『羅府新報』などの日系新聞に様子が掲載されている<sup>42</sup>。『日米新聞』や『新世界朝日新聞』によると、サンフランシスコの西本願寺や曹洞宗桑港寺などで講演会などを行っている。4月30日に桑港寺での講演では、

窪川旭丈大僧正の講演会盛ん  
欧米依存の文明を痛論難

...日本が明治初期において西洋文化を入れ甚大な悪影響を受けたことを指摘、明治二十三年ごろにおける仏教の苦境時代を説き、更に今日隆々たる仏教東漸の真意を語り大和民族の如何に幸福であるかを共に喜び聴衆に多大の感動を与へた...

(『新世界朝日新聞』1938年5月2日)

「仏教東漸の意義」と題し日本国内の思想問題より説き起し、日支事変終結後其成果に対する仏教者の責任に及び聴衆に多大の感銘を与へた。

(『日米新聞』1938年5月2日)

と、仏教の東漸や事変について講演したようである。このサンフランシスコでの講演は、窪川の出身地である山梨の県人会と、監督就任まで貫主を勤めた鎌倉光明寺のある神奈川の県人会が主催となっている。その他にも5月2日にサクラメント、3日にフローリン、5日にバカビル、7、8日はストックトンなどでも法要・講演会をしている。これらの講演会では「仏教の東漸」や「日本精神の高調と仏教」といった内容を話している。その他にもネバタ州リノまで赴いて先亡者慰霊法要を行っている。そして窪川は、15日にはロサンゼルス浄土宗教会にて法要、説教を行い、その後26～28日まで授戒会を行っている<sup>43</sup>。このように、就任直後に開教区内の視察を大規模に行っている監督は、窪川が初めてである。

更に1939年6月には、北米浄土宗教会創立三周年紀年法要と北米初の五重相伝の実施のために、再び米本土へ赴いている<sup>44</sup>。17日はロサンゼルスの西本願寺にて記念講演会を行い、19～23日には五重相伝を行っている<sup>45</sup>。そして、24、25日に三周年記念法要を行い、7月21日に本土を離れハワイに戻っている。1938年の北米視察と違い、1939年の記録は多く残っていない。

#### ・日本の浄土宗と協調した動き

以上のように窪川は積極的に開教区内の視察や巡教をしているが、窪川の赴任以降、日本本国の戦時体制に協力する動きが顕著となる<sup>46</sup>。窪川は1939年11月3日に、

浄土宗亜米利加開教区  
布哇ホノルル開教本部駐在  
大僧都補教 日野秀瑞

本開教区教団ヲ代表シ在支皇軍慰問ノ為メ出張ヲ命ズ  
昭和十四年十一月三日

浄土宗亜米利加開教区  
総長正僧正準司教擬講窪川旭丈<sup>印</sup>  
(『記録2』:292-293)

開教院在住の開教使日野秀瑞を亜米利加開教区教団代表として、中国へと在支皇軍慰問のために出張を命じている。このような出張命令は、管見の限り教団資料中にはない。ハワイの日系社会において、日本本国の対外戦争に対する支援や戦死者への追悼といった動きは、日清戦争以降、見られてきた動きである。だが、直接人員を送るということは、開教区・布哇浄土宗教団として初めてであった<sup>47</sup>。

また1940年4月11日には、ハワイ島コハラ浄土院主任の北島良雄が請願書を窪川並び

に日本総領事郡司喜一に上申する。

請願書

原籍 佐賀県佐賀郡中川副村□早□□  
駐在地 米領布哇県布哇島コハラ、カパアウ町  
浄土宗コハラ寺主任開教使 北島良雄

明治卅年四月卅日生

一、目的 皇軍慰問及宣撫状態視察。

一、目的地 北支、中支、南支方面。

右ノ通り浄土宗布哇開教区皇軍慰問使トシテ慰問金品携帯派遣候間当路□□省ヨリ御便宜御与ノ被下度及請願候也

昭和十五年四月十一日

駐在 米領布哇ホノルル市マキキ街一四二九  
浄土宗別院

亜米利加開教総長 正僧正窪川旭丈  
在ホノルル

日本帝国総領事 郡司喜一殿  
(『記録 2』:294)

この請願書には、皇軍慰問、宣撫状態視察のために北支・中支・南支方面へと赴く旨が記されている。これは、北島が自発的に中国へと赴いたのか、教団組織として北島を派遣したのか不明であるが、「皇軍慰問使トシテ」とあることから、開教区として任命していることは判る。そして13日には、窪川の名義で北島の件を総領事へと報告している。

右者今般同宗布哇開教区皇軍慰問使トシテ来ル四月十六日当地出帆ノ鎌倉丸ニテ渡日慰問品及慰問金ヲ携行皇軍慰問□々宣撫状況視察ノタメ中南支及北支方面ニ趣キ度希□ナル□ニ□テハ同人旅行其ノ他ニ関シ御差支ナキ限り便宜供与方可□御取計相成度□段御依頼申上候

尚本人ガ帰布後教区内在留民ニ対シ日本内地及支那方面ノ実情紹介ノ目的ニテハミリ活動写真撮影機ヲ携行スル□ニ□為含申□候

昭和十五年四月十三日

在ホノルル

日本総領事殿

関係官憲各位

(『記録 2』:294-295)

この報告の中で、北島に対して差し支えない程度で便宜を依頼している。また北島がハワイに戻った後に、内地・支那の実情をハワイ日系社会へと紹介するために8ミリビデオを携行することを申請している。

その後も、1940年5月14日には北米浄土宗教会主任野崎霊海が、「満支ノ開教状態ヲ視

察致シ度其□帰休御願許可相成り度□段御願ニ及条也」と帰休願を提出する<sup>48</sup>。また10月3日には、布哇浄土宗教団の青年会組織である、全布哇明照仏教青年会の主事であった開教使三上雲海とその妻志磨子が、東京で開催される皇紀二千六百年海外同胞大会へ参列するために帰休願を浄土宗務所教学部に提出している<sup>49</sup>。

また、窪川は1940年5月5日付の浄土宗管長からの通知において、「支那事変ニアリ開教職員トシテ尽力スルトコロナカラザル□宴ニ欣快ニ堪□ス仍テ功績簿ニ録シ其ノ功ヲ彰ス」と功績を認められている<sup>50</sup>。これは、開教監督赴任以前の功績なのか、赴任後の功績なのか不明であるが、功績と認められるだけの動きを窪川がしていたということは判る。

以上、窪川赴任後の開教区、布哇浄土宗教団の動きを見ていくと、日本の浄土宗と同様の動きが求められていたことが判る。亜米利加開教区への再編も「挙国一致精神動員」といった語を以て理解されていた。だが窪川自身は、必ずしもそのような日本の延長であるような発言、即ちナショナリスティックな発言をしていたわけではなかった。そこで窪川のハワイでの言説を次節で確認したい。

## 第5節 窪川のハワイにおける言説

本節では、窪川のハワイにおける言説を、『記録』と、新聞に窪川が投稿した記事から確認していきたい。窪川は、これまでの布哇開教区監督と違い、着任から3ヶ月が経過した4月21日に開教監督として、開教方針について各教会へと通牒を送っている。この通牒は、前述の開教区区分変更に関する通牒と同じものであるが、前半の日本の時局に関する記述とはちがい、後半部には、ハワイが「日米親善ノ焼点(ママ)上」にあることを説いている。そして、「開教区ニ在ル者ハ□般世界ノ大勢ト及日本ノ躍進的国運ヲ反映シテ自宗教団ノ現状ヲ再吟味ス」と開教区における教団の在り方や方針を再検討する必要性を述べ、各開教使や教団関係者に以下の10点について考えることを求めている。

- 一、教団組織未完了ナル教会ハ夏休前ニ至急之ヲ完了スルコト若シ右組織不参ナル場合ハ其事由ヲ略記シテ猶予定期間ヲ定メテ教務所ニ申請スルコト
- 二、教団付属ノ日本語学校ノ教育方針ノ確定ト及将来性如何  
単一ニ□□ノ教育ヲ目的トスルヤ將教団変化ノ手段トスルヤ
- 三、婦人会、青年会、日曜学校、夏期学校等ノ指導精神ト及び其統制方法如何
- 四、第二世、第三世ノ宗教教育ヲ完成スベキ効果的方法如何
- 五、第二世以下日系市民ニ仏教ノ教義信仰ヲ咀嚼センムルニ、英語ニ依ルヲ根本原則トスベキコト既ニ吹□ナル事実ナリ、英語開教使渡来又ハ養成ノ方法如何
- 六、英語開教使ノ養成ニ於ニ最□□且ツ効果的方法ハ現任開教使ガ先ヅ其ノ儿女ヲシテ開教使ノ職ヲ継ガシムルヲ順序トスベシ其具体的教育方法如何
- 七、教団従来ノ教勢ハ単ニ故郷ノ宗旨ニ因縁セル護□運動トスベク開教ノ意義□カラズ従来教線ノ異民族ヲシテ仏教醍□□ノ一味ニ帰入セシムル開教ノ効果的方法如何
- 八、ホノルル西本願寺教団ニ於テ少年教化運動ニボーイスカウトノ制度ヲ採用セルハ本教区市民教化ニ最適切ナルモノト思考ス而シテ是ハ各宗教団一致協力ニ依リ其効果最顯著ナルベシ依テ本宗教団モ挙テ之ヲ実行スベク其他一般社会運動ハ勤メテ各宗教団一致ノ歩調ニヨリ大乘仏教ノ世界的宣布ニ努力スルヲ要ス

- 九、弘法必ズ人ニ依ル其国ノ更生ハ人類ノ革新ヲ先トスベシ本開教区多年勤続ノ異動  
 尠カラザルト共ニ□□□□ノ法春□乏シキニ非ズ要ハ適材適所ノ運営ニアリ各員先ヅ  
 現状打破教区更新ノ見地ヨリ忌憚ナキ所見ヲ開陳サレタシ
- 十、人事ハ監督ノ責任ニ属シ審議ハ教区会ノ権能ニ存スルヲ以テ以上列記ノ綱目ニ関  
 シテハ各員一己独自ノ見解ヲ率直ニ進言サレタシ衆意ヲ参酌シテ先ヅ議案ヲ編製  
 シ来ル教区会ノ決議ヲ経テ教区更生ノ推進カタラシムベシ

以上

(『記録 2』:266-267)

まず 1 では、1927 年の財団法人化後も全教会、全寺院が布哇浄土宗教団の支部として統一されていないことが述べられている。法人化した 1927 年当初、教団支部として登録したのは、カウアイ島カパア・コロア、マウイ島プウネネ・ラハイナ、ハワイ島ワイナクの 5 ヶ寺であった<sup>51</sup>。そして参加しない場合は、理由を教務所まで届けるように記している。この教務所とは、開教区教務所のことと推察される。法人化の際に指摘されているように、統一組織がないことが浄土宗の発展を阻害した一因であり、統一組織として教団をまとめることは、急務であったのだろう。

また、2 では日本語学校の将来的な教育方針をどうするのかという方針に関する点を指摘する。これに併せ 3 では、婦人会や青年会などの諸団体の指導精神の方法、方針に関して問うている。更に 4、5 では、二世、三世への布教、教化方法について書かれており、特に英語による布教が必要であり、そのためには英語開教使の養成が必要であると指摘している。6 では、その英語開教使の養成方法について述べており、最も効果的なのは、現任開教使の子どもを継がせることが最優先であり、その具体的な教育方法をどうするかと述べる。

7 では、開教に関する姿勢を問うている。これまでの開教は日本の故郷における宗旨の延長であること指摘し、異民族をも教団に入れる開教の効果的な方法について問う。そして、8 では本派本願寺のボーイスカウトを事例に、市民教化の最適な方法であると延べ、各宗協調して、この方針で社会運動にし、大乘仏教を世界的に布教していくべきであると述べる。

そして、9、10 では、開教区内の人事異動が少なく、適材適所の運営ができていないと指摘し、その打破のために意見を具申するように求めている。それらの見解から議案を作成して教区会（開教使と教団代表で構成する会議）で審議して開教区の更生を進めたいとしている。このように窪川は赴任直後から、開教区の現状というものを冷静に観察し、問題点や改善点などを指摘している。

また、窪川はハワイの日系新聞に言説が残っている。赴任から約 1 年が経過した 1939 年の正月には、『日布時事』とカウアイ島で発行されていた『加哇新報』に投稿記事が掲載される。まず『日布時事』では、新年号に「教界所感」という題で記事が掲載されている。ここで窪川は、

私は当地宗教界に於ける二個の矛盾現象を見て、窃に遺憾に思ふて居る、即ち開教とは無教の地に其教を布き、未信者を誘ふて入信せしむるが目的であるに拘らず、仏教各宗の寺院教団は単に本国に於ける祖先以来の門徒を包容するのみで、日本以外の信者は一人も居らんと云ふことである

然し此原因は極めて簡単且つ明（ママ）である、即ち仏教々師は従来何れも英語の会話が出来なかつたためであるが、開教五十年の歴史を有して今尚如是なるは、単に開教使の責任ばかりでなく其本山も又信徒衆も共に考ふべきことではあるまいか

（『日布時事』1939年1月1日）

ハワイにおける開教が追教であること、英語での布教ができておらず、外人布教ができていないことを指摘しており、これは1938年の通牒と同様の指摘である。また、矛盾の2点目にキリスト教の教会が、民族ごとに設立されていることも挙げている。そして、そのような教会の設立の仕方は、各民族間の差別的対立を助長しており、「神の子として融合帰一せしむるところにこそ、宗教信仰の本質」があるキリスト教が「却つて人間的差別の環境に支配されて」いることを批判している。

一方『加哇新報』では、「大乘的生活」という記事を投稿している<sup>52</sup>。窪川は人間の生活を利己主義、利他主義、報謝主義に分類する。そして、それぞれを仏教に当てはめて説明している。窪川によると、利己主義は、小乗仏教であると述べる。また利他主義は、「一切衆生を救済し世界全部を浄化して極楽浄土」とする理想に生きる生活態度のことであると指摘する。そして、ドイツやイタリアの全体主義とも見て良いと述べている。だが、「独逸のナチスが猶太人（筆者注・ユダヤ人）を虐待放逐するなどは、大乘の菩薩行とは相隔たること遠しと云はざるを得ん」とナチスの対ユダヤ政策とは違ふと示す。ただ、「国家統制の政策上止むを得ん事情でもあらう」と否定も肯定もしていない。最後に、阿弥陀の慈悲の光明は日夜総てを護念しており、このような報恩に感謝報恩する生活を送ることが報謝主義の生活である、と述べ、浄土宗の信仰による報謝主義の生活を送ることの必要性を説いている。

また、1939年8月5～8日までハワイ島ヒロにて開催された、第7回明照仏青大会において、窪川は祝辞を述べている。そして、この祝辞が『日布時事』に掲載されている。祝辞によると、「日本による興亜建設の聖戦が進められている」と日本の時局に触れながらも、二世に対して、

全宇宙全世界の大和を理想とせる日本民族伝統の血を受け、而も「浄仏国土成就衆生」の悲願に燃える大乘仏教徒たる信念に活くる所の亜米利加市民二世たる会員諸君は（中略）日米永遠の親善工作を通じて、現下の国際的危局を緩和して、以て人類平和の建設に貢献すべく高遠の理想に向つて、我が仏青会員各区に現実の一步を進展せしむる其の緩和こそ、□に明照仏青の総努力を要する目標ならんと信ずるのであります

（『日布時事』1939年8月4日）

日米親善に努めて、平和をもたらす理想に向かうべきであると述べている。ここではいわゆる「架け橋論」が展開されている点は興味深い<sup>53</sup>。

また1940年になると、日布時事によるインタビュー記事も掲載される。1940年5月24日には、「街の世論に聴く」という連載記事に窪川が登場する。ここでは、ハワイの仏教に対する所見や二世布教、日米関係に関して記者から質問されている。

【問】ハワイの仏教に対する所見如何

【答】まだ新参者でよく解らないが、日本人社会の過渡期に在つて、之を如何にして二世達に継承さすべきかに就いて、各宗とも真剣に考慮せねばならぬ時に臨んでいると思ふ。それが為めに宗教家と信者が一体となつて、折角努力しなくてはならない。ハワイの宗教は余りに社交化し過ぎていゝるが、之では真諦の把握は出来ない...

【問】次代二世の布教に就いて如何に考へるか

【答】今日各宗とも二世の布教が思はしく行つてない最大の原因は、何と云つても一番肝心な英語に対し、我々が今まで無関心であつたが為めである。その意味からしても二世開教使の必要は勿論の事、これからは英語で教へるお寺附属の日曜学校、幼稚園、小学校、青年会などが必要であると思ふ

(『日布時事』1940年5月24日)

窪川は、ハワイの仏教界について、日系社会の過渡期にあつて、二世への信仰継承が問題であり、僧俗が協力して立ち向かわなければならぬと現状を把握している。そして二世への継承に関して、英語の解する二世開教使が必要であると、前述の通牒と同様の主張が見られる。また、日米関係が悪化していることに関して、以下のように述べる。

少し位調子が悪くなつたからと云つて、直ぐ他所へ逃げ出すなど真の勇者ではない。我々はあく迄ハワイの土となる覚悟で、最後まで頑張り民族発展の礎石となることこそ、海外同胞に課せられた最も名誉ある使命ではあるまいか

(『日布時事』1940年5月24日)

窪川は、日米関係が多少悪くなつても、ハワイの移民は踏み止まって、民族の発展に貢献すべきであると見ている。このように時局と移民との関係性について、窪川は以下のようにも述べている。1941年正月の『日布時事』では「時局と在留同胞の心構え」という記事を掲載する。これは日系社会の著名人に回答して貰つたものを掲載しており、窪川も回答をしている。その回答の中で、

(イ) 在留同胞渡布の動機(金を溜やう)と其の目的(錦衣帰郷)たる出稼ぎ移民根性を精算すること

(ロ) 早く帰りたい帰りたいで不知不識其半生又は一生を布哇に捧げ来れる現実的成果を再吟味して日本民族世界的発展の先駆者としての自己の天職的使命を再認識する

(ハ) 第一世は米国に於ける先祖として子孫の前途を守護すべく布哇の土たることを覚悟すること

(ニ) 第二世、三世は青年期に於ける修養と勤勞を米大陸に於て体験すること

(『日布時事』1941年1月1日)

と、1940年の言説と同様に、移民一世は、日本民族の発展のためにその「土」になることを覚悟するようにと述べている。また、二世や三世に対しては、アメリカ本土での経験が必要であると理解している。

このように、窪川の言説を見ていくと、ハワイの仏教が追教的であつたことを指摘するだ

けでなく、異民族への伝道や二世以降への英語布教といった視点を持っていたことが判る<sup>54</sup>。ここでは、日本の時局や戦時体制への協力といった内容ではなく、当時の日系移民社会やハワイ社会全体を冷静に観察、分析した言説が現れていることが判る。

## まとめ

以上、窪川の赴任直前の開教区の様子を含め、窪川時代の開教区の様子、そして窪川の言説を見てきた。最後に、真珠湾攻撃以降の窪川について触れておきたい。1941年12月6日朝、日本海軍による真珠湾攻撃後、他の僧侶と同様に、窪川も身柄を拘束される。そして1942年2月20日、北米大陸ルイジアナ州リビングストンの Fort Livingston 収容所に身柄を移される<sup>55</sup>。その後1943年の交換船によって日本へと帰国し、赤羽長福寺にて、1945年11月21日、73才で遷化した。新保によると、交換船で帰国する際にハワイ最古参であった名護忍亮に後を託していたようである<sup>56</sup>。

窪川は、開教区・布哇浄土宗教団の実務として、日本の戦時体制へと協力するような方針を取っていた。その一方で、組織の立て直しを目指し、二世への教化や英語化といった改革を僧俗共に行おうとしていたのである。だが、日本軍による真珠湾攻撃によって、窪川が目指した亜米利加開教区、布哇浄土宗教団の改革は潰えてしまったのである。

---

1 『日布時事』1932年8月3、4日

2 『日布時事』1937年8月13、14日

3 『日布時事』1937年8月23日

4 『日布時事』1937年8月24日

5 『日布時事』1937年8月30日

6 『日布時事』1937年10月13日、5,940個の内、布哇仏教婦人会の他にもワイパフ本願寺青年会、ワイアナエ本願寺仏教婦人会、パピアアロア本願寺婦人会などが作成した慰問袋も合算されている。

7 『日布時事』1937年9月23日

8 『日布時事』1937年10月6日

9 『日布時事』1937年10月9日

10 例えば1937年10月の『日布時事』広告など

11 『浄土教報』1931年10月4日1917号:10

12 『浄土教報』1931年10月4日1917号:9

13 『浄土教報』1931年10月18日1919号:8

14 『浄土教報』1931年10月25日1920号:1

15 『浄土教報』1931年10月25日1920号:2-6

16 『浄土教報』1931年11月1日1921号:9

17 『宗報』1931年12月172号:1

18 『宗報』1937年8月240号附録:2-3

19 『宗報』1937年8月240号:2

20 『宗報』1937年9月241号附録:11

21 『宗報』1937年9月241号:6

22 その後、済南や大同、石家荘、徐州、漢口にも教会所や出張所を設置している[浄土宗務所臨時事変部1938:39-40]。

23 『宗報』1937年7月239号:4-5

24 『宗報』1937年9月241号附録:9-10

25 『浄土教報』1937年9月12日2203号:6

26 『宗務時報』2015年3月119号:49-64

27 『浄土教報』1936年3月29日2129号:9

- 
- 28 『宗報』1937年10月242号附録:1-2
- 29 『浄土教報』1936年1月1日2117号:16
- 30 [新保 1987:316-317]
- 31 『浄土宗開教院日鑑』:212
- 32 『浄土宗開教院日鑑』:213
- 33 『日鑑』:209-210、『日布時事』1937年9月29日
- 34 『布哇報知』1937年10月20日、『日布時事』1937年10月20日。両記事共に見出し以外は、ほぼ同文であることは興味深い。
- 35 『日布時事』1938年1月21日
- 36 『日鑑』:208
- 37 『日鑑』:220
- 38 『宗報』1938年3月247号:8
- 39 ただ、宗内の様々な議決に関して「宗会の協賛」という前置きが常にされており、この開教区区分変更が特に宗会の協賛を得たという訳ではない。
- 40 『記録2』:263
- 41 『記録2』:266。「本日十六日ホノルル出港約二ヶ月ノ予定ヲ以テ大陸ニ渡航シ西部湾岸ノ要所ヲ一週シテ宗勢ヲ視察セントスル」
- 42 『日米新聞』1938年4月8、18、20、29日、5月9日、『新世界朝日新聞』1938年4月17、29、30日、5月2日、『羅府新報』1938年4月22、23、29日
- 43 『日米新聞』5月15日、『新世界朝日新聞』5月26日
- 44 『記録2』:287
- 45 『日米新聞』1939年6月10日『新世界朝日新聞』1939年6月9、15日、『羅府新報』1939年6月7、13、17、22日
- 46 藤井健志は、仏教教団の東アジア布教に関する研究史を整理している。その中で、布教者たちの仏教観として、東アジアのみならずハワイ、北米布教全体を通して、「仏教は日本の「国体」と密接に結びついた日本の宗教である」という共通した仏教観が明治から昭和前期の間に広範に見られるとしている[藤井 1999:14-15]。
- 47 ただ本派本願寺では、ハワイに赴任していた開教使を北京へと転任させた事例もある。1939年8月5日の『日布時事』によると、1939年8月22日に、ラナイ島の本派本願寺布教所から藤原信鑑が北京へと転勤するよう辞令が下っていることが判る。このように、ハワイから中国大陸へと開教使を派遣したことは、ハワイ仏教界の全体的な流れであったようである。
- 48 『記録2』:295
- 49 『記録2』:297-298
- 50 『記録2』:295
- 51 [福田 1934:44]
- 52 『加哇新報』1939年1月1日
- 53 架け橋論については、[東 2005]が詳しく論じている。
- 54 窪川の二世に関する言説は、布哇明照青年会の方針にも影響があったようである。1940年8月8日からマウイ島にて開催された、第8回明照仏青大会の会議において、「純アメリカ青年仏教として自由に発展すべき方策如何（明年まで研究保留）」、「日曜聖集実行の件（英訳仏教聖典の編纂）（可決）」と青年会の方針が定められている。『日布時事』1940年8月12日
- 55 [新保 1987:319-321]
- 56 名護は終戦後、ハワイへと戻り1946年2月10日に第8代開教総長に就任し、開教区の復興に尽力した[新保 1987: 321]。

## 第4部 分析

### 第9章 布哇開教区・布哇浄土宗教団を取り巻く時代

#### はじめに

以上、布哇開教区・布哇浄土宗教団の展開過程を見てきたが、分析を行うに先立って、まず教団を取り巻く時代に注目して、まとめていきたい。開教が開始されてから第2次大戦までの布哇開教区を区分し、それぞれの期の布哇開教区、日本の浄土宗における出来事と日本、アメリカ社会の出来事などと重ね合わせ、各期の特徴的な事例を挙げていく。また本論中では、扱いきれなかった部分も、ここで補足をしていく。

ハワイ浄土宗の時代区分は、鷺見によって既になされており、そちらを参照していきたい[鷺見1984]。鷺見は布哇宣教会による開教開始(1894年)から布哇開教院設置(1907年)までを定着期、青年会婦人会の設置といった、信徒の組織化が開始される1910年から第二次大戦開戦までを展開期、第二次大戦後を復興期と区分している。しかし、鷺見による展開期区分内には、布哇開教区内では、信徒組織の分裂や開教監督の頻繁なる交代、ハワイ社会においては外国語学校取締法反対試訴問題など様々な事件が起きており、展開期をもう少し細分化しての論究を試作する。

そこで、本論文では、1894年から信徒組織の分裂が起きる前年の1913年までを定着期、1914年の信徒組織の分裂以降、開教監督の交代が頻繁に行われ福田闡正着任(1926年)まで、教勢の拡大維持が困難であった時期を停滞期、福田着任以降(1927年)から1934年までを布哇浄土宗教団が組織的に発展した発展期、日本の浄土宗から本国の時局に関する通牒などが届きはじめる1935年から第二次大戦直前(1941年)までの日米の間に困惑が生じた時期を困惑期と分類する。その上で、それぞれの期について明確していく。

#### 第1節 定着期

定着期の大きな特徴の1つは、開教使個々人の資質と努力によって、開教が進んだことである。

##### ・教会堂、寺院の建立

定着期には、戦前に建立された15の教会堂、寺院のうちラハイナ、ワイルク、エワの3カ所を除く、12の教会堂、寺院の建立が完了している。これらの堂宇などは、開教使がキャンプへと布教に赴き、そこで帰依者を増やし、彼らの寄付によって建立したものであった。まさに、開教使の資質が問われていたのである。また、土地などはキャンプの耕主によって無償貸与されるなど、移民以外からの協力もあったのである。ただ、耕主にとって、労働者である移民との労使協調の意味もあったことは見逃してはいけない点であろう。だが、このような移民以外からの協力もあって、堂宇の建立がなされていくのであった。

##### ・国策と布哇開教区

また、開教区制度が制定されたものの、ハワイは韓国や台湾などの他の開教区に比べ、費

用や人員の点で差があった。では、このような差はなぜ現れたのか、台湾、韓国の開教のあり方を教団レベルと開教使レベルから検討した鷺見の論考を参考に考えてみたい。鷺見は、台湾への教団レベルの初期開教は、軍隊布教使にはじまっており、国家主義的な色彩のなかで布教が始められ、教化の筋書きの大筋は国策に沿ったものであったと述べる[鷺見 1988]。また韓国への教団レベルの初期開教の方針も、清国からの独立を支援するという大義の下で、軍隊への積極的協力と朝鮮人民の開導という、日本のアジア進出政策の一端を担う、国策に沿った方針であったと論ずる[鷺見 2003]。一方、ハワイも 1884~1894 年に官約移民が行われていたが、日本のアジア進出と比較すればその優先度が低かったことは、言うまでもない。つまり初期のハワイ開教は、国策とは別次元で進んだ事業であることから、あまり重要視されていなかったのである。

更に 1904 年に日露戦争が勃発すると、開教使も徴兵されることになった。1904 年 4 月には、安西承信が出征することが決まり、急遽帰国する。当時の開教区にとって、1 人の開教使がいなくなることは、大きな問題であった。当時、ハワイの浄土宗寺院はすべてハワイ島にあり、オアフ島ホノルルに開教拠点置くことは、離村向都がはじまり始めていた移民社会に対応するためにも必要なことであった。だが、開教使達自ら苦勞して教勢を広げたハワイ島の各教会を無視することもできなかった。開教使長清水信順は、開教本部を当時置いたラウパホエホエ教会堂と、安西が赴任していたカパアウ教会堂も兼務し、更に使長としての事務も行うなど、ホノルルへ向かうだけの余裕がなかったのである。偶然とはいえ、日露戦争の勃発が、浄土宗のホノルル進出を妨げる結果となったのであり、本国の余波がこのような形で現れたのである。

#### ・開教使個人による開教

ただ、人員不足などがありながらも、開教使らによる様々な活動や布教によって、教勢は少しずつだが確実に広がっていたのは間違いない。各開教使によってキャンプ布教が進められ、先に述べたように教会堂の建立や、教誨師や学校の経営といった新たな事業がはじまったのである。また、この時点において、白人伝道にも言及されていた点は興味深い。開教最初期の 1900 年に八寿田大定、伊藤円定がそれぞれ『浄土教報』の「布哇現況」という記事の中で、

目下の方針としてはハマクア教会所、ラウパホエホエ教会所には、英語熟達にて外人伝道に堪え、又は耕主と労働者との間に立ち処理し得るもの一名云々

(『浄土教報』1900 年 1 月 5 日 383 号:9-10)

但開教使中英語熟達の人にして白人を教ふるに堪能なる人なかりせば、布哇仏教は移住民の崇信に止まるべし。亦是れ因に一顧を煩わしたきものなり

(『浄土教報』1900 年 12 月 25 日:9-10)

と、単なる追教ではなく、白人にも布教することが開教であると認識されていたことが判る。このように、開教使個人の考えとして、当時は移民以外への布教もその視野に入れていたのである。

## ・第1次オアフ島ストライキ

さて定着期の中で特筆すべき事柄として、1909年5月8日に起きた、第1次オアフ島ストライキがある<sup>1</sup>。ただ、浄土宗としては、特にストライキ参加者への支援などの記録は残っていない。これは、ストライキが起きたアイエア、ワイパフ、カフク、ワイアルア、エワなどの耕地に、浄土宗の教勢が伸びていなかったことが原因であろう。この頃のホノルルにおける浄土宗の活動は、開教院における布教活動の他は、

ホノルル市内の野外伝道開始

...開教使長がホノルル市内に野外伝道を開始されたる事に候(中略)本月第二サンデー夜カカアコキャンプに挙行したるを初めとし、目下非常の好成績にて、之れが原因となりて直接間接種々なる好結果を現はし来り申候

(『浄土教報』1910年1月10日 886号:2)

と1910年に開始された野外伝道くらいであり、まだまだホノルルにおける教勢は、発展段階にあったと言える。また、ストライキが起きたワイアルア耕地に近いハレイワ教会堂は1912年に仮布教所が設置、エワ耕地に近いエワ教会堂も1916年に仮布教所が設置されるなど、当時はストライキの起きた耕地周辺に教会堂などがなかったのである。結果、日系社会では、大きな問題であったものの教勢が伸びていないことが幸いして、浄土宗にとっては大きな問題となっていなかったのである。

## 第2節 停滞期

停滞期になると、多くの問題が開教区、日系社会に起きるようになる。まず開教区の方から見ていきたい。

### ・教団内の分裂

1914年10月には、布哇女学校休校事件が発生し、伊藤円定が解決のために信徒組織法友会を解散し、新たに明照会を設置する。更に学校自体も分裂し、布哇女学校に対して大正学院を設立する。この事件は、在布総領事が仲裁に入るも解決せず、1915年6月に日本から宗務視察員神林周道が訪れることによって、調停がなされる。しかし、調停に至りながらも信徒組織は分裂したままであり、法友会と明照会の2つが残ったままになっていた。この状態は、1922年に宗務視察員として訪れた長谷川良信が『浄土教報』に記しており、その後長くに渡って信徒組織の分裂は続いていたのである。

また、1924年4月15日には、マウイ島ワイルク浄土宗教会で一部檀信徒が独立宣言を出し、財団法人として法人設立をしてしまう。日本人会と共に立川真教が仲裁に入ることによって、11月には解決するものの、病態を押してマウイ島へ赴いた結果、立川は1925年に亡くなってしまう。教団内での分裂が、開教区長の死去を招くという、最悪の事態を迎えてしまうのである。

### ・開教区長の交代

また停滞期は、開教区長の交代が頻繁に起きた。1917年8月15日付で伊藤は開教区長を辞任し、久家慈光が開教区長に任命されている<sup>2</sup>。その久家も1920年2月17日付で開教区長を辞任し、立川真教が開教区長に任命される<sup>3</sup>。そして先述のように、1925年2月に立川が亡くなり、1925年8月5日に井上照真が任命される<sup>4</sup>。立川の後任の選定には、どうやら時間を要したようであり、当初は吉原自覚が任命されると5月29日の『浄土教報』にて報道されるも、8月になって井上に決定したと報道される<sup>5</sup>。

ただ、開教区のために殉職した立川は当然として、それぞれの開教区長は、布哇開教区に対して一定の成果を上げていることは論じておきたい。

### ①伊藤円定

伊藤円定は、前述のようにホノルルに清水と共に開教院を設立し、法友会や布哇女学校を組織、その後の開教院の基礎を作ったことは言うまでもない。だが伊藤は、大檀林深川靈巖寺住職の特命を受け、1918年7月23日に辞任、帰国となった。

### ②久家慈光

久家は、布哇開教区赴任以前に、朝鮮開教区の開教使であった<sup>6</sup>。だが、約2年と短い赴任期間の間に困難な問題に直面している。1918年夏頃より、日系新聞の紙面において日本語学校の存続について活発な議論が交わされるようになる<sup>7</sup>。1918年11月19日には、数多くの日本語学校などを経営する、本派本願寺の今村恵猛が日本語学校の今後について「二、三十年間位の（存在期）であらうと思う」という意見が掲載されるなど、仏教教団も日本語学校の今後を検討するようになる<sup>8</sup>。

久家は、このような議論の中で1919年1月1日の『日布時事』に「日本人学校全廃論」という大胆な提言を投稿する。

自分一個の私考としては、我々宗教家や所謂教育家などが、米領布哇で今の様な相当組織立つた日本語学校を設立して、斯様な日本語教育を行ふといふ事は全然誤つて居ることだと思ふ、そして筆や口で、所謂識者階級の人達から兼々盛んに主張せられる日米親善や国壁開放を、真に実現する第一歩としてはまづ何よりも宗教家等が協同して今の日本語学校を全廃することである

（『日布時事』1919年1月1日）

久家は今村よりも一歩進み、日本語教育をハワイで行っていることが間違いであり、日米親善として、宗教家が協力して日本語学校を全廃することが必要であると述べる。これまで、キリスト教側、江口一民や奥村多喜衛からは、日本語学校（特に仏教教団立のものに対してだが）をなくしていくべきである、という意見は出されていたが、仏教教団側からこのような意見が現れたのは初めてであった。

久家は、アメリカ政府がハワイ生まれの児童を将来のアメリカ国民として、多額の費用を投じて義務教育を施していると指摘し、多種多様な人種が集まるハワイにおいて、その寄り合い所帯をどうにかして「一家族の親しみに束ね上げようといふのが米国政治家の人知れぬ苦心」なのだと述べる。そして米国政治家の苦心を識者と呼ばれる宗教家や教育家が助成

しなければならないと、日系社会側からアメリカ側に寄っていくべきであると述べるのである。

ただ、「まづ浄土宗から布哇中の各附属学校を廃せよといふのか勿論廃する、早く廃してみたいが今自分丈独りでよしたのでは其生徒は翌日早速他校へ引張られて同一運命に投込まれる」と浄土宗が日本人学校を辞めることは直ぐにでもできるが、他の日本人学校がある以上は、日本人学校の生徒はまた日本人学校に入ることになってしまうと述べており、浄土宗が日本人学校を撤廃する時期が来ていないことを示唆している。

このような久家の考えは、後に布哇開教区としての宣言にも影響を与えている。1919年7月17～19日に行われた開教使会議では、「教育方針並に教育事業に関する宣言決議文」の草案が検討されている。そこでは、

#### 教育方針並に教育事業に関する宣言決議文草案

本宗付属教育事業は理として経営を在留民に移すの可なるを認むるや久しく将来最善の機会に於て之が実現を期するものとす教育の内面的事項に関しては各地教育会の主義方針と相待つて之が改善利導を策するは勿論なりと雖も世の所謂教学分離の論議に関しては本宗の其創立以来明かに教学分離を実行し来り居ること並に在留同胞過渡期に所する目下の状況に於て宗教家が教育に従事するの何等不可なる所以を認めざるのみならず其必要上止むを得ざるものなることを宣言す

大正八年七月十七日

浄土宗布哇開教使会

(『日布時事』1919年7月17日号)

と、教育事業が宗の手から離れることは認められるが、ハワイ日系社会は過渡期にあるので、まだその時ではないと述べている。また、そのような時期では、宗教家が教育に従事することは必要であるとの見解が示されており、1月の記事では、日本人学校の全廃を述べていたが、この宣言では教学分離に止まっている。これは、開教使会議において、日本語学校などを経営する開教使らとの協議の結果、緩やかな表現になったのであろう。ただ実際に9月には、ハヴィ浄土宗教会の附属日本語学校が独立派の運営に任されており、この宣言に基づいた動きがあったことは確かである<sup>9</sup>。だが、この方針は久家の帰国後には見られないようになった。

また、1919年12月4日の暴風雨によって、半壊した開教院の建物の復旧工事を行うなどの功績もあったが、病気のために辞意を表明し、1920年3月に帰国した<sup>10</sup>。だが、久家の開教区における手腕は、日本の浄土宗において認められていたようで、同年6月には朝鮮開教区長に任命されている<sup>11</sup>。

### ③立川真教

立川真教の功績は、布哇開教区内の種々の分裂を言葉の通り、命をかけて収めたことである。第4章において、マウイ島ワイルクにおける寺院の独立騒動を収めたことは述べた通りであるが、立川は、1914年10月以来分裂した開教院信徒組織、法友会と明照会の融和も努めていた。この融和に関しては、長谷川良信が「鵬雲記程」にも記した通りである。

立川の死後、立川監督遺稿刊行会が立ち上がり、『法の輝き』という冊子が発行される<sup>12</sup>。この冊子は、立川が区長就任以前に赴任していた、ハワイ島オーカラ、ハカラウ各教会堂付属の日本語学校同窓会とホノルル布哇女学校の同窓会が発行者であり、立川の略伝や『布哇仏教』に執筆した立川の文章や多くの追悼文から構成されていたようである。『法の輝き』の立川の略伝には、「(筆者注大正)十一年八月、師が大使命としていた法・明両会の提携を観るに至れり。」と書かれており、立川によって、法友会・明照会の対立が提携という形で収まったのである<sup>13</sup>。

この『法の輝き』を引用している、中野は「提携」を実現させえたというのは一時的で、後に真教捨身の場となるのである」と記しているが、これはワイルクにおける騒動と混同しているように思われる。ワイルクの騒動が原因で立川は、持病の喘息が悪化し亡くなってしまふのであるから、捨身の場とはワイルクのことであろう。だが、法友会と明照会は、ホノルルの開教院の信徒組織であり、ワイルクの騒動とは別の問題である。このような点から、筆者は立川が両会の分裂を収めたという立場を取りたい。

ただ、中野が記した立川真教の妻サエのライフヒストリーからは、立川のみならず、サエが布哇開教区、赴任してくる開教使、檀信徒達の世話をし、立川を支えていたのか、その壮絶なハワイでの寺院生活が明らかになっており、このような開教に人生を捧げた夫妻がいたことが今日のハワイ開教区の礎となっていることは間違いない。

#### ④井上照真

そして、井上照真の功績としては、僧俗の総意で日本から慰問使を招致したことであろう。教団内での分裂や、開教区長の死去といった教団の動揺に対して、引き締めだけでなく、宗教的な源泉を求めることは当然であった。そして、慰問使神居琳応の来布に合わせ、五重相伝が行われたことは、檀信徒の信仰強化、浄土宗信徒としての自覚を持たせる以上に、問題続きだった教団が改めて、聖領域を日系社会に向けて見せる契機になったのである。

また、井上の着任は、日本国内の浄土宗に対しても契機になったようである。井上の区長就任が決定した直後の『浄土教報』の教界時言(社説)では、

過去十年我が宗の布哇開教は実に御はづかしい話で、西、東本願寺や曹洞宗などに比して穴にでも入りたいやうな見劣りがしてゐる、而も性懲りもなく事毎に馬鹿げた、確執紛議を事としてゐる蓋し、自己あつて一宗なき愚劣の、小人共が多いからである。今度の井上区長は欲気も憎気もない仁であるから、誠意坦懐是非在来の妄執を一排して回潤を既倒に翻して貰ひたいのである。一体、宗門内地の人間も眼吼狭小にして、布哇の開教に就て誠意を以て考へる者なぞは先づ一人もない今日、開教の不振も無理からぬことである。

(『浄土教報』1925年9月7日1630号:1)

と、浄土宗のハワイ開教の不振が酷いと痛烈に批判し、井上による改革を期待する内容が掲載される。このように、日本側からの興味や開教施策の問題もあり、井上にはその改革の期待がなされていたということが判る。ただ、井上も病弱であり、1926年9月には辞任申請を提出していたものの、実際に辞任できたのは1927年7月6日付であり、帰国は福田闡正

の来布後であった。

以上のように開教使長、区長の交代は、日本からの辞令や、開教区長自身の病気が問題であった。だが、それぞれが布哇開教区への貢献をしていたことは、上記の功績を見れば明らかである。ただ、頻繁なる交代は、長期的な開教施策の展開には繋がらず、開教の停滞を招いてしまったことは、残念ながら事実であった。

#### ・ハワイ社会における諸問題

以上のような、停滞の要因だけでなく、ハワイ社会における外的要因も停滞を招く原因であった。これまで多くの先行研究が述べてきているように、特に 1915 年頃になると、米国本土から排日運動がハワイへも到来するようになる。1913 年にはカルフォルニア州において、日本人の土地所有を禁じたいわゆる「排日土地法」が州議会によって可決するなど、その影響がハワイへと訪れるようになったのである。

そのような風潮の中で、1919 年には、日本語学校を標的とした外国語学校取締法が 4 種も議会へと提出されることになる。このジャッド、アンドリュース、ライマン、クックの各法案は議会を通過しなかったものの、1920 年 11 月に開会された「布哇県第十一回臨時県会」においてホノルル商業会議所委託で作成されたアーウィン案が提出される。このアーウィン案に対抗するために、移民側も代表者 18 人を選び、法案を作成する。この代表者には、立川も選ばれている<sup>14</sup>。そして、移民側が提案した法案が上院、下院で可決され、1921 年 7 月 1 日に制定される。この外国語学校取締法は、ハワイ内の全ての学校の教授時間、教科書について教育局の認可を受けなければならず、外国語学校の授業は、公立学校始業前に行うことを禁じた。そして教師に関しては、教育局による認定、免許状の発給が必要であることなどが規定された。更に 1922 年には、教育局は外国語学校の修業年限を短縮する規定を定める。

この排日の意味も含んだ同法、更に修業年限短縮する規定に対して、日系社会は試訴、反試訴に二分して対応することとなる。布哇開教区内の寺院附属日本語学校でも、10 校が試訴に参加しており、それらにも対応しなければならなかった。

また、外国語学校取締法が議会に提出された同時期、1920 年 1 月 20 日には第 2 次オアフ島ストライキが起こる<sup>15</sup>。このストライキは、当初オアフ島のフィリピン人労働者が 1 月 19 日に突如ストライキに入ったものであったが、翌 20 日には日本人労働者もストライキに突入する。日本人労働者のべ 10,593 人、フィリピン人労働者も含めると 13,393 人による大ストライキは、最低賃金の賃上げや知遇改善を目的としたものであった。

第 1 次オアフ島ストライキと違い、ハワイ浄土宗もこのストライキに関係していくようになる。ハレイワ教会堂は、2 月 1 日よりワイレア耕地から立ち退きを命じられたストライキ参加家族を約 80 名収容する<sup>16</sup>。しかし当時、1 月末から 2 月初旬にかけてオアフ島は、悪質な流行性感冒が猛威を振っている最中であり、ストライキ中の労働者も約 1,000 人近くが感染し、多くの死亡者も出した<sup>17</sup>。ハレイワ教会堂に収容された労働者も多くがこの感冒に罹患していたようであり、ハレイワ教会堂開教助員宮本縫子<sup>18</sup>がその世話をしていた。だが、その宮本も感冒に感染し、3 月 19 日に亡くなってしまう。この事件は、ハワイ浄土宗やハレイワ、ワイレアの移民らにも大きな衝撃を与えたようであり、葬儀には他宗の開教使も参加して行われたことが伝えられている。

葬儀は同日同教会（筆者注 19 日ハレイワ教会）にて執行されエワ教会烏田開教使及ワイリア禅宗教会開教使木下壺牛諷経、ホノルル開教院よりは山田開教師（ママ） 区長代理として引導焼香盛大に厳修致候。

（『浄土教報』 1920 年 4 月 30 日 1410 号:10-11）

また、開教院の明照青年部もストライキ参加者の支援を行っている<sup>19</sup>。1919 年 12 月に組織された布哇日本人労働団体連盟会<sup>20</sup>は、この第 2 次オアフ島ストライキでの中心的に動いていたが、この連盟の後援ならびに慰安のために、4 月 6、7 日に慰安大演芸会を青年部が行っている。またその入場料や寄付金などを集め、300 ドルを連盟本部に寄付している。

その他にも、ハワイ島ワイナク教会堂主任である名護忍亮は、ワイナク労働同盟支部の代表者としてストライキ参加者の慰問のために 4 月 27 日から各収容施設を巡回している<sup>21</sup>。名護はワイナク教会附属の青年会、処女会と共に寄付を集め、野菜などの食料に換えて、慰問と同時に配布していたようである。

この第 2 次オアフ島ストライキは、1919 年の外国語学校取締法の議会提出と相まって、排日激化の原因となったとされている<sup>22</sup>。その排日の最たるものは、1924 年 7 月 1 日に施行された *Immigration Act of 1924*、いわゆる排日移民法であった。同法は、日本人だけを対象としたものではないが、白人以外の移民が禁止されており、実質は排日の一環であった。この法律の制定は多くの先行研究が指摘するように、移民達に永住土着の志向を強くさせたのである。

更に追い打ちをかけるように、1925 年には合衆国最高裁判所は、戦時帰化法による日本人の帰化を無効と判決を下す<sup>23</sup>。そもそも、一世は 1870 年制定の帰化法によって、帰化不能外国人であった。だが、陸海軍従軍のいかなる外国人にも市民権を与えるという、1918 年に制定された戦時帰化法によって、第一次大戦に従軍した一世は、帰化を許されていた<sup>24</sup>。だが、1925 年合衆国最高裁判所は、第一次大戦に従軍した日本人か帰化市民になり得ないと判決を下したのである。すなわち、この判決によって、一世の帰化の道は完全に絶たれてしまうのであった。

### 第 3 節 展開期

展開期は、名前の通り停滞期において耐え忍んだ布哇開教区が発展を迎えた時期である。本論でも指摘したように、約 20 年にわたって浄土宗の開教事業に携わった福田闡正が赴任してきたことがメルクマールとなった。

ここで改めて福田闡正について確認をしたい。福田の開教使としての始まりは 1904 年に出征軍人慰問使として満州に渡ったことから始まる。1905 年には満州老爺苗裡に布教所を開設している。その後 1911 年には老爺苗裡布教所を移設、1914 年には布教所建物を新設して、護国山福田寺と改称する。その後 1915 年には、長春寺創建主任に任命され、教会所を設置、堂宇の改築後長春寺へと寺名を変更する。福田寺や長春寺の他にも、1917 年に鄭家屯教会所を開設している。また 1926 年 9 月 1 日には、長春各宗連合主催による、関東大震災追悼会が長春で開催され、この追悼会において、福田は導師と法要後の説教を担当するなど、満州においても代表的な開教使の 1 人であったようである<sup>25</sup>。このように福田は、

満州における開教のノウハウを持って、布哇開教区へと転任してくる。第4章で確認したように、教学部長柴田玄鳳が直接任命するだけの手腕があったのは事実であった。そして、福田は着任直後から財団法人化という、1916年以來の懸案事項に着手したのである。

#### ・教団の財団法人化

日系仏教教団の財団法人設立の初発は、本派本願寺の1907年であり、浄土宗は本派本願寺に比べ20年も遅かったのである。下記のTable2は、第2次大戦開戦までに、ハワイ準州で財団法人設立の認可を取得した寺院、教団の一覧である。これを見ていくと、教団として、もしくはハワイの中心的寺院、いわゆる別院などは、1922年までには法人として設立していることが判る。

Table 2 戦前ハワイにおける日系仏教教団の法人設立年

法人設立年月日	開教開始年	宗派	内容	
1906年	1898年	本派	ハワイ本派本願寺、財団法人申請をするも知事によって却下される	
1907年	10月4日	本派	ハワイ本派本願寺(HONPA HONGWANJI MISSION OF HAWAII)、Domestic Nonprofit Corporationとして財団法人として設立認可	
1914年	9月28日	日蓮	日蓮宗(NICHIREN SECT MISSION OF HAWAII)、設立認可	
1915年	11月8日	真言	高野山真言宗(KOYASAN SHINGON MISSION OF HAWAII)、設立認可	
	1月24日	曹洞	曹洞宗布哇別院正法寺(SOTO MISSION OF HAWAII)、設立認可	
1921年	9月23日	曹洞	曹洞宗マウイ満徳寺(MANTOKUJI MISSION OF PAIA, MAUI)、設立認可	
1922年	1月6日	大谷	ハワイ東本願寺(HIGASHI HONGWANJI MISSION OF HAWAII)、設立認可	
1924年	9月17日	浄土	ワイルク浄土宗教会(JODO MISSION OF WAILUKU MAUI)、設立認可	
1926年	10月27日	曹洞	アイエア太平寺(SOTO MISSION OF AIEA)、設立認可	
	11月24日	真言	リリハ真言寺(LILIHA SHINGONJI MISSION)、設立認可	
	6月25日	曹洞	モロカイ弘誓寺(GUZEIJI SOTO MISSION OF MOLOKAI)、設立認可	
1927年	7月20日	本派	ワヒアワ本願寺(HONPA HONGWANJI MISSION OF WAHIWA)、設立認可	
	12月6日	1894年	浄土	布哇浄土宗教団(JODO MISSION OF HAWAII)、設立認可
	6月6日	曹洞	コナ大福寺(DAIFUKUJI SOTO MISSION)、設立認可	
1930年	11月29日	曹洞	ヒロ大正寺(TAISHOJI SOTO MISSION)(初期登記名HILO BUDDHIST(SOTO-SECT)TEMPLE)、設立認可	
1931年	10月6日	顕本法華 →(戦後日蓮)	ホノルル妙法寺(HONOLULU MYOHOJI)(初期登記名HOKEYOUJI MISSION OF HAWAII)、設立認可	
1932年	1月21日	真言	ハレイワ真言寺(THE HALEIWA SHINGON MISSION)、設立認可	
	3月18日	大谷	パロロ本願寺(PALOLO HONGWANJI)、設立認可	
1938年	3月8日	本派	ワイアナエ本願寺(WAIANA E HONGWANJI MISSION)、設立認可	
1941年	6月9日	浄土	ヒロ明照院(HILO MEISHOIN)、設立認可	

※全寺院、教団共にDomestic Nonprofit Corporationとして登記されている  
 ※法人設立年月日は、DCCAに登録されている各法人のGeneral Infoを参照した

※また開教開始年については、[柳川・森岡編1979]を参照した

筆者は第4章において、浄土宗の法人設立は遅かったと述べたが、開教時期と併せて見ていくと、浄土宗以外でも大谷派や曹洞宗も一定の年数が経過していることが判る。だが、大谷派の場合、1922年に別院公称が認可されており、その際に公式に開教区(大谷派はハワイ教区と呼称)として設立している<sup>26</sup>。また、曹洞宗の場合は、1921年に別院本堂を新築しており、その際に法人設立をしている<sup>27</sup>。一方で浄土宗の場合、開教区の設置は、1898年の改正宗規における開教区制定であり、別院にあたる開教院は1907年に設立している。既に述べたように停滞期の教団内での分裂危機や諸問題があったにせよ、浄土宗は、他宗派に比べて法人設立の機会を逃し、設立が遅かったと言える。

現地法人の設立は、開教において1つの重要な通過点である。浄土宗が法人化を公に明らかにした際に、『日布時事』に「三、開教院を財団法人組織となし、各地布教場を統括する有力な機関たらしむることを怠つた」と指摘されたように、当時の日系社会、ハワイ社会

において、法人組織として設立することは、重要なことであった。だからこそ、ワイルク教会においても、独立に際して法人化を目論んだのである。

布哇開教区が、教勢を維持、教団組織の建て直しを目的として、財団法人布哇浄土宗教団を設立したことは、第4章において述べてきた通りである。だが、現地法人を設立することは、中野の指摘のように「法規の規定に従って教団機構の整備や他の条件を受容」することでもある[中野 1981:46]。浄土宗としては、組織建て直しの意味があったとしても、法規に従うということは、ハワイ、アメリカ社会へと適応したことと同義であった。停滞期において、現地化ということを志向しながらも、実施できなかったハワイ浄土宗において、法人の設立というのは、意図とせず達成した現地化であったのである。

#### ・宗教教育法への対応

このように、法人化という点ではハワイ浄土宗は意図としない現地化を進めたが、一方で外圧による現地化も起きていた。停滞期でも述べたように、排日の風はハワイにおいても激しく吹いた。外国語学校取締法や排日移民法といった、法規による排日も起きたのである。1927年2月21日、合衆国大審院は外国語学校取締法とそれに関連した規則が合衆国憲法に違反とする判決を下し、ハワイ政府の敗訴が決定する。ただ、沖田が述べるように、

この判決（筆者注違憲判決）に対してハワイの有力英字新聞の一つであるアドヴァタイザー紙は次のような社説を掲載した。

外国語学校取締法は憲法違反であったかも知れない。しかし、同法は制定されたときにおいてハワイにおける公論の結晶を代表せるもので、ハワイの人々が外国思想の台頭を恐れ次代におけるハワイの完全なる東洋人化を防止する方法として執った方法であった。（中略）我々西洋人はこの島は我々自身のものであり、アメリカの完全なる内地の一部分だと考えている。

（[沖田 1997:250-251]）

と、違憲判決が下されたからといって、排日の風が止んだわけではなかった。むしろ堂々と東洋人化を防止する方法、この島は我々自身のもの、という「負け惜しみ」を有力紙が言い放ったのである。事実、この排日という意味を含んだ法律は、外国語学校取締法で終わりではなかった。1929年4月30日に宗教教育法がハワイ準州議会において成立した。第5章において、同法の内容などに触れてきたが、改めて同法成立の意味を考えたい。

宗教教育法は、外部において宗教教育を受けるために1週間に1時限、公立学校の正科時間を使うことができるという法律である。この点に関しては、なにも排日的要素はない。ただし、「用語は英語に限る」という点が問題となってくる。また、米本土での適応事例では、「宗教教育を施す教師は唯自宗の教理を知るのみならず普通の教員としても価値ある者に限る」と、外国語学校取締法の原案の1つである、「ジャッド案」に類似した事例もあった。更に、外国語学校取締法敗訴から2年しか経過していない時期に、必要性などといった説明がなく、このような法律が議会に提出されたことは、排日というよりもアメリカ化を拒む（ように見られていた）仏教教団を狙い撃ちにしたと見える。

ただ『布哇報知』、『日布時事』では、特別問題となる法律ではないという認識であったが、

ハワイ仏教界にとっては、英語化という大きな壁が存在したのである。当時、日系仏教教団において、英語化が進んでいたのは、本派本願寺であった。本派本願寺は、1918年に英語伝道部が設置され、1921年には最初の英語伝道が実施されており、他宗に比べ進んでいたのは間違いない[小島・木場・遠藤 1990:87-93] [守屋 2001:122-123]。一方で浄土宗においては、英語化について最初期から必要性は説かれていたものの、英語化は遅れており、英語による経典などは戦後にならないと出版されなかった。

結果としては、布哇仏教教団連盟を各宗で結成し、各宗派それぞれの日曜学校に通わせるという、同法を利用しない選択をハワイ仏教界は取った。だが、連盟の基で検討された各宗派の日曜学校では、「NON-SECTARIAN BUDDHISM at the Sunday-schools established by the Buddhist Federation of Hawaii.」と通仏教的な内容を教えることが求められたのである。これは、宗教教育法という外圧によって、教団が教義や布教方法の1部を変化せざるを得なかった、ということである。結果としては、宗教教育法を利用しなかったにせよ、法律の制定によって、教義が変化したということは、外的要因による現地化が進んだのである。

#### ・教義の変化 布哇仏教の萌芽的思想の誕生

このように、展開期においては、意図とするしないの違いはあるにせよ、法体系による現地化が起きた。一方で布哇開教区から、教義の変化が起こるようになる。第7章で述べたように、善導大師 1250年遠忌に際して、開教院が浄土宗の教義について『布哇報知』に記事を投稿したのである。

この記事では、善導や浄土宗の教義などが記され、複数回の記事の最後に「善導の思考と信仰が日本に入り法然によりて初めて日本的に具現された。此の思想信仰をして又真に布哇そのものために生かすべく努めるこそ、善導大師への報恩であり、この上なき御法要のしるしであると信じます。」と、浄土宗の思想信仰をハワイに生かす努力をすることについて触れられたのである。

これまで浄土宗のアメリカ化については、布教方法のみが明らかになってきている[鷺見 1984,2004]。だが、以上のように「布哇そのものために生かす」という考え方が現れてきたことは、布哇浄土宗教団の発展、日本から僧侶を招致するといった機運の中で、ハワイに浄土宗と浄土宗の教義がどう生かせるのか、という布哇仏教の萌芽的思想が生まれたと言えよう。

#### ・日系移民の永住土着志向への対応

排日移民法が制定されて以降、日系移民は本格的に永住土着を志向するようになる。鷺見が指摘するように、このような日系移民の状況変化に応じて、ハワイ浄土宗も対応していった<sup>28</sup>。まずは、寺院や学校などの整備であった。1929年の宗教教育法対応によっても学校の整備は進んだが、移民の志向変化も一因であった。ヒロ明照院などでは、「経営と発展にはできる限り土地を求めて維持発展することは将来の立つ可方針なり」と土地購入を検討している。また、開教院も土地購入による固定資産をつくり維持する方法によって、経済的基盤の確立を目指していた。このような方針は、鷺見が言う「ハワイ土着志向に対応して教会も長期的展望にたった」ものであった。

## ・二世への布教方法の模索

また、展開期に突入した直後、二世が一世の人口を上回るようになる<sup>29</sup>。増加していく中で、二世への布教方法も模索されていく。驚見は『開教区記録1』に記されている1930年の教勢調査報告から、二世への布教方法の特徴を「英語による伝道、現実生活と密着した教化（布教内容の現代化）、通仏教的内容」の3点であると述べる<sup>30</sup>。このような布教方法の模索のために、日曜学校や青年会活動などをそれまで以上に利用するようになった。ただ先述したように、通仏教的内容が布教方法に現れる一因としては、宗教教育法の制定の影響もあったであろう。

## ・青年会組織の充実化

布哇浄土宗教団の法人化は、組織にも変化をもたらした。特に青年会活動は活発になっていく。1927年の教団の法人化に伴い、開教院付属の明照青年会を教団付属として、活動を行うようになる<sup>31</sup>。また、二世への布教方法の模索の中で、青年会活動の利用が検討されるようになる。

そして1932年12月26日に開教院にて行われた「各島浄土宗青年連合大会」において、各寺院などの浄土宗青年会や関連青年会を、すべて明照青年会と名称を統一することを決める<sup>32</sup>。更に明照青年会の統一組織として、布哇明照青年会を設立し、年に1回、全布哇明照仏青大会を行うことが決定される。この大会は、戦前は1938年を除いて1941年まで毎年開催されており、各島の青年会の代表が集まり、青年会の運営に関する会議や、法要や法話への参加、レクリエーション、養老院や病院への慰問など多岐に渉る内容であった。日程に関しては、約3日程度で開催し、会期中1日は開教区長が参加参列している。また組織としては、顧問に開教区長、主事に開教使を置いているものの、その他会長や会計などは青年会会員が役職に就いている。仏青大会運営に関しても、議長以下会計や書記なども青年会会員によって運営しており、基本的に僧侶が関わっていない組織である。

1934年には、日本で行われた第2回汎太平洋仏教青年大会に出席するために、明照観光団を結成し、福田闡正と共に複数名の明照青年会会員が日本ならびに朝鮮、満州へと向かっている<sup>33</sup>。この観光団の行程は、一部『日布時事』に掲載されている<sup>34</sup>。同記事によると、日本に着いてから、宗祖法然の生まれた誕生寺や、二祖聖光ゆかりの大本山善導寺を参拝し、大陸へ渡り、朝鮮の釜山浄土宗別院、京城浄土宗開教院、平壤浄土宗華田寺、満州奉天寺、大連明照寺などの各寺院を訪ねている。団長として随行した福田は、元々大陸で開教使をしていたため、満州では皇帝に謁見するなどをしていることが伝えられている。だが、残念なことに、大連までの道程が記事に記されているものの、その後については掲載されていない。ただ、8月15日には福田は帰国していることが、『記録2』に記されており、その後9月4日には報告講演会が開教院にて行われている<sup>35</sup>。

このような青年会活動は、二世へ浄土宗の教義を伝えるために重要な場であり、信仰継承の方法の1つであった。青年会の活発化は、その後の布哇浄土宗教団の後継者を育成することにも繋がったと言える。

## ・管長代理の来布

現地化が起きた展開期は、一方で日本の浄土宗に積極的に近付くことが多かった時期でもあった。管長代理が2人、来布したのである。管長代理の来布は、ハワイの檀信徒達にとっては、授戒会や講話・法話を聞けるチャンスであった。教団側にとっては、日本から宗教的源泉を招致することによって、教団の発展を希望したのである。

1928年に五島法住がハワイを訪れた際には、ホノルルでの講演会は約1,000人が参集し、ハワイ島ヒロ明照院においては五重相伝が行われている。また、1932年に酒井教順が来布した際には、ホノルルにおいて1週間、毎日授戒会が開かれ、ハワイ島では五重相伝が行われるなど、宗教的実践が多く行われている。

このような高僧の来布は、先の神居の来布とは別のものといえよう。神居の招致は、動揺していた布哇開教区の引き締め、慰撫であった。しかし、展開期を迎えたこの期間では、教団組織も整い、信仰の強化や教勢の拡大ということが目的であったことは、言うまでもない。特に酒井は、開教院の移転・新築の落成式の導師を勤めるなどと、教団組織、堂宇の新築によって新たな出発を迎えた布哇浄土宗教団のシンボリックな意味もあったのである。

展開期の布哇開教区・布哇浄土宗教団は、ハワイ社会に対しては現地化を、日本に対しては、発展展開のための宗教的源泉の要請によって、更なる展開を求めたのである。だが、日本本国の戦時体制によって、布哇開教区の展開は、困惑へと変化していく。

#### 第4節 困惑期

1931年に勃発した満州事変以降、日系社会も愛国主義的な高揚を迎えていたことは、第8章において指摘した通りである。

##### ・日本本国への近寄り

1935年には「国体の本義に関する文部次官通牒」が、1937年には「五箇条のご誓文奉戴について」、「国民精神作興週間実施に関する通牒」など、続々と日本の浄土宗務所より日本の時局に関する通知・通牒が届くようになる。更に時局に関する意味付けがなされた、三上人遠忌がハワイでも行われることとなり、時局伝道を多く行っていた窪川旭丈が管長代理として来布することとなる。

また、1937年7月に盧溝橋事件が勃発すると、日系社会はますます愛国主義が高揚することとなった。慰問袋や慰問金などの送付や「恤兵献金」、「事変献金」などが大規模に行われ、更には「愛国公債」の応募も行われたのである<sup>36</sup>。

布哇浄土宗教団としても、福田の帰国直後の1937年10月には、追悼会と時局講演会が開催される。そして、1938年に窪川が就任、来布すると、更に日本の浄土宗の戦時体制への協力に併せた動きが開教区内にも現れるようになる。1939年には、在支皇軍慰問使を中国へと派遣し、1940年には皇軍視察や皇紀2600記念大会へと開教使を派遣するようになる。

##### ・二世社会への歩み寄り（開教使としての言説）

その一方で窪川は、赴任直後の1938年3月から6月にかけてハワイ、アメリカ本土の視察を行う。この視察における講演会などでは、欧米文明の批判や「日本精神の高調」、「日支事変」後の仏教者の責任といった内容が語られている。しかし、同時期に各開教使へ送った

通牒では、教団の今後に対して、日本語学校の将来的教育方針、二世への英語布教の方法、ボーイスカウトといった方法による布教の検討といった、布教方針の検討を行うことを述べている。

更に 1939 年以降、日系新聞紙上に窪川の言説が現れるようになる。そこでは、これまでの浄土宗のハワイ開教が追教的であり、真の開教を今後進めるべきであると開教施策の変化を求める内容が現れる。そして、二世が日米の親善となる「架け橋論」が展開されるようになり、そのように開教上も日米親善にとっても重要な二世に信仰を継承させるためにも、英語化や英語がわかる二世開教使が必要だと述べる。

1938 年前半までの窪川は、時局に関する内容や、国粹主義的な西洋文明批判などといった内容が言説に現れていた。これは、日本における時局伝道などと同様であろう。しかし、1938 年にハワイ、米国本土を巡り、日系社会を冷静に観察、分析した窪川は、二世の重要性に気づき、二世の立場、即ち「太平洋の架け橋<sup>37</sup>」としての二世という視点に立った言説へと変化していくようになったのである。すなわち困惑期は、日本に近付きつつ、ハワイ社会への近づきも模索したまさに困惑した時期であった。

## まとめ

本章では、布哇開教区・布哇浄土宗教団の展開と日米の社会史を重ね、ハワイ浄土宗の特徴的な出来事を時代ごとに確認をしてきた。この作業によって、ハワイ浄土宗の時代の特徴を端的につかむことができるようになったと言える。次章では、この時代区分、各時代の特徴から、ハワイ浄土宗の課題について分析する。

1 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:271-275]

2 『宗報』1917年9月5号:4

3 『宗報』1920年5月35号:3-4

4 『浄土教報』1925年8月24日 1628号:7

5 『浄土教報』1925年5月29日 1616号:11

6 江上静秀によると、久家は、宗教大学に入った後に鮮語研究生として、開教院に居たことが判っている[江上 1921:244]。また、布哇開教区開教区長辞任後、久家は朝鮮開教区開教区長に就任し、「和光教團」という総合社会事業施設の設立に際して中心的役割を果たしていた[諸 2012]。

7 本派本願寺における教学分離問題については、[物部 1995]が詳しく論じている。

8 『日布時事』1918年11月19日

9 [新保 1987:217]

10 [大橋 1987:181][新保 1987:192-193]

11 『宗報』1920年7月37号:5

12 [中野編 1983:264]

13 [中野編 1983:217]、法友会と明照会が分裂した際に、法友会側についた法友会会長や理事らは、時期は不明であるものの、明照会へと復帰しているようである。1914年11月18日には、法友会側が伊藤円定に対する決議文を広告として掲載している。そこで記されている法友会会長や理事の名前は、1934年に福田闡正がまとめた『洋上の光』の信徒の面影に登場しており、開教院の移転新築に協力したことが書かれている[福田 1934]。

14 [布哇教育会編纂部 1937:273-279]、立川はこの他にも、日本語学校教師の検定試験に関する教員講習委員会の委員にも選ばれている。これらの委員には、宗教者としては、立川の他に本派本願寺総長今村恵猛、曹洞宗監督磯部昭明、マキキ教会牧師奥村多喜衛、加藤神社宮司栄木鎮次郎が選ばれている[ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:236-238]。

15 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:179]。第2次オアフストライキについては、同書の記述を参考にしている。

- 
- 16 『浄土教報』1920年4月30日1410号:10-11
- 17 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964:276-277]
- 18 ハレイワ教会堂主任開教使宮本文哲の妻である。
- 19 『浄土教報』1920年5月21日1413号:8-9
- 20 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964:275]
- 21 『浄土教報』1920年6月18日1417号:10-11
- 22 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964:276-277]
- 23 『ハワイ日本人移民史』では、1926年に判決が下されたと記されている[ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964]。
- 24 [Akemi Kikumura1992:83]
- 25 『浄土教報』1926年9月27日1680号:5
- 26 [柳川・森岡編1979:17]
- 27 [柳川・森岡編1979:33]
- 28 [鷺見1984:223]
- 29 1920年では日本人（非市民）即ち一世が約6万人、日系米国市民即ち二世が約4万9千人であったが、1929年には一世約4万9千人に対し、二世は約8万7千人になっていた[ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964:282-283]。
- 30 [鷺見1984:228]
- 31 [福田1934:72]
- 32 『日布時事』1932年12月28日
- 33 『日布時事』1934年6月11日
- 34 『日布時事』1934年8月1、2、3、6日
- 35 『記録2』:155『日布時事』1934年9月3日
- 36 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編1964:291-292]、「愛国公債」は、1939年に合衆国裁判所から禁止される。
- 37 物部ひろみは、ハワイ二世の行動規範に「100%アメリカン」と「太平洋の架け橋」という一見矛盾するような概念を両立させていたと論ずる[物部2007:81-83]。

## 第10章 教団の定着課程とその課題

### 第1節 課題の設定

本章では、前章で明らかにしてきた、ハワイ浄土宗の時代の特徴から、ハワイ浄土宗が持っていた課題に注目して、分析を行っていく。ハワイに到着し開教を展開したハワイ浄土宗は、時代を通じてハワイに残っていくこと、すなわちハワイに定着維持していくことが最大の課題であった。それは、宗教団体としては、自明の課題であった。しかし、定着するためには、様々な課題があり、それらを解決していくことによって、定着維持していくことができる。

そこで、定着維持するためには、どのような課題があったのか、以下のような課題群を挙げて検討していきたい。教団の課題群に関しては、渡辺雅子のブラジルにおける日系新宗教の定着課程の課題群を参考にした<sup>1)</sup>。

#### 定着に関する諸課題群

##### I 組織課題群

①寺院の建立 ②組織の運営 ③学校の運営 ④移民社会への対応

##### II 現地適応課題群

①現地法規への対応 ②英語化 ③教義の変容 ④ホスト社会への対応

##### III 本国課題群（本国との関係性）

①日本浄土宗との経済的關係 ②日本浄土宗との人的關係 ③日本の時局への対応

I 組織課題群とは、浄土宗がハワイに定着するために対応しなければならない、組織に関する課題群である。①寺院の建立とは、開教に必須であり、全ての活動の拠点の設立のことである。②組織とは、ハワイにおいて開教を行うために必須の課題である、教団や付属する諸活動の組織そのものや、組織化を意味する。そして③学校の運営とは、浄土宗がハワイにおいて、経済的基盤とした、学校の運営に関する課題である。④移民への対応は、主に一世に関する課題である。一世は当初より、帰化法に従って「帰化不能外国人」として見なされていた。つまり、ハワイに居ながらも、ホスト社会よりは、日系移民社会の一部であったのであり、この課題に含めることとする。

II 現地適応課題群は、現地、すなわちハワイ、アメリカ社会への適応に関する課題である。この課題群を解決しなければ、現地での定着、維持、拡大は見込めない、重要な課題群である。①現地法規への対応には、2つの意味が含まれている。すなわち、自ら法律に適応する場合と、法律に強制的に適応しなければならない場合がある。これらを総合して、現地法規への対応とした。そして、②英語化では、日本語の教義や布教方法を、どのように英語化するのかという課題である。③教義の変容では、ハワイにおける開教において、日本国内とは異なる布教方法や教義が登場する可能性を示す。しかし、それは日本の浄土宗から逸脱しない範囲内における課題である。そして④ホスト社会への対応では、ハワイ、アメリカ社会で起きた事件などへの対応に関する課題である。二世は、生まれながらにしてアメリカ国籍を持ち、ハワイの公教育を受けてきたアメリカ市民であった。つまり、このホスト社会には、日系二世も部分的に含まれるため、二世に関する課題もこの課題群にて扱う<sup>2)</sup>。

Ⅲ本国課題群の①経済的關係、②人的關係は、日本の浄土宗との実際的な關係であり、ハワイ浄土宗にとっては生命線でもある課題であった。③日本の時局への対応では、日本本国の時局に対する、ハワイ浄土宗の対応である。この課題は、Ⅱ現地適応課題群と相反する場合もありえる。また、このⅢ群は日本浄土宗との關係調整の意味も含んでいる。

そして、これら3つの課題群は互いに相関關係にある。Fig1は、各課題群の相関關係を表している。即ち、現地適応するためには、組織課題と本国課題とを解決しなければならない。また、組織の課題を解決するためには、現地適応課題と本国課題を解決しなければならない。そして本国に対する課題を解決するためには、組織課題と現地適応課題を解決しなければならない。

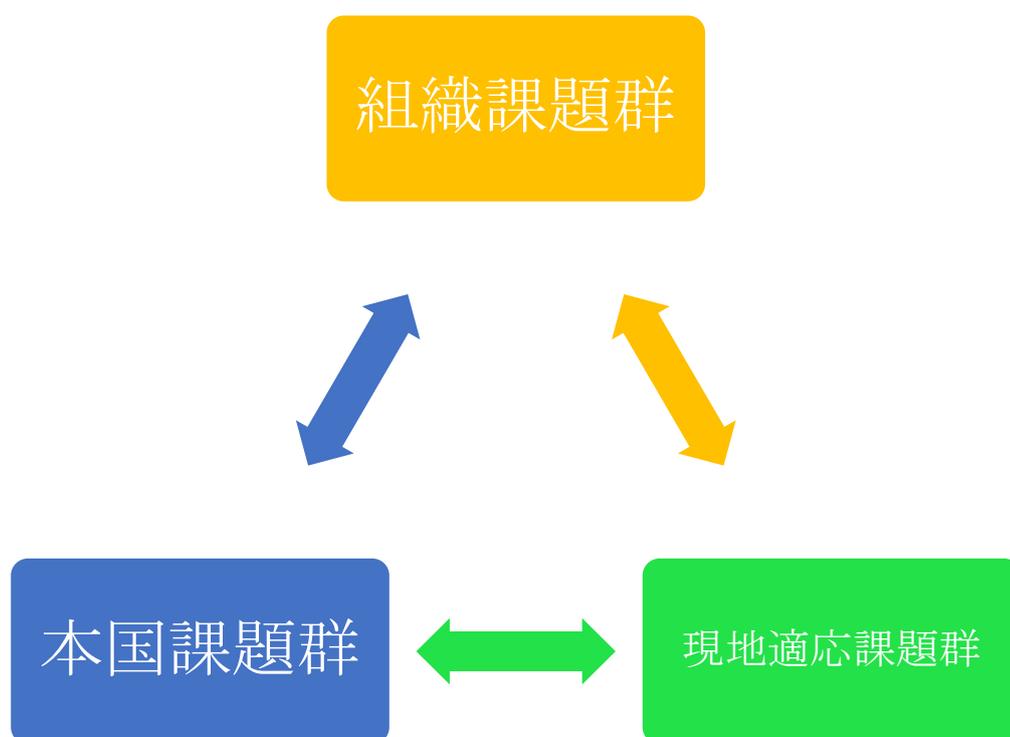


Figure 1 定着の課題群

このような課題を設定し、定着という通史的、自明的な課題に対して布哇開教区・布哇浄土宗教団が、これらの課題群をどのように解決したのか、もしくは解決できなかったのか、その様態を見ていく。そこで、9章において区分した各時代の特徴的な出来事を挙げ、その出来事はどのような課題であったのか分類し、その課題への対応を見ていく。そして、時代の変遷によって、教団の課題がどのように変化したのか、その変化を見ていく。ただ、社会に対する課題は、対応していくうちに、社会の側で変化が起き、終息する場合もある。そのような場合においても、課題に対する対応がどうであったのか、その対応も記すこととする。

## 第2節 教団を取り巻く課題群

### 第1項 定着期

#### ・教会堂、寺院の建立 I-①、②

I-①寺院の建立という課題は、当初、開教使による個々の熱心な布教によって、ある程度進められていた。特にハワイ島における寺院の建立は、開教使のみならず、移民や領事館、さらには耕地の耕主による支援によって、進められていたのである。

そして、開教使、副使が4人ハワイへと派遣される、すなわちⅢ-②日本浄土宗との人的関係が解決された、1904年4月以降、寺院の建立は更に進められることとなる。それまではハワイ島内での寺院建立のみであったが、1907年には開教院が完成し、1909年以降はカウアイ島、マウイ島などにも教会堂を建立していく。またハワイ島内においても、中心的寺院であるヒロ明照院の設立などと、人員不足の解消によって寺院の建立という課題の解決をみたのである。また、寺院の建立が進んだことにより、信徒組織も結成されるなど、組織化も進んだ。

#### ・日本の国策による布哇開教区の差別化 I-②、Ⅲ-①、②、③

当時の日本浄土宗の開教施策が、国策と密接に関係していたことは、第2章で確認した通りである。すなわち、日本の時局に関する課題が現れていたのである。更に、国策に日本浄土宗が追従したことによって、台湾や韓国へ経済的、人的な資源が優先されてしまう。ここに、Ⅲ-①日本浄土宗との経済的関係、②日本浄土宗との人的関係という課題が現れるのである。また、日露戦争の勃発による開教使の徴兵は、Ⅲ-③日本の時局への対応課題を更に大きなものとしてしまった。このようなⅢ群の課題は、開教に関わる人員や費用などの不足を招き、I-②組織の運営という課題を解決することも、難しくしていたのである。

#### ・開教使の資質に頼った開教 I-③、Ⅲ-②

人員が不足している中、開教使達は、教会堂の建立だけでなく、日本語学校の建設や教誨師などの新たな事業を進めていた。更に開教当初から、白人伝道を志すなど、開教使による個々の資質によって、人員不足を補っていた。

#### ・第1次オアフ島ストライキ

1909年当時、ストライキの起きた耕地周辺に教線が延びておらず、日系社会では、大きな問題となった、第1次オアフ島ストライキは、浄土宗にとって大きな問題とならなかった。

以上、定着期における課題は、Ⅲ群の課題に大きく影響を受けていたことが判る。特に経済、人員という課題は、開教活動に大きな影響を与えていた。これらの課題が解決されるまでは、開教使の資質によって対応していたが、人員の増加によって、寺院の建立や、組織化という課題に対処できるようになったのである。

## 第2項 停滞期

### ・教団内の分裂 I-②

停滞期は、先述のように教団内の分裂が起きてしまった時期であった。これはまさしく、I-②組織の運営という課題であった。1914年の開教院信徒組織の分裂では、日本から神林周道が来布して調停にあたり、その後1922年に立川真教によって組織の調停が結ばれたが、組織の分裂という課題に対して8年間向き合っていた。

また、1924年4月にもマウイ島ワイルク浄土宗教会の信徒が独立宣言を出してしまい、立川が仲裁へと向かい、独立を止めることはできた。ただ、立川はこの仲裁によって病が悪化し死去してしまうなど、組織という課題に対して、開教区長の生命によって解決するという、最悪の事態を迎えてしまった。ただ、組織という課題がどんな形であれ、解決しなければ、教団の展開は迎えられなかったのである。

### ・開教区長の頻繁な交代 III-②

また、組織をまとめる開教区長の頻繁に交代したということも、組織という課題に対して解決を見出せなかった一因である。開教区長の辞任が病気であったので、課題への根本的解決は難しいが、このような課題があったことも停滞を迎えた一因であった。

### ・教育問題への対応（教学分離問題） I-④

教学分離問題は、ハワイ社会というよりも移民社会における問題であった。本派本願寺が対応を迫られ、今村恵猛が教学分離について、記事を投稿したように、浄土宗としても対応を迫られていた。久家は当初、日本語学校全廃論を提唱するなどしたが、開教使会議を経て、ハワイ浄土宗として、時期尚早論を提唱する。このように移民社会への対応を行っていたのである。

### ・外国語学校取締法への対応 I-③、II-①

一方でホスト社会への対応としては、排日に対応せざるを得なかった。外国語学校取締法に関して、開教区長である立川が、法案政策の委員に選ばれるなど、積極的ではないにしろ、法案制定に関わっていた。だが試訴がはじまると、浄土宗系列の日本語学校が試訴に参加したことによって、試訴派へと加わることとなる。これは、I-③学校の運営とII-①現地法規への対応という課題に直面したものであり、これらの課題は、試訴という日系社会の対応によって解決したといえる。

### ・第2次オアフ島ストライキへの支援 I-④、II-④

また、1920年1月に起きた第2次オアフ島ストライキでは、ストライキ参加者への支援を行った。ストライキは、移民社会、ホスト社会両方への課題であり、ハワイ浄土宗としては、参加者への支援という形の対応をしたのである。結果として7月には、ストライキは大きな成果が無く終了となってしまいが、スト中の参加者の収容や物資支援などを行ったのである。ストの終了ということで、これらの課題はなくなったが、開教使夫人の死去という

痛ましい結果を残してしまった。

### 第3項 展開期

#### ・教団の財団法人化 I-②、II-①

ハワイ浄土宗は、1916年から現地法人化を志向してきた。これは、教勢の維持拡大のために必要な課題、即ちI-②組織の課題であった。教団を法人として設立させることは、当時のハワイ社会において重要なことであった。一方、財団法人組織となるためには、現地法規に従うことでもあった。即ち、II-①現地法規への対応という課題でもあった。

#### ・宗教教育法への対応（外圧による現地化） I-②、II-①、②、③

1929年に制定された宗教教育法への対応は、II-①現地法規への対応という課題であった。宗教教育を施す際に公立学校の時間を使うことができる、という同法は一見、教団に取ってはプラスになる内容であった。しかし、英語を用いて授業を行うという点が問題となったのである。そして、布哇仏教教団連盟を結成し、II-①のみならず、II-②英語化にも対応していくこととなる。また、布哇仏教教団連盟を各宗派で組織するなど、II-①現地法規への対応という課題に対して、I-②組織という課題の解決によって対応している。そして、連盟は、日曜学校において通仏教的な内容を教える方針を定め、II-③教義の変容という課題にも対応せざるを得なかった。結果としては、宗教教育法を適応した宗教教育は諦めたものの、同法の制定が、浄土宗のみならず日系仏教教団に課題を突きつけたのは事実である。

#### ・教義の変化（布哇仏教の萌芽的思想の誕生）II-③

展開期は、教義の変容という課題に、布哇浄土宗教団が対応した時期でもあった。1928年の善導大師1250年遠忌では、開教院による善導、浄土宗の教義が新聞にて喧伝されるようになった。そこでは、浄土宗の思想、信仰を日系社会、ホスト社会に伝えることだけでなく、ハワイに浄土宗の思想を生かすという形での変容がみられた。これは、II-③教義の変容という課題が展開期になって起こり、その結果として布哇仏教の萌芽的思想が生まれたと見ることができる。

#### ・日系移民の永住土着志向への対応 I-④

1924年に排日移民法が制定され、日系移民が永住土着化していくことによって、教団は寺院や学校の整備を行っている。これは、I-④移民社会への対応という課題への対処であった。

#### ・二世への布教 II-②、③、④

二世の増加に伴い、布哇浄土宗教団は、二世への布教方法を模索した。その特徴は、教義の英語化や現代化、通仏教化であった。これは二世の増加という、II-④ホスト社会への対応の課題に対して、教団が取った対応策であった。また、それに伴い、II-②英語化、③教義の変容という課題も新たに浮上した。この2つの課題は、教団や開教使が対応していったが、完全な対応ができず、課題として残ってしまった。

#### ・青年会組織の充実化（明照青年会の組織） II-④

法人化によって、青年会活動が活発化していくと、二世対策として、青年会を活用する方法がとられるようになる。これは、II-④ホスト社会への対応という課題に対して、青年会活動を利用して、対応していったということである。明照青年会での活動は、全布哇明照仏青大会の開催など、信仰継承の場として活用されていた。

#### ・管長代理の来布 III-②

II 現地適応課題群に関する課題が多い展開期だが、一方で日本の浄土宗の力を借りた時期でもあった。それは、経済的な援助というよりも、宗教的な源泉の招致という意味であった。教団、教義が定着維持していくためには、管長代理による五重相伝や受戒会、法話による信仰の教化、教勢拡大が必要であった。それらに対応するには、III-②日本浄土宗との人的関係という課題の解消として、管長代理を招致したのである。

### 第4項 困惑期

#### ・日本本国への近寄り III-①、②、③

1935年以降、III-③日本の時局への対応という課題が急増する。これに対し、教団も追悼会を実施し、各寺院付属の婦人会も慰問袋慰問金を日本へと送付するようになる。これは、III-①日本浄土宗との経済的関係の課題への対応とみることができる。また、亜米利加開教区として、開教使を慰問使として派遣するなど、III-②日本浄土宗との人的関係に対しても対応を行っていた。総じて困惑期の課題は、III群であったのである。

### 第3節 課題の分析

以上、各時代の出来事から教団の課題とその対応を見てきた。ではこれらの課題やその対応は、どのような性質を持っていたのであろうか。また、開教の対象となった移民も一世、二世と時代が下るにつれて異なっていく中で、それらの課題は、どの世代を対象としていたのであろうか。そこで本節では、教団の課題の性質、課題の対象について位置付け、それらの課題がそれぞれどのようなものであったのか、分析を試みる。

#### 課題の性質

まず、教団について位置付けを行う。教団とは、布哇開教区・布哇浄土宗教団をまとめて呼称したものである。組織としては、財団法人布哇浄土宗教団が設立するまでは、開教区が教団組織と同義であった。設立後も開教区と教団は、不可分である所から、布哇開教区・布哇浄土宗教団をまとめて教団とする。

ハワイ浄土宗は、財団法人化後の組織のあり方や日本からの経済・人事などの点から、先述のように、日本の延長線上にあったと言える。すなわち、教団は基本的に日本の浄土宗を追従するような方針であったといえる。しかし課題によっては、ハワイに現地適応するような方針を採用する場合もあり、教団の課題やその対応には、日本を追従する場合とハワイに現地適応する場合があると言える。また、教団内においても、教団と開教使の方針が異なる場合もあることには、注視していく。

## 対象の位置付け

次に課題の対象について位置付けを行う。ハワイ浄土宗が、開教の対象としたのは、主に移民であった。白人伝道は、開教当初より志向されていたものの、実施されていないことから、ハワイ浄土宗の開教対象を日系移民とする。移民については、日本政府による移民の扱いを参考にする。

ハワイへの移民の扱いは、日本政府も時代によって変化していた。元年者の渡航以降出稼ぎ移民時代においては、「海外在留日本臣民」として扱っていた<sup>3</sup>。だが、1908年に新規移民の渡航が禁止されると、「在外日系人」として扱うようになっていく。更に、永住土着化が進むと、日系人社会の自由な自治自制に委ね、自由裁量を尊重する態度をとるようになった。

浄土宗は、開教当初、移民のキリスト教化の危惧と移民社会の窮状改善のために開教を開始した。それは、政府と同様に「海外在留日本臣民」へ布教を行うということであった。だが、政府の場合は、1908年以降、実際の制度や日米関係などの影響を受けて、「在外日系人」と扱いが変化していくが、浄土宗では大きな変化がなかった。基本的に浄土宗としてのハワイ開教施策というのは、現地の開教使長、区長、監督の方針で進められており、浄土宗全体としての方針というのは、当初の「海外在留日本臣民」への布教のままであった。

これは、日本側の布哇開教区への無関心ということが大きな原因であった。『浄土教報』などでは、開教への無関心、特にハワイへの無関心が繰り返し批判されてきた。管見の限りでも1903年、1920年、1922年、1925年、1930年、1931年と定期的に批判がなされてきている。また、二世への布教ということが考えられるようになった展開期以降も、二世に関する日本本土の浄土宗としての布教方針というものは、現れていない。そこで浄土宗の布教対象としての一世代は、日本で生まれ、日本で教育を受けた「海外在留日本臣民」としての性格を持っているものと定義する。一方で二世とは、ハワイで生まれ、ハワイで公教育を受けた一世の子弟であり「日系アメリカ人」としての性格を持っているものと定義する。

## 各期の課題と対応の方針

定着期における諸課題は、開教使の個々の開教が中心であった。教団としての動きは、ホノルルの開教院設置以降であり、当初は開教使が現地に適応するような方法を模索しながら、開教を進めていた。しかし、開教区や開教院の設置に伴い、教団としての開教が本格的に開始されると、日本の浄土宗の方針に従った対応がなされた。

その後の停滞期では、開教区長の頻繁な交代や教団内の分裂など、教団として課題に対応するのが難しくなった。そのような中で、教学分離問題や外国語学校取締法問題といった、ハワイの現地の実情に合った適応が求められた。また、ハワイ社会では第2次オアフ島ストライキが起きたことにより、日本の浄土宗の方針では対処できない事態を、ハワイ浄土宗は対応しなければならなかった。一方で展開期では、現地適応という方針を以て、それぞれの課題に対応している。すなわち、開教区、教団の展開は、教団が課題に対して現地適応という統一した方針を以て取り組んだことによって得られた成果と言える。

大きく課題に対しての対応に変化が現れたのは、困惑期である。前述のように、ハワイ浄土宗教団としては、Ⅲ本国課題群に対応し、日本浄土宗と同様の動きを見せた。しかし、窪川個人としては、Ⅱ-②英語化と④ホスト社会への対応という課題に対応していたのである。二世を日米親善の架け橋として見るなど、当時の二世観に立って、ハワイに浄土宗がどう定

着維持していくのか、という課題に現地適応という形で取り組んだのであった。

### 一世と二世への課題

では、次に一世への課題、二世への課題がどうであったのか、それぞれ各期の特徴的な出来事と照らし併せて見ていく。まず定着期は二世への教育という点では、I-③学校の運営という課題があった。しかし、当時はまだ出稼ぎ移民時代であり、一儲けをしたら一世は日本へ戻るつもりでいた。即ち、一世と同様の「海外在留日本臣民」であり、二世への教育は、日本と同様の教育が求められていた<sup>4</sup>。つまり、これは一世に関する課題に属するものと言える。また、寺院の建立や様々な開教使の活動は、一世に対する布教に関する課題であった。

次に停滞期では、二世への教育、布教という点において、教学分離や外国語学校取締法への対応は、二世の課題でもあった。だが、これらの問題は、二世をどのように教育するのか、という一世らの教育方針の問題でもあった。教団からすると、一世がどのような動きをするのか、見極めてから対処しなければならなかった。当初、立川真教が法案作成の委員に選ばれながらも、最終的に試訴派になったことは、まさにこのような事情を鑑みたものである。一方で、教団内の分裂や開教区長の頻繁な交代は、一世の信徒に関連する課題であり、第2次オアフ島ストライキは、一世、二世両方の課題であった。

そして展開期になると、教団は、一世の課題とは独立した、二世に対する課題にも取り組むようになる。例えば、二世の布教方法を模索するようになり、教義を英語化、現代化、通仏教化させるようになっていく。更に青年会組織を充実していくことによって、二世の信仰継承の場を生み出していく。これは、まさに教団が二世に対する課題に取り組んだ結果である。一方で、管長代理を招致することによって、一世の信仰強化につとめるなど、一世の課題にも対処していたとも言える。

また、財団法人化や宗教教育法、教義の変容といった一世、二世の両方に関わる教団の課題も現れた。これらの課題を、教団として見事に対応したのである。教義の変容は、自己変化という意味も持ち、課題を自ら提唱し、ハワイのための仏教という着地点を見つけたのである。このように展開期は、一世、二世、両方の世代への諸課題が存在し、それらに対して教団が上手く対応できたことが発展展開を迎えた一因であったといえる。

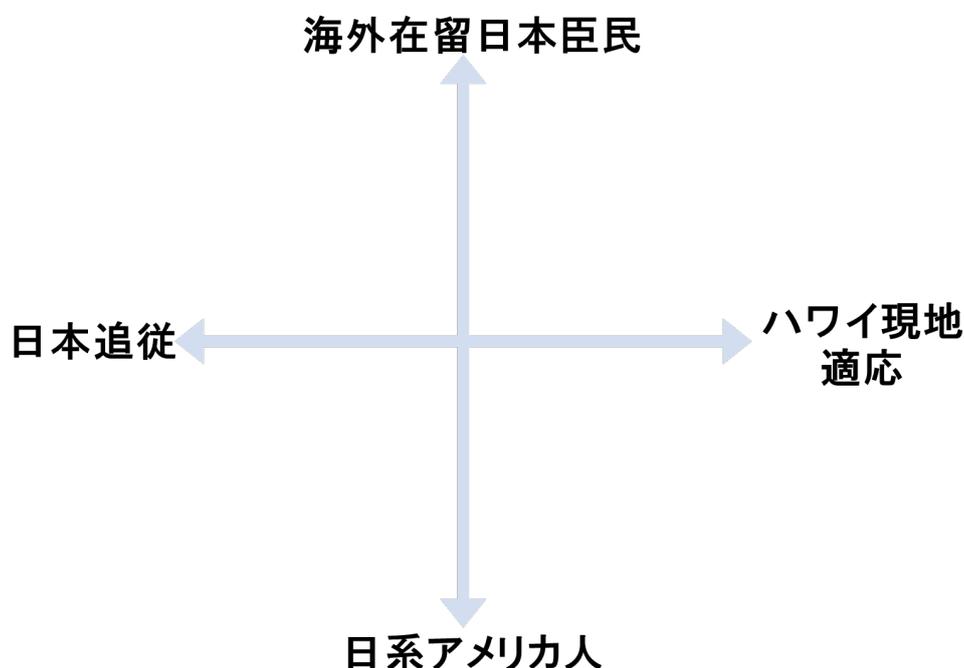
だが、困惑期になるとすべてが異なる。先にも確認したように、満州事変以降、日系社会において一世らを中心に愛国主義的な高揚を見せる。このような一世の行動と同じくして、教団も日本の浄土宗と同様に時局に対応した行動を取っていく。これは、一世に関する課題でもあった。一世は先に述べたように「海外在留日本臣民」である。日本政府が対応を変えたとしても、日本で生まれ、日本で教育を受け、愛国心の強い一世にとって、本国の戦いは、「聖戦」として捉え、大東亜の平和という目標を信じていたのである。当然、日本の浄土宗の時局に即した動きは、一世にとっては当たり前行動であったのだ。

しかし、二世は一部を除き、軍国主義的行動に対して批判的態度を取っていた<sup>5</sup>。そのような二世に対しては、二世の立場に寄って、布教する事が求められた。これが二世への課題であった。この課題に対応したのは、窪川旭丈であった。日本において布教師として活動していた際には、時局伝道を数多くこなしていた窪川は、ハワイの現状、更にはアメリカ本土の現状を冷静に観察分析し、浄土宗がアメリカ国内で定着、維持、発展していくためには、二世への積極的な布教が必要であると見抜いていたのである。窪川は、仏教と日米親善の架け橋たる二世によって、時局が好転することを信じ、二世がいかに浄土宗のみならず、仏教、

日米にとって大切な存在なのかを説いた。更にそのような二世に信仰を継承するために、英語伝道や英語開教使、日曜学校などの諸事業の改革が必要であると論じて、その改革に着手しようとしたのである。すなわち、教団は一世、日本に、窪川は二世、アメリカを向いてそれぞれに対応したのである。

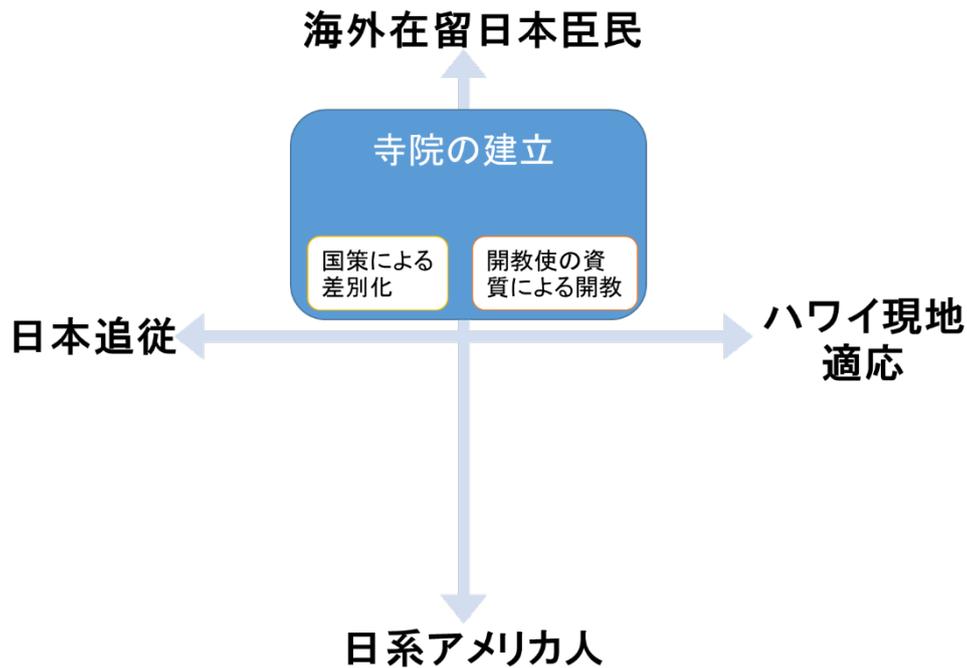
#### 第4節 課題モデルと各期の課題

最後にこれらの各課題がどのようなものであったのか、まとめていく。Fig2は、横軸を課題の性質である「日本追従」と「ハワイ現地適応」、縦軸を課題が対象とする属性「海外在留日本臣民」と「日系アメリカ人」と置いた、課題モデルである。このモデルから布哇浄土宗教団の展開過程においてどのような課題の変遷があったのかを追っていく。また、完全に4象限に分かれる訳ではなく、あくまでも理念型としてこのモデルを置くものとする。



**Figure 2** 布哇開教区・布哇浄土宗教団における課題モデル

定着期の課題は、Fig3のようになる。定着期において寺院の建立は、当初は開教使の課題であったが、開教使の人員増加や開教院の設置によって、組織的な教団の課題へと変化した。教団の課題となったことによって、開教使による現地適応のみならず、日本の浄土宗に追従するような性質も持ち合わせるようになった。これは、国策によって布哇開教区が、開教費や区長赴任に際して差別化を図られていたことによる。



**Figure 3 定着期の課題**

次に停滞期の課題は、Fig4 のようになる。先に述べたように、教学分離問題や外国語学校取締法は、通わせるもしくは経営する側の海外在留日本臣民である一世の問題でもあり、通っている当事者の二世自身の問題でもあった。また、第2次オアフ島ストライキは日系社会、ホスト社会全体の問題であり、一世二世に跨がる問題であった。一方で教団内の分裂のように、日本追従、現地適応、両方の性格を持つ課題や、開教区長の交代といった、日本の浄土宗に追従せざるを得ない課題も起きていた。開教区長の赴任は、日本の浄土宗によって決められており、追従せざるを得ない課題であった。また、開教院や開教区内での分裂など、教団全体を揺るがすような課題も噴出していた。

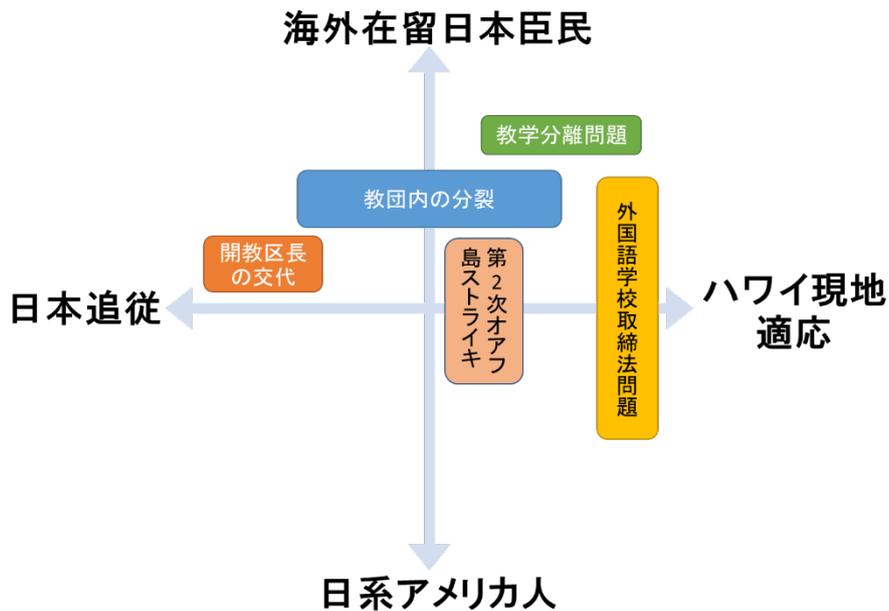


Figure 4 停滞期の課題

そして展開期の課題は、Fig5 のようになる。展開期は、教団全体でハワイ現地適応という対応を行った時代であった。また、本格的に日系アメリカ人である二世の課題に取り組んだ時代でもあった。

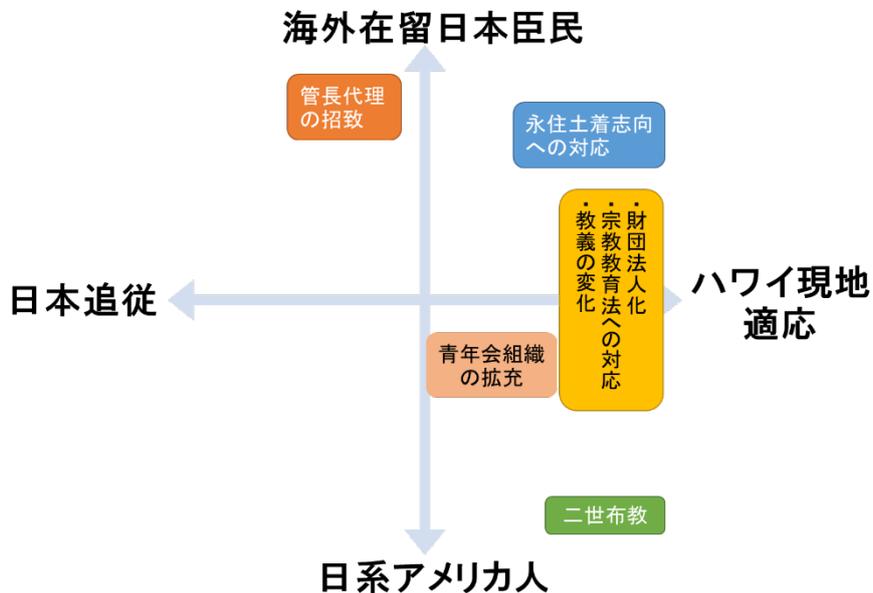


Figure 5 展開期の課題

最後に困惑期は、大きく変化する。教団としては、日本の時局に対応して、Ⅲ群の課題に取り組むようになる。これは、海外在留日本臣民にとっても当然の課題であった。一方で窪川は、日系アメリカ人を「太平洋の架け橋」として、二世への布教強化を進めたのである。ここに対極的な課題が現れることとなる。

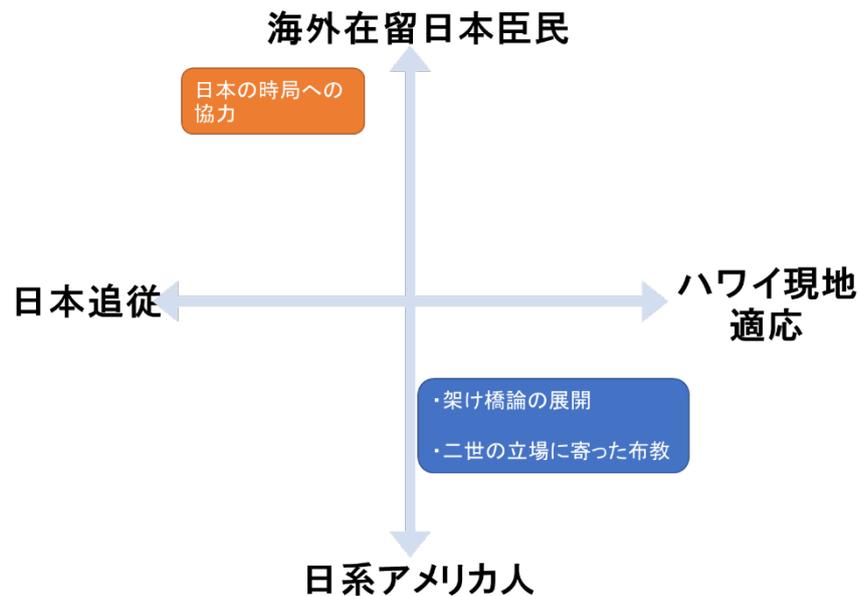


Figure 6 困惑期の課題

このように、課題モデルに各課題を重ねていくと、時代ごとに課題の変遷があることが判る。すなわち、定着期は海外在留日本臣民に対する課題のみだったものが、停滞期では、課題が増加し、教団が対応しなければならなかったものの、対応しきれなかった。その結果、停滞期を迎えてしまったのである。しかし展開期になると、教団全体で各課題へと取り組めるようになり、現地適応に関する課題が増加しながらも、それらに対応ができたのである。

しかし、困惑期になると教団は、日本の時局に対応する課題に取り組むようになる。教団としては、本国課題群に対応することが、開教施策でもあり、日本の延長にある亜米利加開教区・布哇浄土宗教団にとっても、海外在留日本臣民である一世にとっても自明の課題であった。だが、日系アメリカ人である二世にとって、本国課題群は、自明の課題でもなく、むしろ「100%アメリカン」というアイデンティティと相反するものであった。そのような中で、ホスト社会や二世を観察し理解した（完全に理解したとは言い難いが）窪川は、二世への課題に対処しようとした。窪川の理解した二世とは、「太平洋の架け橋」としての理想像の二世であったかもしれない。しかし、日本において時局伝道などに深く関わっていた窪川が、言説、思想をここまで転換させ、二世への教化、信仰継承の課題に取り組んだのである。

### 第5節 課題モデルを用いた成果

以上、布哇浄土宗教団が現地に定着していく過程における、諸課題群とその課題への対応を明らかにし、課題モデルを構築した。そして、各期において布哇開教区・布哇浄土宗教団を取り巻く課題のダイナミズムがあることを明らかにした。ここで、このモデルを用いた成果、特に困惑期における課題の乖離について述べていきたい。

困惑期において、教団が日本を向いたのに対して、開教使（窪川）が二世、ホスト社会側を向いた。このような二重性が1930年代後半に日系仏教教団内に存在していることは、これまでも先行研究で指摘されてきた。

高橋典史は、「二重のナショナリズム」という概念を用いて、ハワイ日系移民仏教徒のメンタリティの変遷を明らかにしてきた。高橋は、今村恵猛や日系二世の仏教徒などの言説から、「ハワイ日系仏教界においては、現地社会への適応（アメリカ化）と故国日本への（再）接近という、一見すると相反するような指向性が併存して」おり、この指向性は、「日米双方のナショナリズムに接合可能なものとして、日系仏教を位置づけようとするメンタリティ、すなわち二重のナショナリズムの俎上にあつたと理解すべき」であると指摘する[高橋 2014]。そして、「1930年代を通じてハワイの日系仏教界においては、米国の市民ナショナリズムと日本の文化ナショナリズムが併存していた」と述べる。

しかし、布哇浄土宗教団を事例として見ると、日米のナショナリズムの併存、つまり二重のナショナリズムの性格を有していたとは言い難い。教団という視点から筆者は、浄土宗の展開過程を明らかにしてきたが、アメリカ化を促進させようとする脱日本化という点がみられないということが大きい。

先に述べたように、布哇開教区・布哇浄土宗教団は、日本の浄土宗によって経済、人事を握られており、日本の延長線上に位置していた。ただ、財団法人化や宗教教育法への対応という、部分的な現地化は起きた。法人化は、組織発展のために必要な現地化であり、宗教教育法という法規へ対応しなければならない、という外的要因があつて、現地化が部分的に起きたといえる。財団法人化しながらも、日本的な聖職者中心の組織運営がなされていた点も、脱日本化が起きていない証左であろう。しかもこれは、アメリカのナショナリズムに対抗するためではなく、教団の経営を維持するために日本的な運営方式をとつたのであつた。つまり、アメリカの市民ナショナリズムというものに触れないまま、教団として存在してきたのである。本派本願寺に比べて、教団の規模が小さく、排日の波にさらされることが少なかったという点もあるだろうが、基本的にハワイ浄土宗は、必要以上には現地化ということを考えなかつた。いや、考えられなかつたのであろう。本派本願寺が安定的に教勢を維持拡大していく今村時代は、浄土宗の定着、停滞期であつた。現地化云々よりも、教団をハワイに残すことにしか傾注できなかつたのである。

困惑期になると、教団は完全に日本の時局の方向を向くようになる。それは、日本の延長線上にある布哇浄土宗教団にとっては、自明のものであつた。経済、人事も掌握されているのだから、日本の浄土宗と同様の動きを取るのには、教団組織として当たり前である。これはナショナリズムが介する次元ではなく、組織としての動きの次元であつた。

だが、ハワイにおいて、浄土宗を定着維持するという課題を考えると、日本にだけ傾注する訳にはいかなかつた。二世が一世より多くなり、英語での布教が必要であることが判りながらも、英語化が進んでいない現状では、定着どころか維持が難しかったのである。窪川が開教方針について述べた通牒では、二世への布教の必要性が説かれ、具体的な方策の検討を求めている。更に僧俗が一体となつた二世への信仰継承といった言説も登場している。つまり、ハワイ浄土宗（窪川からすると日系仏教教団全体）が教勢拡大できていない現状を把握した上で、二世に注目したのである。教団としては、日本を向くことは自明であつた困惑期の現状では、窪川が二世の方を向くことが、ハワイ浄土宗の生存戦略であつたとしか言い様がない。

確かに高橋は浄土宗信徒の言説から、二重のナショナリズムの存在を指摘している。これは筆者も認めるところである。だが、これは二世仏教徒が二重のナショナリズムという性格

を持っていたのであり、教団としては、二重のナショナリズムの性格は有していなかったのである。また、仏教徒がこのような志向を普遍的に持っていたのか、という点を論じるには、僧侶と信者を同等に扱うことには、疑問が残る。新宗教のように、信者＝布教者という構造とは仏教教団は違い、聖俗が分離していることを考慮しなければならないであろう<sup>6</sup>。

また、浄土宗は今村恵猛のように、普遍的価値を有する文化資源としての仏教というものを打ち出せていない。このような事例がありながらも、ハワイ仏教界・日系仏教徒と大きな枠組みで取り扱うことは尚早である。本派本願寺という大きな教団だけでは、掬いきれない、日系仏教教団の事例を提示しなければハワイ仏教界と言うことは難しいであろう。

## 第6節 本派本願寺研究との比較

これまでの第二次大戦以前の日系仏教教団研究は、主に本派本願寺を対象としてきたことは、先述してきた通りである。そこで本節では、本派本願寺に関する成果を参考に、ハワイ本派本願寺の教団としての課題を明らかにし、ハワイ浄土宗の教団の課題と比較していく。この比較によって、本派本願寺の展開過程と浄土宗の展開過程の差を明らかにし、本派の特異性を提示したい。ただし、Ⅲ-①、②に関しては、「日本本派本願寺」と変えることとする。

時代区分は、ハワイ浄土宗と様相が大きく違うので、開教監督で区分をする。ただし、最初に開教に訪れた曜日蒼龍の時代（1889年）、曜日の帰国（1889年）から本山から視察に宮本恵順が派遣される1897年までも含める。その後は開教監督で区分し、初代里見法爾時代（1898～1900年）、2代今村恵猛時代（1900～32年）、3代足利瑞義時代（1933～35年）、4代口羽義教時代（1935～41年）と区分する。その上で、教団資料である[本派本願寺布哇開教教務所文書部編1918]、[布哇ホノルル本願寺編1937:26]と先行研究である[中野1981b]、[本多1994,1995]、[守屋2001]の成果を基に、各時代の特徴的な出来事を挙げ、それらがどのような課題に対応するものか当てはめていく。

そもそも、浄土宗と本派本願寺の決定的な違いについて、まず述べていきたい。ハワイ浄土宗は、日本からの経済・人事を頼っていたことは、これまで繰り返し述べてきたことである。だが、ハワイの本派本願寺教団について今村恵猛は、正式開教当初から「当時本山に於ては朝鮮、支那等に大規模の開教に従事し経費多端を極め、到底布哇の開教事業を助くるに堪へず。（中略）独立自給の方法を講ずるの必要あり」と費用の面において、独立自給することをめざした<sup>7</sup>。そして、「経済的独立自給の基礎に立ち、其教勢を発揚しつつある」と経済的な独立自給を達成しながら、教勢を広げたことを述べている<sup>8</sup>。また、布教面においても、「布哇の布教のみは徹頭徹尾布哇に於ける信徒の手によりて、自給的に独立に成就せられた」と述べており、ハワイの信徒によって独立して運営されていたことが判る<sup>9</sup>。つまり、Ⅲ-①日本本派本願寺との経済的関係という課題は、開教当初にはあったものの、現地の開教使や信徒によって解決し、その後はなかったといえる。また、今村は将来的には、アメリカにおいて僧侶養成を行えるようにする計画を持っていたようであり、Ⅲ-②日本本派本願寺との人的関係の課題も解決しようとしていた<sup>10</sup>。このような前提を踏まえて、各時代と課題を見ていく。

### 時代ごとの課題

- ・曜日時代 I-①、II-③、Ⅲ-②

曜日は、1889年3月にハワイを訪れると、3月にはホノルルに仮布教所を設置、4月にはヒロに仮布教所を設立する。これは、I-①寺院の建立という課題に対応している。だが、曜日が、仏とキリスト教の神が同一であるという方便を用いたことが問題となり、ハワイ開教は頓挫してしまう。これは、ハワイでの方便というII-③教義の変容と、日本との調整という、III-②日本の本派本願寺との人的関係という課題が生じ、課題を解消することができなかったと見ることができる。

・暗黒時代から宮本派遣まで III-②

曜日の帰国後、俗僧による金銭目当ての悪質な布教活動が行われてしまい、教勢が停滞してしまう。そして、ハワイの信徒から、開教使の派遣要請が本山に出される。これは人的問題であり、III-②の課題に当てはまるだろう。だが、宮本が本山より視察に訪れる事によって変化が訪れるようになる。

・里見時代（1898年1月～1900年3月） I-①、②、③、④

1898年に里見法爾が初代開教監督としてハワイを訪れると、キャンプ布教がはじまり、布教所が建立されるようになる。これは、I-①寺院の建立という課題であった。だが、1900年1月20日に、ペスト患者の家屋焼却中に日本人密集地帯へと火が燃え移り、約3,600人の家屋が燃えるなどの被害を受けた<sup>11</sup>。そこで里見らは、共愛会を組織し、義援金を募集するなどの支援を行った。これは、I-②組織と、I-④移民社会への対応であった。また、1898年2月には、ハワイ島ヒロ、5月にはコナ、ケアラケクアに附属学校を開設するなど、I-③学校の運営という課題にも対応した。

・今村時代（1900年3月～1932年12月） I-①、②、③、④ II-①、②、③、④

今村恵猛は、1900年3月に第2代開教監督に就任する。今村時代は32年という長期にわたる時代であるが、布教所、寺院の建立は続けられ、1911年までほぼ毎年新たな布教所や寺院が建立していく。また、1931年11月にもマカレー布教所が建立されるなど、教勢の拡大が続いたといえる。更に、1900年7月には、布哇仏教青年会が組織される。この青年会は当初、独身の移民の組織であり、布教や夜学として英語の授業などを施した<sup>12</sup>。これは、I-②組織、④移民社会への対応であった。

このような組織課題に対応していく中で、現地へも目を向けるようになる。1901年5月の親鸞降誕会には、旧ハワイ王国女王リリウオカラニを招待する。これは、ハワイ社会に対して仏教、真宗の喧伝であり、II-④ホスト社会への対応であった。また、同年1月にはハワイ準州政府より、布教所敷地税の免除の通達を受ける<sup>13</sup>。そして1907年には、ハワイ準州より財団法人設立の認可を受ける。これらは、II-①現地法規への対応であった。また、1914年には英訳された『英文真宗大意』が発刊され<sup>14</sup>、1918年には教団内に英語伝道部が設立される。更に1921年にはカービーによる最初の英語伝道がなされるようになる。この一連の流れは、II-②英語化という課題に対する対応であった。1924年には白人僧侶ハントが教団の布教活動に参加するようになり、これもII-②英語化という課題の一部であっただろう。彼らの働きによって、英語化が進むだけでなく、二世への布教が進んだのである。

また、1922年には外国語学校取締法試訴に試訴派として参加し、1929年には宗教教育法への対応を行うようになる。これらはII-①現地法規への対応であり、基本的には浄土宗と同様の対応であった。

一方で移民社会への対応も求められるようになる。1904年にはワイパフ耕地にてストラ

イキが発生し、今村が間に入り、仲裁に成功する<sup>15</sup>。だが、1909年の第1次オアフ島ストライキでは、慰問活動などを行うものの仲裁には失敗する。その後の1920年の第2次オアフ島ストライキでは、耕地経営者に要求の受け入れを要請するようになる。これらは、I-④移民社会への対応であり、II-④ホスト社会への対応であった。

更に今村は、1918年秋に米国本土へと視察を行っている。これ以降、1921年頃までに今村は、「アメリカ仏教」を確立させていく<sup>16</sup>。これは、II-③教義の変容、④ホスト社会への対応であった。排日という批判にさらされながらも、プラグマティズム哲学を受容し、多元主義的な教義へと変容させた。

他にも1923年には、議制会が発足する<sup>17</sup>。これは、開教使だけでなく信徒代表も交えた教団本会議であった。中野によると、このような教団組織の変化は、法制度への順応によって起きた変化であり、I-②組織、II-①現地法規への対応であったといえる<sup>18</sup>。

#### ・足利時代 I-②

1933年8月に足利瑞義が第3代開教監督に就任すると、英語伝道に従事し、今村が重用していた、白人僧侶ハントの追放未遂事件が起きる。ただ、足利は、ハントを排斥するのではなく、真宗教義をハントに教えるという提案をするなどの提案を行った<sup>19</sup>。これは、I-②組織の課題であった。

#### ・口羽時代 I-②、II-②、③、III-③

そして、第4代開教総長として、1935年に口羽義教が就任すると、1937年にハントが真宗的ではないことから、辞任を求める事実上の追放が行われる<sup>20</sup>。これに伴って多くの白人仏教徒も英語伝道部を去った。更に教団機構も1939年には、日本の本山からの指導が強化もしくは、開教総長の権限の拡大があったとされる[守屋 2001:221]。これは、I-②組織の課題であると共に、II-②英語化、③教義の変容の課題でもあった。即ち、英語での教義に変化が見られ、問題点としての課題として再浮上してきたといえる。また、議制会の信徒参加数が減少され、名称も日本と同様の教区会と改められた。これは、I-②組織の課題であった。更に口羽の言説には、ナショナリスティックなものがあり、このような点からは、③日本の時局に関する課題であっただろう。

### 比較分析

以上、ハワイ本派本願寺の戦前史をまとめ、教団の課題を挙げてきた。本派本願寺の大きな特徴は、先述した通り、III-①日本の本派本願寺との経済的関係の問題がないことである。また、曜日の開教開始後の開教初期にI、II、III群の課題があり、1回開教が頓挫してしまったことも特徴であろう。そして、里見時代になるとI組織課題群の課題に対処し、教団(当時はまだ教団ではないが便宜上教団と呼ぶ)の組織の拡充が行われていく。今村時代になると、組織の拡充や教勢の拡大といった観点からI組織課題群に関する課題に対処する一方で、ハワイ最大の日系仏教教団としてホスト社会との対応が増えていく。それは時には真宗教義や仏教教義の理解を求める動きであり、時には排日に対する対応であり、法規への対応でもあった。そのため、II現地適応課題群に関する課題への対処も多い。しかし、今村以降の時代は、組織、現地適応に関する課題が、再び現れ、特にハントや白人仏教徒の去就や口羽の時局に対応する言説など、今村時代に現地適応が進んだものが逆行して、課題となったといえる。

浄土宗と比較すると、そもそもの信徒数の問題などもあり、寺院の建立や組織化などがか

なり早い段階（里見時代）に基礎ができており、曜日によってホノルルに開教拠点が建てられていたことも有利に働いたといえる。更に、日本との経済的関係の課題がないことから、ハワイ内でのある程度自由な活動が展開できたといえる。また、今村の基で安定的に組織の拡大と共に、現地適応が進んだことが、本派本願寺の発展に繋がったといえる。これは、浄土宗と同様で、Ⅱ現地適応課題群への対応ができるようになると、発展展開が見られる。ただ、その見た目と内実は、浄土宗と本派本願寺では、教勢維持のための現地適応と、排日などのホスト社会への対応に起因する現地適応と異なっていることには注意しなければならない。そして、1930年代後半になると、Ⅲ-③日本の時局への対応という課題が現れるのも同様である。本派本願寺に関しては、守屋や Hunter が「日本化」と指摘するような事例が現れたのである。

しかし、浄土宗のⅢ-③の課題が出てきたことに関しては、前節で述べたように、ナショナリズムといった観点からではなかった。常にⅢ-①、②という制約があり、日本の浄土宗の延長線にあった浄土宗亜米利加開教区・布哇浄土宗教団は、日本の教団の一部であり、日本の時局に併せた教団全体の動きに追従するのは、自明のものであった。これは、Ⅲ本国課題群の中でも特に経済・人的な関係が希薄であった本派本願寺に取っては、「日本化」として捉えられるような逆行現象が起きたのであり、浄土宗では「日本化」というよりも、教団としての時局に併せた全体の動きの一部でしかなかったのである。

本派本願寺を対象とすると、ハワイでの展開や今村恵猛という、思想的にも優れた僧侶を媒介とした理解、研究が進む一方で、日本から経済、人的に手綱をつけられていた浄土宗は、手綱の長さや質によって、展開が左右されていたのである。

#### **本派本願寺との比較のまとめ**

以上、浄土宗と本派本願寺の教団としての課題の比較を行った。本派本願寺は、「独立自給」の方法を取らなければならなかったが、その課題を解決した上で開教を行った。この時点で、浄土宗とは決定的な違いができてしまったのである。これは、日本の本派本願寺と浄土宗の開教施策自体の違いにも通じるものである。浄土宗の場合、第1章で確認したように、当初は北海道や鹿児島という国内開教地と台湾、韓国という国策に関連する開教地、そして移民が多く存在したハワイ、と開教先が策定された。一方で本派本願寺は、門徒数や教団規模といった観点からも、開教先が浄土宗に比べて多かった。その結果、ハワイでは早い段階で自給独立の方針を取ったこと、そして今村恵猛という、トリックスターが30年にわたって開教監督を勤めたことによって、一大発展を遂げたのである。これは、単にハワイに本派本願寺の信徒が多かったからだけでは説明ができないものであった<sup>21</sup>。

このような本派本願寺の発展を基準として、これまでのハワイ日系仏教教団研究は進んできたと言える。それは、最大規模の本派本願寺を対象とすることは、ハワイ日系社会全体に迫ることができる、という点は、筆者も理解するものである。だが、本派本願寺の展開を「布教ストラテジー」という概念で分析した本田千恵の研究のように、ストラテジー概念を導入してハワイ浄土宗の実態が明らかにできるとは筆者は考えていない [本田 1994]<sup>22</sup>。ストラテジーを各時代に適応できた本派本願寺と、ハワイに定着維持することに必死になっていたハワイ浄土宗とでは、アプローチの仕方が違うのは当然であろう。更に、本田は、「本派本願寺の布教ストラテジーの根底には、「仏教に対する負のイメージ」を除去することであり、「仏教＝世界的宗教」ストラテジーは重要な位置を占めて」と指摘するが、筆者

がこれまで明らかにした、ハワイ浄土宗には、このような根底があったとは言い難い。浄土宗の規模の問題上、排日の矢面に立たなかったという原因もあるだろうが、浄土宗が自宗に対して「負のイメージ」というアイデンティファイをしているとは言えないであろう。また、守屋が明らかにしたような、今村恵猛による普遍的仏教という側面を持つ「アメリカ仏教」が浄土宗では登場しなかったことは、これまでも指摘した通りである。

成功例としての本派に対して、失敗しながらも定着維持し続ける浄土宗を対象とすることは、本派本願寺を中心に語られているが故に、見落とされてしまった、日本との強い関係性、現地適応に関する課題が明らかになったといえる。

## まとめ

本章では、ハワイに定着するためにハワイ浄土宗がどのような課題を持っていたのか教団史から掘り起こし、モデルを使用しながらその変遷を明らかにした。そして、本派本願寺との比較から、ハワイでの定着、すなわち開教が進むための課題、現地で展開するための課題を明らかにし、逆に日本という本国に関する課題が、ナショナリズムという次元とは別のロジックで存在することも明らかにしてきた。これまでの先行研究では、看過されてきた、日本へと向く（向かざるを得なかった）教団と、定着のために二世への布教を本格化させるために、二世やハワイ社会と向き合った開教使の思想的な転換を見いだすことができたと考ええる。

---

1 [渡辺 2001:8-12]

2 二世は、当然ながら移民社会にも部分的に入っている。しかしここでいう二世とは、ハワイ浄土宗から見た、二世の事を示す。

3 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:292-293]

4 『ハワイ日本人移民史』では、戦前の二世問題を二世教育の歴史から3期に分けられるとしている[ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:230-231]。即ち、第1期(1868~1910年頃まで)は、「二世問題は、一世のための二世問題」であり「ハワイに生まれた二世も同じような日本人」としていた。次に第2期(1911~1924年頃まで)は、「二世問題は、一世の後継者としての二世自身のための問題」であり「二世は一世の後継者であるが、しかし将来はアメリカ人の間に介在して、独自の階層をなすもの」としている。そして第3期(1925年以降)は、「二世即アメリカ市民という根本観念が支配するような時代」としている。定着期は、第1期から2期に跨がっているが、布哇女学校の目的などを見ると、第1期的な目的であり、本論では一世の課題に含むこととする。

5 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:292-293]

6 高橋は、本派本願寺が1920年代から30年代にかけて実施した、二世の見学団を事例に、二世仏教徒を「架け橋」として育成するために、日本を訪れる事によって日本のナショナリズムや民族的ルーツを確認していく様子を明らかにしている[高橋 2016,2018]。教団を通じたナショナリズムの流入がこのような形で確認される本派に対して、浄土宗では本論を執筆している現在、資料的には確認が出来ないが、比較検討が出来るとハワイ日系仏教教団の歴史の一部が明らかになるであろう。この点については、今後の課題としたい。

7 [本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918:28-29]

8 [本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918:32]

9 [布哇ホノルル本願寺編 1937:26]

10 [守屋 2001:206-207]

11 [ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1964:157-159]

12 [本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918:34-35]

13 [布哇本派本願寺教団編 1954:15]、詳細については記述がない。

14 [守屋 2000:73-74]

15 [守屋 2001:104-105,119]

---

16 [守屋 2001:173-217]

17 [中野 1981b:64]

18 [中野 1981b:64-66]

19 [守屋 2001:219-220]

20 [守屋 2001:219-221]

21 守屋は、真宗門徒の移民を生み出すエートスと地域的な問題の両面があることを指摘している[守屋 2008]。

22 ハワイにおける本派本願寺の変容を文化変容ではなく、布教ストラテジーとして捉える視点は、ハワイ本派本願寺研究においては有効であることには異論は無いであろう。

## 終章 結論

本論文では、ハワイ浄土宗教団史を既存の資料や、これまであまり扱われてこなかった浄土宗ハワイ開教区に残る資料などから明らかにしてきた。そして教団史から、教団の定着維持に関する課題を抽出し、その課題がどのような変遷を経たのか、検討をおこなってきた。

本章では、これまで述べてきた内容を要約し、本論で明らかになったことを挙げ、本論の目的に対して、どのような答えが得られたのか、そして今後にどのような研究が必要とされるのか、確認していきたい。

序章では、ハワイにおける日系仏教教団の先行研究を整理し、第二次大戦以前の日系仏教教団に関する研究の課題を明らかにした。そしてそれらの課題から、研究の目的を設定した。また、検討していくにあたり、使用する資料の概要を紹介し、それらの資料を利用することの意義を述べた。

第1部は、各資料の整理によって、浄土宗の開教制度の変遷や1910年代半ばまでの布哇開教区の歴史を明らかにしている。この部の整理によって、布哇浄土宗教団が設立されるまでの布哇開教区の歴史を確認している。第1章では、まず第二次大戦前の浄土宗の開教に関する制度を、『浄土教報』や『宗報』などから整理した。開教施策については、これまでもある程度、新保義道によって整理されてきた。しかし、新保による整理では、出典が不明な点や、開教区制度以外の諸制度については触れられてきていないため、改めて開教に関する諸制度とその変遷について宗会の議事録なども参考に整理をおこなった。

1898年に整備された開教区制度は、明治期に事務細則などが整備され、開教員の手当や補助などが定められるようになり、開教使資格の緩和などと、制度面において試行錯誤がおこなわれた。大正期になると1913年には、宗費の支出を抑えた緊縮の開教区制度が施行され、1922年に再度改正されるが緊縮傾向は継承された。しかし、1922年には、開教費の補助規定や旅費などの支払法といった諸規定が制定され、布哇開教区は、補助規定を利用して、教会堂や日本語学校の整備をおこなっていった。また、ハワイ以外の開教区からは、一宗課金が徴収されるようになり、宗会議員も選出されるようになった。

昭和期に入っても1922年に改正された開教区制度や諸規定が、語句の変更や開教区の拡大といった改正があったものの継続して利用されていた。しかし、1933年には開教区制度が改正され、開教員の区分が細分化されるなどの変化が起きた。また制度を審議する宗会においては、開教区制度や予算が、開教に関係ない委員などによって審議されていることへの不満などが表明されるようになった。また1939年には、北米浄土宗教会も含めて、布哇開教区は垂米利加開教区に改組された。

そして、1940年に宗教団体法が施行されると、同法に対応した新浄土宗制が發布され、開教区に関する規定も改正される。特に開教区選出宗会議員の枠が削除され、選挙制から推薦制へと宗会議員の選出方法が変更されるなど、大きな変化も現れた。開教区選出宗会議員からは、制度変更は尊重するものの、開教区と宗門、宗会とが意思疎通ができる制度の必要性が訴えられた。このように、開教区に関する諸制度の変遷を見ていくと、制度や予算、補助費などが、日本の浄土宗によって決定されており、必ずしも開教区の実情にあっていなかったことが明らかになった。

第2章では、ハワイ初の仏教寺院である、ハマクア仏教会堂の建立が計画される1895年

から、ホノルルに開教院が設置される 1907 年までの初期の様子を、『浄土教報』の記事から明らかにした。特に仏教寺院建立のための耕主による援助が、1904 年のワイパフ争議に関連していたとした先行研究に対して、既にハマクア仏教会堂建立の時点で耕主による援助がなされ、その他の 1904 年以前に建立された、他宗派も含めた布教所や教会所においても、建立支援がなされていたことを、各教団資料や当時日系社会で発行された資料を基に明らかにした。

また、日本の東アジア進出の国策に関連した、台湾や朝鮮の開教区には、開教使長が任命されるだけでなく、開教予算が多く割かれているなかで、布哇開教区の開教使達は、個々の努力によって開教活動を行っていた。教会堂の建立だけでなく、日本語学校の創立や、教誨師活動などと様々な活動を通じて布教をおこなっており、少しずつ開教事業が進められた。だが、日露戦争によって開教使が徴兵され帰国するなど、日本の時局の影響も受け、ハワイ島以外への開教が進んでいなかった。しかし、1903 年に初代開教使長清水信順が赴任すると、教務所が設置されると共に開教使の派遣がされ、ホノルルに開教院を設置することができ、都市部への開教が開始されることとなった。

そして第 3 章では、教団資料だけでなく、現地の日本語新聞も用いてホノルルにおけるハワイ浄土宗の活動を確認した。ホノルルに設置された開教院では、1905 年には信徒組織である法友会が設置される。そして、機関誌の発行や、各種団体の設置などが進み、順調に発展を続けた。特に 1910 年にはハワイ初の女学校、布哇女学校を設立した。第二代開教使長に就任した伊藤円定は、日本の高等女学校と同等の教育をハワイにて施そうとしたのである。女学校の設置は、移民社会において賛否両論であったが、寄付が多く集まり創立されることとなった。また、同時期にはホノルル以外でも、ハワイ島に 2 ヶ寺、カウアイ島に 2 ヶ寺、マウイ島に 1 ヶ寺、オアフ島郡部に 1 ヶ寺と順調にハワイ全体に開教が進んでいた。

しかし、開教院や女学校の運営方法を巡り、1913 年に伊藤と開教使が衝突してしまう。結果、他の開教使が間に入り和解することとなるが、これは初期の開教と組織的開教との方針の違いが現れた結果でもあった。初期は、開教使個人々の力で、それぞれに開教を進めていたが、開教院が設置されて以降は、組織的な開教が進められていったのである。伊藤は、初期から開教に携わっていたので、方針に関して衝突が起きてしまったのであった。

また、同年 10 月には、布哇女学校の生徒が休校事件を起こしてしまう。これは、教員の復帰や伊藤の学監辞任を求めて起こしたもので、日本総領事も巻き込んだ事件となってしまった。伊藤は、事態の收拾のために女学校の会計を管理する開教院の信徒組織法友会と、女学校の学務委員を一方向的に解散してしまう。この解散は、批判が噴出したものの、伊藤は新たに信徒組織明照会を組織する。しかし、法友会側も徹底抗戦し、信徒組織が分裂してしまった。更に互いの組織に転ずる者が多数出てしまい、收拾がつかなくなってしまう。このように、ホノルルに開教院を設置し、ハワイ全体でも開教が進んだものの、中心寺院である開教院の信徒組織が分裂したことによって、布哇開教区の開教活動は停滞してしまう。

第 2 部では、このように停滞してしまった布哇開教区が、展開していく過程を、現地の教団資料などから明らかにしている。ここでは、ハワイの法律に対応する、布哇浄土宗教団の様子が浮かびあがった。ここで用いた資料は、これまであまり利用されてこなかった、ハワイ浄土宗に残されている日鑑や開教区の記録を用いている。この部では、先行研究で指摘されてきたアメリカ化が、必ずしも教団側から志向したものではなく、法規に従わなければな

らないという、外的要因によって進んだことを明らかにした。

第4章では、ハワイ浄土宗が現地法人を設立する課程を明らかにした。第3章で明らかにしたように、布哇開教区の開教活動は停滞していたが、新たに赴任した第6代開教監督福田闡正は、停滞打破のために財団法人化を目指した。財団法人化は、1916年には検討されていたものの、外国語学校取締法への試訴や開教使長の頻繁な交代、マウイ島の教会堂の独立問題などによって、完遂できていなかった。また、浄土宗の教勢不振は、日系社会からも財団法人化が完了していないからと指摘されていた。これまでの先行研究では、法人化はアメリカ化の一環であるとされてきたが、浄土宗においては、教勢維持・拡大のためであり、アメリカ化を志向した結果ではなかった。財団法人となった布哇浄土宗教団は、法規に従って檀信徒が運営に参加するようになったものの、本派本願寺のように信徒中心の運営とはならなかった。これは、日本の浄土宗と経済的、人的に関係を持っていたことから、聖職者中心の運営のまま、財団法人化を進めたのである。

第5章においては、財団法人化が完了した後、1929年に制定され、日系仏教教団全体が対応を迫られた宗教教育法への対応課程を明らかにした。宗教教育法は、公立学校の授業時間に毎週1時間、英語で各宗教の教育を施す時間を分け与えるという法律であった。当初は、布哇浄土宗教団で対応する予定であったが、布哇仏教教団連盟を設立して、各宗協調の元で対応することとなった。結果的には、同法を適応せず各宗派の日曜学校を利用して、宗教教育を施すことになったが、対策を検討していくなかで、日曜学校における通仏教化、英語化が進むことになった。

第3部は、布哇浄土宗教団が、日本の浄土宗と実質的な関係をどのように結んでいたのか、その具体相を教団資料や日本からのハワイを訪れた僧侶の言説などから明らかにしている。

第6章では、ハワイ浄土宗に残されている『開教区記録』の内容を精査、整理を行った。そして、予算の面では開教制度によって規定されたように、予算、決算報告を日本の浄土宗に提出し、開教区予算の補助を受けながら、運営をおこなっていた。また、補助金規定を利用し、土地買収や教会堂、学校の修理、改築をおこなうなど、日本の浄土宗の影響下にあった。また、人事に関しても、開教使の派遣願がハワイから日本に送られるなど、影響下にあった。更に特徴的なのは、文部省の通知通牒が宗務所を経由して、ハワイに送付されていることであった。ここでは、日本の時局に沿った活動の実施などが求められていることも明らかになった。このように、ハワイにありながらも布哇開教区・布哇浄土宗教団は、日本の影響下にあることが確認できたのである。

第7章の特徴は、日本からハワイを訪れた僧侶に注目した点である。浄土宗から視察員として派遣された僧侶らは、視察の中でハワイ開教への無関心について驚き、時には宗の批判をおこなうなど、ハワイの現状を日本へと報告していた。また、停滞している開教活動、教勢の起爆剤として、慰問使を招致し、檀信徒には五重相伝を、日系社会に対しては講演会をおこない、日本から宗教的源泉を取り入れることをしていた。特に、管長代理として派遣される、当時の浄土宗内で著名な布教師や高僧は、宗教的源泉という意味において、受戒会の開催や各法要の導師を勤め、教勢の維持拡大の起爆剤とされていたのである。また、管長代理の来布によって、展開を迎えた布哇浄土宗教団は、ハワイにおける浄土宗という視点に立ち、浄土宗の信仰生活がハワイ社会に有益なものであるというハワイ仏教の萌芽的思想

を、新聞紙面に発表するなど、現地化も志向するようになっていた。

第 8 章では、このような展開を進めた布哇浄土宗教団に、日本の時局という抗いがたい問題が生じた様相を明らかにした。1930 年代後半には、日系社会の中においても、愛国主義が高揚し、特に 1937 年の盧溝橋事件以降、慰問金や慰問袋が数多く集まった。そのようななかで、第 7 代開教区長窪川旭丈が来任する。窪川は、布哇浄土宗教団として、日本の浄土宗と協調した動きをおこなうように指示をしていく。1939 年、1940 年にはハワイから皇軍慰問使を中国に派遣し、更にハワイに戻った後には、日系社会にその実情を紹介することも目的としていた。一方で窪川は、赴任直後の 1938 年に米国大陸へ渡り、北米の様子も視察している。北米大陸では、サンフランシスコやロサンゼルスなどを巡り、法要や説教、受戒会などをおこなっている。そして、教団としては日本の時局に寄った運営をしていく一方で、二世が日米の架け橋であるのだから、二世への布教方法の検討や英語化の必要性を強く唱え、教団の改革を進めようとした。日本においては、時局伝道を数多くおこなってきた窪川が、ハワイに赴任して以降、このような思想的転換を迎えたことが明らかとなったことにより、教団は日本を、開教使はハワイを向くような構造が浮かびあがったのであった。

第 4 部は、これまで明らかにしてきた、ハワイ浄土宗の歴史から、ハワイに浄土宗がどのように定着していったのか、その過程を定着に関する課題という視点から分析を行った。

第 9 章では、ハワイ浄土宗の展開過程の分析を行うために、定着期・停滞期・展開期・困惑期と時代区分をおこなった。そして、日米の出来事と重ね合わせ、各時代の特徴的な出来事を抽出した。また、本論では扱いきれなかった事例もこちらで補足した。

そして、第 10 章では、定着という課題に対して、組織、現地適応、本国という課題群があると設定し、分析を進めた。9 章で抽出した各時代の特徴的な出来事が、教団にとってどのような課題であったのか、各課題群と対照させ、ハワイ浄土宗の各時代における課題を明らかにした。そして、教団の課題には、日本の浄土宗に追従するものと、現地に適応するもの、そして教団から見た一世すなわち「海外在留日本臣民」と、二世すなわち「日系アメリカ人」の課題があることから、それぞれ分類し、「課題モデル」を作成した。この四象限モデルに、各期の課題を当てはめていくと、課題が時代によって変遷していく様子が明らかになった。特に、第二次大戦直前の困惑期では、教団は日本の時局に対する課題に傾注していくのに対し、ハワイに定着維持していくためには、二世やホスト社会に適応していくことが必要であると理解した開教使によって、二世に対する課題が検討されるようになる、二重性が確認された。

ただ、この二重性は、高橋の言うような「二重のナショナリズム」ではない。あくまでも、日本の教団の延長線上にあるハワイ浄土宗にとって、日本と同様の動きをすることは自明のものであった。しかし、ハワイに定着するという課題も持つハワイ浄土宗にとっては、現実的に日本だけを向けば良い訳ではなかった。窪川は、定着維持のためには二世への布教という課題があると理解し、ハワイへの生存戦略として、二世やホスト社会に向き合ったのである。ここでは、ナショナリズムとは別の次元の、教団としてのロジックが働いたことを明らかにした。

そして、本派本願寺を対象とした成果を参考にしながら、本派本願寺の教団としての課題を抽出して、浄土宗と比較をおこなった。そこからは、日本との経済的な繋がりの有無が重要であることが判った。ハワイでの経済的な自立は、教団の基礎を固めることだけでなく、

独自の発展に重要であり、開教区の運営のあり方、特に日本との関係性を考慮した研究の必要性を指摘した。

では、このようにハワイ浄土宗の展開過程を明らかにしたことは、どのような意味があるのでしょうか。今後の課題と共に述べていきたい。本論文は、教団資料や現地の新聞などから、当時のハワイ浄土宗の定着過程を明らかにしたものである。本論文から得られた知見は、成功事例である本派本願寺とは違う、日本とハワイの密接な関係に影響を受けたハワイ浄土宗の実態であった。高橋が「各教団の日本の本部を中心とする海外布教の全体的な状況との関係性のなかで、各海外地域における活動を把握しようとする志向性は弱かった」と指摘するように、日本と現地と関係性を浄土宗を事例として扱うことによって、日本と制度、経済、人事、時局といった関係に影響を受け続けながら、ハワイに定着する教団のあり方を描くことができたと考える。

ただ、本論文では課題が多く存在する。本論文は、ハワイの一教団を対象とした事例研究であるという点である。本来であれば、海外日系宗教の研究史を参照し、一般化を目指さなければならない。日系仏教教団研究としても、今回浄土宗を対象としたことによって、本派本願寺以外で教勢が伸びなかった他宗派について、同様であると一般化することは到底無理である。それぞれの教団のロジックと、開教に対する宗派内での制度や対応が違うからである。だが、それらを1つずつ資料整理などを進めることによって、第二次大戦以前のハワイ仏教史が描けると筆者は考える。幸いにも先行研究において、日蓮宗や真言宗は、教団資料がハワイに残っていることが確認できる。今後は、海外日系宗教研究で蓄積された成果を参考にして、未だハワイに残っている資料や日本の資料の精査を進め、ハワイの日系仏教の精細な全体像を浮かび上がらせ、一般化を目指すことを今後の課題としたい。

資料編

資料 1 ハワイ浄土宗史

筆者が、『ハワイ開教九十年史』、『浄土宗開教要覧』、『浄土教報』、『浄土宗開教院日鑑』、『ハワイ日本人移民史』、『開教区記録 1』、『開教区記録 2』などを元に作成した。

	開教使長	元号	西暦	月日	事柄		他宗派	世相	
					ハワイ	日本			
定着期	白石亮海	明治26年	1893年			布味宜教会結成		ハワイ革命、リウオカラニ女王退官約移民廃止	
		明治27年	1894年	3月	松尾謙定を派遣				
				5月	岡部学広を派遣				
		明治29年	1896年	11月	ハマクア仏教会堂(ハワイ島、現ハマクア浄土院)建立、入仏式挙行				
		明治30年	1897年		ラウハホエホエ浄土宗教会堂(ハワイ島、2000年に廃寺)設立				
				4月14日		改訂宗制宗規発布、開教区制定(宗制第三十四条、第三十五条)		本派本願寺、ホノルル、ヒロに公式開教使として宮本恵蔵を派遣、コ	
				8月6日		教令第十六号開教区規則十六カ条発布			
		明治31年	1898年	8月12日					ハワイ共和国をアメリカが併合、自治領ハワイ準州(Territory of Hawaii)となる
				8月15日		白石亮海、第三、第四開教区監督任命 ハワイへは赴任、出張せず			
						ハマクア仏教会堂第二代主任田中摩訶衍、「通仏教主義により何れの宗派たるに拘らず」と記す			
		明治32年	1899年	10月				日蓮宗、高木行運によって開教開	
						浄土宗立日本語学校、ラウハホエホエ日本人小学校創設		本派本願寺、ホノルルフォート街に布教所建立	
									ベスト予防焼払い事件発生
		明治33年	1900年	1月5日		ラウハホエホエ第一代八寿田大定、「目下的方針としてはハマクア教会所、ラウハホエホエ教会所には、英語熟達にて外人伝道に堪え、又は耕主と労働者との間に立ち処理し得るもの一名云々」と記す		今村恵孫、本派本願寺第二代監	
				12月25日		伊藤内定、「但開教使中英語熟達の人にして白人を教ふるに堪能なる人なかりせば、布味仏教は移住民の崇信に止まるべし。亦是れ因に一顧を煩わしたきものなり」と記す。「開教使長任命の遅きを訴へて迅速の赴任を望まんとす」			
	明治34年	1901年					日蓮宗高木、ハワイ島カバハラ坂		
	明治35年	1902年			ホノカア・パウハウ日本人小学校設立 オーラア仏教会堂(ハワイ島、現カーチスタウン浄土院)設立 オーラア浄土宗附属小学校開設				
			5月18日				日蓮宗、カバハラ日蓮宗教会堂落成(現在はチベット寺院)		
	明治36年	1903年			カバアウ仏教会堂(ハワイ島、現コハラ浄土院)設立 カバアウ教会堂附属小学校開設				
			2月3日		清水信順、初代第四開教区開教使長任命				
	明治37年	1904年						日露戦争勃発、開教使の徴兵・帰国が起きる	
	明治38年	1905年			ハラウ浄土宗小学校開設 ワイナク浄土宗教会堂(ハワイ島、現ワイナク浄土院)設立 ハワイ小学校開設 ワイナク日本人小学校開設				
			7月		清水、伊藤、ホノルルの僧家に仮布教所兼開教区教務所を設置				
	明治39年	1906年			オーカラ日本人小学校、立川真教を校長として派遣、以後第二次大戦まで校長が浄土宗開教使となる		ハワイ本派本願寺、財団法人申請をするも、知事によって申請が却下される。将来のハワイの利益に		
			1月7日		信徒組織、法友会の発会式が行われ、規則が定められる				
			4月15日		月刊機関誌「法友」発刊開始				
	明治40年	1907年					ハワイ本派本願寺、財団法人として州政府より認可を受ける。日露戦争開戦では初めて、DCCAの記録では、認可日は1907年10月4		
			9月		浄土宗布味開教院(オアフ島、現浄土宗ハワイ別院)完成				
	明治41年	1908年			ハラウ日本人小学校開設 法友会評議員会において、夜学部・運動部の設置が決まる			日米紳士協定に基づきハワイへの新移民禁止	
					ハワイ教会堂(ハワイ島、現ハワイ浄土院)設立				
	明治42年	1909年	5月					第一次オアフ島ストライキ勃発	
			8月		伊藤内定、第二代開教使長任命				
	明治43年	1910年	6月		コアラ浄土宗教会堂(カウアイ島、現コアラ浄土院)落成 フアネホ仏教会堂(マウイ島、現カフルイ浄土院)設立 或いは1911年初頭設立				
			11月11日		第一回開教使会議がラウハホエホエ教会堂にて開催				
	明治44年	1911年			ヒロ明照院(ハワイ島)設立 キヘイ日本人小学校設立				
			1月8日		布味女学校開設				
	大正元年	1912年			カバア浄土宗教会堂(カウアイ島、現カバア浄土院)設立 カバア日蓮小学校、カバア浄土宗教会堂建立と共に移転 クラ日本人小学校設立				
			4月2日				ホノルル、ハワイ日蓮宗別院完成		
					ハレイワ教会堂(オアフ島、現ハレイワ浄土院)設立				
	大正2年	1913年			マウイ寒科女学校設立 コアラ浄土宗日本人小学校開設 ハレイワ大正小学校設立		宗規第六十一号「開教区制度」及び教令「開教区実施		
	大正3年	1914年	9月28日				日蓮宗、ニチレン・セクト・ミツジョン・オブ・ハワイ(Nichiren Sect Mission of Hawaii)として法人設立を認可		
			10月7日		布味女学校生徒同団体校事件勃発				
			11月		伊藤、事件解決の為に法友会の解散を通知、新たに明照会を設置する				
					ライナナ教会堂(マウイ島、現ライナナ浄土院)設立 ヒロ寒科女学校開設				
				ワイルク浄土宗教会堂(マウイ島、現ワイルク浄土院)設立					
大正4年	1915年	1月3日		明照会発会式挙行					
		6月1日		宗務視察員、神林周道来布					
		11月8日				高野山真言宗(Koyasan shingon mission of Hawaii)、法人設立を認可			
大正5年	1916年			開教使会議にて、ハワイ県下法律の下に浄土宗教団を組織する案が可決される					
				ホノカア・パウハウ日本人小学校から分離しホノカア日本人小学校、パウハウ日本人小学校開設					
大正6年	1917年			ホノマカウ日本人小学校開設 エウ浄土宗教会堂(オアフ島、第二次大戦中に軍によって本尊以外の全てを焼却される)設立 エウ浄土宗附属日本語学校設立					

久家 隆光	大正6年	1916年	8月15日	久家 隆光、第三代開教使長任命 開教使会議にて、「教学分離」について、宗教家が教育に従事することは当然」との宣言を採択、発表する				
	大正8年	1919年					第二次オアフ島ストライキ勃発	
	大正9年	1920年		ヒロ楽舞女学校、男女共学としてヒロ明照中女学校と変更				
			2月19日	立川真教、第四代開教使長任命 ワヒオリ日本語学校開設				
	大正10年	1921年	1月24日				曹洞宗布哇別院正法寺 (Soto mission of Hawaii)、法人設立を認	
			7月7日	布哇開教使会議開催、財団組織について促進努力が決議される				
			7月29日		浄土宗開教使会議設立に関する懇談会が開催される			
			9月23日				曹洞宗マワイ満徳寺 (MANTOKUJI MISSION OF PAIA, MAUI)、法人	
			11月20日		開教使会議設立総会開催 開教使会議設立総会式挙行、規則も決定される			
	大正11年	1922年		立川開教使長、病氣療養の為、日本へ一時帰国す カリヒラい病院へ慰問開始、社会奉仕活動の本格化 日本語学校取締法案、再渡米会通過 日本語学校取締法、憲法違反と訴訟				
			1月6日				東本願寺 (大谷派) (Higashi hongwanji mission of Hawaii)、法人	
			4月14日	宗務視察員、長谷川良信来布				
			4月27日	長谷川、米大陸へ渡る				
			7月22日	カリヒライ病院へ慰問伝道に立川監督、名護氏訪れる、社会奉仕活動の本格化 關東大震災救済金募集				
	大正12年	1923年	3月15日	重役会議開催				
			3月18日	明照会総会開催				
			4月8日	婦人会発会式挙行				
			9月1日					關東大震災被災
			9月16日	明照会重役会議開催、震災救済を議題に挙げる				
	大正13年	1924年	4月15日	ワイルク浄土宗開教使、加藤照山、一部信徒と共に独立宣言す。「ワイルク確保」が勃発				
7月21日			開教使会議開催					
9月			立川開教使長、ワイルク浄土宗教会へ3ヶ月間出張し、ワイルク日本人会と共に信徒会議に出席、解決す					
9月17日			ワイルク浄土宗教会 (Jodo Mission Of WAILUKU MAUI)、財団法人としてハワイ政府より認可を受ける					
12月30日			立川開教使長、病状悪化し日本人病院へ入院する					
大正14年	1925年	2月12日	立川開教使長、遷化					
		2月16日	立川開教使長葬儀挙行					
		2月26日	明照会総会開催					
		3月22日	明照会、青年会、布哇女学校合同主催による立川開教使長追悼会が執行される					
		4月7日	井上照真、第五代開教使長任命					
井上照真	大正15年	4月7日	ハレワイ大正小学校、ワイルク学園を合併					
		4月8日	各宗連合で降誕会を挙行する					
		5月25日	慰問使の為に善金勸募開始					
		10月27日				アイエア太平寺 (SOTO MISSION OF AIEA)、法人設立を認可		
		11月24日				リリハ真言寺 (Lihua Shingonji Mission)、法人設立を認可		
福田 剛正	昭和2年	1929年	2月21日				日本語取締法案、連邦最高裁判所にてハワイ政府の取締決定	
			6月25日				ヒロカハ真言寺 (Guzzeji SOTO MISSION OF MOLOKAI)、法人設立を認可	
			7月6日	福田剛正、第六代開教使長任命				
			7月20日				ワヒオア本願寺 (本派) (Honpa hongwanji mission of wahiiawa)、法	
			9月28日	信徒総会開催、組織改正、寺院附屬事業、改善を話し合う				
	昭和3年	1928年	10月3日	教団教則案作成				
			10月4日	役員会議開催、教団規則について話し合われる				
			10月8日	信徒総役員会議開催、教団規則草案決議され、全布に配布することが決まる				
			11月20日	財団法人布哇浄土宗、米国政府より認可				
			12月6日	財団法人布哇浄土宗、ハワイ政府より認可。DOCAに録る記録では、認可は12月6日となっている				
			2月5日	布哇女学校、移転に伴いシュドハ学院と改名、男子にも中学教育を開始、男子部女子部両方に大学科設置				
			2月5日	発会式挙行				
			5月31日	教団役員会議開催				
			6月27日	教団役員会議開催				
			6月30日	浄土宗管長代理五島法、来布 普導大師1250年遠忌奉修				
	昭和4年	1929年	7月1~2日	第七回開教使会議開催 第七回開教使会議開催 布哇開教使規則改正				
			8月28日	教団役員会議開催				
			9月	ブワネ浄土宗第四代三上運海、永代経規定、趣意書を浄土宗務所に送付する				
			9月18日	補助金下付開始				
			9月25日	開教使、布哇女学校をカカアコからマキキへ移転、仮本堂設置 九州帝大法文科教授松津泰蔵、文部省からの命によって布哇教育状態視察の為に来布				
昭和5年	1930年	12月1日	レイナ浄土宗昭和日本語学校設立					
		1月25日	教団役員会議開催					
		1月27日	浄土宗明照青年会総会開催、教団附屬婦人会総会開催					
		2月22日	教団役員会議開催				宗教教育法、議会通過	
		4月9日						
		4月16日	宗教教育法に対して緊急会議を開く					
		7月21日	開教使会議開催					
		7月22日	第八回開教使会議開催、宗教教育法に関しては各宗協議で対応すると報告					
		8月1日	布哇仏教教団連盟、「宗教教育法律の対策として」という署名書、趣意書を発行					
		8月22日	開教使役員へ「宗教教育の件」として連盟の対応について説明する会議を招集する					
昭和6年	1931年	8月25日	教団役員会議開催、宗教教育法に対し、「布哇各宗仏教教団連盟」で対策にあたることを報告					
		8月25日	教団役員会議開催					
		8月25日	カカアコサンデースクール開校					
		9月16日		浄土宗務所主事から「教団職員参加に関する件」の書				
		12月22日	日曜学校大会開催					
		1月6日					コナ大福寺 (DAIFUKUJI SOTO MISSION)、法人設立を許可	
		1月7日	新年親睦会開催					
		1月25日	教団定例総会					
		2月2日	婦人会総会開催					
		2月21日	仏教教団連盟開催					
昭和7年	1932年	4月6日	仏教各宗連合花笠挙行					
		6月24日	教団役員会議開催					
		6月28日	開教使会議開催					
		6月28日	第九回開教使会議開催					
		7月18日	大村桂敬、第1回汎太平洋仏教青年会連合日本代表として来布					
		7月21日~26日	教団役員重要会議開催				第1回汎太平洋仏教青年会連合開催	
		9月25日	重役並臨時部会開催					
		10月2日	重役並臨時部会開催					
		10月2日		浄土宗務所社会課より、文部省宗教局の社会事業及社会教化事業調査の報告をすよう書類届く				
		11月18日	重役並臨時部会開催					
昭和8年	1933年	7月6、7日	第十回開教使会議開催、ここで初めて米国本土への布教が検討される				ヒロ大正寺 (TAISHOJI SOTO MISSION)、法人設立を認可	
		7月25日	福田剛正、浄土宗務所教育部へ米国本土開教実施補助金を請願する					
		8月31日		浄土宗務所社会課より、文部省宗教局の社会事業及社会教化事業調査の報告の提出を求める催促の書類				
		11月5日	ハワイ浄土宗教会堂、社団法人連徳会を本部に編入する					
		12月1日	浄土宗教団本部重役会議開催					
昭和9年	1934年	12月4日	第一回委員会開催					
			第一回明照仏青大会開催、各寺の明照青年会の統一機関とした					
		1月21日				ハレワイ真言寺 (THE HALEWA SHINGON MISSION)、法人設立を		
		1月25日	浄土宗教団総会開催					
		3月18日					パロホ本願寺 (大谷派) (PALOLO HONGWANJUI)、法人設立を認可	
昭和10年	1935年	4月15日	浄土宗教団重役会議開催					
		5月20日	浄土宗教団第二次役員会議開催					
		7月2日、3日	入法要、新築落成式挙行					
		7月2日、3日	浄土宗管長代理酒井教順 遍教					
		7月5日	第十一回開教使会議開催					
昭和11年	1936年	7月3日	教団重役会議開催					
		11月8日	教団附屬婦人会役員会議開催					
			ワイルク独立日本語学校設立					
		1月25日	第六回教団総会開催					
		2月14日	昭和八年度第一回教団役員会議、臨時口島員会議開催					
昭和12年	1937年	6月29日					宗規第二一七号開教使制度発布	
		1月25日	昭和九年度教団総会開催					
8月30日	第十二回開教使会議開催							

困惑期	福田剛正	昭和10年	1935年	10月18日		浄土宗務所より文部次官の団体の本義を確認する様指導する旨の通達が届く				
		昭和11年	1936年	8月11日	第十三回開教使会議開催、布哇開教区規則変更					
				11月18日		浄土宗務所教育部より、昭和十二年度予算案の提出を求める通達が届く				
		昭和12年	1937年	3月		文部次官より五箇条のご誓文奉戴七十年記念に関する				
				6月	浄土宗管長代理窪川旭丈、来布、三上人遠忌法要奉修					
				6月21日	第十四回開教使会議、昭和十二年度第一回開教区会議開催					
				7月26日		開教区各種台帳の作成を浄土宗務所教育部より命ぜられる、期限は九月末日まで				
				9月15日	福田剛正開教監督辞任、掃国					
				10月17日	日支事変戦死者追悼会厳修					
				11月1日		文部次官より國民精神ヲ興進シテ天國ニ向テ進歩スルヲ期ス				
	昭和13年	1938年	11月19日	窪川旭丈、第七代開教区監督任命						
			1月21日	窪川旭丈、来布						
			2月13日	教団総会開催						
			3月8日				ワイアナエ本願寺(本派) (WAIANAE HONGWANJI)			
			4月21日		「宗会の協賛」により垂米利加開教区へと改称					
			7月18日	窪川監督による垂米利加開教区監督に関する問出に対する回答が浄土宗務所教育部より届く						
			昭和14年	1939年	2月1日	北米浄土宗教会、昭和十四年度役員氏名を宗務へ伝達報告する				
					2月14日	窪川旭丈、監督職名の改称、ヒロ明照院、北米教会開教副使派遣要請、東京京都に内地留学生の公認寄宿舎を指定すること、を学務部長江藤滋英に申請する				
					4月					宗教団体法公布
					4月27日		教務部より窪川旭丈に、北米浄土宗教会創立三周年記念法要における五重相伝執行に関し、管長代理として出張する辞令が命ぜられる			
	7月31日	昭和十四年度教区会開催								
	窪川旭丈		9月1日	昭和十四年度教区会開催						
			8月2日	開教使会議開催						
			11月3日	窪川旭丈、ホノルル開教院開教使日野秀瑞、助員日野安子を垂米利加開教区教団代表として在支皇軍慰問の為に出張を命じる						
			4月11日	ハワイ島コハラ寺主任開教使北島良雄並びに窪川旭丈、在ホノルル日本帝國総領事都司喜一に北支・中支・南支方面の皇軍慰問、宣撫状態視察の為に慰問食品の便宜を請願する						
			4月13日	北島良雄を皇軍慰問使として派遣し、掃国後、在留民に対して日本内地、支那の事情を紹介する目的でハミリ活動写真撮影機を携行し視察することを日本総領事へと申請する						
			5月5日		浄土宗管長部芳随円、窪川旭丈を支部事務において開教職員として尽力を尽くしたとして表彰する					
			5月14日	北米浄土宗教会主任野崎雲海、本山参拝並びに滿支の開教状態視察の為に掃休願を江藤学務部長に申請する						
			10月3日	ホノルル市浄土宗別院在留全布哇明照佛教育会主事三上運海、三上志磨子、東京で開催される皇紀二千六百年海外同胞大会に参列する為、掃休願を浄土宗務所教育部に申請する						
			昭和16年	1941年	3月28日		浄土宗制発布、「第九三条 外地及外国ニ開教区ヲ置キ其ノ名称及区域ヲ左ノ通定ム」			
					6月9日	ヒロ明照院、法人設立を認可				
					8月25日付の辞令を以て、資料上の宗務との最後のやりとりが成される。					

## 資料 2 財団法人 布哇浄土宗教団規則

財団法人 布哇浄土宗教団規則

### 第一章 目的、名称、位置

第一条 本教団は浄土宗教義の宣布と寺門経営の確立とを目的とす

第二条 本教団を財団法人布哇浄土宗教団と称し本部を布哇ホノルル浄土宗開教院内に置き時宜により支部を各島に置くことあるべし

### 第二章 組織、事業

第三条 本教団は浄土宗信徒及佛教徒を以て自治制とす

第四条 本教団は法教、社会、営繕等の事業をなす

### 第三章 団費

第五条 本教団員は毎月金参拾五仙若くは一ヶ年一時金四弗以上納むるものを通常団員とし、毎月金一弗以上若くは一ヶ年一時金十弗以上納むるものを特別団員とす

### 第四章 役員及会議

第六条 本教団には左の役員を置き諸務を分擔す

一、団長一名 二、副団長二名 三、書記二名 四、会計二名 五、監査三名 六、理事五名 七、評議員五十名 八、事業委員六十五名

第七条 本教団の団長は浄土宗管長の任命せる布哇開教区長を以て之に任じ副団長一名は開教院在留開教使を以て任じ其他の役員は団員総会の決議に基き選挙若くは指名委託とす

第八条 本教団の会議は左の如し

- 一、総会 毎年一回定期総会を開く
- 二、臨時総会 団員三分の二以上の要求により之を開く
- 三、役員会 毎月一回之を開く

### 第五章 資材、記録

第九条 本教団は左の資材を有す

- 一、浄土宗寺院家屋及什器具等
- 二、団員の納むる団費
- 三、賛助者の寄附する金品等

但し寺院若くは附属事業が有する土地ある時は之を資材とす

第十条 本教団の資材は団長の承認と重なる役員の合議とにより処理するものとす

第十一条 本教団には本教団記録、本教団々員名簿、事業記録、会計簿等を備へ置き本教団員の閲覧を許すものとす

### 第六章 支部規則

第十二条 本教団の支部を置きたるときは本教団の目的其他を基調として別に之を定む

### 第七章 細則

第十三条 本教団の規則を分別了解せしむ為め細則を定むることあるべし

布哇浄土宗教団

### 資料3 財団法人 布哇浄土宗教団細則

財団法人布哇浄土宗教団細則

第一条 本教団事業中法教課を細別すれば左の如し

法教課、法要部

宗祖御忌法要（一月二十五日）

春期彼岸法要（三月二十一日）

宗祖教祖降誕法要（四月七日八日）

盆法要（八月十三、十四、十五日）

秋期彼岸法要（九月二十三日）

十夜法要（十一月十五日）

信徒間法要（随時）

法教課、布教部

各法要説教（各法要日）

サンデー説教（各サンデー）

念仏講説教（各々開講の日）

例会法話（教団例会日）

伝道（サンデースクール）

文書伝道（布哇仏教）

第二条 前条の法要、布教は団長（開教院主任）其任に當り全責任を負ふものとする

第三条 前条の法要、布教による収納は団長（開教院主任）の取得にして本教団会計に関係なきものとする

第四条 法教、社会、営繕、の各課には主事及委員を置き同課に関する庶務一切を司るものとする

第五条 本教団事業中社会課を細別すれば左の如し

社会課

一、学務部 日本女性の婦徳涵養と宗教教育を趣旨とする布哇女学校を置き完備せる教育を施す

二、婦人部 浄土宗新年の増進と婦徳涵養を主とする婦人会を設け社会の為に努力す、但し会則は別に之を定む

三、青年部 青年の指導と訓育の為に青年会を設け青年社会の氣勢を揚ぐ

四、敬老部 敬上自下として老人慰安の為に敬老会を設け各種の慰安をなす但し会則は別に之を定む

五、雑務部 各種社会公益の為に努力し本教団機関誌たる『布哇佛教』編輯に努力す

第六条 前条学務部の学校長は団長（開教院主任）其任に當り学校を代表し学校の総務を監督し教授選任と之が指導とに特権を有す

第七条 学務部に委員を置き其委員は校長を補佐し同校の経営維持と同校に関する各事項に努力すべきものとする

第八条 婦人部に委員を置き其委員は婦人会幹部と合議の上総ての事項を処理するものとする

第九条 青年部に委員を置き其委員は青年会幹部と合議の上総ての実行を処理するものとする

第十条 敬老部に委員を置き其委員は団長と合議の上総ての事項を実行するものとする

第十一条 雑務部に委員を置き其委員は団長と合議の上総ての事項を遂行するものとする

第十二条 婦人会、青年会の会員は本教団の団員なるも団費は其会則に依る会費を以て充当する者

とす

第十三条 本教団事業中當繕課を細別すれば左の如し

當繕課

一、經營部 浄土宗寺院の經營維持に就き確立を計るものとする

二、修繕部 浄土宗寺院家屋及付屬家屋其他境内等の修繕一切を司るものとする

三、臨時部 改築、新築、移転、土地購入、其他臨時の諸問題一切を司るものとする

第十四条 本教団當繕課の各部に委員を置き本教団々長及重役と合議の上諸務を遂行するものとする

第十五条 本教団々長は総務を総監し且処理する献納を有し本教団を代表し全責任を負ふものとする

第十六条 本教団の副団長は団長補佐し団長不在のときは之に代りて諸務を処理するものとする

第十七条 書記は正副団長を補佐し本教団記録及文書一切を司り且つ全責任を負ふものとする

第十八条 会計は本教団会計一切を司るものとし正副二名を置く

第十九条 監査は本教団会計及記録を常に監査するものとする

第二十条 理事は本教団正副団長の命により常務を司るものとする

第二十一条 評議員は本教団の諸問題を評議するものとする

第二十二条 事業委員は各課各部とも其担任者を定め其目的を完成するものとする

第二十三条 本教団長は本教団の総役員を指命委託するものとする、但し団長の認識と時宣とにより評議員より副団長、書記、会計、監査、理事を互選せしむることあるべし

第二十四条 本教団長、副団長各一名を除く総役員任期は満一ヶ年とし各名誉職とす、但再選を妨げず

第二十五条 本教団の総会は毎年一月とし庶務、会計等の報告をなす

第二十六条 本教団の臨時総会は団員三分の二以上の賛成者が記名調印の上請求し団長は之を招集す

第二十七条 本教団の役員会は毎月一回団長之を招集し且つ隨時必要に応じて之を開くものとする

第二十八条 本教団規則の修正若くは改正は総会の時各員の決議に基き実行するものとする

布哇浄土宗教団

(『浄土宗開教院日鑑』:1-2)

## 資料 4 仏教法友会規則

### 仏教法友会規則

第一条 本会を仏教法友会と称し在布哇仏教信徒を以て組織し本部をホノルル浄土宗布教場に置き本布教場の附属事業とす

第二条 本会の目的は在布七万の同胞をして仏教の法雨に浴せしめ身心の解脱を得せしむるを以て究竟の目的として本条を貫徹する爲には苟くも一時的隆盛を望まず事を永世に持続し徐々邇より遠きに及すを以て本来の方針とす

第三条 本会を左の各部に分つ

一 高年部 一 婦人部 一 青年部 一 少年部

高年部とは三十六歳以上の男子を以て組織せるものを云ふ

婦人部とは十六歳以上の女子を以て組織るものを云ふ

青年部とは十六歳以上三十五歳以下の男子を以て組織せるものを云ふ

少年部とは男女を分たず十五歳までのものを以て組織せるものを云ふ

第四条 少年部を除ける他の三部には左の役員を置く

一 部長 壹名 一 幹事 壹名 一 評議員 十名

部長は擔任事務の大綱を司り幹事は庶務に當り評議員は評議に参列し併せて事務を援助するものとす

第五条 少年部の事務は婦人部に於て擔任するものとす

第六条 本会はホノルル浄土宗布教場主任者を以て会長とし各部の事務を総攬せしめ兼て初期を擔任せしむ尚此外に各部を通して一人の會計を撰出せしめ金銭の出納保管に従事せしむ

第七条 本会の役員は何れも名誉職にして一ヶ年を以て満期改撰とす

第八条 本会の会員は一人につき一ヶ月米金拾五仙とし一家族の入会は人数の多少に係はず一ヶ月米金貳拾五仙とす

第九条 本会の会費中其の三分の一は教会日の接待に費し三分の一は雑誌購入及雜費に當て残り三分の一を基本金として積立て毎月会費の納否及決算書を本部内に掲示し会費は四ヶ月毎に銀行に保管するものとす

第十条 本会は毎月輪番を以て各部に若干の世話人を設け会費の徴収及接待係りたらしむ

第十一条 本会各部の教会日を左の如く定め午後一時より開会す

一 少年部 毎月第一日曜日

一 高年部 同第二日曜日

一 婦人部 同第三日曜日

一 青年部 同第四日曜日

尚右の外各部合同して臨時教会を開会することあるべし

第十二条 本会は会員各自へ毎月一冊の佛教雑誌を配布す

但し一家族の会員には別配せず

第十三条 本会院にして死亡したる場合は所属役員中より会葬し花を捧ること

第十四条 本会院の總會を毎年一月とし各部の評議員會を毎月の教会に當て必要の場合は臨時集會をなす

第十五条 本規則は總會出席者の過半数に依り変更することを得但し議事は出席者の多少に係はず進行することを得

以上

資料5 ハワイの浄土宗寺院の分布

※「浄土宗開教ネット」の地図を利用した (<http://kaikyonet.jodo.or.jp/page-hawaii/>)

※ 2018年の分布図であり、エワ、ラウパホエホエの教会堂は掲載されていない



- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ① 浄土宗別院 Jodo Shu Betsuin (jodo mission of hawaii) | ⑧ ハヴィ浄土院 Hawi Jodo Mission     |
| ② ハレイワ浄土院 Haleiwa Jodo Mission                    | ⑨ カフルイ浄土院 Kahurui Jodo Mission |
| ③ カーチスタウン浄土院 Kurtistown Jodo Mission              | ⑩ ワイルク浄土院 Wailuku Jodo Mission |
| ④ ヒロ明照院 Hilo Meishoin Missio                      | ⑪ ラハイナ浄土院 Lahaina Jodo Mission |
| ⑤ ハカラウ浄土院 Hakalau Jodo Mission                    | ⑫ カパア浄土院 Kapaa Jodo Mission    |
| ⑥ ハマクア浄土院 Hamakua Meishoin Missio                 | ⑬ コロア浄土院 Koloa Meishoin Missio |
| ⑦ コハラ浄土院 Kohala Meishoin Missio                   |                                |

## 参考文献

### <教団関係>

#### 本派本願寺

布哇ホノルル本願寺編 1937『超勝院遺文集』

本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1918『布哇開教史』本派本願寺布哇開教教務所文書部

本派本願寺布哇開教教務所文書部編 1931『本派本願寺布哇開教三十五年紀要』本派本願寺布哇開教教務所文書部

ナアレフ本願寺教団編 1935『ナアレフ本願寺教団創設三十五周年記念誌』

#### 浄土宗

福田闡正編 1934『洋上の光』布哇浄土宗教団本部

「浄土宗海外開教のあゆみ」編集委員会編 1990『浄土宗海外開教のあゆみ』浄土宗出版室

浄土教報社編 1906『現行制規全聚』浄土教報社

1910『現行制規全聚』浄土教報社

浄土宗務所臨時事変部 1938『支那事変と浄土宗 第1輯』

浄土宗務所総務局 1941『浄土宗宗制』浄土宗務所総務局

教学週報社 1928『浄土宗制規類纂』教学週報社

中村周啓編 1898『浄土宗制規類聚：附・宗制義解』浄土教報社

大橋俊雄 1987『浄土宗近代百年史年表』東洋文化出版

佐山学順 1931「浄土宗開教史」三井晶史編『浄土宗布教全書 第十七卷』浄土教報社

三上人遠忌事務局 1936『三上人御遠忌の志るべ』

柴田玄鳳編 1929『浄土宗開教要覽』浄土宗務所教学部

新保義道 1987『ハワイ開教九十年史』山喜房佛書林

・機関誌

浄土教報社『浄土教報』

浄土宗務所総務局『宗報』

### <新聞>

布哇報知社『布哇報知』

加哇新報社『加哇新報』（Hoover Institution Library & Archives 邦字新聞デジタル・コレクション  
<http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun> 最終アクセス日 2018年10月2日）

馬哇新聞社『馬哇新聞』（Hoover Institution Library & Archives 邦字新聞デジタル・コレクション  
<http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun> 最終アクセス日 2018年10月2日）

日布時事社『日布時事』（Hoover Institution Library & Archives 邦字新聞デジタル・コレクション  
<http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun> 最終アクセス日 2018年10月2日）

日米新聞社『日米新聞』（Hoover Institution Library & Archives 邦字新聞デジタル・コレクション  
<http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun> 最終アクセス日 2018年10月2日）

羅府新報社『羅府新報』

新世界朝日新聞社『新世界朝日新聞』（Hoover Institution Library & Archives 邦字新聞デジタル・コレクション  
<http://hojishinbun.hoover.org/cgi-bin/hojishinbun> 最終アクセス日 2018年10月2日）

## <行政資料>

ハワイ州商務・消費者省事務局 (State of HAWAII Department of Commerce and Consumer Affairs) HP  
(<http://cca.hawaii.gov/> 最終アクセス日 2018年10月2日)

ハワイ州商務・消費者省事務局事業登録 (Business registration BREG) HP  
(<http://cca.hawaii.gov/breg/> 最終アクセス日 2018年10月2日)

## <論文・文献>

亜米利加局第一課 1936『北米日系市民概況』

安中尚史 2004「ハワイにおける日蓮宗の開教活動について」『印度學佛教學研究』52-2:572-577

2005"Nichiren Sect Mission in Early 20th Century Hawaii : Findings from its Early Documents in the 1910s"『大崎學報』161: A1-A33

2008「近代日蓮宗の海外布教に関する一考察：植民地布教と移民布教を比較して」『日蓮教学研究所紀要』35:1-14

東栄一郎 2005「二世の日本留学の光と影—日系アメリカ人の越境教育の理念と矛盾」吉田亮編『アメリカ日本人移民の越境史』日本図書センター:221-249

江上静秀 1921「浄土宗和光教園の隣保事業」朝鮮総督府『朝鮮』77:240-244

Harris. Elizabeth, 1939"RELIGIOUS EDUCATION IN HONOLULU, HAWAII" 59-5:306

David. Fitzgerald 2004"Beyond "Transnationalism": Mexican Hometown Politics at an American Labour Union": Ethnic and Racial Studies 27-2:228-247

藤井健志 1986「大日本仏教済世軍の展開と真宗教団」『東京大学宗教学年報』3:39-59

1999「戦前における仏教の東アジア布教—研究史の再検討—」『近代仏教』6:8-32

2011「仏教者の海外進出」『新アジア仏教史 14 日本IV 近代国家と仏教』佼成出版社:110-153

Louise H. Hunter 1971"Buddhism in Hawaii ITS IMPACT ON A YANKEE COMMUNITY"  
UNIVERSITY OF HAWAII PRESS HONOLULU

HONOLULU STAR-BULLETIN, LTD., 1929 "LAWS OF THE TERRITORY OF HAWAII PASSED BY THE FIFTEENTH LEGISLATURE REGULAR SESSION 1929 COMMENCED ON WEDNESDAY, THE TWENTIETH DAY OF FEBRUARY, AND ENDED ON WEDNESDAY, THE FIRST DAY OF MAY."

ハワイ日本人移民史刊行委員会 1964『ハワイ日本人移民史』布哇日系人連合協会

星野英紀 1981a「ハワイにおける大師信仰の展開と真言宗寺院の活動」柳川啓一・森岡清美編 1981『ハワイ日系人社会と日本宗教—ハワイ日系人宗教調査報告書』東京大学宗教学研究室:137-153

1981b「開教使の活動 —ある「開教使記録」より—」柳川啓一・森岡清美編 1981『ハワイ日系人社会と日本宗教—ハワイ日系人宗教調査報告書』東京大学宗教学研究室:191-198

布哇教育会編纂部編 1937『布哇日本語教育史』布哇教育会出版部

本多千恵 1994「キリスト教社会における日本宗教の布教ストラテジーと適応」『年報社会学論集』1994-7:73-84

1995「第2次世界大戦前のハワイにおける浄土真宗本派本願寺の日本語学校」柳田利夫編『アメリカの日系人—都市・社会・生活—』同文館

Yuji Ichioka 1990"Japanese Immigrant Nationalism: The Issei and the Sino-Japanese War, 1937-1941"  
*California History*, 69:260-275

- 飯田耕二郎 2013『ホノルル日系人の歴史地理』ナカニシヤ出版
- 井上順孝 1985『海を渡った日本宗教 移民社会の内と外』弘文堂
- 1988「東回りの西洋布教—日本仏教のアメリカ進出—」孝本貢編『論集日本仏教史 9 大正・昭和時代』雄山閣:293-324
- 井上順孝編 2005『現代宗教事典』弘文堂
- 諸点淑 2012「日本仏教の近代性と植民地朝鮮」末木文美士編『近代と仏教=Modernity and Buddhism 第41集』国際日本文化研究センター:123-136
- Akemi Kikumura 1992 "ISSEI PIONEERS HAWAII AND THE MAINLAND 1885 to 1924" JAPANESE AMERICAN NATIONAL MUSEUM
- 小島勝・木場明志・遠藤一 1990「海外における浄土真宗開教使の語学研修と布教活動」『佛教文化研究所紀要』29:59-94
- 小谷徳水編 1914『開教の黎明期』布哇日日新聞社印刷部
- 木原隆吉編 1935『布哇日本人史』文成社
- 松涛泰敏 1929「布哇の日本語教科書」九州帝国大学編『九州帝国大学要覧』
- 守屋友江 2000「二〇世紀初頭ハワイにおける国際派仏教徒たち—角田柳作と今村恵猛を中心に」『近代仏教』7:70-80
- 2001『アメリカ仏教の誕生—20世紀初頭における日系宗教の文化変容』現代史料出版
- 2008「戦前のハワイにおける日系仏教教団の諸相」『立命館言語文化研究』20-1:115-128
- 森岡清美 2005『明治キリスト教会形成の社会史』東京大学出版会
- 森田栄 1919『布哇五十年史』
- 物部ひろみ 2007「ハワイ日系二世のアイデンティティと政治参加 —1920年代から1930年代の指導者たち—」米山裕・河原典史編 2007『日系人の経験と国際移動 在外日本人・移民の近現代史』人文書院
- 中野毅 1979「Ⅱ参考資料篇 3. 宗教関係法」柳川啓一・森岡清美編『ハワイ日系宗教の展開と現況—ハワイ日系人宗教調査中間報告』東京大学宗教学研究室:223-248
- 1981a「ハワイ州の政教関係と法制度」柳川啓一・森岡清美編『ハワイ日系人社会と日本宗教—ハワイ日系人宗教調査報告書』東京大学宗教学研究室:68-95
- 1981b「ハワイ日系教団の形成と変容—本派本願寺教団と日系コミュニティ」『宗教研究』55-1:45-72
- 中野卓編 1983『日系女性立川サエの生活史 —ハワイの私・日本での私、1889~1982—』御茶の水書房
- 内閣官報局 1912『法令全書 明治三十二年』内閣官報局
- 日布時事社編輯局編 1930『日布時事布哇年鑑昭和 5-6年』日布時事社
- 日布時事編輯局 1921『布哇同胞発展回顧録』日布時事社
- 沖田行司 1997『ハワイ日系移民の教育史—日米文化、その出会いと相剋—』ミネルヴァ書房
- 大谷松治郎 1971『わが人となりし足跡:八十年の回顧』M・大谷商会
- ロナルド・タカキ (富田虎男・白井洋子訳) 1986(=1984)『パウ・ハナーハワイ移民の社会史』刀水書房
- 高橋典史 2014『移民、宗教、故国 近現代ハワイにおける日系宗教の経験』ハーベスト社
- 2016「ハワイ日系仏教における日系二世の越境的教化活動」吉田亮編著『越境する「二世」—1930年代アメリカの日系人の教育』現代史料出版
- 2018「昭和戦前期の仏教界と海外日系移民 —二世の見学団、日本留学、修学団を中心に—」『国家神道と国体論に関する学際的研究—宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討—』(平成 27~29年度

- 日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）研究成果報告書（研究代表者：藤田大誠）：242-255
- 高山秀嗣 2011 「ハワイ初期開教と九州における真宗ネットワーク」『年報日本思想史』10:1-14,
- 田村紀雄 1986 「概説 初期の米国日系新聞の流れ」田村紀雄・白水繁彦編 1986『米国初期の日本語新聞』勁草書房:1-45
- 寺田喜朗 2009 『旧植民地における日系新宗教の受容 —台湾生長の家のモノグラフ—』ハーベスト社
- 常光浩然 1968 『明治の仏教者 上』春秋社
- 1971 『布哇仏教史話 日本仏教の東漸』仏教伝道協会
- 上田喜三郎 1998a 「ハワイ日系人の生活史(29)」『太平洋学会学会誌』78-79:51-68
- 1998b 「ハワイ日系人の生活史(30)」『太平洋学会学会誌』80-81:19-35
- 鷺見定信 1982 「成立期のハワイ浄土宗教団」『宗教研究』255:158-160
- 1983 「明治期のハワイ開教」『仏教論叢』27:33-42
- 1984 「『開教区記録』にみられたハワイ浄土宗」竹中信常博士頌寿記念論文集刊行会編『宗教文化の諸相：竹中信常博士頌寿記念論文集』:1265-1282
- 1988 「浄土宗の台湾布教—明治期を通して—」『佛教文化研究』30:101-117
- 1998 「ハワイ浄土宗と日本語学校」水谷幸正先生古稀記念会『仏教教化研究：水谷幸正先生古稀記念』:481-496
- 2003 「明治期浄土宗の韓国布教—三隅田持門の布教を通して—」佐藤良純教授古稀記念論文集刊行会編『インド文化と仏教思想の基調と展開：佐藤良純教授古稀記念論文集』1: 179-191
- 2004 「ハワイ浄土宗とアメリカ化をめぐって」『仏教思想の受容と展開：宮林昭彦教授古稀記念論文集』2:151-16
- 渡辺雅子 2001 『ブラジル日系新宗教の展開 異文化布教の課題と実践』東信堂
- 柳川啓一・森岡清美編 1979 『ハワイ日系宗教の展開と現況—ハワイ日系人宗教調査中間報告』東京大学宗教学研究室
- 1981 『ハワイ日系人社会と日本宗教—ハワイ日系人宗教調査報告書』東京大学宗教学研究室文集』6